

41
981



始





增補
本居宣長全集

第五

贈從三位本居宣長著

正三位本居豐穎校訂

大正
15. 9. 9
内交

例言

- 一 本輯には、「歴朝詔詞解」「出雲國造神壽後釋」「大祓詞後釋」「くすばな」「鉗狂人の五部十三巻を収めたり、
- 二 「古事記傳」以下諸書の排列、舊全集と大に異なるは、なるべく同種類のを順次掲載せんとせるが故なり、
- 三 句讀點濁點等、すべて原本のまゝなり、
- 四 括弧【】を附したるは、原本細註なるを一行にせる印なり、
- 五 宣命書きの細書の部分、原本には二行に記せるを、すべて一行となす、
- 六 「歴朝詔詞解」のところへ、○或は□を以て、或文字を圍みたるがあり、今○を□に、□を「」に改む、
- 七 「鉗狂人」は、舊全集には寫本を採りたれど、木版本を用ゐる、

目次

續紀歷朝詔詞解	(六卷)	一……………二八二
出雲國造神壽後釋	(二卷)	二八三……………三三二
大祓詞後釋	(二卷)	三四三……………四五四
くすばな	(二卷)	四五五……………五二六
錯狂人 水草のうへの物語	(一卷)	五二七……………五五〇

歷朝詔詞解序

掛久者雖畏神之御代爾皇御孫之命之天降坐而安國登平久所知
 食志與理始且人之代登那理且母彌繼々爾生坐流日之御子之現御
 神登神隨所知此御食國能大政事者皆於高天原而遠津神皇祖之神
 量々賜祚牟天津法之麻々爾々許曾波有那米如此有者事登有每爾
 天下爾令賜比志太古之詔詞之旨波志即其神隨治賜比志政事爾斯
 且其詞母亦神隨之麗美久妙有詞爾波阿理祚牟乎其遠津太古能波
 世爾不遺此平城之朝廷爾至而之御々代々之詔詞能美許曾今之現
 爾傳波理且波有祚禮其本與理太古之狀乎傳敝太古之詞乎云續來
 而有者大形者同伎狀爾阿流倍久斯且最尊美重美可爲物爾志有乎
 唯不良加母由々志伎加母當昔既久言痛伎漢國之教伊那志許米佛
 國之道等富毘許理被行而專其風爾學比其詞爾習比彼神之隨有
 大御風母可美詞母漸爾被失且甚母慨久懷悒伎枉事多爾那母麻自

○詔詞解序

一

禮理祁流然爾世々能物知人母不見識哉有祁牟諾而哉有祁牟其麗
 美登解有書此不良登論有書者都而母阿良受且千萬歲月可惜古言
 廢來爾志乎靈幸比坐神之御心加本居平大人生涯乎古學爾心盡佐
 志許多之書卷書著志萬世爾教諭登爲而此詔詞乎母如此那母解明
 論置賜敝理祁流故混亂有異國風之枉事等者委曲爾見別禮廢來志
 皇國之正久麗美伎且夫理許登婆波眞清明爾顯而音違有八絃之琴
 乎調正有事能如久塵居曇有眞十見之鏡乎磨成有事能如久爾那母
 成出多流阿那意牟加志底寶寶之書登遠久長久都多波理由加牟是
 能六卷之此解說書

享和三年三月

大神安守

續紀歷朝詔詞解一卷

本居宣長解

まづこりすべていふ事ども



世にいはゆる宣命は、すなはち古の詔勅にして、上代の詔勅は、此外なかりしを、萬の事漢さまにならひ玉ふ御世御
 世となりては、詔勅も、漢文を用ひらるゝと多くなりて、後の世にいたりては、つひにその漢文なる方を、詔書勅書と
 はいひて、もよりの皇國言のをば、分て宣命とぞいひならへる。西宮記に詔書事、改元改錢、并敕令等類也、臨時大
 事爲詔、尋常小事爲勅、勅書事、攝政關白賜隨身、皇子賜源氏姓、内親王准三宮、宛封戸等類、可尋註宣命事、神
 社山陵告文、宣后太子、任大臣節會任僧綱天台座主、及喪家告文等類也、奏覽儀同詔書に見えたるが如し、北山抄にも
 かく有、されど此、續紀のころは、なほ然にはあらず、皇國言のをも、もろくの事にも、おほく用ひられて、これをも共
 に、詔といひ勅といへりき、さて宣命といふ目は、此續紀の十の卷に、始めて見えて、そは命を宣よしにて、宣は、命
 を受傳へて、告諭するをいふ也、神祇令に、中臣宣祝詞ありて、義解に、宣布也、言以告神祝詞、宣聞、百官
 にあるごとく、宣命の宣もその意也、繼躰紀に、宣勅使あるも、勅を宣る使也、其外つねにいふ宣旨宣下なごもみ
 な、宣字は、告聞する人に係れり、さればかの續紀に見えたる宣命も、其義にて、古語のにまれ漢文のにまれ、勅命を
 うけ給はりて、宣聞する事をさしていへる目にこそあれ、その文をさしていふ名にはあらざりしを、後世には、直に其文
 をさして、宣命といひ、さるから宣字をも、詔勅のと、ぞ心得ためる、西宮記の、上件の文のつきにまた、別無

宣命^ス或詔書^ス之可^ク宣命^ス謂^フ之宣命^ト云々^{ナリ}ある、こは又一説を擧られたるにて、これぞ古の意なりける、可^ク宣命^スは、その儀式をこゝのへて、宣聞^スするをいふ也、

○上代の詔勅は、みな此宣命といふさまの文にぞ有けむを、古事記にも書紀にも、しるされたることなければ、持統天皇よりあなたの御世くのは、一つだに世につたはらずなりぬ、書紀に多く載せられたる詔も、上代のはみな、撰者の心もて、新に造りて、かざりに添られたる、漢文のなれば、意も詞も、古にあらざると論なし、推古天皇の御卷なごよりこなたのは、實の當時々の文にも有べけれご、それはたみな漢文の、みなれば、いにしへまなびのためには、さらにやうなきを、あはれ古の皇國言のは、いかに麗美く雅たる、たふごき文なりけむ、いごもくゆかしきを、書紀撰はれたりし時、いご上代のご、世にのこらざるごもありけめ、や、近き御世くのは、多く傳はりてぞ在べきを、みな棄て載せられず、ごごくく^{ナク}消^スじて、世にのこらすなりぬるは、いごもくあたらしく、くちをし、うれたきわざになむ有ける、宣長書紀を讀ごごに、かの上代からさまの造詔の、ごちたくうるさきにつけても、古語のまごごの詔詞の、いごしぬはしき歎きご、たへがたかりける、然るを續紀には、これをすてずして、御世くのを、ごら載せられたるは、いごもくめてたくたふごきと、申すもさら也、おほかた奈良朝よりあなたの、古言の文詞の、世につたはれるは、延喜式にのれる、もろく^クのふるき祝詞ご、此續紀の詔詞ごのみご有けれ、これらをはなちては、あるごなし、然るにこの續紀の詔詞ごいへごも、まれには漢文言のまじり、又詞ごのみごあらず、意ごへに漢なるごもおほかるご、なほいごあかぬわざなりけれ、かく皇國言の詔詞ごにも、漢意をまじへらる、ごごも、推古天皇 孝徳天皇 天智天皇なきの御世くよりご始まりけむ、又聖武天皇 高野天皇の御世ごには、佛事ごのいごちたくおほかるは、殊にうるさく、ふさはしからぬわざなりかし、おほかたかくのみ、からご、る佛ごの多きまじりて、詞はた漢ごなるも、まれく

にはまじらぬにしもあらざれごも、猶大かたの文詞ごのいごめてたく、古く雅^カたるごはしも、後の世の人の、かけても及ばざるさまにぞありける、

○續紀のつぎく、後紀よりこなたの史ごもなる宣命、詞を、つぎくに見もてゆくに、御世くを経るまに、古言はやうく^クに少くなりつ、た漢意漢詞のみ、いよく^クますくおほく、語のつごきさまなごはた、からぶみぶりがちになれる、其中に、たふるき例のある事をいへる所々のみは、その古き文によれる故に、なほ宣命めきて聞ゆれごも、さきに例なき事を、新につづれるふしは、た文字の書ごまのみ、いにしへの宣命書にて、すべてた漢文ぶりにて、むげに見ごころなく、いご拙き物にぞなりきにける、ごもいかなれば、かくつたなくはなれるごごいふに、まづすべて詔勅を作るは、内記の職にて、職員令に、大内記二人、掌造詔勅、凡御所記録事、中内記二人、掌同大内記、少内記二人、掌同中内記、見え、貞觀儀式、讓國儀に、大臣召内記、令作讓位宣命、先以草案、就内侍奏覽、【若有可損益者、據勅處分、返賜、大臣復本所、令書黃紙、挾於書杖、祇候、また延喜内記式に、凡神社山陵宣命、大臣奉勅、命内記作之、内記作了、進大臣、大臣給使、なご見えたるが如し、さて内記には、學才ある人を任せらる、ごごにて、後世までも然にて、職原抄にも、儒門之中、堪^ル文筆者任之、草詔勅宣命也、ごあるがごごし、然るに昔は、すべて學問ごいへば、た漢學ごみにて、皇朝の古の事を、ごに學ぶわざはなかりしかば、物しれる人ごいふも、た漢籍のすぢの事を、よく知れるのみごあれ、皇國の古のすぢには、うご味かりし故に、年月にそへて、古言古意は漸にうせゆきつ、世にこれをしれる人もなくなれる也、そは書紀の私記の説ごもの、稚くつたなきを見てご知べし、弘仁なきごころすら、はやく然りければ、ましてそれより後々のものしり人たちは、おしはかるべし、されば宣命、詞の、やうに拙く、もはら漢さへづりのさまになれるは、必しも作者の、漢ごまを好みてごみにもあらざれごも、古意古言を

えしらざる故に、せむかたなく止事得ずて、おのづから然流れゆきたるなめりかし、
 〇いにしへは、片假字平假字といふ物なかりしかば、物をするに、皇國語のまゝにはものがたければ、から國のしるしざまにならひて、萬の事みな、漢文もてしるしけるを、哥のみは、いはゆる萬葉假字もてしるし、又祝詞宣命も、古語のまゝに書て、一もじもたがへず、てにをはの假字をさへに、細書に添へたる、是を世に宣命書といへり、そもくこ
 れらのみは、漢文にはしるさで、然語のまゝにしるしける故は、歌はさらにもいはず、祝詞も、神に申し、宣命も、百官天下ノ公民に、宣聞しむる物にしあれば、神又人の聞て、心にしめて感くべく、其詞に文をなして、美麗く作れるものにして、一もじも、讀たがへては有べからざるが故に、尋常の事のごとく、漢文さまには書きたければ也、か、れば宣命
 さいふものは、聞人の心に染めて感くべく作れる物なれば、その文詞の作りさまは、さらにもいはず、これを讀、舉る事をさへに、古、はいこ重く、嚴にせられて、其法正しく、くさくならひも有しここなり、三代實錄に、貞觀九年正月十七日、二品仲野親王薨、親王者桓武天皇之第十二皇子也云々、幼辨慧、性寬裕云々、親王能用奏壽宣命之道、音儀詞語、足爲模範、當時王公、罕識其儀、勅參議藤原朝臣基經、大江朝臣音人等、就親王六條亭、受習其音詞曲折焉、故致仕左大臣藤原朝臣緒嗣、授此義於親王、親王襲持、不失師法焉、見えたるにて、いまたやすからざりしほごをしるべし、ふるき書籍目錄に、宣命譜といふ物出たり、今は傳はらぬ書なれば、いかさまなるものにか、しられぬご、譜ご名づけたるをもて思ふに、その讀揚さま、音聲の巨細長短昂低曲節なきを、しるべしたる物にこそありけめ、そもくかく
 まてやむこなきわざにしあれば、今此紀なるをよむにも、そのころば有べし、訓を附ると、いこく大事也、一もじもいへごも、なほざりにすべきにあらず、よくく古語の例格を尋ね考へ、語のしらべをうるはしく物すべきわざなり、すべて何事をいふにも、その詞の文によりて人も神も、こよなく感け給ふとなれば、祝詞宣命のたぐひは、殊に言

詞の文を主すべきわざ也、神代紀、天石屋戸段に、天兒屋命云々、而廣厚稱辭、祈啓焉于時、日神聞之、曰下頃者人雖多、請未有若此言之麗美者也、乃細開磐戸而窺之、こあるをもて、神も、殊に言詞のうるはしきを感じ玉ふとをしるべし、近き世のものしり人共のごとく、たゞ空理をのみ説て、言詞をなほざりに思ひすつるは、例の漢意にして、古への意にあらず、

〇宣命の儀式は、貞觀儀式の條々に、多く見えたる中に、大嘗祭日、日のまごころに、内記に宣命文、進大臣、大臣執奏之、訖大臣喚下、宣命參議以上一人、授宣命文、受即復本座云々、皇太子立座、東西、次親王以下、共降之立、宣命大夫下殿、進就版宣、制、其詞云、云々諸聞食止宣、皇太子先稱唯、次親王以下共稱唯、皇太子先再拜、次親王以下共再拜、更宣云々、衆聞食止宣、皇太子先稱唯、次親王以下稱唯、訖皇太子先再拜、次親王以下、小齋再拜、宣命大夫復本座、親王以下亦復本座、見ゆ、何れのをりの宣命の儀も、大かたかくのごときもの也、宣命大夫といふは、宣命文を讀人にて、宣命使ともいへり、上に堪宣命參議以上一人ある是也、就版宣は、宣命版きて、かねて設置る、それに就をいふ、宣制は、制は即命にて、これも宣命といふこ同じ意なれども、宣命といふは、其事の儀式を、ひろくいひならへる名なる故に、其中につきて、正しく其文を讀、舉る事をば、宣制といひて、事を分てる也、

〇内記式にはく凡宣命文者、皆以黃紙書之、但奉伊勢大神宮文、以縹紙書、賀茂社、以紅紙書、
 〇今此解は、續紀に出たる詔書のかぎりを舉て、その詞を解たり、つぎく第一詔第二詔こやうに標すは、もこより然定まれるとの有にはあらず、今たゞ私に、假にまうけて定めたる也、然定めまうけたる故は、解の中に、しばく他詔を引出る、そのたび毎に、某年の某月日の某詔書出むは、言多く煩はしければ、言、少なにものせむため、又此解を見む人の、かれこれ尋ね合すにも、便よからむため也、

〇今此書に擧たる本文は、世にひろまれる印本の外に、寫本をも、三つ四つよみ合せて、中によしおほゆるを、えりりりてものしつ、さてその本さものよきあしきこは、その所々の解にこころわれり、

〇解の中に、書の名をあけずして、引る文は、續紀なり、又た紀のみのみいふも、續紀なり、

〇すべともろくの書に、宣命、文をしるせるやう、てにをはの假字を、細書にして添へたる、其例、大かたは定まれる如くにて、たごへば勅、あるがごこき、波久は活く辭なるが故に、添へたり、いづれの詞もかくのごこし、然れきもまた、勅、波、字は省きて、書さるたぐひも常のと也、必同じさまに定まれるとはあらず、又細書にすべきを、大書にし、大書にすべきを、細書にしたるたぐひも多く、かならず細書の假字を添へべきところに、省きて添へざるもおほし、すべてか、るたぐひ、もごより然るも有べく、又後に寫すにて、變れるも有べく、くさく正しからざる書さま、つねおほかるを、宣長今これを書に、大書細書のけじめの例をば、正しく定めて、物せむすれきも、なほごこくごまかには定めがたきともあり、されき又ひたぶるに本のまにてあらむは、あまりにみだりなるごこの多ければ、今は此大書細書ばかりは、本にか、はらず、大かたには例をさだめてものしつ、

〇いづれの詔も、おのく其を作れる人の、心々おほしくて文字づかひなきかはれるご有たごへば仕奉を、供奉或は奉侍ごのみ書き、所念をみな所思、大命を、みな御命ごも書るたぐひ也、假字も然にて、ごほりて定まれるとはなし、に、みな爾を用ひたる詔も有、又みな仁を用ひたるもあり、てに皆且を書るもあり、又みな天を書るもあるたぐひ也、これはたおのく、作者の心々にぞ有けむ、又まれには、つねにはをさく用ひぬ、めづらしきもじを用ひたるもあり、又假字の清濁は、分て用ひたり見ゆるもあれきも、また自字夫字なきを、多く清書にも用ひたるたぐひ、分れざるも多し、又すべて細書の假字は、今の本、全くもこのま、ごもおほえぬと有、且天、爾仁なきのたぐひ、此本

ご彼、本ご、異なるごも多かるを見れば、中には後につきく寫せるごきに、何心もなく書たがへたるたぐひもあるにやあらむ、

第一 詔

一の卷の始めに、天之眞宗豊祖父、天皇【文武天皇】云々、高天、原廣野姫、天皇、十一年、立爲皇太子、八月甲子、朔、受禪即位、庚辰詔曰、ごあり、持統天皇紀には、八月乙丑、朔、天皇定策禁中、禪天皇位於皇太子、ご有、八月朔の、乙丑、甲子、ご、たがひたるは、七月を、大ごしたるご、小ごしたるご、曆法の異なりけむ故なり、庚辰は十七日なり、

現御神	大八嶋國所知	天皇大命	詔大命	集侍皇子等
王臣百官人等	天下公民諸聞食	詔高天原	事始而遠	天皇
祖御世中今至	天皇御子之阿禮坐	彌繼繼	大八嶋國	
將知次	天都神乃御子	隨	大八嶋國	
天津日嗣高御座之業	現御神	大八嶋國所知	倭根子	天皇
命授賜	比負賜	布貴	高廣	厚大命
				受賜
				恐坐
				此

乃食國天下調賜比平賜比天下乃公民平惠賜比撫賜比
 奈母隨神所思行佐久止詔天皇大命諸聞食止詔是以百官人
 等四方食國治奉止任賜國國宰等爾至麻且爾天皇朝庭敷
 賜行賜幣留國法乎過犯事無久明支淨直誠之心以而御稱
 稱而緩怠事無久務結而仕奉止詔大命諸聞食止詔故爾如
 此之狀聞食悟而歎將仕奉人者其仕奉禮良幸狀隨品品讚賜
 上賜治將賜物幣止詔天皇大命乎諸聞食止詔

現御神止は、阿伎都美加微登止訓べし、此訓の事、出雲國造神壽後釋にいへり、明御神明津神なごも書り、止は、
 爾臣といはむがごとし、第五詔には、現御神止坐而も有、皇坐父止坐なごも、皇にて坐父にて坐也、此言は、天
 皇は、世に現しく坐ます御神にして、天の下をしらしめすよし也、景行紀雄略紀に、現人神もあるも、同じ意也、
 又萬葉に、遠神吾大王止申し、又天皇の御うへの事には、神ながら云々申すも、神にてましますまにこい
 ふ意也、そもく後世に至りて、天皇を畏れ奉らざる者も、出來たりしは、世、人の心、漢意にうつりて、現御神に
 まします御事を、わすれたるが故也、あなかしこく、○大八島國の事、古事記傳にいへり、○所知は、志呂志賣
 須訓、食字を省きて書る也、萬葉十八世には、之良志賣之も有、又六には、所知座も有、○天皇大命は、須賣

良我意富美許登止訓べし、十二詔に、天皇我命、卅二詔に、天皇我御命、大御命、四十二詔に、天皇我御命、四十四
 詔に、天皇我御命、四十八詔に、天皇我勅命、なご有をもて知べし、四十詔に、天皇我御世ももあり、○良麻止は、
 附ていふ辭に聞えたり、武烈紀に、臣をヤツコラマ、顯宗紀に、御裔僕をミナスエヤツコラマ、なご訓るに同じ、現御
 神云々の大命ぞご、たしかにいひ聞する意に添たる辭なるべし、師は、詔らまにて、詔むといふとこいはいはれたれ
 き、わろし、大命のらむ詔ふきは、いふべくもあらぬうへに、詔旨良麻なごも多書たるは、のらまは訓がたき
 をや、○集侍の事、大祓詞、後釋に云り、○皇子等云々、此事もかの後釋に、親王諸王諸臣百官人等ごある所にいへり、
 皇子等は、親王ごあるご同じ、王臣は、諸王諸臣ごあるご同じ、すべてかくさまの、常に定まれるとは、其字はさま
 ざまに、具にも省きて書たれき、讀はみな同じと也、たこへばおほみごを、大御命ごも、大命ごも、御命ごも、
 勅命ごも、命ごも書るが如し、此類、其所の字によりて、訓を異るはひがと也、等字も、王の下臣の下にも有べきを、
 こ、は畧きて書る也、みな多知讀付べし、十三詔に、王多知、また臣多知、卅八詔に、親王多知臣多知、百官人
 等、四十二詔に、諸王多知臣多知、なごあるをもて定むべし、○天下は、萬葉五また世なごに、阿米能志多ごあるに依て
 訓べし、つねにあめがしたこいふは、俗なり、○公民は、意富美多加良止訓べし、委くは古事記傳廿四の卷にいへり、
 ○諸は、皇子等云々、詔にて、上に屬る言なり、古事記に、天神諸なごあるが如し、○聞食は、伎許志賣佐閉止訓べ
 し、卅三詔に、諸聞食止詔、卅五、五十三、五十四詔なごにも、かく倍字を添て書れば也、佐閉は世を延たる也、
 又つねのごごく、賣世止訓むもあしからず、三代實錄廿二卷、詔には、諸聞世止ごもある也、○詔、これは宣なり、
 能流止訓べし、宣命使のみづからいふ也、詔ごは書たれごも、天皇の詔ふこいふにはあらず、此詔には、宣をもみな
 詔ご書たり、古は凡て、言だに同じければ、字にはか、はらず、いかにもく、通はし書たり、なほ此宣の事、大祓詞後

釋に委くいへり、續後紀三代實錄なきには、此宣に、詔布_ミ、布_ミ字を添て書る所もあれきも、そはそのかみはやく、心得誤れるか、但しみづからの事にも、給ふこいふ古言の例あれば、これものりたまふこもいへるか、そはいかにまれ、たごひ然訓ても、意はみづから宣也、決して天皇の詔ふよしには非ず、思ひ混ふべからず、さてすべてよろの詔に、かく諸開食止宣_ミこいふ處、一段にて、此一段終る毎に、集侍れる諸、共に稱唯例なり、○高天原、爾字、本ごもに、乎_ミ作るは誤也、第五詔に、高天原事波自米而_ミあるによりて、今改つ、○事始而、道饗祭祝詞に、高天原事始_ミ、皇御孫之命云々、遷却崇神祝詞に、高天之原神留坐_ミ、事始給_ミ、神漏伎神漏美命以_ミ云々、さて此語は、下の天坐神之依奉_リ之隨、こいふへ係りて、天津日嗣の御事を、始め給ふをいふ也、○遠天皇祖は、登本須賣漏岐_ミ訓べし、十三詔に、遠天皇御世始_ミ、今朕御世當_ミ、十七詔に、自遠天皇御世、五十七詔に、遠天皇御世々々、また第三詔に、遠皇祖御世始而、天皇御々世々、第五詔に、遠皇祖御世始而、中今至_ミ、十四詔世三詔にも、同じさまに見えたり、孝徳紀に、又詔於百濟使_ニ曰、明神御宇日本天皇詔旨、始我遠皇祖之世云々、これをトホツミオヤ_ミ訓るはわろし、持統紀にも、新羅元來奏云、我國自日本遠皇祖代云々、また自_ミ我國家遠皇祖代云々、万葉にも、皇祖皇祖神皇神祖なごみな、スメロギ_ミ訓、假字書にも五十七十八世なきに、須賣呂伎_ミ有、又十九に、皇祖神之遠御代三世波、【三は假字にて御なり】世に、ひさかたの天の戸ひらき、高千穂のたけにあもりし、須賣呂伎の神の御世より云々、さてすめろぎ_ミは、上件の書ごもに書る字のごこく、古の御世の天皇を申し、又今の天皇までをかけても申せるごこ有、故_レ天皇ごのみも書る處も有也、さて上に引る第三第五第十三なごの詔によれば、こにも此下に、始而_ミ有しが、脱たるかごも思へき、こは上に事始而_ミあれば、重ねてはいふまじく、こは御世御世_ミ有べきごころ也、されば御世一つ脱たるなるべし、○中今_ミは、今をいふ也、後世の言には、

當時の_ミを、降れる世後の世なきいふは、よろしくもあらぬいひざまなるを、中こいへるは、當時を盛なる真中の世_ミ、ほめたる心ばへ有て、おもしろき詞也、此言第四第五第十三詔にも有、さて此言は、下の天都神乃御子隨_ミ云云間看來、こいふへ係れり、次の天皇御子之云々へはつ、かす、○阿禮坐は、生坐也、古事記神武段に、阿禮坐御子、神功段に、其御子者阿禮坐_ミなご、なほ多し、○彌繼々_ミは、又繼々_ミ又繼々_ミゆく也、○次止、都藝豆_ミ訓べし、ついでこいふは、や、後の音便言也、四十五詔には、天日嗣高御座_ミ乃繼天_ミごも書たり、さてこは天津日嗣しろしめす次第こいふと也、出雲國造神賀詞に、天穗日命_ミ云々、仰賜_ミ次_ミ隨_ミごあるも、天穗日命より、國造の繼々に仕奉るを、次こいへり、又顯宗紀に、陛下正統當奉_ミ鴻緒_ミご有、さて此言、下の依之奉へ係れり、此次字を、一本には須_ミ誤れり、○天都神乃御子_ミは、天照大御神の御子のよしにて、天忍穗耳命_ミ遷々藝_ミ命より始奉りて、御世御世の天皇を申す御稱にて、古事記書紀に、神武天皇をまかく申し、神代紀に、天孫をも、アメノカミノミコごよめる所あり、さてこに、天都神_ミ書れたるを以て、すべて天神は、かくよむべきとを知べし、あめのかみごよむはひがと也、○隨_ミは、神隨_ミのながらご同くて、天照大御神の御子に坐_ミますま、にこいふ也、母_ミ字、印本には、爾ご有、そはマニ_ミご訓べし、同意ながらこれは、まに_ミごいひては、次なる隨_ミご重なりて、語煩_ミはし、故_レ今は一本に依れり、母は、第五第九詔十三五十四詔なきに、隨_ミご有_ミごこく、添へたる辭也、萬葉二に皇子隨_ミ任賜者云々、○天坐_ミ神は、他の詔に、天坐_ミ神國坐_ミ神なき、廣くいへるごは、心ばへ異也、こは諸祝詞に、高天原に神留坐_ミ云々ある天_ミ神にて、もはら天照大御神高御產巢日_ミ神をさして申せる也、た_ミ天_ミ神ごいはずして、天坐_ミごいへるは、上の天都神_ミ、同言の重なる故に、少しかへて申せる也、○依之奉_ミ隨_ミは、古事記に、天照大御神之命以_ミ、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝勝速日_ミ天忍穗耳命之所知國、言因賜而、天降也云々、爾天照大御神

高木神命以、詔太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命云々、是以隨白之、科詔日子番能通々藝命、此葦原水穗國者、汝所知國、言依賜故隨命以可天降、さある是也、猶書紀神代下卷にも見ゆ、隨は、こは麻爾麻訓つ、下に爾字なければ也、假字書に麻爾麻も有、されど又まに、こも訓べし、○聞看來、此三字は、諸本にみな脱たるを、十四詔に、高天原神積坐、皇親神魯伎神魯美命以、吾孫乃命乃將知食國天下、言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、天皇御々世々聞看來、食國天日嗣高御座乃業、云々、廿三詔に、云々止事依奉乃任、遠皇祖御世始而、天皇御々世々聞看來、食國高御座乃業、云々、なごある例によりて、今補つ、こに此語なく、本のま、にては、上の中今至、いへる語を承るころなく、又次の語へもつゞかざればなり、○天津日嗣の事、古事記傳にいへり、○高御座之業、高御座は、天の御座といはむが如し、高は天をいふ、たゞ高きよしにはあらず、天皇の御座は、即高天原にして、天照大御神のまします御座を、受傳へますよしをもて、高御座は申す也、さて高御座之業は、天皇の此御座に坐しまして、天下を治めさせ給ふ御業を申す也、大殿祭詞に、高天原神留坐、皇親神魯伎神魯美之命以、皇御孫之命、天津高御座坐、天津日嗣、劍鏡、捧持賜天、言壽宣、皇我宇都御子、皇御孫之命、此乃天津高御座坐、天津日嗣、萬千秋乃長秋、大八洲豐葦原瑞穗之國、安國止平、所知食、言奇奉賜、云々、さて上の高天原事始而、いふより、是までの文、事のつゞきの趣、まぎらはしきが如し、よくせずば心得たがへなむ、文の條理をこまかに尋ね正して看べし、高天原事始而、天皇御子之阿禮坐、彌繼々、大八島國將知次、天坐神之依之奉之隨、遠天皇祖御世、中今至、天神乃御子隨、聞看來云々、こいふ次第也、○現御神止云々天皇命は、こは持統天皇をさして申給ふ也、倭根子申す御稱の事、古事記傳廿一の卷にいへり、御世々の天皇の通へる御號なり、天皇に命字を添て書る例、古事記又出雲國造神賀詞なごにも見ゆ、○授賜

は、持統天皇の、今文武天皇に授奉給ふ也、此高御座の御業は、高天原に事始て云々の御業をこして授玉ふこいふ文のつゞき也、○負賜は、負持しめ給ふよし也、常に仰せこいふ言も、もこ其事を負持しむるよしにて、これ同言也、假字は四十五詔に、勅於保世給、有、○貴高廣厚、印本には、廣の二字脱たり、他の本もみな此二字有、第六詔に、太上天皇厚廣德、高貴貴行、依而、五十一詔に、公民之上、廣厚慈而、また仕奉事、厚美なごも有、又明淨直誠之心以而なごやうに、かく同じたぐひの言を、いくつも重ねいふは、宣命の語の文にして、其事をねもころにする古の文なり、かゝる格、祝詞又母には、をさく見えず、さてかく言を重ねる例、後世なれば、終のつゞきを支こいひて、上はみな久こいひてつゞくるを、かくみな支云とて重ねるは、古の格也、さて又支字は、しの音なるに、きの假字に用ひたるは、伎字の偏を省ける也、古は偏を省きて書る例多きこ、古事記傳に委くいへり、○受賜は、持統天皇の授玉ひ負せ給ふ大命を、文武天皇の受被賜玉ふ也、常に、人のいふを聞こいふを、うけたまはるこいふも、もこ此字の意にて、こも又聽玉ふ意にも轉りて聞ゆる也、又物を諾ふを聽こいふも通へり、○恐坐は、もこは字のこ、恐畏る、意なるを、それ即承諾ふ意になりて、萬葉に多く、天皇の命畏みこいひ、古事記に、須佐之男命の、櫛名田比賣を、吾に奉むや、詔へる御答に、足名椎の、恐奉むこいへるなごみな然り、俗言に、奉畏、こいふこれ也、さて天皇は、御自の御事をも、尊みて詔ふ例にて、こも坐且こはのたまふなり、此たぐひ皆然り、○食國は、古事記に、夜、食國ある處に、訓食云、袁須、注せり、万葉に假字書は、十七に、須賣呂伎能乎須久爾奈禮婆、また於保伎美乃美許登可之古美、乎須久爾能許等登里毛知豆、十八に、須賣呂伎能可本能美許登能、伎已之乎須久爾能麻保良爾なご見ゆ、しろしめす國こいふこ也、さて食國天下こいつきたるころ、續後紀文德實錄三代實錄なごには、食國乃、字あれども、續紀には、いこあまた見えたる中に、一つ

も乃、字あるはなければ、今は乃、こは訓、す。○調、賜、比、第三詔に、此天下、手、治、賜、比、諸、賜、比、第九詔に、上下、手、齊、賜、比、和、義、比、四十五詔に、汝等乃、心、手、等、能、倍、直、之、万葉二に、御軍士乎、安、騰、毛、比、賜、齊、流、三に、網引爲、跡、綱、子、調、流、海、人、之、呼、聲、十に、左、男、牡、鹿、之、妻、整、登、鳴、音、之、十九に、物、乃、布、能、八、十、友、之、雄、乎、撫、賜、等、能、倍、賜、廿に、安、佐、奈、藝、爾、可、故、等、登、能、倍、なご見ゆ、これらを合せて思ふに、此言は、よそにあらせ居る者を、呼、集、めて、みだれなく治むる意也、其中に呼、來、す、方、を、主、こ、い、へ、る、こ、亂、れ、なく、治、む、る、方、を、む、ね、こ、し、て、い、へ、る、こ、の、異、あ、る、也、○平、賜、比、第九詔にも、天、下、手、治、賜、比、平、賜、比、有、こ、は、必、し、も、不、服、者、あ、り、て、討、平、ら、ぶ、る、に、は、あ、ら、ず、平、ら、か、に、す、る、を、い、ふ、也、○真、賜、比、は、第十三詔に、天、下、手、撫、惠、比、賜、比、あ、る、に、よ、り、て、賣、具、備、比、訓、つ、凡、て、備、比、も、美、比、も、通、は、し、い、ふ、言、例、多、し、○撫、賜、比、は、す、べ、て、撫、る、は、愛、み、憐、む、し、わ、ざ、ら、る、が、故、に、必、し、も、撫、ざ、れ、さ、も、愛、み、憐、む、を、か、く、い、ふ、也、万葉六に、天、皇、朕、宇、頭、乃、御、手、以、搔、撫、會、禰、宜、賜、打、撫、會、禰、宜、賜、なごも有、さて奈母は、後、の、文、に、な、む、こ、い、ふ、辭、也、な、む、は、此、奈、母、を、音、便、に、い、ふ、也、○隨、神、は、万、葉、に、假、字、書、に、可、武、奈、何、良、有、此、言、諸、の、詔、に、多、く、有、下、に、母、を、添、て、い、へ、る、所、々、も、あ、り、天、皇、の、御、事、に、は、何、事、に、も、神、な、が、ら、云、々、申、す、こ、に、て、萬、葉、の、哥、に、も、い、多、し、天、皇、は、現、御、神、と、申、す、て、ま、と、こ、に、神、に、ま、し、ま、す、が、故、に、神、に、て、坐、す、ま、ま、に、物、し、給、ふ、よ、し、也、○所、思、行、久、止、於、母、本、志、賣、佐、久、止、訓、行、字、を、書、は、も、こ、於、母、本、志、於、許、那、波、須、こ、い、へ、る、よ、り、出、て、其、字、を、お、も、ほ、し、め、す、し、ろ、し、め、す、き、こ、し、め、す、な、ご、の、賣、須、に、も、通、は、し、て、書、る、也、其、事、委、く、は、古、事、記、傳、廿七の卷、看、行、の、解、に、い、へ、り、み、そ、な、は、す、は、見、し、お、こ、な、は、す、切、め、た、る、意、也、佐、久、は、須、を、延、た、る、也、○諸、は、始、に、出、た、る、皇、子、等、云、々、諸、也、○聞、食、止、詔、こ、の、詔、字、も、宜、也、此、所、又、一、段、な、り、○四、方、食、國、手、云、々、宰、等、至、こ、は、諸、國、の、司、を、い、ふ、天、皇、の、御、爲、に、そ、の、國、々、を、治、奉、れ、こ、し、て、任、給、へ、る、宰、さ、い、ふ、也、任、は、麻、氣、と、訓、べ、し、麻、氣、は、令、罷、罷、を、切、め、た、る、言、に、て、其、國、々、へ、罷、ら、せ、給、ふ、よ、し、也、されば任をまけ、訓、は、京、外、の

官に限れるこ、也、京官の任は、めし又よさしなご訓べし、宰は、守、介、掾、目、な、ご、を、總、い、ふ、こ、れ、を、美、許、登、母、知、こ、い、ふ、は、命、持、に、て、天、皇、の、大、命、を、受、賜、は、り、負、持、て、其、國、の、政、を、申、す、よ、し、の、名、也、さて、こ、の、文、此、宰、も、百、官、人、の、内、に、て、上、は、大、臣、よ、り、下、國、々、の、宰、に、至、る、ま、で、の、意、也、國、司、は、そ、の、一、國、の、民、を、治、む、る、官、に、て、そ、の、任、重、き、に、よ、り、て、是、を、こ、り、分、て、舉、ら、る、な、る、べ、し、孝、德、紀、に、大、化、元、年、八、月、同、二、年、三、月、な、ご、百、官、の、中、に、殊、に、國、司、の、事、の、み、こ、り、分、て、く、は、しく、さ、だ、せ、ら、れ、た、る、な、ご、を、も、思、ふ、べ、し、○天、皇、朝、庭、は、須、賣、良、我、美、加、度、と、訓、べ、し、大、祓、詞、に、天、皇、現、朝、庭、鎮、御、魂、齋、戶、祭、祝、詞、に、皇、我、朝、庭、な、ご、有、を、も、て、定、む、べ、し、さて、こ、の、天、皇、朝、庭、敷、賜、行、賜、い、ふ、十、字、諸、本、共、に、百、官、人、等、の、上、に、あ、る、は、次、第、の、亂、れ、た、る、も、の、也、此、語、は、か、な、ら、ず、下、の、國、法、こ、い、ふ、へ、係、れ、る、語、な、る、に、百、官、人、云、々、こ、つ、き、て、は、語、の、條、理、こ、の、は、ず、故、今、改、め、て、至、下、の、下、に、う、つ、し、つ、○過、犯、事、無、久、大、祓、詞、に、官、々、仕、奉、人、等、乃、過、犯、事、無、久、雞、々、罪、手、云、々、さて、犯、の、假、字、は、古、書、こ、も、に、見、え、た、る、こ、こ、な、ご、を、言、の、意、を、考、る、に、大、か、す、也、故、於、の、假、字、こ、定、む、大、か、す、は、大、凡、に、な、ほ、ざ、り、に、す、る、意、也、○明、直、淨、直、直、誠、之、心、而、第、二、詔、に、以、明、淨、心、而、第、五、詔、に、清、直、明、直、正、直、直、心、以、第、七、詔、に、淨、伎、明、心、手、持、而、廿、詔、に、以、明、直、心、廿、九、詔、に、貞、久、淨、心、手、以、天、卅、一、詔、に、明、仁、貞、心、手、以、天、卅、三、詔、に、貞、仁、能、久、淨、心、手、以、天、四、十、四、詔、に、已、何、心、手、明、淨、久、貞、謹、矣、五、十、九、詔、に、清、直、心、手、毛、知、な、ご、さ、ま、く、長、く、も、短、く、も、云、へ、る、み、な、意、は、同、じ、○御、稱、々、而、は、決、く、誤、字、也、い、こ、心、得、が、た、し、さ、れ、こ、試、に、い、は、ば、彌、獎、々、而、に、や、あ、ら、む、御、彌、之、は、草、書、は、よ、く、似、た、り、こ、は、必、彌、こ、い、ふ、べ、き、處、也、獎、字、は、人、を、す、む、る、に、て、み、づ、か、ら、す、む、意、に、は、あ、ら、ざ、れ、き、も、古、は、向、迎、之、を、通、は、し、書、る、こ、こ、く、自、他、を、相、通、は、し、て、書、る、こ、こ、常、な、れ、ば、こ、れ、も、み、づ、か、ら、す、む、こ、こ、に、も、用、ふ、べ、し、さて、大、殿、祭、祝、詞、に、百、官、人、等、云、々、邪、意、穢、心、無、久、宮、進、進、宮、勤、勤、之、業、且、咎、過、在、見、直、聞、直、坐、こ、ある、こ、上、下、の、文、の、つ、ま、き、も、似、た、り、考、合、す、べ、し、但、し、か、れ、は、大、宮、賣、神、の、百、官、人

等を、令進給ふをいふ故に、進米あるを、こはみづからの事なれば、須々美訓べき也、しばらく此考を用ふ、なほよく考ふべし、印本にこれを、ミハカリくテ訓たるを、師も、稱量の意以て書たる也、みはかりくテ訓べし、出雲國風土記、大殿祭祝詞なごにも有いはれたれき、出雲風土記に御量あるは、宮を造る事につきていひ、大殿祭詞なるは、事をはかるをいひて、神議々而いふこと同く、事の有に就ていへるなれば、皆こにはよしなし、そのうへ稱字、秤の意はあれども、はかりこいふに、此字を書べきにもあらず、〇緩忘事無久十三詔又五十一詔に、無意緩事一冊二詔に、今由久前上、緩忘事無久、四十一詔に、晝夜毛倦怠止無久なご有、〇務結而、結字、諸本に給に誤れるを、今例に依て改めつ、志麻理訓べし、第三詔に、淨明心以而、彌務彌結云々、冊二詔に、常利毛益益勤結奉侍なご見え、類聚國史、弘仁十四年十一月詔に、日夜忘事無久、務志麻理、伊佐乎奉仕、依、文德實錄三に、日夜無意事久、務結利、勤久仕奉、依、三代實錄冊二に、務志万利、伊佐乎久なご有、同書三にも此語あるを、それもこの如く、結を給に誤れり、さて志麻理は、志要理と同くて、劔の手上よりしばらくいふ如く、堅くすまなく執持て、弛緩べぬ意也、俗言に、放逸たる者の、行ひの直りて、忠實になるを、しまるこいふも、同言なり、古事記清寧天皇段、哥に、意當岐美能美古能志婆加岐、夜布士麻理斯麻理母登本斯もあるも、大君の御子の柴垣、八節結々廻しにて、柴垣を結堅め廻らしたるをいふ也、夜布は、八段に結へる也、こふの菅薦の十節と同じ、万葉十二に、玉勝間島熊山、玉勝間安倍島山いへるも、共に玉勝間は、島にかゝれる枕詞にて、籠の目を堅く結へるよしのつゝきなり、〇故、故は、古文に常に多く有て、みな加禮訓こにて、かるがゆゑにこいへる例はなければ、こ、の爾字は、後、人の、ふささかしらに書加へたるにや、削り去てよろし、〇如此之狀は、加久乃佐麻訓べし、然いひては、之てふ言いかなるやうなれども、つねにかくのごこいふも、之の格同じこなり、廿七詔に

は、加久狀書り、五十九詔に、如此時あるをも、かくのこき訓べく、五十五詔六十詔に、此之狀あるも、かくの訓べし、〇欸は、此字の注に、志純一也も、忠誠也もいへれば、まめに訓べくおもはるれども、五十一詔に、欸、明あるは、美、字あれば、さは訓がたし、故、伊蘇志久訓べし、第七詔に、其人、宇武何志、欸事、遂不、得忘、あるも、十三詔に、伊蘇之、宇牟賀斯、忘、不、給、止、あるを合せて、然訓べきこを知べし、五十二詔に、累世而仕奉、麻佐、加多目氣奈、伊蘇志、思、坐、も有、伊蘇志は、常には勤、字を書て、古書に多き言也、伊蘇は、伊佐乎の切れるにて、いそしはいさをしと同じ、〇品々とは、その讃賜ひ上賜ふ差等あるをいふ、〇讃賜は、褒美なり、〇上賜は、諸詔に、冠位上賜あるごこく、位階を昇せ給ふ也、廿八詔に冠位阿氣賜治、賜あるに依て阿氣訓べし、〇治將賜、凡て治、賜云々は、廣き言にて、吉凶き何事にまれ、處分行ひ給ふをいふ也、官に任を、某官に治、賜いひ、或は刑罰をも、某刑に治、賜なごいふがごこし、かくてこは、讃賜ひ上賜が即ち治、賜なるを、語の文にかく重ねいへる也、第四詔に、冠位上可賜人々治賜なごも有、さて將字は、讃字の上にある意也、

第一詔

三の卷に、慶雲四年夏四月壬午、詔曰、こあり、藤原不比等、朝臣に、食封を賜ふ詔なり、
 天皇詔旨勅、久、汝藤原朝臣、乃、仕奉狀者、今、乃、未、爾、不在掛、畏、支

天皇御世御世仕奉而今又朕卿止爲而以明淨心而朕助
 奉仕奉事乃重支勞事所念坐御意坐依而多利麻比旦
 夜夜彌賜閉婆忌忍事似事常勞重所念坐久止宣又難
 波大宮御宇掛畏天皇命汝父藤原大臣仕奉狀
 建内宿禰命乃仕奉事止同事勅而治賜慈賜是以令文
 所載多流乎跡止爲而隨令長遠始今而次次被賜將往物食
 封五千戶賜久止勅命聞宣

天皇詔旨勅久は、旨の下に、第一詔の如く、良麻止いふ辭を添て、スメラガオホミコトラマトノリタマハクミ訓べし、
 すべてかやうの、いつも定まれることは、かくもじを多く省きても書る、常の事なり、然るをたゞその文字のまゝに
 訓は、古言をしらざるもの、しわざ也、省きたる所をも、具に書る所の例によりて、定まれる語のまゝに訓べき
 こと、大かた此類みな准へて然り、○汝は、第五詔に、美麻斯親王、また美麻斯乃父、五十一詔五十二詔なきに、美麻之
 大臣、なきあるに依て、美麻斯ミ訓べし、○藤原朝臣、朝臣は、阿曾美ミ訓べし、あそんといふは、後の音便讀也、
 此紀卅二に、阿曾美爲朝臣云々あるは、阿曾美の字を、朝臣ミ書事をいへるなり、書紀天武卷、八色姓の處の朝
 臣をも、アソミミ訓り、さて此藤原朝臣は、不比等公也、○今乃不在は、今の御世に仕奉るのみに非ず也、○

掛畏支は、言に掛て申すも、恐れ多きこいふこと也、○天皇御世々々云々、不比等公は、天武天皇の御世より
 ぞ、仕奉り初め給ひけむ、書紀には、持統天皇の三年に、此卿始めて見えて、同十年に、位は直廣貳にて、資人五十人を
 賜ふよし見えたり、續紀にては、初中納言にて、大寶元年三月、大納言となり、和銅元年三月、右大臣になり給へり、
 鎌足公の第二子也とあり、かくて養老四年八月癸未、正二位右大臣にて薨給ひき、年六十二有、同年十月、太政大
 臣正一位を贈らる、天平寶字四年八月、勅曰云々、其先朝、太政大臣藤原朝臣者、云々、追以近江國十二郡、封爲
 淡海公、餘官如故云々、叙位は、公卿補任に、大寶元年三月正三位、同四年正月從二位、慶雲五年正月正二位見ゆ、
 ○卿は、麻閉都岐美ミ訓べし、景行紀、哥に、麻幣菟者彌とある是也、天皇の御前に侍ふ君といふ意也、書紀に、卿
 又群卿なきを、マチギミ又マウチギミと訓べし、和名抄にも、大臣を於保伊万宇智岐美とあるなきは、みな後に頼れたる
 唱へて、正しからず、○重支は、伊加志伎ミ訓べし、書紀に、皇極天皇の大御名の重日を、此云伊柯之比、また舒明紀
 に、嚴矛此云伊箇之保慮、また祝詞等に、茂梓伊賀志御世茂御世、また春日祭祝詞に、王等卿等手平久、天皇親朝
 廷、伊加志夜久波叡、如久、仕奉利佐加叡志米賜、平野祭祝詞にも、伊夜高伊夜廣、伊賀志夜具波江如久、立榮
 之榮、なきあるを合せて、此言の意を知るべし、重日嚴矛なきは、重くおそそかにして畏き意、茂御世いかしやくはえ
 なきは、廣く繁く榮えて大きな意也、いかしやくはえは、師の、茂彌木榮にて、樹のいやがうへにしけり榮ゆるを
 いふ、こいはれたるが如し、又俗言に、物の大きなを、いかい云、多なるを、いかい云、いふなき、又いかめし
 さいふなき、みな此詞にて、意通へり、さればこの重支も、やむことなく重く大きな意也、○勞支は、廿七詔に、愧
 伊等保自念須、こ有に依て、伊登保志伎ミ訓べし、此言は、いたつくいたはるなき、同言にて、本はみづから其
 事に勞苦むをいふを、又他より然思ふにも通はしいへり、勞字も然也、たこへば、かしこしい言なきも、直に其

人の事にもいひ、又他より然思ひて、かしこむことにもいふがごじし、かくてこの重勞イカシイトホシは、藤原大臣のうへを、直に詔ふごもすべし、廿三詔に、天下政事テノクニノシヨウジ聞看事者、勞重事イカシイコトノハシ在ア在ア、ミあるが如し、俗言に、苦勞クラウなる事、大義なる事オホイシいふ意也、然れごも此言、他の詔にもあまたある多くは他のうへを然思イカシ召メをいへれば、こも此大臣のうへを、天皇の然思イカシ召メかたごもすべし、五十二詔に、朕臣ミカドノミヤコ乃仕奉ナニニサカサマ狀カタテ、勞重イカシイ事コトもあるも、こも同じ、こは俗言に人の勞イカシを謝アガて、御骨折ミタネノクサレ御大義御苦勞ミタケノイカシ云クに當りて、大義なる事、苦勞イカシなる事コト、おぼしめすよし也、第三第四詔サントヨシノミカドノミコトノカミに、天地之心アメノチノココロ勞重イカシイ事コトあるは、天地の、いかどにおぼしめして、心を勞苦イカシめ給はむご、天皇の畏カみ坐マ也、さきに、いたはるごいふ言も、病するなごをいふは、みづから苦む方にて、萬葉五に、意乃何身志伊多波斯計イノナニニミミシイタハシケイ禮レ葉ハごいへる類也、又人のうへを、他よりあはれむをいふ、又物語書モノガタリノシに、いごほしごいへるは、人の勞苦イカシむを、あはれむよりいひて、俗言に、案アじるごいひ、氣キ之ノ毒ドクなごいふ意に多く用ひたり、五十八詔に、勞イカシ奈思ナシ麻志マシ曾ソあるは、其意也、万葉十三に、誰心勞跡タレココロノイカシノアト鴨直渡異六、また誰之言タレノコトノハ勞鴨イカシノカモ云々、十九に、大夫之語オホウヂノコトノハ勞美イカシノミ、父母爾啓別チノヒツニナラセバ而シテなごあるも同じ、又俗言にいごしごいふも、此言の訛れるにて、あはれむを悲むごいふごイカシムく、是もいたはるに同じ、〇多利麻比豆夜々爾賜タリマヒマシメヨヨノミ、此所誤字あるか、すべて心得がたきを、強て試にいへど、多利麻比は、利字は、草書似たれば、知の誤にて、立廻タチマワなるべし、伊勢物語イセノモノガタリ哥カにも、昨日けふ雲のたちまひかくるふはイハ有ア、立タまはり也、此大臣を、いかにもして、なほ高く褒賞ホウショウばやご、御心をつけて、立タまはりつ、うかがひ玉ふよし也、夜々彌は、漸看ヤヤミにて、速にはえ物せずして、事のさまを考へうかとひ看つ、やすらひ玉ふよしなり、俗言に、速ヤにものせずして、まら猶豫ヨウイふを、見合ミすごいふにあたり、三代實錄サントヨシノミカドノミコトノカミ四十六、元慶八年六月の詔に、太政大臣藤原朝臣、先御世々々サキノミヨセヨヨヨ朝政チノサマノシヨウ手テ總攝ソウセツ奉仕ホウシ、云々、朕將ミカドノミコトノカミ議ギ賞ショウ、大臣索懷オホノミヤコノソクケ謙ケン、必カナラシ固辭退カタジメノシ、政事若シヨウジノコトノハ滯シ世セ加カ、也々美思ヤヤミシ、云々ごある、印本には、也々美、三字を脱せるを、今は古き寫本に依りて、件の詔、すべての趣も、こ、の詔ミカドノミコトノカミ全タテ同トウじ事也、考カ合カせて、こ、の語の意をもさごるべし、又五六百年ばかりさきの書に、や、見あふるまもなく、ごいふごミカドノミコトノカミ有アしやうにおほゆるは、漸看ヤヤミ取問キも無ナにて、それも件の意イ合カへり、又思ふに、源氏物語ゲンジノモノガタリに、や、ましごいふ言あるも、此や、みご、同言の活用ドウゴンノクワヨク聞ゆるを、それは心やましき意ココロノイ注ツしたる、まごに其意ココロノイ聞キえたるを、もし然らば、こ、もおほしめしわづらひて、御心をやましめ給ふよしにもやあらむ、三代實錄サントヨシノミカドノミコトノカミに、也々美思ヤヤミシはしごつきたるを思へば、此方やまさりたるらむ、こは何れにしても、すべての意は同じご也、さて上件カミノキの如く心得る時に、何かや言のたらはぬご、ちすれごも、一重行ヒツヘ越コシて見れば、聞ゆる也、かく行イ越コシたる語も、古書に例あるご也、行イ越コシは、いかにもして、猶褒賞ユウホウショウむごおほして、立タまはりつ、うかとひ玉ふ也、然れごも速には然え物し給はて、や、み給へばの意なるを、その然れごもごいふ言を畧リョクきて、行イ越コシる也、〇忌忍事イミシ似事ニヒシ、これも心得がたし、誤字アヤコトなご有アにや、されご姑く上の考カへに就て、例の強ていは、忌忍事イミシは、何事にまれ、云々せまほしと思ふ事のあるに、然しては、宜しからぬよしあるによりて、忌憚イミヤカりて、さもえせず、忍ニひて黙止モクシ居るをいふ也、さて今此大臣を、褒賞ホウショウまほしくは、早くよりおほしめせごも、事のさまをうかとひて、今まで猶豫ヨウイひおはしますが、かの宜しからぬよしある事を、忌憚イミヤカりて、忍ニひ過ヒすに似ニたらむごを、いごほしくおほしめすごいへる也、平志ヘイシの志は、助辭ソトガヒ也、〇常は、常に也、爾ニこいはざるは古言也、〇宣は、詔なり、〇又は、又一つには也、〇難波ナニハ、大宮云々は、孝徳天皇也、難波の長柄ナニハノナガテの豐崎宮トヨサキノミヤ申すに、宮敷坐ミヤシキマりき、〇御宇は、當代の御事に申す時は、天の下しらしめすご訓ミカドノミコトノカミ、古コへの御事を申すには、天の下しらしめし、ご訓也、下のしは、過去カクゴし事をいふし也、〇藤原大臣は、鎌足公也、大臣は、すべて意當イタダク濃ノ美ミご訓ミカドノミコトノカミ古言なる、おほまうちぎみなご訓ミカドノミコトノカミは、後のご也、〇仕奉シホウ、賈カは、決ツく誤字なり、もし賈カ字ならば、け

の假字なるべけれど、此處はけるいふべきところにあらざるうへに、此字を假字に用ひたること、此詔より外に例なし、一本には、賣とあれども、めるこいふべき所にもあらざれば其も誤字也、故考るに、第三詔に、敷賜留、また立賜留なきあれば、この賈も、罰を寫誤れるにて、つかへまつらへる也、れるを延へて、らへるこいへる也、かくさまに延云例多し、書紀にも、への假字に、罰を用ひられたるころ有、○建内宿禰命の事は、古事記傳廿二の卷に委云り、○同は、万葉に多く於夜自みあれば、然訓べし、○勅而は、孝德天皇の詔へる也、書紀にかく詔へるこいは見えざれども、皇極紀に、三年云々、輕皇子深識、中臣鎌子連之、意氣高逸、容止難犯、乃使寵妃阿陪氏、淨掃別殿、高鋪新尊、辟不具給、敬重特異云々、孝德紀、首に、以大錦冠、授中臣鎌子連、爲内臣、増封若干戸云々、中臣鎌子連、懷至忠之誠、據宰臣之勢、處官司之上云々、白雉五年正月、以紫冠、授中臣鎌足連、増封若干戸、なきあるを以思へば、かゝる詔も有けむかし、○令文は、乃理乃布美訓べし、文は書の意也、○跡は例也、かゝる例はいまだあらざれども、令に見えたるを例して也、○隨令も重ねていへる、これに、先に例はなれどもこいふ意あり、○長遠は、被賜の上へ係て心得べし、第三詔にも、長遠不改、十一詔にも、長遠久仕奉、こ有、萬葉、哥には、彌遠長爾よめり、○始今而は、今より始めて也、○次々は子孫の嗣となり、○被賜、すべて賜ふこは、與ふる方をいひ、賜はるこは、受る方をいひて、彼此のたがひあり、四十五詔に、此賜帶多麻波利、こ有にて知べし、故古書にも、賜はるには多く被字を添ても書る也、こは此大臣の子孫の、受る方をいへり、後世に至りては、此けぢめをしらず、賜ふをも、常に賜はるこいふは、ひがここなり、○食封は、孝德紀天武紀持續紀なきに、へびと訓り、皇極紀持續紀なきには、封一字をも然訓り、幣登は、戸人なり、凡て封は、賜幾戸こいひて、民戸を賜ふなるを、そは其戸の内の人の出す、調庸なきを賜ふこなる故に、戸人を賜ふこはいふ也、食字は、食祿の意

を以て書る也、そもく、食封を賜ふとは、上代の制にはあらず、孝德天皇の御世より始まり、書紀、彼御卷に、大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔、曰、其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣連伴造、國造、村首、所有部曲之民、處々田莊、仍賜食封、大夫以上各有差降、こある是也、此時、上代よりの御制を改めて、始めて食封を賜へる也、かくて賦役令に、凡封戸者、皆以課戸充、謂戸有中男一人以上者、即爲課戸、其封戸仕丁、亦給其主也、調庸全給、其田租、爲二分、一分入官、一分給主、見えたり、封戸は、人に食封に賜ふ民戸をいふ、全給、こは、其戸を賜はれる人に、みながら給ふ也、主は、其戸を給はれる人をいふ、調庸の事、みな同令に見えたり、庸は、役のかかりに出す物をいふ、さて民部省式に、凡封戸、以正丁四人中男一人、爲一戸、率租、每戸以四十束爲限、云々こあるは、現戸の數にはか、はらず、正丁中男又租稻の數を以て計りて、幾戸も定めたるものなり、こはや、後の制にぞありけむ、さて親王一品より、臣太政大臣以下、從三位までの常の定まれる封戸の數は、祿令に見えたり、正四位以下は、食封を賜ふ限にあらず、○五千戸は、伊知幣訓べし、常には五十を伊こはいひて、五は伊都こいへども、今は五百の例に依て、然訓り、さてかの祿令に見えたる、定まれる食封は、太政大臣三千戸、左右大臣二千戸なるを、こは殊に賞て、かく五千戸を賜へる也、同令に、凡令條之外、若有特封及增者、並依別勅こある、是也、さて此給へる食封の事、天平十三年正月、故太政大臣藤原朝臣家、返上食封五千戸、二千戸、依舊返賜其家、三千戸、施入諸國分寺、以充造丈六佛像之料、こ有、また天平神護元年四月、右大臣藤原朝臣豐成等上表言、臣等曾祖大織冠内大臣、踏義懷忠、許身奉國、皇朝藉其不世之勳、錫以無窮之賞、胤子正一位太政大臣、確陳丹誠、抗表固辭、天朝卽制賜二千戸、傳及子孫云々、伏願奉納先代所賜功封云々、詔許之、また後紀に、弘仁六年六月、右大臣藤原朝臣國人等、上表乞還、先祖功封、曰、臣等高祖大織冠内大臣鎌子云

云、錫封一萬五千戸、胤子正一位太政大臣、堂構相承、門風是存、由茲慶雲四年、勅賜錫封五千戸、大臣固辭、天恩允請、即減定二千戸、傳及子孫、天平神護元年、從一位右大臣、抗表奉返、寶龜元年、勅更還賜、大同三年、正三位守右大臣內麻呂、又抗表奉返、不蒙允聽、臣等云々、伏願奉納所傳功封、云々以聞、不許、さあり、件の神護元年の文は、太政大臣の下に脱文有、後紀の方相照して知べし、これらの文の事、猶下にいふべし、○聞宣、聞の下に、食字を畧して書る也、此例も多く有、訓は、食字有、さころと同じ、さてこ、は、不比等公に宣詔なる故に、諸さはいはざる也、○此詔の下につきて、辭而不受、減三千戸、賜二千戸、一千戸傳于子孫、さあり、然るに右に引る天平十三年の紀に、返上五千戸、さあるはいか、もしそれより先に、又更に五千戸を給へる事有しが、紀に漏たるにや、されささては、神護元年弘仁六年の文合はず、猶いか、又かの神護元年弘仁六年の文に、即減定二千戸、傳及子孫、さあるも、こ、に一千戸傳于子孫、さあるこ、合ざるが如くなれさ、これは違へるにはあらず、二千戸の内一千戸にまれ、傳へむには、傳及ささいひつべければ也、さて又こ、の詔に、令文所載多誤、跡止爲而云云、さあると、心得がたし、其故は、功田は、田令に、凡功田、大功世々不絶、上功傳三世云々、さ見えたれさも、食封は、祿令に、凡五位以上、【謂一品以下也】以功食封者、其身亡者、大功減半傳三世、上功云々、下功不傳、さこそ見えたれ、永く子孫世々に傳ふる事は、見えざればなり、もしくは、祿令の件の文の次に、凡令條之外、若有特封及増者、並依別勅、さあれば、此文を例するよしにや、又は天智紀十年、天武紀十一年、持統紀三年なごにも、律令法令の事見えたれば、大寶より前の、それらの令條に見えたるにや、猶よく考ふべし、これより後には、天平寶字二年八月、藤原仲麻呂を、大保させられし時の詔に、更給功封三千戸、功田一百町、永爲傳世之賜、以表不常之勳、また弘仁十一年正月詔に、藤原先祖云々、是以褒賞封戸、歷代不絶、總一萬五千戸云々、なごも見えたり、

第三詔

四の卷のはじめに、慶雲三年十一月、豐祖父、天皇不豫、始有禪位之志、天皇謙讓、固辭不受、四年六月、豐祖父、天皇崩、庚寅、天皇御東樓、詔召八省卿及五衛督卒等、告以下依遺詔攝攝萬機之狀、秋七月壬子、天皇即位於大極殿、詔曰、さあり、元明天皇の即位のをりなり、

現神八洲御宇倭根子天皇詔旨勅命親王諸王諸臣百官人等
 天下公民衆聞宣關母威、藤原宮御宇倭根子天皇丁酉八月
 此食國天下之業、日並知皇太子之嫡子今御宇、天皇
 授賜而並坐而此天下、治賜比諸賜、是者關、威、近江大
 津宮御宇大倭根子天皇、乃與天地共長與日月共遠不改常
 典、立賜比敷賜、勅留法、乎受被賜坐而行賜事、止衆受被賜而恐
 美仕奉、利豆羅久止詔、命衆聞宣如是仕奉侍、去年十一月、爾威
 加母我王朕子天皇、乃詔豆羅久、朕御身勞坐故暇間得而御病欲治
 此乃天豆日嗣之位者大命、爾坐世大坐坐而治可賜、止讓賜命

平ヲ受被賜坐而答曰豆羅久朕者不堪止辭白而受不坐在間爾遍
 多マ久ク日重ヒ而讓賜倍勞美威カシ美ミ今年六月十五日爾詔命者受賜
 止ト白マ奈シ賀ガ羅ラ此重位爾繼坐事平奈ナ母モ天地心平勞美重イ美ミ畏坐左久ク止
 詔命衆聞宜故是以親王始而王臣百官人等乃淨明心以而彌
 務爾彌結爾阿奈奈比奉輔佐奉事爾依而志此食國天下之
 政事者平長將在止奈ナ母モ所念坐又天地之共長遠不改常典止立
 賜爾留ル食國法母傾事無久動事无久渡將去止奈ナ母モ所念行左久ク止ト詔
 命衆聞宣遠皇祖御世平始而天皇御世御世天豆日嗣止高御
 座爾坐而此食國天下平撫賜比慈賜事者辭立不在人祖乃意
 能賀弱兒平養治事乃如久治賜比慈賜來業止奈ナ母モ隨神所念行
 須コ是コ以モ先マ豆ツ先マ豆ツ天下公民之上平慈賜久〔漢文〕賜久止ト詔天皇大
 命平衆聞宣ル

八洲御宇、第四詔にたゞ、御宇、また公式令第十詔なきに、御大八洲なきあるは、こゝもなきを、こゝは字、字いかゞな
 る書さま也、さてはじめより、聞宣まで、第一詔の初、ミ、同じ語なるを、字は畧きも易もして書きたれども、みな具
 に書る方ならひて訓べき也、○關、關字を、印本なきには、開に誤れり、今は一本に依れり、次なるも同じ、
 關字を書るは、關係の意也、万葉六には、缺卷毛も書れば、こゝも關の誤りかとも思へき、然にはあらじ、萬葉十
 の卷に、開之宜朝妻之とある開字も、關の誤也、師もいはれき、○藤原宮云々は、持統天皇也、○丁酉は、持
 統天皇の十一年にて、即文武天皇の元年也、○日並知、皇太子、一本には、知の上に、所字あり、それもさると也、
 さて此御名は、比那賣斯乃美古能美許登と訓奉る也、此太子は、文武天皇の御子、草壁皇子と申せしにて、御母
 は持統天皇に坐り、天武紀に、十年二月、立草壁皇子尊爲皇太子、因以令攝萬機、持統紀に、三年夏四月癸未朔
 乙未、皇太子草壁皇子尊薨見たり、日並知は、御謚なるべし、万葉二に、日並皇子尊、殞宮之時、柿本朝臣人
 麻呂作長哥あり、又皇子尊、宮舍人等働傷作哥世三首あり、かくて天平寶字二年八月に、岡宮、御宇、天皇ミ、
 尊號を奉られたり、さてかく御名の下につけて申す皇太子は、みこのみこ、訓例なり、推古紀に、麻呂、豐聰耳皇子
 命、天武紀に、高市皇子命、万葉一に、日變斯皇子命、此紀一に、日並知皇子尊、なき有を以て知れし、○嫡子
 の訓、物に見えたるこゝなし、繼體紀に、ヒツギノミコと訓たるこゝあれども、あたらしぬ訓なり、殊にこゝは、天皇の
 御子にもあらざれば、然訓べきよしなし、故今新に、牟加比賣婆良乃美古と訓つ、正妃をムカヒメと訓、字鏡にも、嫡牟
 加比女とあれば也、凡て嫡子とは、正妻の腹の子をいへり、今世に長子をいふは異也、○今御宇、天皇は、文武
 天皇也、此天皇は、日並知皇子尊之第二子也、母天命開別天皇之第四女、平城宮御宇、日本根子天津御代豐國
 成姫天皇是也、ミ一の卷のはじめに見え、元明紀の始にも、適日並知皇子尊、生天之眞宗豐祖父天皇、ミ有、そも

とも持統天皇の御世、皇太子草壁皇子尊薨坐して後、高市皇子を皇太子に立奉り給ひしを、十年七月に、それも又薨り坐しぬ、後、皇子尊ある是也、此高市皇子の、皇太子に立給へる事書紀に記されず、もれたり、かくて後、文武天皇の太子に立玉へる事も、書紀には漏たり、そは、十一年春正月云々、各有差ある、此時に太子に立給ひし也、次に二月に、東宮、傳春宮、大夫なきを任せられたる事有をもて知べし、此紀一の卷に、十一年、立爲皇太子、見えたり、さて同年八月朔に、受禪即位なり、此天皇は、持統天皇の御ためには、御父方の御孫、御母方の御甥にましませり、○並坐而云々は、文武天皇に授玉ひながら、持統天皇も、太上天皇ましくて、なほ相並ばして、共に政きこしめし、よし也、○近江、大津、宮云々は、天智天皇也、○大倭根子、大字の添れると、殊なる意なし、○不改常典は、加波流麻自伎都爾乃能理訓べし、まじきいふ言は、ふるくも仁德紀、大御哥に、發屢麻志根、齊明紀、大御哥に、倭須羅度麻自理なき有、又こしへなるべき、なき訓べきかとも思へき、云々共遠、又下にも長遠、第五詔に万世前なきある、上よりのつゞきを思ふに、猶かはるまじき訓べき也、常も不易の意也、顯宗紀に、不易之典もあり、又十四詔には、不改常典ある、自は乃の誤ならむか、然らばいづれをも、字音に讀べきにや、いかにも此言は、もよりの古言にはあらず、此文字を本にて出来たる言なれば、音に讀むもあしからじ、さて此、典法を立給へる事は、天智紀にも、十年春正月、東宮皇太弟、奉宣施行、冠位法度之事、こあれども、そは又いさ、かづ、改め玉へるとは有、もしけめきも、全く始めて新に立玉へるは、既く孝德天皇の御世にて、其事彼御卷、大化元年より次々見たるが如し、然るにこれを、孝德天皇いはずして、天智天皇の立給へりとするよしは、此事孝德天皇の御世ながらも、皇太子中、大兄皇子の御心より出て、物し給へる御しわざなるが故也、然いふ故は、まづ皇極紀に、三年春正月云々、中臣、鎌子、連、曾善於輕皇子、故詣彼宮、而將侍、宿、輕皇子深識中臣、鎌子、連之意氣高逸、容止難犯乃、

云々敬重、中臣、鎌子、連、便感所遇、語舍人曰、殊奉恩澤、過前所望、誰能不使王天下耶、舍人便以所語、陳於皇子、皇子大悅、中臣、鎌子、連、爲人忠誠、有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿云々、歷試接王宗之中、而求下可立功名、哲主、便附心於中大兄、云々、自茲相善、俱述所懷、既無所匿、云々、路上往還之間、並肩潛圖、無不相協、見えて、これより中、大兄、皇子、此鎌子、連、御心を合せ給ひ、蘇我、蝦夷入鹿を誅し給ひしよりして、天下の權、此皇子、鎌子、連に歸れり、輕皇子は孝德天皇、中、大兄は天智天皇の御名也、さて孝德紀の首に、天豐財重日足姫、天皇四年六月、思欲傳位於中大兄、而詔曰云々、中大兄退語於中臣、鎌子、連、中臣、鎌子、連、曰、古人大兄殿下之兄也、輕皇子殿下之舅也、方今古人大兄在、而殿下、陟天皇位、便違人弟恭遜之心、且立舅、以答民望、不可乎、於是中大兄、深嘉厥議、密以奏聞、天豐財重日足姫、天皇、授、靈綬、禪位、策曰、咨、爾輕皇子云々、由是輕皇子、不得固辭、升壇即祚、以中大兄、爲皇太子、あり、さて此、孝德天皇は、爲人柔仁あるこ、大化元年、古人、皇子謀反、吉備、笠、臣垂、自首、於中大兄、曰、云々、中大兄即討古人大市皇子、また同二年、皇太子使、使奏請曰云々、なきあるを合せ思ふに、天下の政は、いよく、中、大兄の御心にぞ有けむ、かくて此時、鎌子、連をば、内臣、いふになし給ひて、中臣、鎌子、連、懷至忠之誠、據宰臣之勢、處官司之上、故進退廢置、計從事立あるを見れば、なほ上に左大臣阿倍、内麻呂、臣、右大臣蘇我、倉山田、石川麻呂、臣なき在、いへきも、大權は鎌子、連に在りし也、されば孝德天皇の御世に立玉へる、此新典法は、みな中、大兄の、鎌子、連、講、玉ひての御しわざなりけると、上件の趣きもを、よく考へて、おしはかり知べし、同孝德紀に、白雉四年、皇太子奏請曰、冀欲遷于倭京、天皇不許焉、皇太子乃奉皇祖母尊、間人皇后、并率皇弟等、往居于倭、飛鳥、河邊、行宮、于時公卿大夫百官人等、皆隨而遷、由是天皇恨、欲捨於國位云々、こあるを以て、此御世のすべてのやうを、おしはかるべし、公卿百官人もみ

な天皇には従ひ奉らずして、中大兄に従ひ奉れるをや、さて此天智天皇の、はじめよりの御しわざを、つらく考へ奉るに、まづ皇極天皇、御位を傳へ給はむと有しを、辭ひ玉ひて、孝德天皇を御位に即奉、給ひて、御みづからは皇太子にて坐し、孝德天皇崩、坐ても、なほ即位し給はず、ふた、び皇極天皇を即位せしめ奉りて、御みづからはなほ皇太子にてまし、皇極天皇崩、坐て、つひに御みづからの御世になりても、六年といふまでは、なほ皇太子と申して、即位の禮をも行はれず、又已命の御子たちもおはしますをばおきて、御弟の大海人皇子を、皇太子と立玉へるなき、すべて初よりみな、強て謙遜を以て、世人を感しめむためにて、から國の聖人風の御しわざ也けり、かくのみよろづにもてつけて行ひ玉ひしかども、十年冬十月、大御病し給へりしほごに、つひに實の御心ぞ顯れ坐る、そは御病重らせ給へる時に、東宮大海人皇子を、大御許に召入して、詔曰、朕疾甚、以て後事、屬汝云々、於是再拜稱疾固辭、不受曰、請下奉洪業、付屬太后、令大友王、奉宣諸政、臣請願奉爲天皇、出家修道、天皇許焉、東宮云々、爲沙門云々、東宮見天皇、請下之吉野、修行佛道、天皇許焉、東宮即入於吉野、ある、此時に至りて、已命の御子大友皇子に、位を授けまほしくおほしめす下の御心の、え忍びあへ玉はて、ほころび出たるなりけり、然れども、大海人皇子はじめより皇太子にてまはせば、やむとえず、以後、事屬汝は詔ひつれども、そは御心にはあらざりしこころは、天武紀のはじめにも、此事を記して、天皇臥病、以痛之甚矣、於是遣蘇我臣安麻侶、召東宮、引入大殿、時安麻侶素東宮所好、密願東宮曰、有意而言矣、東宮於茲疑有隱謀、而慎之、天皇勅東宮、授鴻業、乃辭讓之曰云々、あるごごとくにて、實は大友皇子に授け給はむとおほして、その御謀有けむほご、いちぢるし、もしさる御陰謀なくは、東宮の出家せむとを請玉ふを、たやすく許給ふべきにあらず、さて又かの遺詔の後に、大友皇子、左大臣蘇我赤兄臣をはじめて、五人の重臣と誓盟て、六人同心、奉天皇詔、若有違者、必被天討、と見え、また

五臣奉大友皇子、盟天皇前、なき有をも思ふべし、かの陰謀は、天皇の御心にぞ有ける、されば大海人皇子、かの安麻侶が告申せるに依て、その御心しらしめて、出家し給はむとを、請申給ひつればこそ、難をまぬかれ給ひしか、もし何の御心もなく、遺詔を受給はり玉ひてあらましかば、ほご、危かりなまし、そも、天智天皇の此御しわざよ、始より、おもほしめす御心のまに、大友皇子を東宮に立給ひてあらましかば、王申のいみじき亂は出来まじやは、此皇子ぞ、めでたく平らに御世はしろしめしてまし物を、よろづに聖人ぶりを好み給ひて、中々のうはべのつころひの、遜讓だての御しわざによりてぞ、御終をもてそなひ玉ひける、かくて此不常典といふも、よろづの事、改新をたけきとする、漢國ぶりの御しわざにして、神代より有來しさまをば停廢て、悉く漢國の制にならひて、新に定め給へる也、さるはかの國のも、周の代までの、封建の制といひしは、皇國の上代よりのさまに、をささ異なるともなかりしを、今ならひこり給へるは、秦よりこなたの、郡縣の制といふものにて、古はいたくさま變れり、そも、かく漢國風をまねび行ひ玉へるは、うはべこそめてたく、のひ備はれるが如くなれ、まことには、これぞ中々に、朝廷の大御稜威の衰へ坐べき、基本をはじめ給へる物なりける、此後やうくに臣等の威權つよく盛になりて、いこも畏く、天皇をもなほざりに思ひ奉るやうになりぬるは、もこ人の心、此漢國ぶりにうつりて、皇國の意を忘れたるより起れるものを、世々の物しり人たちも、たから國意をのみ思ひて、此こわりをえささらず、世に此天皇を、中興の君としも心得ためり、さて此不常典といふとを、かく重く嚴に詔たまふとは、はじめ此御制を立給へりし時よりの事にぞ有べき、さるは神代より有來し御制を、いたく變改玉ふ御しわざなれば、王臣百官人、天下の公民までも、たやすく信服ざらむと、又後に舊きに復すともや、よろづにあやぶみおほしめせるからなるべし、かくて其例となりて、次々の御世くまでも、必かく詔玉ふとこはなれるなるべし、そも、かく天地共長く

遠く、かはるまじくは、定め給へれども、わづかに五百年ばかりがほぎに、やう／＼に頼れもてゆきて、保元平治元
 曆文治のほぎより、天下諸國の有さまは、又ふるきに立かへりて、此常典は、たゞ名のみのこりて、おのづから又上代
 の形になりかへりにたる、皇神の御心を思ふべし、あなかし／＼、○敷賜、勅、字は、吳音へなるを、取用ひたる
 也、書紀又佛足石、哥の中にも、此字をへの假字に用ひられたり、そも／＼此字、他の詔には、一つも用ひたるとな
 きに、第二詔此詔にのみ、重ねて用ひたるは、同じ作者にて、其人の心なりけむ、敷賜は、敷はぎこらし玉ふ也、
 ○受被賜坐は、持統天皇文武天皇つぎ／＼、此常典を受賜はり坐て、其典のまゝに、天下の政を行ひ玉へり也、
 ○衆被賜云々、衆は、親王諸王諸臣百官人天下ノ公民もろ／＼也、此典は、天智天皇、新に立給へる制なる故に、當初
 すみやかに普くは行はれがたく、や、もすれば頼れやすかりけむ故に、かくのどく取分て、ねもころには詔玉へる、
 そのはじめよりの例にて、御世／＼の詔にも、かならずかくは詔玉ふなるべし、もし然らざらむには、此事かくこちた
 きまで、勅給はずともあるべきわざ也、○仕奉、仕奉る也、豆羅久は、都流を延たる言にて、いふを
 いはくこいふ類也、○詔命は、元明天皇のなり、○仕奉侍は、上を承て、衆の仕奉るをいふ内に、元明天皇の御み
 づからの御事をもこめ給へる也、故侍は其意也、衆は、親王以下をいふなれば、其中に、御みづからの御事も
 こもれり、さて侍は、波間流に訓て、間は清音也、はんべるこいふは、後の音便に、んを添、んに依て、へを濁る也、
 猶此言の意、古事記傳十四に委言り、三代實錄貞觀十二年の詔に、起居失便、波部利有、○去年十一月、元明
 紀の首に、慶雲三年十一月、豐祖父天皇不豫、始有禪位之志、天皇謙讓、固辭不受、ある是也、○威、加字、
 印本には久有、今は一本又一本なきに依れり、いづれにてもよし、此讓り給ふ大命の畏きよし也、○我王朕子天皇
 是は、文武天皇を申給ふ也、我王は、殊に親み尊みて申給ふ也、他の詔にも多し、孝徳紀に、皇太子の天皇に

奏玉ふ御言にも、天皇我皇有、哥にも多し、朕子は、元明天皇は、文武天皇の大御母命に坐せば也、○詔
 久は、元明天皇に也、○勞は、都加良志久に訓べし、四十五詔に、朕、御身郡可良之久於保麻之麻須、依、太子
 天日嗣高御座乃繼天、授麻都流、命、天、五十八詔に、此月頃間、身勞、聞食、なき有、みな御病の事也、後
 の言にも、いたはりこいひ、所勞こいふ、同じ意也、○欲治は、平佐米賜登須に訓べし、欲字は將の意也、○
 大命坐大坐、而、此語、もろ／＼の詔、又祝詞なごにも、多くあるを、その訓、さまざままぎらはしく、意もいこ心得
 がたきを、まづ訓は、大命の爾は、いづれもかくあれば決し、坐の世は、こは本共には、母に作れども、他の
 例をあまねく考へわたすに、第九詔には、大命坐而奏賜あるを、一本に、而を西に作り、十四詔には、御命坐、
 伊夜嗣云々、世に詔には、御命坐宣、右、又類聚國史、天長二年十月詔には、大命坐、石作乃山陵申給、春日
 祭、祝詞にも、天皇大命坐云々、廣前上白久、平野祭、祝詞にも、天皇御命坐云々あり、これらを合せて考るに、
 多く坐世ありて、第九詔なる而も、一本には西なれば、坐世あるぞ正しくて、この母も、十四詔の止も、寫誤なり
 けり、故今は坐世定めて、共に然改めつ、さてかくさまの世は、なべては令する辭なれども、これは然にはあらず、
 めづらしきいひざまにて、聞なれぬも、かくいふべき古言なるべし、かくて大命坐世いふ言の意、第五詔をはじめ
 て、多く大命坐詔久あるは、坐世いふ言のみこそ、いさ、か聞えにくけれ、大命坐は、事もなく聞えたるが如くな
 れども、こなるに、第六詔十四詔なるなきに依れば、大命坐いふと、たゞに其時に詔玉ふ命をいへるにはあら
 ず、いさ／＼心得がたきを、例のしひて試にいは、坐は借字にて、令隨の意ならむか、まづ坐を借字ならむこいふ故
 は、こに次に大坐、而、つきたればなり、さて令隨は、も麻のこのみいふが、即隨の意にて、それより麻、爾
 こも、麻、爾々々も、麻加世もいふなるべし、さて大命令隨は、まづ萬葉の哥につねに、天皇の命かしこみこよ

めるは、天皇の大命は、いかなるごにても、背きがたく、其命のまに／＼、畏まりて仕奉るよしにて、それは臣民の方よりいふ言なるを、此大命にませは、そを天皇の方よりいへる詞にて、天皇は、天の下の萬の事を、大命の隨に令爲玉ふよし也、されば大命に任せいふ同意也、されば神ながら申すたぐひにて、天下萬の事、大命のまゝなる天皇に申す意にて、此詞やがて天皇の御事なれるにて、かの大命坐詔といふ類は、天皇の詔はくといふ意、又この如くいへるは、天皇になりて大坐々て也、されば大命は、たゞに其詔をさしていへるにはあらざると、此詔第六詔十四詔なきの語のつゞきを以てささるべし、よくせずは混るべし、さて又今一つの考も有、万葉九に、命乎志麻勢久可願あるを、遊仙窟に、安穩をマセシ訓るを合せて思へば、坐は、其意にて、安見しといふ類か、されき万葉ノ哥は、久可願いへると、言も字も穩ならざれば、師の麻狹伎久母願を誤れる也、こいはれたるや然るべからむ、そのうへ件の意にしては、大命といふと、聞えがたし、されば此考は、立がたかるべし、猶よく考ふべきと也、大坐坐は、おはしまし也、おはしましといふは、即ちおほましくの、ほまをほご切ていふ也、古今集の詞書には、おまし／＼こも有、四十一詔に、別好大末之末世、四十五詔に、於保麻之麻須、また古事記仁徳段に、令大坐なき有、一本に、坐ノ字一つなるは、一つ落たる也、○治可賜止、上の天つ日嗣の位者あるは、こへ係れり、汝命天皇になり坐て、天下を大命に令隨おはしまして、天つ日嗣の位をば治玉ふべし也、是まで文武天皇の詔玉へるよし也、○答曰豆久は、元明天皇の也、○不堪は、天皇を爲して、天下を治むるに堪じ也、天皇謙讓、固辭不受ある是也、○遍多は、多毘麻爾久訓べし、しゆく度々の意なり、五十四詔に、一二遍能味不在、遍麻年久、万葉十九に、多婢末爾久、また廿三詔に、年長久日多、五十九詔に、麻爾久在、万葉二に、眞根久往者、人應知見、四に、君之使乃、麻爾久通者なき、猶多し、數多書たるにも、まねく訓べき、これかれあり、龍田、風ノ神ノ祭、

祝詞にも、歳眞尼久有、○日重、日ノ字、本まに、日に誤れり、今改めつ、○詔命者は、度々譲玉へる、右の詔命也、○受賜、此賜は、御み、づから尊みてのたまふ辭也、被賜にはあらず、さて文武天皇は、六月丁卯朔辛巳に崩あるを、十五日は、即其日なれば、こに至りて、やむとえず、受申給へるなるべし、○白、奈賀羅、白は、文武天皇に申給ふ也、奈賀羅は、隨にの意也、俗にいふながらの意にはあらず、第十詔に、教賜比趣賜、受賜賜持、十五詔に、云々勅賜、成、五十二詔に、思坐、これらも皆、まにの意也、さてこの奈賀羅は、繼坐といふまでにのみ係りて、其下へはか、らず、○重位、繼坐、こは位子あるべくおほゆるに、爾あるは、第十詔にも、天部位嗣坐、次有、すべて乎いひても、爾いひてもよきころのある也、○天地、心云々、卅三詔に、此位が、天地乃置賜授賜位在、こあるたぐひ、すべてかく天地に心有て、世中の吉凶事みな、天のなすわざのごこいふは、皇國の意にあらず、漢意也、書紀の卷々の詔なきに、此類の語の多かるは、上代の卷々なるは、みな撰者の潤色の文なれば、論ふべき限にあらざるを、末々の卷のころに至りては、やう／＼に漢意のうつりて、實にさる語も有し也、殊に孝徳天皇 天智天皇の御世になりては、萬に漢をまねび玉へれば、さらなる也、この天地、心云々、こいふとを、御世の詔に、いつも詔玉ふも、かの御代よりぞ始まりけむ、すべて此紀のもろ／＼の詔も、言は古ながらに、その意は、漢なるもの多くまじれるは、おほくは天智天皇よりぞ始まりつらむ、○彌結、既に第一詔に出たり、○阿奈々比奉、これも輔佐奉同意の言聞えたり、かくて言の然いふ本の意を考るに、足荷なるべし、凡て足は、人にも器にも下に在て、掲支持物也、荷は、物を掲持をいふ、俗には、枴の兩端に物を着て擔をのみ、になふこはいへきも、それには限らざると也、か、れば此言は、物の足の、掲支持が如く、臣の下に在て、君を輔持をいふ也、和名抄造作具に、麻柱、阿奈々比、竹取物語にあな、ひをゆひて、小右記、長和四年造内裏の事を記されたる所

○詔詞解一

にも、安奈々比結^レ有^リ、これらは、今の世に足代^レいふ物^ニ聞えたり、麻柱^ニ書る字は、いかならむしらねども、足代は、扶^レ掲^テ下^ヲを支持物^ニなる故にぞ、阿奈々比^テふ名^ハは負^ツらむ、さて此言、第五詔廿四詔四十八詔六十一詔なごにも有、いづれも扶^レ重^ネいへり、同意の言を重ねていふは、つねのと也、改^レ賜^ル換^レ賜^ル、或は惠^レ賜^ル無^レ賜^ルなごのたぐひなり、○依^レ而^シ志^ハ助^レ辭^{ナリ}なり、此字、木^ニもに者に誤れり、今は廿四詔四十八詔の例によりて改めつ、○平^レ長^ノ第九詔に、平^レ長^久可^レ有^登、第十詔の次なる大御哥に、多^レ比^良氣^久那^何久^伊末^之豆、○不^レ改^常典^止立^賜詔^云々、上に既に、天下之政事者平^レ長^將在^レ詔^玉へるに、引^ツけて又しも、此事をかくくりかへし詔^玉ふは、上に申せる如く天智天皇の此新法を立^レ給^ヘりし時に、人の信服^ザらむとを、あやぶみ思召て、かへすく詔^玉へりしよりの例なるべし、○傾^ノ事^無久、傾^ノも動^クも、變^レ易^ルをいふなり、○渡^レ將^去は、御世^ノを經^レ行^也、万葉十七に、立^レ山^ニにふりおける雪のこなつに消^ズて和多^流波^神ながらごぞ、又るまひつ、和多^流あひだに云々、これらも月日を經^レ行^ヲを、わたるこいへり、○遠^皇祖^云々此上に又^レ字^{ある}べくおほゆ、○辭^立、辭^ハ借^字にて、事の意なるべし、第七詔に、此事^事立^不有^天日^月在^如、地^山川^有如、十五詔にも見ゆ、古事記仁德^段に、言^立者^足母^阿智^迦媛^姤、伊^勢物語^に、正月なればこゝだつて、なご有、平常に異^リて、殊^{なる}ことをするをいふ也、○人^祖、祖^ハ父^母也古^書には、於^夜には、父母をいへるにも、おほく祖^ニ書^{たり}、さておやを人のおや、子を人の子といふは、古^ノの常^也、○弱^兒は、和^久基^訓べし、武烈^紀、哥^に、思^寐能^和俱^吾、繼^躰紀^哥に、體^能倭^俱吾、万葉十四に、等^能乃^和久^胡なご有、これらはみな、少^壯士^をいへるなれご、小^兒をいふも、言^ハは同じ、古^ハは幼^稚きをも、共にわかしごいへる、○養^治は、夜^志那^比比^多須^訓べし、又^ひたしをさむるも訓^べし、神代^紀に、養^又長^養又^持養^なごを、ヒタス^訓、古事記垂^仁段^に、日^足奉^有て、此^字の意^{にて}、兒^を育^るを云、○事^乃如^凡て物^の譬^をいふに、たゞに云々のごこくこいはいで、事^いふ^とを入

て、云々の事の如くこいふぞ、古文のつねなる、○慈^賜來、來^ハ、遠^皇祖^の御^世を始^テ御^世く也、○先^皇先^皇云々、上^ノ件^の如^く、天^皇坐^ては、天^下の民^を、己^ガ弱^兒を養^育ごこく、慈^賜來^るわざなるが故に、即位^の始^に、先^{第一}に、此^慈を行^ひ玉^ふ也、豆^字を添^{たる}は、さきくこいふに、紛^ハむとを思^ひてなるべし、○慈^賜久^下、漢^文記^{したる}ころは、大^赦天下、自^慶雲^{四年}七月十七日味^爽以前、大^辟罪^{以下}、罪^無輕^重、已^發覺^未發^覺、咸^赦除^之、其^八唐^{之内}、已^殺訖、及^強盜^竊盜、常^赦不^免者、並^不在^赦例、前後^諸人、非^反逆^緣坐、及^移郷^者、並^宜放^還、亡^命山^澤、挾^藏軍^器、百^日不^首、復^罪如^初、給^侍高^年、百^歲以上、賜^租二^斛、九十^{以上}、一^斛五^斗、八十^{以上}一^斛、八^位以上、級^別加^布一^端、五^位以上、不^在此^例、僧^尼、准^八位^{以上}、各^施租^布賑^恤、饑^寒悼^獨、不^能自^存者、人^別賜^租一^斛、京^師畿^内、及^太宰^所部^諸國、今^年調[、]天^下諸^國、今^年田^租復[、]ある是^也、これその慈^玉ふ件^々にて、そは皆、事も文も、定^まれる漢^籍のま、なれば、今は用^{なく}、煩^はしさに、省^{ける}也、これも一^わたりは、解^むもよかるべけれご、おのれもこよりたごくしき漢^事を、今^{さら}考^へ索^むも、暇^入て、古^學びに益^なければ、ひたぶるに黙^止ぬ、餘^の詔^{なる}も、此^筋の文^は准^へて皆^然り、いづれも、令^律なごを考^ふれば、大^かたみな聞^えたる事^ごもぞかし、

第四詔

和銅元年春正月乙巳、武藏國秩父郡獻^ル和銅、詔曰^コ有、

現^神御^宇倭^根子^天皇^詔旨^勅命^平親^王諸^王諸^臣百^官人^等天

○詔詞解一

下公民衆聞宣高天原天降坐天皇御世始而中今至
 麻豆爾天皇御世天日嗣高御座坐而治賜慈賜來食國
 天下之業止奈母隨神所念行佐久止詔命衆聞宣如是治賜慈賜
 來留天豆日嗣之業今皇朕御世當而坐者天地之心勞
 重彌辱恐彌坐聞看食國中乃東方武藏國自然作成和
 銅出在止奏而獻焉此物者天坐神地坐祇相于豆奈比奉福
 奉事爾依而顯久出多留寶爾在羅之止奈母神隨所念行須是以天地
 之神乃顯奉瑞寶爾依而御世年號改賜換賜波久止詔命衆
 聞宣故改慶雲五年而和銅元年爲而御世年號止定賜是以天
 下慶命詔久冠位上可賜人人治賜漢文免武藏國今年庸
 當郡調詔天皇命衆聞宣

高天原界、與字、一本に由あり、第七詔にも、由利又由理あり、萬葉世にも然あり、古よりこもゆりこも、通は
 しいへる也、哥には、りを畧きて、よこもゆりこもいへり、○天降は、阿母理訓べし、万葉に見ゆ、あまおりの切りなる

也、此天降坐し天皇は、遙々發命を申せる也、すべて神代にても、天皇を申し又人の代にても、天皇をば神に申
 て、神代人、代異なるとなし、○中今、第一詔に出、○天日嗣の下に、止讀付べし、第三詔第五詔なきに、天日
 嗣高御座坐而、ニある例也、○高御座坐而、爾字一本に止作は誤也、○慈賜來は、末に出たる御慈の件々
 を詔玉はむために、まづかくは詔玉也、○食國天下之業は、食國天下を治賜御業といふ意にて、天皇の御業
 いはむがどし、○天日嗣之業此下にも、止讀付べし、第十三詔に、云々惠賜來、天日嗣乃業止、今皇朕云々、こ
 ると同じ例なれば也、止は、こしての意なり、○皇朕は、天皇の御みづから詔ふ言也、他の詔にも多く見ゆ、万葉
 六にも、天皇朕宇頭乃御手以云々、○辱、四十一詔に、可多自氣奈、念、五十二詔に、加多自氣奈、伊蘇志思坐
 爾、五十四詔に、恥多賀多自氣奈、猶多し、此言は、恐れ憚る意にて、恥る意をも帶たり、俗言に、恐れおほい、物
 体ない、なきいふにあたり、今俗にかたじけないいふは、意の轉れるにて、雅言に異也、但し廿六詔に、云々
 字牟我辱、又右に引る四十一詔五十二詔なる、又五十七詔に、辱、歡、之義なきあるは、俗言の意にも、おのづから
 通ひたるころありて聞ゆる也、○和銅は、爾伎阿加賀福訓べし、伎清音也、こはいはゆる熱銅なるべし、熱字
 も、にき訓りさてこれは、自然あれば、はじめより熱銅にて出たるにて、それがめづらしきなり、○出在、多理
 に在字を書事、古事記にも見え万葉に多し、すべて多理は、止阿理、互阿理の切まれる言なれば也、○獻焉、す
 べてか、る所に、焉なきの助字を添て書ると万葉、哥には多かるを紀中宣命にはこれをおきて外には例なしめつらし、
 ○相于豆奈は、俗言に、神の納受し給ふこいふに當れり、于豆は、珍御子、宇頭乃幣帛、宇頭乃御手、なきある宇頭に
 てうるはしくめてたきをいふ、奈比は、活かぬ言を活用かすに、添へいふ辭にて、商をするをあきなふ、いさこいひて
 さそふをいさなふ、諾なりとするをうべなふ、こいふ類にて、うづなひは、御世の政を、神のめで、美好し給ふ意

也、相は、必しも互にせねども、彼レ此レの間の事には、添ていふ言也、又思ふに、仁徳紀に、納レ八田皇女、將
 爲レ妃、時皇后不レ聽、さある不聽を、ウナツルサズミ訓るはうなづきゆるさずいふと、聞ゆ、うなづくは、物語書な
 ぎにも見えて、人のいふとを、聽入レゆるす意にて、俗言に合點するこいふこなり、さればうづなひも、うなづき
 なひにもあらむか、件の二つ、いづれにても、つひには同意にて、納玉ふよし也、此言、第六詔、十三詔、廿三詔、
 四十八詔なきにも有、萬葉十八にも、天地乃神安比宇豆奈比、皇御祖乃御靈多須氣豆見ゆ、同十三に、現をウツナヒ
 ミ訓るは、ひがと也、こはウツシクミぞ訓べき、○福言凡てさきはひこいふこ、さきはへこいふこは、自他の差あ
 り、集ひミ集へこの如し、さきはへは、他を福は、しむるをいひて、さきは、せのはせを切めてへこいふ也、さきは
 ひミ混ふべからず、○顯出を留、久を、一本に支ミ作るは誤也第五詔に、于都斯久皇朕御世當、顯見物者不在、
 第六詔にも見ゆ、古事記に、宇都志伎青人草ミあるを、書紀に、顯見蒼生ミ書れたり、○瑞賀、瑞は、他の詔にも、た
 だ瑞このみも、又大瑞ミも、貴瑞ミもある、いづれも志流斯ミ訓べし、欽明紀に徵表、仁徳紀に、有瑞、是天之表焉、
 これら瑞をさしてしるしこいへり、然るに同じ書紀に、瑞兼瑞瑞瑞瑞なごある瑞をば、アヤシキミ訓るは、さも有べけ
 れども、大瑞又た、瑞このみあるなごは、アヤシキミは訓がたし、又書紀に、瑞瑞天瑞なご、凡てミツミ訓るは、いみし
 きひがと也、祥瑞の瑞を、然訓べきよしなし、萬葉十九に、從古昔無利之瑞多婢末福久申多麻比奴、この瑞をも、ミツ
 モミ訓るはひがと也、然訓ては一もじ足ざるを、モミ讀付たるも、いこ穩ならず、是もシルシミぞ訓べき、又書紀
 に、祥をサガミ訓るもわろし、孝徳紀に、休祥なごあるは、即瑞も同じければ、それらをもシルシミ訓べし、祥字は、
 徵也ミ注し、瑞も、信の意なれば、共にしるしにて宜きをや、御世の政のめてたきに依て、其徵表の顯はれたる物なれ
 ば也、さてこの、瑞實は、出たる和銅をいふ、○御世年號、此四字を美余之那ミ訓べし、文德實錄、齊衡元年の詔

に、御世名、天安元年の詔にも、御代名、三代實錄、元慶元年の詔にも、皆かく有、これらぞ古の讀のま、なるべき、
 第五詔に、御世名ミあるも、年號の事也、其外は此紀には、みな年號ミのみあれご、こはた、漢國の目によりて、そ
 のま、に書たるにこそあれ、ミの、なごは訓べきにあらず、こごわりを思ふにも、御世の名こそいふべけれ年毎に
 かふるにあらずは、年の名ごはいふべきにあざるをや、○慶雲、すべて年號は、みな字音なるべし、もこより然定め
 られたる物ミ聞えたり、天武天皇の御世の朱鳥に、阿訶美利ミいふ訓注あれごも、そはた、かれ一つのみ也、其餘
 訓にはよみがたきも多し、かの朱鳥は、いかなるよしにて、しか唱へけむ、もしくはそのかみ天皇の大御心に、年號を
 も、皇國言もて命まほしくおもほして、殊に然唱ふべしこの詔もや有けむ、されごそは、かの時のみにて、止ぬるなる
 べし、さて又いづれの年號も、吳音漢音の間、定まれるとはなかりしにや、此慶字も、いかに唱へけむしらねご、姑
 く世に唱へ來しま、に、今もケイミ讀つ、○和銅は、かの朱鳥の例によりて、ニキアカベミ訓べきにやごも思へご、
 なほ年號にては、これも音讀にぞすべき、○慶命詔、此次、冠位云々の文、即此、命也、○冠位、冠は加賀布理
 ミ訓べし、智濁音、布清音也、萬葉五に、麻被引可賀布利、又世に、華許登加我布理なごある、冠は、此かふるこ
 いふ用言を、體言にしたる名也、字鏡には、加々保利ミあり、和名抄に、加字布利ミあるは、後の音便に類れたる唱へ
 也、さて位階のミを、冠位ミいふ故は、推古天皇の御世に、始行冠位、また始賜冠位於諸臣、ミ有て、此御時
 に、始めて十二階の冠を制玉ひて、其冠のさまによりて、尊卑き級をわかつたる、かくて後孝徳天皇の御世に、これを
 七色十三階ミし給ひ、又十九階ミし給ひ、天智天皇の御世に二十六階ミし給ひ、天武天皇十四年に、更改、爵位之號、ミ
 有て、四十八階ミし給へり、かくのごミく位階はもごは、冠を以て、その尊卑きしなごせられし故に、冠位ミはいふな
 り、さて文武天皇大寶元年に、又官名位號を制られて、これより停賜冠、易以位記、ミ有て、此時より冠を賜ふと

は、止めぬれども、其後も猶宣命なきには、もこの名目のまに、かく冠位詔玉ふ也、○治賜は、すなはち冠位を
 上給ふをいふ也、○漢文こしるしたる所は、大赦天下、自和銅元年正月十一日、味爽以前、大辟罪已下罪无輕重、已發
 覺未發覺、繫囚見徒、咸赦除之、其犯八虐、故殺人、謀殺人、已殺、賊盜、常赦所不免者、不在赦限、亡命、山
 澤、挾藏、軍器、百日不首、復罪如初、高年、百姓、百歲以上、賜租三斛、九十以上二斛、八十以上一斛、孝子順
 孫、義夫節婦、表其門閭、優復三年、鰥寡惻獨、不能自存者、賜租一斛、賜百官人等祿、各有差、諸國之郡司、
 加位一階、其正六位以上、不在進限、○庸は、知加良志呂訓べし、孝徳紀に、庸布をチカラシロ
 ノヌノ訓り、力代の義也、賦役令に、凡正丁、歳役十日、若須收庸者、布二丈六尺、一日二尺六寸、義解に、其
 收庸者、須隨郷土所出、不可以布爲一例也、○見えたり、唐書食貨志に、用民之力、歳二十日、不役者、
 日爲絹三尺、謂之庸、見えたる如く、役のかはりに收物也、故力代さいへり、不役者には、或は役はるべく
 して、役はれざる者、或は役ふべき事少くて、役はざる者なごにて、其日數をはかりて、庸を收也、そはまづは多く
 は布を收となれども、義解に見えたるごこく、必布に限れるにもあらず、何にまれ、其郷土より出る物をも、布に
 准へて收なり、○當郡は、會乃許保理訓べし、書紀にも、當は、當縣當里なき、會乃訓り、こは和銅の出たる
 秩父郡をさしていへり、○調は都岐訓べし、みつぎ物也、調の事、賦役令に委く見えたり、さてこは、武藏國中
 おしなべて、庸を免し給ひ、又殊に秩父郡は、調をも免し給ふなり、

續紀歷朝詔詞解二卷

本居宣長解

第五詔

九の卷に、神龜元年二月甲午、受禪即位於大極殿、大赦天下、詔曰あり、聖武天皇の、御位に即せ給へるをりの詔也、

現神大八洲所知倭根子天皇詔旨 勅大命 諸王諸臣百官
 人等天下公民衆聞食宣高天原 神留坐皇親神魯岐神魯美
 命吾孫將知食國天下 與佐 奉 麻爾 麻爾 高天原 事波
 自米而四方食國天下 乃 政 乎 彌高 彌廣 天日嗣 止 高御座
 坐而大八嶋國所知倭根子天皇 乃 大命 爾 坐詔 久 此食國天下
 者掛畏 岐 藤原宮 爾 天下所知美麻斯 乃 父 止 坐天皇 乃 美麻斯
 賜 志 天下之業 止 詔大命 乎 聞食恐 美 受賜懼 理 坐事 乎 衆聞

食宣可久賜時美麻斯親王乃齡弱荷重不堪自加止所
 念坐而皇祖母坐志掛畏我皇天皇授奉依行而是平城
 大宮現御神坐而大八嶋國所知而靈龜元年此乃天日
 嗣高御座之業食國天下之政朕授賜讓賜而教賜詔賜
 久掛畏淡海大津宮御宇倭根子天皇乃萬世不改常典止立
 賜敷賜隨法後遂者我子佐太加牟俱佐加無過事授
 賜止負賜詔賜比志依今授賜率正所念空間去年九月天
 地賜大瑞物顯來又四方食國乃年實豐牟俱佐加爾得在
 見賜而隨神母所念行爾于都斯皇朕賀御世當顯見留物
 爾者不在今將嗣坐御世名乎記而應來顯來留物爾在良志止所
 念坐而今神龜二字御世乃年名止定改養老八年為神龜元
 年而天日嗣高御座食國天下之業乎吾子美麻斯王爾授賜讓

賜止詔天皇大命頂受賜恐美持而辭啓者天皇大命恐被賜
 仕奉者拙劣而無所知進母不知退母不知天地之心母勞久
 重百官之情辱愧美奈母隨神所念坐故親王等始而王臣汝等
 清支明正支直心以皇朝穴奈比扶奉而天下公民乎奏賜
 止詔命衆聞食宣辭別詔久遠皇祖御世始而中今爾至麻豆天日
 嗣止高御座坐而此食國天下乎撫賜慈賜波久時時狀狀爾從
 而治賜慈賜來業隨神所念行須是以宜天下乎慈賜治賜久
 〔漢文〕又官官仕奉韓人部一二人爾其負而可仕奉姓名賜又百
 官官人及京下僧尼大御手物取賜治賜久止詔天皇御命衆聞食
 宣

諸王、これに親王もこもれり、王臣こいふ時も、王に親王はこもれり、おほきみこいふは、天皇を始奉りて、親王諸王
 にわたれる號なれば也、○神留坐、此事、大祓ノ後釋に委云り、○皇親神魯岐云々、これもかの後釋に委くいへり、
 さて十四詔又諸の祝詞なごに、命以且こあるどく、こゝも命の下に、以字有しが、脱たりけにおほゆるに、十九詔

世三詔にも、以字はなければ、脱たるにはあらざるにこそ、然れども、世三詔も、正しくは、命以て有べき文也、以字ある時は、命は其詔命也、以字無きときは、たゞ尊みて申す命也、○吾孫、孫は美麻之訓、十五の卷の大御哥に、美麻乃彌已止とある、これ美麻之申す言の、正しく見えたる也、さて世三詔にも吾孫、十四詔に吾孫乃命、垂仁紀にも、御孫尊又皇御孫尊、諸の祝詞なきにも、つねに皇御孫命とあり、さて美麻之申す意は、いまだ考へ得ず、中昔よりこなた、子の子をむまごいひ今はまごいふによりて、麻はむまごの畧か、と思ふ人有べけれ、古は子の子をば、比古こそいへれ、むまごいへるとなし、○與佐斯は、十四詔廿三詔なきに、事依りある是也、神代紀に勅任之書り、○高天原事波自米而、第一詔に見ゆ、天ノ神の依り奉り給ひしより始まれるよしなり、本に、米ノ字を末に誤れり、○彌高彌廣、高も隆盛なるをいふ、万葉一に、此山乃彌高良之とよめるも、吉野宮の御榮えを謂て、此山のどく高くさいへる也、五十九詔に、祖乃門不滅、彌高仕奉るも有、○倭根子天皇、はじめなるは聖武天皇、こは元正天皇を申せり、思ひ混へ奉るとなかれ、さて上の高天原神坐云々よりして、此元正天皇の御世へ係て、いひくだしたる文也、○大命坐、此事第三詔にいへり、○此食國云々、これより、元正天皇の、聖武天皇に詔給へるよし也、○藤原宮云々、父坐天皇は、文武天皇なり、美麻斯は汝也、他の詔にも多く見ゆ、こは聖武天皇をさして詔玉ふ也、次なるも同じ、父坐坐は、父たるさいふにて、その多流は、止阿流の切りたるなれば、尊みて申すには、止坐さいふ也、○美麻斯賜云々、此事、紀には見えざれども、さる御事有しにや、又文武天皇の御子は、聖武天皇一柱ならでは、おはしませりしかば、御位は、必此御子に授玉ふべきことわりなるを以て、かくは詔玉へるにや、○詔大命云々、元正天皇の詔玉ふ大命を、聖武天皇の聞食て也、さて下文の、可久賜時云々も、なほ上よりつきたる、元正天皇の詔にて、こは其中間なるに、かく詔玉ふは、汝に賜ひし天下の業とある御言を、聞給

ひて、まづいたく恐み懼り給へるよしを、中間に挟みて詔玉ふ也、此所よくせずは紛ひぬべし、○可久賜時云々、これもなほ元正天皇の大命のつゞきにて、上に美麻斯賜とあるをうけて、如此賜へる時詔玉ふ也、○美麻斯親土乃給弱云々は、弱は幼き也、文武天皇の崩坐し年は、聖武天皇は、わづかに十歳におはしませし、應神天皇は異なる御事にて、此時はまだ、幼王の天下しろしめし、例は、おはしませりし也、○荷重は、天下を治め給ふ御業の、重く大きなことを、荷の重きにたごへたるなり、廿三詔にも、年長日多、此座坐、荷重力弱之、不堪負荷と有、○所念坐而は、文武天皇の也、○皇祖母は、淡保美淡夜と訓べし、文武天皇の大御母命のよしにて、元明天皇を申せる也、そもく御母を、皇祖母と申しては、祖字いかばなれば、是は聖武天皇の御祖母のよしならむ、と思ふ人あるべかめれ、然にはあらず、まづ古は凡て、母を御祖といへると、古事記なきに多く見え、近くは下鴨を御祖と申すなきも、上鴨、別雷、神の御母に坐が故也、又此紀の此卷の詔に、天皇の大御母藤原夫人を、宜文則皇夫人、語則大御祖云々とある、これにて大御祖と申すは、大御母なるを、いよく明らけし、さてそれに母字を添て書事は、皇祖とのみにては、皇神祖と混ふ故に、御母なることを知らさむため也、その例は、皇極紀に、吉備ノ皇祖母命とあるも、天皇の御母吉備姫王の御事也、又孝徳紀に、皇祖母尊と有は、皇極天皇の御事にて、皇太子中、大兄の御母にて、天皇の御姉に坐を、大御母と崇奉り給へる也、これら皆御祖母にはまじき事、御母也、此事は、玉勝間の山菅の巻にもいへり、すべてよのつねの文字づかひにのみめなれて、古書にうき人は、思ひまがへて誤ると、此類多きぞかし、○我皇天皇授奉、聖武天皇いまだ幼稚くまじしによりて、しばらく元明天皇に授奉給へる也、○依行而は、行字は、此字の誤なるべし、草書はゆき形に近し、依此而さいふと、他の詔に多く有、○是、平城、大宮云々は、元明天皇の御事也、此御世和銅三年に、藤原宮より、平城宮に都をうつし給

へり、○朕授賜、は朕は元正天皇也、此天皇は、元明天皇の御子にて、文武天皇の御姉に坐り、六の卷の終りに、靈龜元年九月庚辰、天皇禪位、于氷高、内親王、有て、漢文の詔に、因以此神器、欲讓皇太子、而年幼稚云々見ゆ、皇太子は聖武天皇也、和銅七年六月に、十四歳にて、太子に立せ玉ひて、靈龜元年は、十五歳の御時也、○教賜、詔賜、是久は、其時に、元明天皇の、元正天皇に詔玉ふ也、○我子、皇太子に也、聖武天皇は、元明天皇の御孫にて、皇太子に坐せば、かくは詔玉ふ也、又思ふに、これは御子の元正天皇に對ひて、御孫の御事を詔ふなれば、阿碁にて、たゞ弱きを親みて詔へる稱にも有べし、○牟俱佐加賀は、茂榮の意に聞ゆ、下文にも、年實豐登牟俱佐加賀有、万葉二に、石作目木工開道乎ある、木工は茂く也、又神代紀に、枝葉扶疏、應神紀に、芳草薈蔚、顯宗紀に、功茂焉なごあり、牟久母久同じ言也、又森といふ名も、木の生茂りたるよし也、万葉六に、百樹盛、山者木高之、これも盛はしけりといふと也、今、本、成さあるは誤也、さて、こは、壽祝て詔へるにて、今俗言に、めでたう賑々敷なきいふこ、ろばへ也、○無過事、は、俗言に相違なくいふにあたり、○負賜、負の假字は、四十五詔に、於保世給布有、さてこは元明天皇の、元正天皇に、かく仰せ給ひしよし也、○依、今授賜、所念坐間、諸本共に、依より念まで、大小九字なし、今事の意を考へて、私に補へり、此所、かならずかさまの文有しが脱たるを、決ければ也、今は、俗言にいふやがての意にて、遠からぬほかにいふと也、○天地、瑞の顯はれたるを、天地の賜へるこは、例の漢意也、○大瑞物顯、養老七年十月詔に、今年九月七日、得左京人家所、獻白龜、仍下所司、勘檢圖課、奏傳云々、是知天地靈祝、國家大瑞、云々、さある是也、大瑞は、漢籍に、大瑞上瑞中瑞下瑞といふ品のるに依て、此方にも、其品々を立られて、其種々の物、治部省式に載られたり、其中に、白龜は見え大瑞の中に、神龜といふ有を、四十八詔にも、白龜の出たるを、合大瑞とあれば、白龜を神龜に取て、大瑞とはせらる、也、

故、此瑞に依て、改められたる年號も、神龜といへり、○來、理は、禪讓に訓べし、但し是は、つねにいふ辭のけりにはあらず、來而在といふとを、古言にけりいふ、それ也、書紀に、詣至來、歸なきを、マウケリに訓る、參來而在の意也、万葉に辭のけりに、常に來に書るも、これを借たる字也、○年實、一字を登志に訓べし、凡てししといふは、もこ年穀の名也、書紀に、豊年をトシウ、凶年をトシエズに訓り、○于都斯久、は、第四詔に出、本も、都字を脱せるを、今補、○今將、嗣坐、御世、名、皇太子の御世を詔玉ふ也、御世、名は年號也、嗣、字、諸本副に誤れり、今改、○記、而こは、年號にすべき瑞物の現れたるをいふ也、万葉十七に、新、年のはじめに豊の年思流須みならし雪のふれるはさあるも、豊年のしるしの現はれたるを、しるすといへり、凡てしるしは、しるすを體言になしたるにて、本一つ言也、○應は、許多問に訓べし、皇極紀に、時人説前謠之應、曰云々、齊明紀に、爲敵所滅之應也、見ゆ、哥に山のこたふといふとく、此處にある事の、彼處にひくやうの事を、應といふ、こは皇太子の徳に應へて、出來つるよし也、一二つの來、字、上の來、同じけれき、こはきたりきたるに訓である也、○所念坐は、元正天皇の也、○二字は、布多母自に訓べし、もじいふは、もこ文字、一字の音をこりて、字、字の訓に設けたる言なり、僧をほうしといふ類也、古今集序に、みそもじあまりひこもじ有、○止、詔天皇、大命、上の此、食國天下者、いふより、こ、の讓賜といふまで、聖武天皇に、元正天皇の詔玉へる大命也、○頂、受賜、頂、字、本も、順に誤れり、今例によりて改つ、十四詔に、頂、受賜、恐、廿四詔に、頂、受賜、恐、廿五詔、四十二詔、四十五詔、四十八詔、六十一詔、なごにも見えたる、皆同じ、第九詔なる頂、字をも、一本に順に誤れり、さて頂は、万葉三に、伊奈太吉あるに依て訓べし、和名抄字鏡なごには、いた、き有、さてこれよりは聖武天皇の也、○恐、持而にて、姑く語を切て心得べし、次へつづけては心得べからず、○辭、啓者云々、これより所念看るやう也、上、件、天皇の大命なれば、辭、申さむは畏し也、

○被賜、此上に、受字有しが、脱たるなるべし、うけたまはりあるべき所也、○仕奉者、天皇に坐て、天下をしらしめす事を、仕奉は、いかなるやうなれども、是は前の天皇の御譲りを、敬ひ尊み譲りて、かくは申給ふ也、○劣而は、乎遲那久豆訓べし、四十五詔に、謀乎遲奈、古事記、袁那命御哥に、意富多久美、袁遲那美許曾、佛足石、哥に、乎遲奈伎夜、和禮備於止禮留、竹取物語に、をちなきとする船人にもあるかな、雄畧紀に、懦弱又怯、欽明紀に、微弱なごあり、廿四詔に朕雖拙弱、廿六詔に、知所無怯、劣卅二詔に諸劣人等、伊佐奈比、○無所知は、志禮流許止那志訓べし、凡てかくさまの所字を、ごころご訓は、皇國言にあらざ、漢籍讀の言也、然るを此紀の詔ごの中にも、必ごころごよまでは、えあらぬ所々もあるは、既くからぶみよみの言のうつれる也、さればごなごも、もごよりしるごころなしご訓べくて、書るにもあるべけれど、皇國言に讀る、かぎりは、からぶみよみをば省むぞ、古書よむ法なるべき、さてかく詔玉へる意は、拙く劣くて、知れる事もなき我なれば、大命を受賜はりて、天下治めむとは、いご畏しご也、○進退不知、退退不知、志良爾ご訓べし、万葉哥に常多言也、十四詔四十八詔なごには、不知ご、爾字を添ても書り、退は志叙久ご訓べし、凡てしりなきいふ類の、りを省きていふも、古言に例多し、しごごいへるは、土左日記に、しりへしごごにしごきてご見え、猶物語書に多し、さて此進退云々てふ語は、いたく恐みて、せむすべしられぬさまを詔玉ふ也、他詔にも多く有て、進退不知、夜日畏恐、進退不知ごも有、かく詔玉ふとは、もごは漢籍によれるとなるべし、上代の意ごは聞えぬと也かし、○勞重、重の下にも、久字あらまほし、○王臣汝等は、汝王臣等ごいふと也、○皇朝、又天皇朝、天皇朝廷なごある、いづれも須賀良賀美加度ご訓べきと、大祓後釋にいへるが如し、第十詔にも、皇朝ご有、○穴、本に奈字を落せり、今は、廿四詔四十八詔六十一詔なごの例に依て、補へり、穴は借字なれば、奈を讀付べきにあらざれば也、○天下公民

奏は、天下申すごいふご同じくて、天下の公民の事を執て、政申す也、○辭別詔、他詔にも多く見え、祝詞にも多きと也、聞えたるまの意にて、ごごなるごなし、○高御座坐而、本ごも、ご坐二字を脱せるを、今は、第三詔第四詔第五詔十三詔なごの例に依て補つ、○慈賜、久の下に、今一つ波字有けむを、寫す時に、衍ご心得て、除きたるなるべし、慈賜久ご有べきごころ也、かくいはではたらず、○宜は、決く寫誤也、例を考ふるに、第三詔に、云々隨神所念行、是以先天下公民之上、慈賜、ごあるご同じければ、先字を誤れるなるべし、故に麻豆ご訓り、ごご宍ご、草書は似たり、又は麻豆の二字を誤れるにも有べし、○漢文ごしるせる所は、大赦天下、内外文武職事、及五位已上、爲父後者、授勳一級、賜高年百歲已上、穀一石五斗、九十已上、一石、八十已上、并憚獨不能自存者、五斗、孝子順孫義夫節婦、咸表三門閭、終身勿事、天下兵士、減今年調半、京畿悉免之ごあり、○官々仕奉は、官に任れて、其職を仕奉也、○韓人部は、三韓及漢國なごより歸化て、皇國人ごなれる部也、部は杼母ご訓へし、十三詔に、伊勢、大鹿首部ごある部ご同じ、又廿一詔に、秦等ごあるも同じ、○一二人は、これかれごいはむごごし、必しも一二人に限れるにはあらず、○負而可仕奉、姓名、負ごは、姓を賜はりて、其を已が姓ごするをいふ也、姓名は、氏々名々なごありて、名も姓の事也、姓ご名ごにはあらず、つねにいふ姓名ごは異也、さて韓人に姓を賜へる事は、此次の文には見えず、漏たるか、但し此年五月辛未、從五位上薩妙觀、賜姓河上忌寸ごいふより、正八位上答本陽春麻田、連ごいふまで、廿四人に、おのく、姓を賜へると見えたり、これか、又天平寶子五年三月なごにも、韓人に姓を賜へると多く見えたり、○百官官人は、百官人ごいふごは異にして、諸司に屬たる、下々の官人也、万葉八の詞書に、太宰、諸卿大夫并官人等、ごある官人のごごし、○及、すべてかくさまに、某及某ごいふ及を、於余昆ご訓は、皇國言にあらざ、からぶみ讀也、故に古事記なごなるは、已はみな、麻多ご訓り、然れごも、奈良のごころに

なりては、おのづから漢籍讀の言のうつれるも、これかれ有て、此紀の詔ももの中にも、其類見えたれば、これらも、もよよりおよび讀べくて、書れたりとおほゆれば、今も然訓つ、〇京下は、美佐斗訓べし、みやこいふは、廣くわたれる名なれども其中に、皇大官に關らで、たゞ京の内の事をいふには、みさこ、いへり、和名抄に、左右京職、美佐止豆加佐見え書紀にも、京をミサト訓る、所々あり、孝徳紀に、凡京、毎坊置長、なごあるを以て、みやこいふのけぢめを知べし、万葉十に、山遠京爾之有者、これもミサト訓べし、同十六に、京兆爾出而將訴、これも京兆を本に、ミヤコ訓るはわろし、〇僧尼、僧をほうしといふは、法師の字音をこりて、訓したる也、和名抄に、玄蕃寮の訓、保字之万良比止乃豆加佐あるは、僧ニ蕃客の司のよし也、阿摩いふは、もこ女の梵語也といへども、此方にては古より、女僧をいへるこも、さら也、〇大御手物は、天皇の大御手づから賜ふよしの目也、〇取賜万葉十三に、大御手二所取賜而あるは、賜は、たゞ尊みて添へたる詞なるを、こ、は然らず、御手に取し給ひて、賜ふよし聞ゆ、然らされば言たらず、他詔には、僧尼には、布施賜のみ有て、取賜いへる例はなければ、もしくは取字は、施なごを誤れるにはあらじか、又思ふに、人に物を與ふるを、こらすいふは、受る人の手に取しむるよし、又はそれもこは、取して給ふよし、然らば取賜いふとも有やしむ。

第六詔

十の卷に、神龜六年八月癸亥、天皇御大極殿詔曰、有、年號を天平に改め給ふよしの大命也、

現神御宇倭根子天皇詔旨勅命親王等諸王等諸臣等百官
 人等天下公民衆聞宣高天原由天降坐之天皇御世始而許能
 天官御座坐而天地八方調賜事者聖君止坐而賢臣供奉天下
 平久百官安久爲而天地大瑞者顯來止奈母隨神所念行佐久止
 詔命乎衆聞宣如是詔者大命坐皇朕御世當而者皇止坐朕母
 聞持事乏久見持行少美朕臣爲供奉人等母一二乎漏落
 事母在牟加止辱美愧美所思坐而我皇太上天皇大前爾恐古士
 物進退匍匐迴白賜受被賜者卿等乃問來政乎者加久
 耶答賜加久耶答賜止白賜此白賜官爾耶治賜止白賜教賜
 於毛夫氣賜答賜宣賜隨此乃食國天下之政乎行賜敷賜乍
 供奉賜間爾京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等伊負圖龜一頭
 獻奏賜不爾所聞行驚賜怪賜所見行歡賜嘉賜豆所思行久者

于都斯皇朕政乃所致物在米耶此者太上天皇厚廣德
 乎蒙而高貴支行依而顯來大瑞物詔命衆聞宣辭別
 詔此大瑞物者天坐神地坐神乃相宇豆奈比奉福奉事依
 而顯出多留瑞爾在羅之正奈母神隨所思行是以前天地
 之神乃顯奉留貴瑞以而御世年號改賜換賜是以改神龜六年
 爲天平元年而大赦天下百官主典已上人等冠位一階上賜事
 始一二乃慶命詔賜惠賜行賜詔天皇命衆聞食宣

高天原也、自を由といへる、書紀万葉なき哥には、常のとなれども、文には例なし、第四詔第七詔なきに、みな由利とあれば、こゝも利ノ字の脱たるか、但し第十三詔に、爾まあるは、余もしくは由を誤れるか、猶かの詔のこころにいふべし、○天官御座は、決く高御座なれば、高を、天官の二字に誤れるか、はた官ノ字、高の誤にて、天高御座か、天高御座といへるとは、例見えざれども、天高位ともあれば、此御世のころになりては、さもいひしにや、○天地八方、調賜事者、一本に、方の下にも、賜字あるは、治賜有しが、治ノ字の落たるにこそ、第三詔に、天下手治賜出詔賜事有、さて又一本には、調ノ字を落せり、さて天下といはずして、天地八方といへるは、天地の大瑞の出たる事を詔玉ふ大命なる故に、廣くいへるなり、されど天地を調つといふと、からぶみに變理陰陽といへる意に似て、ふさはしから

ずこそ、事者とは、云々事を考へ見ればの意也、○聖君止坐、止ノ字、本共に乎に誤れり、今改む、第九詔に、聖万天皇命、廿五詔に、聖天皇、四十二詔に、聖皇、万葉一に、標原乃日知之御世從なき有、そも比自理に申すとは、もよりの皇國言にはあらで、聖ノ字の訓に、日知の意を以て、設けたる名なるべし、古事記仁德天皇段に、稱其御世、謂聖帝世也、あり、彼御時なきよりぞ始まりけむ、そのよし委くは、彼傳卅五の卷にいへり、さてこの意は、聖たる人、君にてまし、こゝにふ意にも聞ゆれども、なほ然にはあらで、天皇、聖君にて坐の意なるべし、○百官は、こゝには穩ならず聞ゆ、もしくは百姓を誤れるには非るか、○爲而之、爲は輕し、た辭のして也、之は助辭也、諸の詔に、すべて此助辭は、力を入れて、強くいふころに置れて、曾又許曾といふ意の處にあり、さて此段の凡ての意は、大かた天地の大瑞の顯はる、事は、神代より御世、天下を治調へ玉ふやうを、考へ見るに、天皇聖君にましく、臣下も賢人にして、政よろしく、天下平らけく、百官平安き御世にこそ、あるとなれおほしめす也、まづかく詔ふよしは、次に御みづからの御事を謙損りて、もはら太上天皇の聖德によれるよしを、詔玉はむきて也、○大命坐、此事、第三詔の處に、委云るがどし、こゝは定まりて天皇の御事を申す言にて、大命坐皇といへる、即ちただ天皇に申すと也、○富而者は、朕御世に當りては、大瑞の出べきよしなしといふとを、御心にもちて詔ふ御言也、○固持事云々少美、持は、手に持たる物を、放置捨ざる如く、聞たる事見たる事を、忘れず失はぬをいふ、事は、次なる行に對ひたれば、重し、た添ていふ辭のこゝには非ず、善事を聞給ひ見給ひ、其を捨忘れ給はず、持て、その如く行ひ玉ふ事行の少く乏き也、少美の美は、少きによりての意にて、少きにこいふと也、○一ニ手漏落、一ニラこは、多くの中に、まれにはこいふ意也、漏に志ノ字、落に須ノ字の添ざるによらば、モレオツルも訓べけれぎ、もし然らば、上の乎は、者有べきに、今は乎こあるまゝに、モラシオトス訓つ、大殿祭祝詞に、漏

落事オチコト云々、漏ヌ落ヲは、過失のいひにて、おほえずあやまつをいふ也、十四詔に、誤落言アヤマコト無クもあり、繼體紀に、
 闕アヤまた失を、アヤマチヲ訓り、さて此段、御みづからの御事は、全く謙損へんげんて、詔玉ミコタマひ、臣たちの事をば、たゞおほめか
 しく、一ヒト二ニ三ミいひ、漏落ヌいひ、又在オ在ニ疑ウひて、すべて軽く詔玉ミコタマひ、それも御みづからの不徳ツナギによりて、すべ
 て御みづからの不徳に詔玉ミコタマひなしたる御しらひ也、〇太上天皇は、元正天皇也、そもく太上天皇は、持統天皇そ
 の始ハジメにて、それより前には、例まします、諸の書に、その訓見えたるとなし、持統天皇の御時には、いかに申マシけむ、思
 ふにたゞ字音のま、にぞ申マシけむ、然れども宣命ノリノミなきには、同じくは皇國言ミコクノコトに讀奉らまほしければ、今新イマニに意富イキ伎須キス羅ラ
 命ミコト訓奉りつ、〇大前は、御前なり、古事記雄略天皇御哥ミコトノカミに、意富イキ麻幣マヒ爾ニ麻マ衰シ須スあり、古コはすべて、神の御前をち、
 大前オホノマヘ申して、古き祝詞には皆然あるを、フトマヘニ訓ムは、ひがこ也、又後の祝詞なきには、みな廣前ヒロノマヘこれれ
 も、そは古くは見えざると也、〇恐古物オソコモノ、十四詔にも、云々勅オノミコト御命ミコノミコト、畏オソ日物ヒノモノ受賜ウケタマヒ見ゆ、凡オソて自物ミコトいふ
 言、武烈紀ムリキ哥カミに、斯シ々シ武ム暮ム能ノあるを始めて、萬葉に、鹿カ子コ自物ミコト鳥トリ自物ミコト馬ウマ自物ミコト犬イヌ自物ミコト鶴ツル自物ミコトなごあるは、
 いづれも、それがやうにいふ意イ聞え、又同一オノに男自物オノミコト、三ミに雄自毛能オノミケノ、十一ユに男オノ物モノなごあるは、男オノのすまじきわ
 ざをする意イにいへり聞ゆるを、こ、三十四詔なるは、件キの二ニつツは、又意イ異りて、たゞ恐オソまりていふやうに聞
 え、又用言オノミコトの下に付たるも、件キの例レも異なり、こ、に稻掛イナヅケ、大平オホヘが、萬葉に就て考へたるは、自物ミコトは、狀カタなるべし、
 ざまこじも、音通オノミコトへり、鹿カ自物ミコトは、鹿カ狀カタにて、此類コノみな同じ、男オノ自物ミコトは、男オノの狀カタにしていふ意イにて聞ゆミいへ
 り、此考コノへさも有べし、さてこれによりて思ふに、恐オソ物モノも、恐オソ狀カタにて、進退シノブ御ミ即ツキ其ノ恐オソ狀カタ也、十四詔なるも、其
 狀カタは詔玉ミコタマはねごも、こ、のどく、進退シノブ御ミ即ツキ其ノ恐オソ狀カタ也、〇進退シノブは垂仁紀シノブに一則ヒトツキ以懼オソ
 則ヒトツキ以悲俯仰オソ喉咽ノド進退シノブ而血泣シノブ見え神武紀シノブには棲シノブ不レ知レ其所ノ跡ノ涉シ景行紀シノブにもかくありこれらに依て斯シノブ々シノブ麻マ比ヒ訓ムべ

し、〇匍匐ムクは古事記に乃匍ムク御枕方ミコトノマシ匍ムク御足方ミコトノタシ而哭シ書紀シノブにもかく有リ、万葉十九マンヤクに赤駒アカコ之腹婆布ノハラハフ、〇迴マヒ保理ホリ、古事記倭建
 命ヤマトノミコト段に、匍ムク匍ムク迴マヒ其地ノチ之那豆岐田ノナヅキタ而哭シ、又上卷に、匍ムク匍ムク委蛇ウヰヰも有、万葉二に、鶴ツル成伊波比ニハヒ迴マヒ、なほ多し、もこほ
 るは、めぐるの古言也、さて進退シノブよりこれまではいたく恐オソ懼オソみ惑マドひ玉タマへる狀也、〇白賜シロタマヒ受被賜ウケタマヒ者モノは、次なる事共
 を、問ト申マシ給タマひて、その御答ミコタマヒをうけ給タマはり玉タマふ也、物語書モノガタリなきにミひきくミいへるに同じ、ミひきくは、人に物を問
 て、其答コタヘをきく也、こ、も白シロいふに、請問コトヒ玉タマふ意あり、古書コトヒも、請コトヒ字を、まをすニ訓ム其意也、〇卿等ミコトノ方、こ
 れより、答コタヘ賜タマヒいふまで、請申コトヒ給タマふ御言也、〇問來政は、云々シノブの事は、いかさまに仕奉シノブむ、天皇ミコトノへうかヒ問
 奉る也、〇加久カク答賜コタヘタマヒ、此言コトを二ニつ重ねて申マシ給タマふは、かやうカくクにや答コタヘ侍らむ、將ミコトかやうカくクにや答コタヘ侍らむ、そ
 の卿等ミコトノに答コタヘへ給タマはむ趣を、くさくク申マシて、問奉コトヒ給タマふ也、一本に、下の加久カクの久ク字なきは、同じ言の重なるを
 疑ウタガひて、此や彼やなるべし思オモひてさかしらに削キりたるなるべけれ、かくや云々シノブかくや云々シノブ、同じ此を重カクねいふは、
 万葉五にも、可久カク由ユ既キ婆ハ、比等ヒト爾ニ伊イ等ト波ハ延ニ、可久カク由ユ既キ波ハ、比等ヒト爾ニ久ク麻マ延ニあるなき、同じ格也、さて答賜コタヘタマヒは、二
 つ共に、答賜コタヘタマヒ有リべきに、波牟ハムの字なきは、疑はしけれ、必カナラ賜はむニ訓ムべき語也、そもく、こ、は、卿等ミコトノの間
 來る政を、御みづからは定め給タマはず、みな太上天皇に、請コトヒうかヒ、問奉コトヒ給タマふよし也、〇白賜シロタマヒは、太上天皇に問
 申マシ給タマひ也、諸本に、此三字なきは、次なる白賜シロタマヒ、重なる故に、衍マシ心ココロ得て、さかしらに削キ去れるなるべけれ、
 此三字なくては、上の答賜コタヘタマヒの止ト字を受る言なくて、語コトの、は、故コト今イマ補ホへり、〇白賜シロタマヒ官ミコトノ云々は、又卿等ミコトノの人
 を舉オシて、某ナニを某官ナニノミコトに任マシてよく侍らむ、白シロすをば、白シロすま、に、其官ミコトノに任マシ侍らむか、いかナニやうに、任官ミコトノなきの事を
 も、太上天皇にうかヒ問ト奉マシ玉タマふよし也、此白賜シロタマヒは、卿等ミコトノの、天皇ミコトノへ申マシすよしにて、上の白賜シロタマヒは異なり、〇白
 賜シロタマヒは、天皇ミコトノの、太上天皇に、かくのどく問申マシ給タマへば也、〇教賜オシタマヒ云々は、其事は、かくのどくし玉タマへ、其事は、

かくのごくし給へし、太上天皇の、天皇に、ねもころに教へ答へ給ふ也、於毛夫氣は、令趣にて、加世を切て、氣といふ也、かくのごくし玉へし教へ玉ふが、即其方へ趣かしむる也、第十詔に、教賜趣、賜比奈何良、十三詔に、於母夫教部事不過、なごあり、○答賜、答字、本に益に誤れり、今は一本に依、○乍は、年月を経る意也、○供奉賜、天皇ご坐て、天下を治め給ふを、供奉ご詔玉ふは、それをも、太上天皇に仕奉り給ふわざとして詔ふ也、○京職大夫は、和名抄に、左京職、比多利乃美佐止豆加佐、右京職、美岐乃美佐止豆加佐、同書に、長官云々、職曰大夫云々已上皆加美、○從三位、和名抄に、位階の、正は於保伊、從は比呂伊ご有、こは天武天皇の十四年に、定め給へりし位階に、毎階有三大廣、この大廣の訓を取て、正從の訓させられたる也、おほきひろきいふべきを、きを共にいふは、後の音便なれば、今は正しきにつきて、ひろきご訓べし、○藤原、麻呂等伊、此卿は、不比等公の四男也、天平九年七月に、參議從三位兵部卿にて薨られたり、京職、大夫になられたりしは、養老五年六月辛丑、從四位下藤原朝臣麻呂、爲左右京大夫ご有、此時は、左京右京并せての大夫たりし也、此卿、万葉四にも、京職、大夫ごあり、紀廿四に、藤原、惠美、朝臣訓儒麻呂をも、左右京尹ごあり、さて、藤原氏四族の内、此麻呂卿の末を、京家ごいふ、そは此卿、久しく京職、大夫にて有し故也、等ごは、一人の事にも附ていへご、こは、京職の亮進なごをも、こめていへるなるべし、伊は、多く人、名の下に、附ていふ助辭也、繼躰紀哥に、體那能倭俱吾伊、輔曳府根能朋樓、毛野、若子伊、笛吹上も也、万葉三に、志斐伊波奏、こは志斐、姫が、みづから志斐伊ごいへる也、強にはあらず、十二詔に、百濟王敬福伊、十九詔に、奈良麻呂古麻呂等伊なご、猶諸の詔に殊に多し、又人名下ならでも、万葉四に、木乃關守伊、將留鴨、九に、菟原壯士伊、仰天、十二に、家有妹伊、將鬱悒、なご見え、又用言の下にも、十三詔に、治賜、また祖乃心成伊、子爾可、在、四十五詔に、此手持伊、稱平致、捨伊、謗招、萬葉三に、玉緒乃、不絶射妹跡、七に、花待伊間爾、十に、

不亂伊間爾、なごあり、そもく此助辭を置たる所は、賀ごいひても、波ごいひても、曾ごいひても、よろしからざるごころにて、まづは余ごいふに近けれごも、余にてもなほ穩ならず、必伊ごいふべき所のある也、其味は、例ごもを考へわたして知べし、○負圖龜云々、此、年六月己卯、左京職獻龜、長五寸三分、闊四寸五分、其背有文、云天王貴平知百年、ごあるこれなり、かくて此詔の次に、其獲龜人、河内、國古市郡、人、无位賀茂子虫、授從六位上、賜物、繩二十疋、綿四十屯、布八十端、大稅二千束ご見えたり、万葉一に、圖負留神龜毛、新代登泉乃河爾ごあるは、出ご、泉の序にまうけていへる、壽詞也、○嘉賜怪賜は、不徳なる朕が御世に、さるめてたき祥瑞の出べきにあらざるを、怪み給ふよしなり、○歡賜嘉賜、嘉は、米傳ご訓べし、た、聞しめしては、怪み玉ひしかごも、正しく見なはして、歡嘉させ給ふよし也、○所致、すべていたすは、令至にて、令渡をわたす、令返をかへすごいふ類の格也、大瑞を至らしむるをいふ、此處に来るをも、至るごいふ也、○在、はあらずごいふを、つよくいふ言也、○高貴貴行も、太上天皇の御行也、○依而は、其御蔭に頼る意也、常に云よりてよりは重し、さて上の蒙りも頼りも、天皇の蒙り給ひ頼り玉ふよし也、○辭別詔々、諸本に、詔々二字を脱せり、今は例に依て補へり、辭別詔のみにいへる例はなれば也、祝詞に、辭別云々白、また辭別云々宣なご、中に語を隔たるごはあれごも、こは其ごは異なり、○顯久出、云々、此處、諸本共に、顯の下の廿六字無き故に、上の此大瑞、物者、ごいへるを承たる言なく、語ご、のはずして、聞えがたし、故考るに此段、第四詔に、此、物者、天坐神地坐祇乃、相于豆奈奉、福壽奉事、依而、顯久出、瑞寶、在、神隨所念行、是以天地之神、瑞奉、瑞寶、依而、御世、年號改賜ごあるご、全同じ趣なれば、今彼、詔に依て、久より、顯、まで、大小廿六字を補つ、こは顯字の二つあるによりて、紛ひて、其間の文を落したる也、さる例よくあるごぞかし、○貴瑞以而、以字は、これも件の第四詔の如く、依なりけむを、寫誤れるなるべし、以にて

聞ゆれども、なほ然にはあらず、○大赦天下は、阿米乃志多比呂久郡美由流須訓べし、持統紀なきに、大赦天下に訓いたれども、大赦を音によまばこそ、天下にこはいふべけれ、訓によまむには、爾こいふべきにあらず、又大に爾こ付たるも、皇國言にうこし、大赦は、曲赦に對ひたる目なれば、ひろくこそいふべけれ、○主典は、孝徳紀持統紀なきに、フムヒト訓り、職員令神祇官條に、大史一人、掌事上抄、勅署文案、檢出稽失、讀申公文、餘主典准此、少史一人、掌同大史あり、大史少史は、神祇官の主典也、餘主典は、諸官の主典をいふ、和名抄には、主典を佐官おけて、訓をばしるさず、諸司皆佐官いふよししるせり、これをさうくわんこいふは、佐を音便にさうこ呼也、さてもろくの官に、おのく長官次官判官主典ある也、此中に判官をば、後世にはなべて、じようこ呼ふは、八省の判官の丞の字音よりうつれる也、又主典を佐官こいふは、いかなるよしにか、いぶかし、○云々事平始は、此事をはじめこして也、○慶命詔賜云々、諸本に、詔賜二字なし、そは賜字の重なるより紛ひて、寫し落せし也、故命惠賜こいふつき、穩ならず、これによりて今、件の二字を補へり、第四詔にも、慶命詔あり、さきには、宣を惠に誤れるかこも思ひしかども、然にはあらず、

第七 詔

同月戊辰、詔立正三位藤原夫人爲皇后、壬午、喚入五位及諸司長官于内裏、而知太政官事一品舍人親王宣勅曰、あり、
 天皇大命 良麻止 親王等又汝王臣等語賜 勅 皇朕高御座

坐初 今年 至 六年 成 此 乃 間 天 部 位 嗣 坐 次
 爲 皇 太子 侍 豆 由 是 其 婆 婆 在 須 藤 原 夫人 乎 皇后 止 定
 賜 加 久 定 賜 者 皇 朕 御 身 毛 年 月 積 奴 天 下 君 坐 而 年 緒 長 皇
 后 不 坐 事 母 一 豆 乃 善 有 良 勞 行 爾 在 又 於 天 下 政 置 而 獨 知 倍 倍 物 不
 有 必 母 斯 理 幣 能 政 有 倍 之 此 者 事 立 爾 不 有 天 下 日 月 在 如 地 爾
 山 川 有 如 並 坐 而 可 有 止 言 事 者 汝 等 王 臣 等 明 見 所 知 在 然 此
 位 乎 遲 定 米 豆 良 久 波 刀 比 止 麻 爾 母 己 我 夜 氣 授 留 人 乎 波 一 日 二 日 止
 擇 比 十 日 二 十 日 止 試 定 止 斯 伊 波 婆 許 貴 太 斯 伎 意 保 伎 天 下 乃
 事 乎 夜 多 夜 須 久 行 無 止 所 念 坐 而 此 乃 六 年 乃 内 乎 擇 賜 試 賜 而 今
 日 今 時 眼 當 衆 乎 喚 賜 而 細 事 乃 狀 語 賜 布 止 詔 勅 聞 宣 賀 久 詔
 者 挂 畏 支 於 此 宮 坐 豆 現 神 大 八 洲 國 所 知 倭 根 子 天 皇 我 王 祖
 母 天 皇 乃 始 斯 皇 后 乎 朕 賜 日 爾 勅 豆 良 久 女 止 云 波 婆 等 美 夜 我 加 久

云其父侍大臣乃皇朝助奉輔奉頂恐美供奉乍夜半
 曉時止休息無久淨明心乎持且波波刀比供奉乎所見賜者
 其人乃字武何志事欵事乎送不得忘我兒我王過无罪無有
 者捨麻須奈忘麻須奈止負賜宣賜大命依而加爾加久爾年乃六年
 試賜使賜且此皇后位授賜然朕時乃未爾波不有難波高津
 宮御宇大鷓鴣天皇葛城曾豆比古女子伊波乃比賣命皇后
 御相坐而食國天下之政治賜行賜家利今米豆良可爾新伎政
 者不有本由理行來迹事曾止詔勅聞宣

語賜止、語字、一本に、詔を作るは誤也、下文にも、細事乃狀語賜止詔有、廿七詔にも、卿等諸語止宜久、○由利は、自なり、万葉世にも、阿須由利也、明日よりや也、○此方間は、上の六年の間なり、○天部位は、もこよりの皇國言は聞えず、漢文訓なるべし、但し書紀に、天業天基天朝天緒天勅なごある類も、漢文ながら、こごわりは、皇國の古意にかなへり、孝徳紀には、天位をタカミクラミ訓り、○皇太子、此御子は、藤原夫人の御腹にて、神龜四年閏九月に生坐て、同年十一月に、皇太子に立給ひ、同五年九月に、二歳にて薨坐ぬ、○侍は、坐せあるべきに、かくあるは、天皇に對奉りて也、○婆々は母也、○藤原夫人、夫人は、伎佐伎ミ訓べし、反正紀に、皇夫人又夫人ミ

ある、これ古にかなへる訓也、さて此藤原夫人は不比等公の御女にて、光明子ミ申せし也、天平寶字四年六月に薨坐て、そこに傳あり、其中に、神龜元年、聖武皇帝即位、授正一位、爲大夫人、こあるは、誤也、正一位は、こ、になほ正三位なるこ合はず、又當御世の夫人を、大夫人ミし給ふこいふと、大宇かなはず、神龜元年に、正一位にて大夫人ミし給へるは、天皇の御母の藤原夫人、宮子ミ申せしにて、其事九の巻に見えたり、然るに其を光明子皇后の傳にしるされたるは、紛ひたるもの也、○皇后は、意富伎佐伎ミ訓べし、古は妃夫人なごの列なるを、みな伎佐伎ミ申し、其中の第一の伎佐伎を、大后ミ申して、これ皇后也、此事委くは、古事記傳世の巻にいへるがごし、かの記なきには、皇后をみな大后ミ記せり、後世に、皇后をささき、皇太后を大ききさきミ申すこは、古は異也、○年月積こは天皇今年、廿九歳にならせ給へれば、よきほごの御齡にならせ玉へるよしなるべし、○年緒長久、緒字、本に諸に誤れり、今は一本に依れり、年緒は、た、年のと也、五十七詔にも、年緒不落こ有、万葉三に、年緒長久住年、四にも、荒玉年之緒長なき、猶卷々に多し、○昔有身勢行在、よからぬは、よくあらぬの切りたる也、故有字を書り、行は、ここは和邪ミ訓べし、爾在は、那理也、すべてなりこいふ辭は、此爾在の切りたる也、古文には、多くは本語のま、に、にありこいへり、○於天下政置而、置字、本に宜に誤れり、今は一本に依れり、さて常には於字をオイテこよめさもこ、は古書の例にて於字をば爾こいふ辭に用ひて別に置こは書るにて意は於の意なり、○獨知、知は行ふ也、○必母、必に母を添ると、めづらし、○斯理幣政、は後方の政にて、後宮の事也、神代紀に、背揮此云志理幣爾布俱、齊明紀に、後方羊蹄此云斯梨蔽之、これらはしりへてふとの例也、さて後紀、弘仁六年七月、橘、皇后を立給ふ詔にも、食國天下、政、獨知物、不有、必母斯理幣政有、自古行來、事云々見え、貞觀儀式、立、皇后儀に見えたる宣命にも、かく有、○事立、第三詔に出、○山川は、山三川也、山の川にはあらず、○並坐は、

天皇と皇后と也、○言事者は、言も事も、たゞ辭にて、たゞに可^レ有^ル者といはむも同じと也、すべて止言事といふ辭を添ていふと、今も古も同じと也、然るを今の人は、文を書^クに、かくさまの辭を、煩はしめて畧くは、中々に漢さま也、○此位は、皇后の位也、○選定^{兼皇太后}、印本には、定字なし、今は一本によれり、早くするを、早めといへば、遅くするをも、遅めといひつべければ、定字なくても有べけれど、猶此字あるかたまされり、豆良久はつる也、遅く定めつる故は、さういふ意に見べし、○刀比止麻爾母、こはいさく心得がたきを、下のつぎの語によりて考るに、かりそめにもなごいふ意の古言なるが、こ、より外には傳はらぬにやあらむ、さるたぐひも、古事記書紀万葉なごにも、まれにはあると也、又誤字脱字なきの有^ルか、又思ふに、賤き官職の名にもやあらむ、然いふ故は、次にいふべし、もし然もあらば、久良比止賣なるを、久を刀に誤り、良を落し、賣を麻に誤れるか、古事記仁德天皇段に、倉人女といふもの見ゆ、後官職員令十二司の中に、藏司あり、それに藏人女といふも有しか、たごひ當時はなくとも、古へにありし名なれば、かく詔玉ふまじきにあらず、さてこ、は、皇后を立玉ふとにつきて詔給ふなれば、女官の賤き者を詔玉はむも、よしある也、又は加刀比止部なるを、加を落し、部を麻に誤れるか、職員令、衛門府の下に、門部二百人ある、是を語には、門人部といひしか、上の件の考へも、よろしきにはあらねどもせめて思ひよれるまゝに、姑^レするせる也、猶よく考ふべし、○己^レ我^レは、天皇の御自詔玉ふ也、そは太上天皇の大命、或は卿等の申すなきにはあらで、己^レ命の御心もて、物し給ふよしにて、分てかく詔玉ふ也、○夜氣、夜字は、安を誤れるにて、上也、廿八詔にも、阿氣賜治賜^久書り、又廿六詔に、上奉^止授賜、五十二詔に、上賜^止授賜、これらのつぎ同じ、麻氣の誤にて、任ならむと思ふ人有べけれど、麻氣といふは、京外の官ならではないはぬと也、○十日二十日、これも上の一日二日といへるに、同意にて、程の短く速なる意にいへる也、次の六年内事^三對^て心得べし、○試定^止伊波婆、伊

波婆は、たゞ輕き辭にて、試^レ定めなごいふ意也、斯は助辭也、さて此伊波婆の下に、脱^レたる語有べし、そは容易く輕々しかるべし、なごやうの語の有^ルべきなり、さて刀比止麻爾母といふより、これまでの、すべての意は、いかに賤き官職にても、たゞ己^レが心もて、上授^ルる人をば、わづかに一二日十日廿日ばかりの間、試^レ擇^レて定めなご、速に、たやすく輕々しきしわざなるべしといへるにて、さてまして皇后を定めむとは、次にいふ也、○許貴太斯^はは、古事記神武天皇、大御哥に、許紀陀、万葉二に、己^レ伎太雲、なごある言にて、十八詔に、己^レ己^レ太久^三あるも同じ、又こきばくとも、こ、ばくとも、こ、だくとも、なほさま^レにいふ皆同意也、此言の事、猶古事記傳十九に委^レ云り、萬葉に幾許^三書て、もこは物の數の多きよりいひて、いかばかりかごいふ意也、故^レ万葉の内に、同じ幾許を、いかばかりと訓^レ處も有也、さていかばかりかの意にて、おのづから甚しき意重き意大なる意になる也、こ、は重く大なる意也、○意富^はは大き也、○天下^乃事^まは、天下に關る事也、又天下の事の中に、重く大なる事ご聞ゆ、夜は下へうつして、多夜須^久夜波^行無^の意也、皇后は、天皇に並^坐位なれば、其を定むるとは、いたく大なる重き事なるを、たやすくや行ふべき也、○六年^乃内^事、内字は、間の誤^リにはあらざるか、○試賜^而、本ごもに而字なし、今は一本に依、○眼當^は、前に同じ、まへは目方なれば也、中昔の言に、目路^三いひ、今の言に、目通りといふも、眼當^三同意也、○衆^は、はじめに親王等云々ある是也、○細事^乃狀、細は、久波志伎^三訓べし、古書には、くはしに、此字を多く書り、○語賜^止、印本には、此四字脱たり、今は一本によれり、○賀久詔^者は、如此詔故はさういふ意にて、そは即^レ此藤原夫人を、如此皇后に定むる故はさういふと也、○此宮^は平城宮也、○祖母^は、御母のよし也、挂畏^{より}これまで、一つ^三きにて、元正天皇を申給ふ也、祖母の文字に就ては、元明天皇の如くなれども、然にはあらず、祖母^三書て、美於夜^三訓^三こ、第五詔の下にいへるが如し、元正天皇は、實の大御母命にはましま

されども、其御禪を受嗣坐せれば、御母は申給ふなり、〇斯皇后、皇后に定め給へるよし、既に上に詔玉へる故に、今はたゞに皇后に詔玉ふ也、〇朕賜、廿二の卷、此皇后の傳に、聖武皇帝備貳之日、納以爲妃、時年十六あり、天平寶字四年薨坐し時、春秋六十あり、十六歳は、靈龜二年にて、元正天皇の御世なれば、彼、天皇の詔命にて、納玉へるなるべし、故朕賜、詔玉ふ也、朕の下に、爾、字あらまほし、〇勅、元正天皇の也、〇女、元正天皇の也、云は、女といへば、何れの女も、なべて等き物と思ひてやは、朕がかく此女を納して、汝命の妃に玉へしは、いはむ、此女は、尋常の女等なみの女にはあらねばこそ、かくいへし也、加久云は、如此汝命の妃に玉へし云て、納しむるよし也、〇其父侍大臣は、不比等公也、其時は、此大臣いまだ存在しほざなりき、〇皇朝、本に、我、字を大書にしたるは非也、すめらわがにはあらず、〇助奉、此助は、阿奈々比に訓べし、他の詔に、輔奉をたらねていへるは、みな阿奈々比奉なれば也、第三第五、廿四、四十八、六十一等詔を見て知へし、〇頂は戴也、十一詔に、祖名戴持而、十二詔に、恐戴持、十三詔に、頂受賜、有、後拾遺集に、大中臣、輔親、おほち父うまご輔親三世までいたゞきまつるすめら大神、〇曉時、曉を、万葉にはみな阿加止伎とよめり、あかつきといふは後の也、〇休息無久は、五十一詔に、暫之間、罷出而休息安事無、あるに依て訓べし、又同詔に、天下、公民之息安事無、事平なごも有、〇波波刀比は、いご、心得がたし、これも古言なるが、外には傳はらざるにや、又は誤字か、もし誤字ならば、爲夜万比なごを誤れるにや、爲夜ははごや、似たり、四十一詔に、晝夜倦怠止無久、謹禮比仕奉事有、上下のつゞき似たり、卅八詔に、爲夜備事有、るやまひは、禮々しくいはむも同じ也、廿七詔に、宇也、宇也、日久も有、爲夜宇夜同じ也、此考へも、必よろしきにはあらず、たゞせめて思ひよれるをいふ也、さて下の彼、字、一本には婆と作り、〇所見賜者、所見は、美志に訓べし、万葉一に、見之賜者、六に、見之賜而なご、なほ

多し、見を美志といふは、聞をきこし、知をしらし、なごいふ格の古言也、〇其人は、不比等公也、〇宇武何志は、十三詔に、云々事伊蘇之、宇牟賀斯、忘不給、孫等一二治賜、廿六詔に、云々事、宇牟我、自、辱、念、行、なご見ゆ、於、牟、何志、いふも同じ、書紀竟宴集、哥に、伊佐、袁、志、久、多、陀、斯、岐、彌、知、乃、於、牟、迦、斯、佐、神、功、紀、に、相、見、欣、感、厚、禮、送、遺、また我王必深、徳、君、なご有、萬葉十八には、牟賀思、久、母、安、流、香、これは於を省ける也、字鏡には、偉慶、悦也奇也、賀也幸也福也、於、牟、我、志、又、字、禮、志、有、みな同言也、〇欸、事は、第一詔に出、〇送不得忘、送、字は、逸を誤れるなるべし、命のかぎりえ忘れじ也、一木に、忘の下にも、不得、二字あるは、衍か、又次の文によるに、不得捨ありし、捨、字の脱たるにもあるべし、〇我兒我王は、天皇をさして詔玉ふ也、こ、にかく詔玉ふは、殊更に呼出せる御言にて、此詔玉ふ事を、懇切にし給ふ也、〇過无云々は、此皇后の御事也、上よりの語のはこびにて、おのづから然聞ゆ、〇忘、願、是、彼、父、大、臣、の、功、勞、を、忘、玉、ふ、な、に、て、それ即ち此皇后をなほざりになおほしめしそいふ意也、これまで、元正天皇の、かく詔玉ひ屬しよし也、〇負、賜、す、べて、云、々、せ、よ、仰、する、は、其事を負持しむるにて、荷を負持しむるも同じき故に、仰せ負せ同言也、宰、いふも、仰せ給ふ命を受けて、負持、意の名也、〇加爾加久爾は、彼に此にて、万葉には左右に書り、後世にはこれを、こ、にかくにこいふ、〇年、乃、六、年、萬、葉、十、一、に、年、之、八、歳、乎、吾、竊、舞、師、十六に、年、之、八、歳、乎、待、騰、來、不、坐、〇使、賜、古、事、記、上、卷、に、使、石、長、比、賣、者、云、々、亦、使、木、花、之、佐、久、夜、毘、賣、者、云、々、垂、仁、天、皇、段、に、此、二、一、女、王、淨、公、民、故、宜、使、也、これらの外、廣神天皇仁德天皇、段なごに見えて、傳に委云り、今俗言にいふ、人をつかふと同じ也、仕、被、使、のはれを切てへいふにて、使はるゝ方よりいふ言、使は、其を使ふ方よりいふにて、同言也、〇然、は、志、加、流、毛、訓、べ、し、然、有、も、也、こは王にあらずして、臣の女を、皇后に給ふと也、次の文にて知べし、〇高津宮、諸、本、に、津、字、を、落、せ、る、を、今、補、へ、り、此、津、は、讀、付、べ、き、に、あ、ら、ず、畧、き、て、書

る例なければ也、○大鶴鶴、一本に、大焦^カ作^カるは、雀を焦に誤れるなるべし、此大御名古事記には、みな大雀^カ書り、故思ふに、こゝも本は然有しを、後、人さかしらに書紀によりて、鶴鶴^カは改め書るにや、○葛城、曾豆比古は、古事記に、建内宿禰の九人の子の中の、第八にあたる子にて、葛城、長江、曾都里古^カ有、○伊波乃比賣、命皇后、乃、字、印本に及に誤れり、今は一本に依れり、さて此御名、命の下に皇后といふを添たるは、こゝに此事を舉給ふは、皇后に坐しを詔玉^カが主なる故に、そをたしかにせむため也、○御相坐而、古事記に、伊邪那岐、命伊邪那美、命の遷^カ合^カをも、御合^カいひ、又遷々^カ藝、命の御事をも、御^カ合^カ高木神之女万幡豊秋津師比賣、命^カ有、猶中巻にも見えたり、○治賜行賜、印本には、行賜^カ二字なし、今は一本に依、○新^カ政者不^カ有^カは、臣の女を、皇后^カし給ふと也、政は、た^カ事^カいふ^カ同じ、天皇の行^カ給ふ事なる故に、政^カはいへる也、さて荒木田、久老、神主の云、すべて新は、万葉なごにても、みなアラタ^カ訓べし、世の巻なる、年月波安多良安多良爾云々^カいふ哥も、一本に、安良多安良多爾^カあるぞよき、すべて古^カに、新をあたらし^カいへるとなし、あらたし也、そを後にあたらし^カいふは、可^カ惜^カ混^カひたる訛也^カいへる、此説さも有べくおほゆる故に、こゝもアラタ^カシキ^カ訓つ、○本^カ由^カは、舊^カより也、○述^カ事^カは、舊^カより有し例によれる事^カいふ意也、そも^カ皇^カ后^カを立給ふとは、上つ代より御世^カ、常の事なるに、殊に仁德天皇の例をしも引て、かくくはしく詔玉^カ故は、いかに^カいふに、まづ古事記を考るに、御世^カの間^カに、大后^カ記せるは、神武天皇の伊須氣余理比賣^カ命、垂仁天皇の比婆須比賣^カ命、仲哀天皇の息長帯比賣^カ命、仁德天皇の石之比賣^カ命、允恭天皇の忍坂之大中津比賣^カ命、安康天皇の長田、大郎女、雄略天皇の若日下部、王、繼體天皇の手白香^カ命なご也、件の餘^カの御世^カのうちにも、有^カつらめ^カも、大后^カ記せる文の、たま^カに無^カきなるべし、さて件の大后^カあるかぎり考るに、神武天皇のは、大三輪^カ神の御女なれば、殊^カ事也、その餘^カは、石之比賣^カ命を除き奉りては、皆々^カ王^カにして、臣の女なるはましますこゝな

し、されば件の外に有けむも、皆王なりけむと、おしはかりてしるべし、然るを書紀には、安寧天皇、懿德天皇、孝昭天皇、孝靈天皇、孝元天皇、開化天皇なごの御世^カに、立^カ某^カ爲^カ皇后^カとあるは、みな臣の女なるは、すべて書紀は、かゝる事にも、漢^カさまのかざり多くして、事實^カにたがへるたぐひあれば、これらも、爲^カ皇后^カとあるは、例の潤色の文也、崇神天皇よりこなたの御世^カの皇后に、臣の女なるは坐^カとなきをもて、かの御世^カの、臣の女なりしは、實に皇后には坐^カざりしとをささるべし、さればこゝそ件の御世^カ、古事記には、大后^カ記せるは、一^カも見えざりけれ、凡て古^カは、王^カにあらざれば、皇后には立給ふとなし、これ種胤^カを重くせられし也、かの漢國の、た^カに同姓を嫌ひて、王が心にまかせて、卑賤の者の女をも、皇后^カいふにする俗^カは、いみじき異^カにぞ有ける、大實の令は、多く漢國の制によられたれども、妃^カすらは、親王ならでは給はぬ制にて、妃^カ二員四品以上^カ有て、臣の女は、夫人以下にて、品^カいはず、位^カあり、是らにても、古^カのやうを知べし、然るに仁德天皇の石之比賣^カ命のみは、いかなるこゝなりけむ、臣の女にして、皇后に立給へりしは、これより外には、例あるこゝなし、故^カ今聖武天皇の、藤原氏を皇后^カし玉ふと、うちまかせては、世の人のうけ引がたかるべき事なるが故に、此石之比賣^カ命の例を引て、かく詔玉^カふ也、されば今米豆良^カ可なる事にはあらず、こゝさらに詔玉^カふも、實にはい^カめづらかなる事なるが故也、さてこゝにかく、此石之比賣^カ命の例をしも引玉^カへるを思ふにも、かの書紀の、上つ御代^カに、臣の女を爲^カ皇后^カとあるは、みな潤色なると、いよく決^カし、

第八詔

上なる詔の次につゞきて、既、而中納言從三位阿倍朝臣廣庭、更宣勅曰、有、こは上なるこつゞきたる詔なれども、更宣、有て、はなれたる故に、今別に舉、此たぐひ、餘も然り、

天皇詔旨今勅御事法者常事不有武都事思坐故猶在
物有禮夜止思行大御物賜久止宣

御事法は、上件の詔のと也、事法を書るは、借字にて、御言詔の意也、さてみとのりこいふと、これに正しく見えたり、
○常、事要不有は、尋常の詔は、異なるよし也、○武都事は、親しく語る言也、今皇后を立給ふにつきて、かく細き事の状を、詔聞せ給ふは、よのつねの例の事にはあらず、殊に汝等を親しみて、語り聞せ給ふぞ也、そもく此言は、古今集俳諧に、むつごもまたつきなくに明ぬめり、こいへるを始めて、後の哥に、男女閨内にて語ふをいふを思へば、こも、臣の女を皇后にし給ふとは、尋常ならざる事なる故に、親王諸王諸臣の思はむとを、憚りおぼしめて、件の詔は、ひそかに内々に告語るべき事ぞ、この意かこも思へき、然にはあらず、○猶在借後、猶は借字にて、默止也、十五詔にも、猶止事不得爲、又廿五詔に、默在爲、止事不得、四十二詔に、默在不得、これらの默も、こもに効ひて、奈保、訓べく、又この猶も、默の意なるをも、相照して知べし、伊勢物語に、宮づかへのはじめに、たなほやは有べき、源氏物語花宴卷に、なほあらしに云々、又万葉に、默然こいふと、卷々に多かる中に、七の巻に、默然不有跡云々いふ哥を、かの花宴卷の河海抄に引れたるには、なほあらしこ有、昔は然訓たりけむ、默然は、十七

に、母太毛安良牟、假字書あれば、母太訓べきとは、論なれども、那保訓むも、意はたがはずなほあるも、もだあるも、何ともせず、たににある也、○有禮夜止は、あらめやこいふ同意也、本に、禮夜止を、横に讀行、例を以て書るにて、此格ころろに有、誤にはあらず、然れどもさてはまきはしければ、今は皆よのつねのごこ改め書つ、○大御物は、他の詔に、御物もある、同じにて、祿を給ふ也、即此次に、賜親王純三百疋、大納言二百疋、云々、五位、一十疋、ある是なり、四十六詔に、御物給久止宣、有て、次に、賜祿有差こしるせり、

第九詔

十五の卷に、天平十五年五月癸卯、宴群臣於内裏、皇太子親儔五節、右大臣橘宿禰諸兄、奉詔奏太上天皇曰、有、皇太子は、孝謙天皇也、天平十年正月、立阿倍内親王爲皇太子、ある是也、同十五年は、廿六歳の御時也、太上天皇は、元正天皇也、五節舞の始めは、即此詔に見えたるを以て、正説さすべし、然るに政事要畧に、五節舞者、淨御原天皇之所制也、相傳曰、天皇御吉野宮、日暮彈琴、有興、俄爾之間、前岫之下、雲氣忽起、疑如高唐神女、髣髴應曲而舞、獨入天囑、他人無見、舉袖五變、故謂之五節、其歌曰、乎度綿度茂、豈度綿左備須茂、可良多萬乎、多茂度遙麻岐底、乎度綿左備須茂見え、河海抄江次第裏書なきにも、本朝月令云々にて、件の文を引れたり、三善清行の、延喜十四年に奉れる意見封事、請減五節舞妓員一文の中にも、按舊記昔者神女來舞、未必有定數、こいふとあれば、これも古き傳説なりけり、然れども此神女の説は、古事記雄略天皇段に、天皇幸行吉野宮之時、吉野川之

濱、有童女、其形姿美麗云々、坐其御吳床、彈御琴、令爲其嬖子、爾因其嬖子之好儻、作御歌、其歌曰、阿具良章能、加微能美豆母知、比久許登爾、麻比須流袁美那、登許余爾母加母、さあるを取て、造りかへたる物にして、かの乎度綿度茂云々の哥も、四の句まで、万葉五なる長哥の中の句に、全同じければ、其をこりて、結の句を造りそへたる也、さて又公事根源に、天平五年五月に、まさしく内裏にて、五節の舞は有けるにぞ、こしるされたるは、こゝの事にて、天平十五年の、十の字の落たるなるべし、されこれより前、天平十四年正月にも、天皇御大安殿宴群臣、こありて、五節舞有しと見えたり、又此後も、天平勝寶元年十二月、同四年四月なき、東大寺行幸の時も、彼寺にて、此舞も有しこ見ゆ、さて此舞、後世には、十一月の節會に限りたる事なれども、もこは然らざりしと、上件のどし、

天皇大命 坐 奏賜 掛 畏 飛鳥淨御原宮 大八洲所知 聖 乃 天皇命 天下 治賜 比 平賜 比 所 思 坐 久 上下 齊 和 氣 且 無 動 靜 加 爾 令 有 禮 樂 等 二 並 且 志 平 久 長 久 可 有 隨 神 母 所 思 坐 且 此 乃 舞 始 賜 比 造 賜 比 伎 等 聞 食 且 與 天 地 共 絕 事 無 久 彌 繼 爾 受 賜 波 利 行 牟 物 等 之 且 皇 太 子 斯 王 爾 學 志 頂 令 荷 且 我 皇 天 皇 大 前 爾 貢 事 平 奏

大命御坐、西字、印本には而こ作れども、餘の本にもは、西有、此言の事、第三詔に委くいへるが如し、○奏賜

は、太上天皇に申給ふ也、○淨御原宮印本に淨の下に見字あるは衍也今は無き本に依、○上下は君臣也、○齊、本に、齋に誤れり、○和氣、すべてやはらかやはらぐといふは、物の一つに和合する也、俗言にいふ意にはあらず、催馬樂、貫川、哥に、由波良加爾奴留與波名久天もあるも、男女一つに合て寐る夜はなくてこいへる也、やはらげは、和合せしむる也、やはすこもいへり、○令有、波字、本共に八こ作れども、今は一本に依つ、○禮樂、こはもはら漢國の趣によれるとなれば、二つこもに、字音に讀むべし、もし訓ならば、禮は草夜、樂は宇多麻比訓べし、和名抄に、雅樂寮、宇多末比乃豆加佐こあるこれ樂の訓也、さるは正しくは、阿曾備こいふぞ、樂の名なれども、禮樂こ並いふ時なきは、あそびこてはいかゞ也、さて禮も樂も、世中の萬の事の中の一つにこそあれ、かくこりわきて、此二つをならべて、國を治むるわざの第一にして、言痛くさだするは、漢國のと也、みだれやすく治まりがたき國を治むる、我國の王もこそ、かゝるわざを頼みて、治むるやうもあらめ、天照大神の天つ日嗣を受繼して、神ながらしらしめす、天皇の御政に、かゝるわざをしも、むねこ頼み給ふこは、有べくもおほえぬを、何事もたゞ、漢をならひ玉へる御世の御しわざにてぞかくは有ける、移風易俗、莫善于樂、なごいふとも、皇國にしては、さらに用なく、あぢきなきわざ也、樂はたゞあそびの外なきものをや、○聞食、は、聖武天皇の也、○與天地共、云々は、此五節舞を也、○受賜、行、云々は、天武天皇の造玉へるを、受被賜て、御世く永く傳へ行べき物にして也、牟字、印本に字に誤り、一本には乎に誤れり、今は又一本に依り、○斯王、皇太子、此時太上天皇の大前にして舞給へるなれば、此王こして申給ふ也、○學、は、那良波志こ訓べし、書紀卷々に皆、モノナラフこ訓り、古今集に、阿倍仲まろを、もろこしに物ならひにつかはしこある、古言也、○頂令荷、こは、學取て、有たしむる意也、天武天皇の、重くして造り給へる舞なるが故に、尊みてかく詔玉ふ也、十一詔に、戴持而、十四詔に、食國乃政戴持而、續後紀一の詔に、戴荷、こなき

あり、一本に、頂ノ字を順に、令ノ字を命に誤れり、○我皇、天皇は、太上天皇を申給ふ也、○大前、大字、本に太ミ作るは、非也、今改○貢ミは、大前にて舞しめて、御覽せざるをいふ、

第十詔

上件の詔につゞきて、於是太上天皇詔報曰こあり、

現神御大八洲我子天皇乃掛畏天皇朝廷乃始賜造賜
アキツミカミト オホヤシマクニシロシメス アガ スメラ ミコト ノ カクマク モ カシコ 伎 キ スメラガ ミカド ノ ハジメタマヒ
弊留 寶國寶等之且此王令供奉賜天下立賜比行賜部流法波
マヒラクニ タカラト シテ コノミコト ツカヘ マツラン タマヘ アノ シタ 爾ニ タチタマヒ オコナヒタマヒ
 可絶事無久有見聞喜侍奏賜詔大命奏又今
タユベ 伎 キ コト ハ ナ ク アリケリ 止ミ キ、ヨロコビ ハヘリ 奏マシタマフ 等ノリタマフ オホミコト マスマク
 日行賜態見行直遊不在天下人君臣祖子乃
フ オコナヒタマフ 布ワザ ア ミツナセ 波バ ケニ アソビト ノミニ アラズ シテ アノヒト 爾ニ キミ ヤツコ オヤコ ノ
 理教賜趣賜有真志止奈母所思是以教賜趣賜受
コトワリヨ フシヘ タマヒ オモクケタマフ 布止 爾ニ 眞志止奈母 オモホシメ コトモテ シヘタマフ 比ヒ オモクケタマフ 比ヒナガラウケ
 被賜持不忘不失可有表等之且一二人治賜所思行
タマフ ハリモチ ヌテ ワズレズ ウシナハズ アルベ 伎 シレシト シテ ヒトリ フタヒト フタヒト フタヒト
須等 奏賜 詔大命 奏賜 奏賜 奏賜 奏賜
スト マツシ タマフ 止 ノリタマフ オホミコト マシタマフ 波ハク 止マツシ

我子天皇こは、聖武天皇を申給ふ也、○天皇朝廷こは、こは天武天皇を申給ふ也、そも、直に天皇を指奉りて、みか
 こ、申すは、後のこのやうなれども、はやく奈良のほごより有しと也、こも、始賜こつゞきたれば、朝廷こは、
 即天皇をさして申給へる也、廿六詔に、聖天皇朝云々、四十五詔に、天乃御門帝皇云々なき見え、万葉共に、可
 之故伎也安米乃美加度乎可氣都禮婆、こよめるなごも、皆然也、されば書紀に、天子皇帝王なきあるを、ミカドこ
 調るも、わろしこはいひがたし、今、京こなりては、後紀、弘仁元年九月、詔に、柏原、大朝廷乃申賜、これは大は、
 天を寫誤れるか、續後紀一の詔に、柏原御門乃天朝、こあるはいか、也、同八に、掛畏天朝乃護賜云々、三代實錄八
 に、天皇我朝廷乃、天日嗣乃位、平安御座之、又御冠加賜比、人正成賜事云々なき、みな天皇をみかこ、申せり、○寶
 國寶、上の寶字は寫誤なるべし、此舞乎、もしくは舞乎、なき有べき所也、故姑まひをこ訓つ、○此王乎は、皇太子也、
 乎は、をしての意也、○令供奉は、舞しめ給ふをいふ、これも此舞を尊みて、かくは詔玉ふ也、○天下立賜云々は、
 立賜行賜、天下乃法、こいふ意也、○無久有是舞は、なかりけり也、天武天皇の、上下を齊へ和けて、長く平ラにあるべ
 くこおほしめして、造玉へるこの舞を、國の寶こおほしめして、今皇太子に舞しめ給ふを以て見れば、すべて立玉ひ
 行玉ふ、天下の法は、永く絶るとなく、行はるべしこおほしめすよしなり、○見聞は、舞を見玉ひ、其哥を聞玉ひ
 也、○侍こは、天皇へ申給ふ詔なる故に、かなたへ對ひて、尊みての言也、此侍なきは、後の文に、言の下に付てい
 ふ侍に、いこ近し、○奏賜は、太上天皇の、天皇に申給ふ也、○詔大命奏こは、傳ふる人の詞にて、太上天皇の、云
 云こ申給ふ大命を、天皇へ奏こいふなり、○又今日こいふより、又太上天皇の詔也、○見行は、太上天皇の、御みづ
 から詔玉ふ也、○直遊、直遊不在、古はすべて樂を遊こいひ、樂をするを、遊こいへり、然るに今日五節、舞を
 舞しめ給ふを見れば、たゞ遊びのためのみにはあらず也、直字、一本に宜に誤り、遊字、印本に迹に誤れり、今は

皆別本に依れり、○君臣は、伎美夜都古訓べし、凡て君に對へていふ臣は、みなやつこ訓べき也、書紀にも、皆然訓たり、やつこいふは、賤き者のみの稱にはあらず、君に對へては、凡人をば、貴きをも皆やつこいへり、國造伴造なごも、國御臣伴御臣也、但し天皇に對へても、王をばやつこいははず、されごは、さるけちめまでをいふべきにはあらず、たゞ漢國にいふ君臣也、皇太子親王諸王なごの文に、みづから臣書玉ふなごも、漢やう也、さて臣をおみこいふは、朝廷に仕奉る人を、尊みていふ稱也、○祖子は、親子也、親を祖書は、古の常也、こは君臣父子、漢籍に常にいへる言に依て、詔玉へる也、そもく樂を以て、君臣父子の義を教るなごいふとも、漢意のさだ也、皇國の古には、さるごこかつてなし、○趣賜布旨、一本に、趣字を起に、布字を前に誤れり、止字、一本には等ご作り、○趣賜比奈何良は、趣け給ふまゝになり、○受被賜持云々は、王臣百官公民もろく、君臣祖子のこごわりを也、○治賜妙奈、万葉十七に、米且美多麻波奈、佛足石、哥に、和多志多麻波奈、また須久比多麻波奈なごある、これ万葉五に、咩佐宜多麻波彌あるご同じくて、彌奈通はしいふ也、されば此奈は、彌ご同じくて、願ふ辭也、然るを奈牟の畧ご心得るは、あらず、牟を畧くべきよしなし、又牟を奈ごいふと有、行むをゆかなごいふ類也、されごこれはそれにもあらず、思ひまがふるごなかれ、さて治め給はなごおほしめすごは、治め給へかしご、願ひおほしめすよし也、さて然おほしめし願ふごを、今の天皇に告申給ふ也、○此詔につきて、因御製歌曰きて、大御哥三首あり、みな太上天皇の御也、その御哥、

蘇良美都夜麻止乃久爾波可未可良斯多布度久安沘羅之許能末比美例波

御哥の意、今此舞を見れば、倭の國の、かくたふごきは、神からにて有けらしご也、倭は、皇國の大名の倭也、神からごは、昔の天皇を申給へるにて、天武天皇をさし奉り給へるなるべし、かゝるめでたき舞を、はじめ造り給ふばかりの、大徳まします天皇の、しろしめせるによりてこそ、倭の國は、かくたふごきならめご也、

阿麻豆可未美麻乃彌己止乃登理母知且許能等與美岐遠伊可多且末都流

此御哥の意は、さまざまに聞えて、思ひさだめがたければ、いづれをもあぐ、其一つは、初二の御句は、天之神之御孫命にて、天皇をさして申給ひ、二の御句の下の乃字は、爾の誤り、結御句の可字は、諸本に寸ご作るを、今は政事要畧、又年中行事秘抄なごに、可ご作るに依れるを、それもなほ聞えがたければ、末を誤れるにて、今歟、はた伊字、阿の誤にて、朕歟、かくて一首の意は、此豊御酒を、朕がごりもちて、天皇に獻るごよみ玉へるにや、一つは、たてまつるごは、きこしめすをのたまへるにて、天皇の、今此豊御酒をごりもちたして、きこしめすごよみ給へるか、中昔の物語書なごに、貴人の御衣を着給へるごを、某を奉れりご常にいへれば、御酒なごをきこしめすを、たてまつるごいふべき也、次なる御哥の麻都流も、きこしめすと、聞えたり、一つは、古事記、神功皇后の大御哥に、此御酒は、わが御酒ならず、くしの神、ごごよにいます、岩たゝす、少名御神の、云々、奉り來し御酒ぞ、あさずをせさゝ、ごよみ玉へるご同意にて、天、神及昔の御世くの天皇たちの、此豊御酒をごりもちて、今天皇に獻り給ふ也ご、壽祝申給へる歟、此意なれば、天、神ご御孫命ごは、二つにて、御孫命ごは、御世くの天皇を申玉へる也、件の三つの中、いづれの意ならむ、後のかしこき人のえらびを待也、さて凡て御孫命をば、みまのみと、訓奉るべきと、此御哥に正しく見えたり、さて又三

四の御句は、何れの意にても、四三三ついで、心得べし、彌字、木に彌に誤れり、今は一本に依、
 夜須美斯志和已於保支美波多比良氣久那何久伊末之且等
 與美岐麻都流

夜須美斯志は、師の冠辭考の説の如く、安見爲也。見を美斯といふは、知をしらし、聞をきこしといふ類の格也。下の志は爲也。万葉十九に、國看之勢志且も、豐宴見爲も有、さて爲の意ならば、やすみしすといふべきに、すこいはずして、しこいふは、枕詞の格にて、霞ふり遠江、いさなごり海なごの例也、これらも、ふるふるこいははず、さて冠辭考に、斯志を知しし解れたるは、たがへり、印本に、志字を留作るは、後、人のさかしら也、今は一本又年中行事秘抄に引るに依れり、此言の例皆しゝにて、しるこいへるは、例なければ也、○和己は、吾也、此、吾、古事記書紀の哥には、みな和賀ごのみ有て、わごこいへるとはなきを、万葉哥には、多く和期ご有、こは吾大ごつゞく便りに、賀於の切りて、おのづから期ごなれる也、故、こは、吾大王ごつゞく時にのみ限れる事にて、外に吾某ごいふに、わごこいへるとはなし、さてこの吾大王は、聖武天皇を申給ふなり、○麻都流は、奉にて、きこしめすと聞えたり、もご奉は、他より獻るをいふ言なれども、それ即きこしめす事にもなれるなるべし、さてこは結の流、穩ならず聞えて、禮ご有べくおぼゆ、流にては、四の御句ご、かけ合いかなるやうなるを、なほかくもいふべきにや、

第十一詔

上件の御歌につゞきて、右大臣橘宿禰諸兄、宣詔曰ごあり、こは聖武天皇の詔なり、

天皇大命 良麻等 勅 今日行賜 供奉賜態 依而御世御世當
 且供奉親王等大臣等 乃子等 始而可治賜 依而御世御世當
 給比治給 是以汝等 今日詔大命 乃期等 君臣祖子 乃理遺忘
 事無繼坐 天皇御世御世 明淨心 以而祖名 戴持而
 天地與共 長久遠 仕奉 冠位上賜 比治賜 勅大命衆
 聞食宣又皇太子宮 乃官人 冠一階上賜 此中博士等 任賜
 下道朝臣眞備 冠二階上賜 比治賜 波久等 勅天皇大命衆聞
 食宣

今日行賜云々、印本に、今日二字脱たり、今は一本に依れり、供奉賜態ごは、皇太子の、五節舞を、太上天皇の大前にして、仕奉り給へるをいふ、○子等は、直の子のみならず、末孫までにわたれり、○二人云々、上件の太上天皇の詔に、二人乎治賜所思行願ごあるを、受賜はり坐て、治給ふ也、○汝等ごは、今日の宴に預り侍ふ人々をさし

て詔玉ふ也、上に宴群臣こ有、○今日詔大命は、上なる太上天皇の詔也、○繼坐云々は今よりゆくさきの也、○祖名は、氏々の、各先祖より仕奉り來たる職業也、十三詔に、男祖父名負、女祖伊波禮物阿禮夜、廿八詔に、先祖乃大臣步美、仕奉之位名乎、繼思云々、先祖乃名乎、興繼比呂米武云々、万葉十八に、祖名不絶、また毛能乃敷能、夜蘇等母能乎毛、於能我於飯流、於能我名々負、大王乃、麻氣能麻爾麻爾、世に、於夜乃名多都奈なご、みな家の職業を名こいへり、猶委くは、古事記傳、允恭天皇、段、卅九の卷、氏々名々ある處にいへり、○戴持は、先祖より承繼來たる職業を、重みし、つゝしみて、たもつをいふ、右に引る中に、名を負うこいへる、即戴持と同じ、戴字、本に載に誤れり、今は一本又政事要畧に引るなごに依、○天地與共云々は、子孫の末々に至るまで、家門を絶ず、咎過なく仕奉れこ也、○仕奉等之、上なる太上天皇の詔に、云々不忘不失可有表等云々、こある意にて、仕奉れこいふ表こしてこいふ意也、○皇太子宮乃官人は、東宮職員令に見えたるが如し、和名抄に、職員令云、春宮坊、美古乃美夜乃豆加佐こ有、さて東宮職員令に、傳こ學士を舉て、次に東宮坊官さて、大夫以下を舉られたり、これによりて、傳こ學士をば、東宮官さいひて、東宮坊官さいはず、かくて令には、坊官をも、東宮坊こ作れたるを、常には、傳こ學士には東宮書、坊官には春宮書分つ、こは後の事かと思へば、はやく持統紀にも、十一年の所に、東宮、大傳春宮、大夫見え、此紀にも、かく書分られたり、又右の和名抄にも、職員令云、春宮坊あれば、令もこは然有けむを、後の人さかしらに、東字には書なせるにこそ、○博士は、波加世こいふ、書紀にも然訓り、こは此字の音を、やがて訓にしたるにて、蘭をらに、錢をせに、芭蕉をせを、紅梅をこをばいこいふ類也、さて下道、朝臣眞備は、天平十三年七月に、爲東宮學士こあるを、こに博士こあるは、學士をも、はかせこいへりしなるべし、東宮職員令に、傳一人、掌下以道徳、輔導、東宮、學士二人、掌執經、奉説こ有、○任は、賣志こ訓べし、顯宗紀に、拜山官、推古紀に、任僧正僧都、なご有、除目を、司召縣召こいひ、任大臣を、大臣めしこいふ類にても知べし、同じき任字にても、ヨサスマケなご訓は、趣異なるを、今世人の、官に任ずるをばみな、マケこ訓をのみ、古言こ心得なるは、ひがと也、○下道、朝臣眞備は、寶龜六年十月二日、前、右大臣正二位勳二等吉備、朝臣眞備覺こありて、そこに傳あり、右衛士、少尉下道、朝臣國勝之子也、靈龜二年、年廿二、從使入唐、留學、受業、研覽經史、該涉衆藝、我朝學生、播名唐國者、唯大臣、朝衡二人而已云々、姓を吉備、朝臣賜へるは、天平十八年十月なり、薨時年八十三こあり、眞備は、マキビこ訓べし、此名の事、玉勝間からあるの卷にいへり、○冠二階上賜、此次に除位を記せる中に、此人は、正五位下なりしに、從四位下を授玉ふこ見えたり、

第十一詔

十七の卷に、天平勝寶元年夏四月甲午朔、天皇幸東大寺、御盧舍那佛像前殿、北面對像、皇后太子並侍焉、群臣百寮、及士庶、分頭行列殿後、勅遣左大臣橘宿禰諸兄、白佛こあり、

〔三寶〕乃 奴 止 仕 奉 流 天 皇 命 盧 舍 那 像 大 前 仁 奏 賜 奏 久
 此 大 倭 國 者 天 地 開 闢 以 來 黃 金 人 國 獻 言 有 斯 地
 者 無 物 念 聞 看 食 國 中 東 方 陸 奧 國 守 從 五 位 上 百 濟

王敬福 伊部内少田郡 黄金出在奏 獻此 遠聞食驚 伎悅 備
 貴 念 久波 盧舍那佛 乃 慈賜 比 福 波倍 賜物 爾 有 止 念 閉 受賜 里 恐
 戴持百官 乃 人等率 天 禮拜 仕奉事 遠 挂畏三寶 乃 大前 爾 恐
 美 恐 奏賜 波 久 止 奏

三寶は、佛書に、佛之法僧之の三ツをいへり、然れどもこゝはたゞ佛也、下文に、三寶乃大前神も、三寶乃勝神也、大御言も見え、又卅八詔に、三寶仁供奉、四十二詔に、三寶諸天毛、なごあるも同じ、推古紀にも、三寶をホトケ三訓たり、又天武紀に、云々天皇御三寺南門一而禮三寶、また奉珍寶於三寶、なごあるも、たゞ佛を三寶三いへり、○奴止仕奉、そもく、此天皇の、殊に佛法を深く信じ尊み給ひし御事は、申すもさらなる中に、これらの御言は、天の神の御子、尊の、かけても詔玉ふべき御言三はおほえず、あまりにあさましくかなしくて、讀カ舉るも、いごゆカしく畏カければ、今は訓を闕ぬ、心あらむ人は、此はじめの八字をば、目をふだきて過すべくなむ、○盧舍那は、梵語にて、漢國にては、光明遍照カも、淨滿カも翻譯せり、また毘盧遮那は、徧一切處カ譯して、此二つ共に、なべての佛のうへにいふと也、又摩訶毘盧遮那は、大日カ翻譯せり、然るに皇國にて古、盧舍那カいひしは、件の義カもにはならず、いかなる故にか、ただ大きな佛像をいへり聞えたり、十五詔に見えたる、河内國の智識寺の盧舍那佛カいふも、大像カ聞えて、三代實錄十二に、河内守菅野豐持を、智識寺の佛像を修理する別當カせられし事見えたり、大像カならずは、さる事あらず、そもく、大佛像をしも、わきて盧舍那カいへるは、心得がたきと也、又盧舍那カ毘盧遮那カは、別事カ聞えたるに、此

東大寺の大佛を、文徳實錄三代實錄カには、大毘盧遮那佛カも毘盧遮那大佛カも記されたり、これによりて思へば、此大佛は、大日カか思へば、さも見えぬさま也、そのかみいまだ密教は渡りまうで來ざりし御世なれば、大日なるべきにあらず、元亨釋書カに、日輪を附會して、大日佛のごこいへるは、いご心得ぬと也、或は釋迦カなりカいふは、さも有べし、然れども盧舍那カいふは、釋迦一佛の名にはあらず、又釋迦の名カいへるにもあらず、かにかくに大きな佛像の名カいへりカ聞ゆれ、さて此東大寺の大像、長カ十六丈、殿高カ廿五丈六尺、東西カ廿九丈、南北カ十七丈カ、或書にいへる、此量カな疑ひ有、さて又此像は、此時既に成カ訖カたるさまなるに、此後天平勝寶四年四月、盧舍那大佛像成、始カ開眼、是日行幸東大寺カ云々、さあるはいかゞ、かれは此十二詔の事の事なるが、記のまがひたるにはあらずるか、月も共に同じ四月也、此元年に既に成れるさまなるに、四年まで開眼なかるべきにあらず、○奏賜カは、天皇の申給ふカ申す也、天皇の詔玉カを、奏賜カこのたまふは、佛を尊み給ひて也、さて部カ字は、多くはへの假字に用ひて、此下文に用ひたるも、へなれば、こゝもへ歎カも思へカ、なほこゝはふの假字也、此字、十三詔にも、ふに用ひたる例ある也、ふカへカにて、こゝの言の意、うらうへの異カあり、ふなれば、奏賜カは天皇の申給ふカにて、下の奏カは、傳ふる人の申さくなるを、部カをへカする時は、奏賜カは、申給へカ、傳ふる人に詔カ御言カなりて、下の奏カが、天皇の申給ふカなる也、さては事たがへり、結カの、奏賜カ奏カも、同例にて、天皇の奏賜カふカ、傳ふる人の奏カすカしなるをや、○開闢は、はじめカ訓べし、○黄金は、万葉十八に、久我爾カあるに依て訓つ、和名抄には、古加爾カ有て、常にも然いふを、古カはくがねカいへりしにカ、○人國は、異國なり、万葉十五に比等久爾、○獻言カ、言は、借字にて、たゞ添カたる辭なり、○從五位上、和名抄に、正四位上、於保伊與豆乃久良井乃加美豆之奈、從八位下、比呂伊夜豆乃久良井乃之毛豆之奈カ有、すべての位階、これにならひて訓べし、但し於保伊比呂伊の伊は、後の音便カに類れたる訓也、共

に伎^キ訓^ニべし、古今集序に、おほきみつの位^イあるぞ正^シしき、〇百濟王敬福、百濟は、姓^{ウチ}、王^ニは、敬福は名也、天平神護二年六月、刑部卿從三位百濟王敬福薨^ニ有^テて、そこに傳^ハり、云々、天平年中、仕^ヘ至^ニ從五位上陸奥守、時聖武皇帝、造^シ盧舍那銅像、治^メ鑄^ス云々、塗金不足、而^ル陸奥國馳^テ驛^ニ、貢^シ小田郡所^レ出^ル、黃金九百兩、我國家黃金、從^リ此始^ニ出^ル焉、聖武皇帝甚^ク以^テ嘉^ム尙、授^シ從三位、云々、神護初、任^シ刑部卿、薨^ニ時年六十九^ニ有^テ、陸奥守^ニなるは、天平十八年九月也、然るをそれより先、十五年六月の處にも、爲^シ陸奥守^ニあるは、紀の誤也、一度なれるにはあらず、さて此百濟氏は、敬福卿の曾祖父禪廣、參^リ來^テ皇朝に仕奉^テ、百濟王^ニいふ舊号を賜^ヒてより、それ即^チ姓^ニ戸^ニなる也、王は、許爾伎志^シ又許伎志^シ訓^ニべし、これをしもオホキミ^ニ訓^ニは、いみしき^ニひがと也、又敬福は音讀也、異國人の子孫には、字音の名多し、〇部内は孝德紀には、クニ^ニ訓^ニれども、天武紀に、所部百姓^ニあるに依^テて、くにのうち^ニ訓^ニつ、敬福の治むる國の内也、〇黃金出在、諸本に出^ル字脱^{タリ}たり、今補^{ヘリ}、十三詔にも、小田郡^ニ黃金出在^ニ奏^ス有^テ、出^{タリ}のたりは、てありの切^リたる辭^ニなるが故^ニに、在^ル字^ヲ書^ケ也、さて此黃金の出たる事は、天平廿一年二月、陸奥國始^ニ貢^シ黃金^ニ、於是奉^リ幣^ヲ以^テ告^シ畿内七道諸社^ニ、ある是也、かくて同四月丁未に、天平感寶^ニ改元^有しも、此黃金の出たるによりて也、さて同月乙卯、陸奥守從三位百濟王敬福、貢^シ黃金九百兩^ニあるは、始め^テ貢^リたる後に、又貢^リたるにや、これは此詔より後の事也、万葉十八に、大伴家持の、賀^シ陸奥國^ニ出^ル金詔書^ニ長歌^{あり}、此度の事也、其哥に、鷄^ノ鳴^ノ東國能美知能久^乃小田^山爾金^有等麻宇^之多麻敏禮^{云々}、同反哥に、須賣^呂伎能^御代^佐可^延牟^等阿^頭麻^奈流^美知^能久^夜麻^爾金花^佐久[、]そもく、黃金の事、これよりさき文武天皇の御世、大寶元年にも、陸奥國に人を遣はして、治^メ金^シむる事見^エたれども、成らざりしなるべし、又同年、對馬より出せる事も見^エたれども、それは詐^ク欺^キなりしよし見^エたり、さて天平廿一年の後は、つゞきて出^{タリ}見^エて、勝寶四年二月、陸奥國、調庸者、多賀以北諸郡、令^レ輸^シ黃金^ニ、其法、正^シ丁^ノ四人

一兩^ニ有^テ、〇物^有は、ものなり也、〇念^有は、念^有こいふべきを、要^ヲ省^キていはさる古語の^一の格也、十四詔に、不^レ敢^テ賜^フ有^テ云々、また貢^シ賜^フ云々、廿六詔に、所念^坐云々、なきあるも、みな同格にて、あれば賜^フへはませばの意也、此格、万葉、卷々の長哥にも多かり、〇受^賜は、盧舍那佛の授^メ賜^ヘる此黃金を、受^テ被^リ賜^フ玉ふよし也、〇恐^有は、恐^有みしふ^ニ同じくて、美より少し重^ク聞^ケゆ、他詔にも、恐^有多^ク有^テ、すべて美^も麻^も理^もいふ言[、]屈^みか^{まり}、縮^みし[、]まりなき、猶^有、〇禮^拜仕奉^ハは、今日かく參^リ詣^リ坐^テなり、〇恐^有は、諸本、字^ヲ誤^リ或^ハ脱^セり、印本には、恐^有無^ク作^ル、一本には、恐^有無^ク作^ル、一本には、恐^有恐^有作^ル、皆誤也、まづ恐^有の毛は、誤^リなると論^ナし、次に無^ク作^ル、無^ク作^ルは、恐^有字^ヲ脱^シて、細書^の無^クを、大字^に誤^リたる也、また恐^有作^ルは、今、京^ニなりてこなたの宣^命には、恐^有恐^有もある、そは美^を、例^の音便^に無^クいひなせるにて、後の正^しからざる辭^{なる}を、その音便辭^になれたる後の人の、こ^もをも、無^ク毛^は寫^誤れる物^{なる}べし、十五詔に、恐^有恐^有申^賜久^有をも、類^聚國史^{には}、二[、]の美^を、共に無^ク作^ルを以^テも、その誤^{れる}例^を准^ヘ知^ベし、此紀の詔には、無^ク毛^はこい^へる例^{なし}、恐^有恐^有こい^ふとは、出雲國造神賀詞、齋^内親^王奉^人時祝詞^なを始^メ、其外も多^ク見^エて、定^まれる語^{なる}故^に、今^は改^め正^しつ、

第十三詔

上^ノ件^の詔^につゞきて、從^ニ三位中務卿石上[、]朝臣乙麻呂宣^有、上^{なる}は、佛像^に詔^玉へるなり、此詔は、此時に、群臣百寮及士庶、分^テ頭^行列^殿後^ニあるもろくの人に、宣^聞しむる詔也、

現神御宇倭根子天皇詔旨宣大命親王諸王諸臣百官人等天
 下公民衆聞食宣高天原爾天降坐之天皇御世乎始天中今
 至麻豆爾天皇御世御世天日嗣高御座爾坐治賜比惠賜來流
 食國天下業止奈母神奈我良母所念行久止宣大命衆聞食宣加
 久治賜比惠賜來流天日嗣業止今皇朕御世爾當且坐者天
 地乃心違勞彌重彌辱美恐坐爾聞食國乃東方陸奧國乃
 小田郡爾金出在止奏進禮利此遠所念波種種法中爾佛大御
 言之國家護我多仁波勝在止聞召食國天下乃諸國爾最勝王
 經乎坐盧舍那佛化奉止爲天坐神地坐祇祈禱奉挂畏遠
 我皇天皇御世治且拜仕奉利衆人乎伊謝奈比率且仕奉心波禍
 息且善成危變且全平幸等念且仕奉間爾衆人波不成疑朕波
 金少幸止念憂都爾在爾三寶乃勝神積大御言驗乎蒙利天坐神地

坐神乃相宇豆奉佐枳奉又天皇御靈多知乃惠賜比撫賜
 夫事依且顯自示給夫物在自等念召波受賜利歡受賜利貴進母
 不知退母不知夜日畏恐麻利所念波天下遠撫惠賜事理爾坐
 君乃御代爾當且可在物乎拙久多豆何朕時顯自示給禮波
 辱美愧美奈母念須是以朕一人貴大瑞乎受賜幸天下共頂受
 賜利歡流白理可在等神奈我良母念坐且奈母衆乎惠賜比治賜比
 御代年號爾字加賜久止宣天皇大命衆聞食宣辭別且宣久大神
 宮乎始且諸神多知爾御戶代奉利諸祝部治賜夫又寺爾墾田
 地許奉利僧綱乎始且衆僧尼敬問比治賜比新造寺乃官寺止
 可成波官寺止成賜夫大御陵守仕奉人等一二治賜夫又御世
 御世當天天下奏賜比國家護仕奉事乃勝在臣多知乃侍所
 爾波置表且與天地共人爾不令侮不令穢治賜部止宣大命衆聞食

宣又天日嗣高御座乃業止坐事波進挂畏天皇大御名受
賜利退婆婆大御祖乃御名蒙食國天下撫賜惠賜夫止
奈母神奈我良母念坐是是以王大臣乃子等治賜天皇朝
仕奉利婆婆爾仕奉爾在加挂畏近江大津宮大八嶋國所
知之天皇大命止之且奈良宮大八洲國所知自我皇天
重且朕宣自久大臣乃御世重天明淨心以且仕奉事爾依
日嗣波平安久聞召來此辭忘給奈給奈止宣比之大命乎
利恐麻利汝多知乎惠賜比治賜久止宣大命衆聞食宣又三
川朝臣鴨朝臣伊勢大鹿首部波可治賜人止且自且奉賜
又縣犬養橋夫人乃天皇御世重且明淨心以且仕奉皇
世當且無怠緩事久助仕奉利加祖父大臣殿門荒穢須事
无久守川在自之事伊蘇宇牟賀斯美忘不給止且孫等一二治賜

夫又爲大臣且仕奉部留臣多知乃子等男波隨仕奉狀且種種治賜
比川禮等母女不治賜是以所念波男能未父名負且女波伊婆禮奴物爾阿
禮夜立雙仕奉自理在止奈母念須父我加久斯麻爾在止念且於
母夫氣教部事不過不失家門不荒且天皇朝仕奉止且自且奉母汝
知乎治賜夫又大伴佐伯宿禰波常母云如久天皇朝守仕奉事顧
奈伎人等爾阿禮波汝多知乃祖止母乃云來久海行波美豆久尸山行
波草牟須屍王乃幣爾去曾死米能杼爾波不死云來流人等止奈母
聞召須是以遠天皇御世始且今朕御世當且母內兵止且心中古止
波奈母遣須故是以子祖乃心成伊自子爾波可在此心不失且明淨
心以且仕奉止且自且奈母男女并且一二治賜夫又五位已上子等治賜
夫六位已下爾冠一階上給比東大寺造人等二階加賜比正六
位上爾波子一人治賜夫又五位已上及皇親年十三已上无位

大舍人等至于諸司仕丁麻豆爾大御手物賜夫又高年人等治賜夫
 困乏人惠賜比孝義有人其事免賜比力田治賜夫罪人赦賜夫
 又王生治賜比知物人等治賜夫又見出金人及陸奥國國司夫
 郡司百姓至麻豆爾治賜比天下乃百姓衆乎撫賜比惠賜夫宣天
 皇大命衆聞食宣

高天原爾字は誤也、第四詔に、高天原爾有て、こゝに語のつゞき同じとなるを、一本には由利有、第七詔にも、
 自を由利いへり、又第六詔には、高天原有、これは利字の脱たるか、こゝもかの例にて、爾字は、由を誤れり
 として有べきか、されど利を畧きて、由のみいへると、文には例なければ、いかゞ也、なほ由利もしくは余利なり
 けむを、利字を落し、爾に誤れる也、○中今、上に出、○高御座爾坐、爾字、諸本に止に誤れり、今改む、第三詔第
 四詔第五詔なきの例を見て知べし、○天日嗣業止、止は、こゝの意也、此同じ語、第四詔にも有、○此處所念は、此
 事をおもほしめすにこいふ意也、此御詞ははるかに下の、示給物自在念召こいふ處まで係れり、○種々法中
 云々は、もろくの道の中に、國家を護るためには、佛の説勝れたりこいふ也、種々法中こいふは、何こかや、佛の諸
 の法の中に聞えて、其中に、國家を護るには、最勝王經すぐれたり、こいふ意の問ゆれども、語のやう、其意に
 はこりがたく、又こは盧舍那佛作奉へも係りたれば、其意にはあらず、さて印本には、佛御言有て、大、字はなし、今
 は一本に依れり、下にも、三寶勝神大御言あれば也、之、字、印本に久に誤、今は一本に依、○國家は、アメノ

シタも、ミカドも訓る中に、こゝはミカド訓べし、下文に、天下、奏賜、國家護仕奉も有、○多仁は、爲には
 也、万葉五に、奈良乃美夜古邇、許牟比等乃多仁、佛足石哥に、乃利乃多能、與須加止奈禮利有、多能はための
 也、○最勝王經は、金光明最勝王經にて、十卷卅一品あり、唐の三藏義淨譯也、國を護る事を、むねこ説たる經にて、
 此經のとは、天武紀、五年に、遣使於四方國、説金光明經仁王經、九年に、説金光明經于宮中及諸寺、朱鳥元年に、
 請一百僧、讀金光明經於宮中、持統紀、六年に、詔令京師及四畿内、講説金光明經、八年に、以金光明經一百部、
 送置諸國、必取每年正月上立讀之、十年に、勅旨講讀金光明經、なご見えて、文武天皇よりこなたの御世に、
 も、此類の事たえず、此聖武天皇の御世には、神龜五年十二月、金光明經、六十四帙、六百四十卷、頒於諸國、國別
 十卷、先是諸國所有金光明經、或國八卷、或國四卷、至是寫備頒下、隨經到日、即令轉讀、爲令國家平安也、また天
 平十三年三月、詔曰云々、經云、若有國王、講宣讀誦、恭敬養流、通此經王者、我等四王常來擁護、云々、宣
 令天下諸國、各敬造七重塔一區、並寫金光明最勝王經、妙法蓮華經各十部、朕又別擬寫金字金光明最勝王經、每
 塔各令置一部云々、又每國、僧寺必令有二十僧、其寺名爲金光明四天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺名爲
 法華滅罪之寺云々、其僧尼、毎月八日、必應轉讀最勝王經云々、また同十九年十一月の詔にも、件の事のいまだ成
 ざるにつきて、諸國司の怠緩を咎めて、催仰せられたり、四天王の事は、かの經に、四天王護國品こいふ有て、國を
 護る事を説たればなり、仁王經金光明經法華經、これを鎮護守護三部經とも、鎮護國家三部經ともいふ也、○坐は、麻世
 訓べし、麻世は令坐の切りたる言にて、こゝは置をいへり、欽明紀に安置小墾田家、倣達紀に、安置彌勒石像、
 なご見え、此外にも、人を坐しむるをも、マセ訓ると多し、○化奉、化字は、作を誤れる也、そもく、此盧舍那佛
 を造り給ふ事のはじめは、天平十五年十月の、漢文の詔に見えたり、其時は、近江國の紫香樂に、都を遷さむこおほし

めし、ころにて、此大佛をも、かしこの山に、造り始め給ひしを、京うつりの事止にし故に、平城に造られたる也、○
 遠我皇天皇御世治、此所聞えず、誤あるべし、遠天皇^{トホスロ}申すとは、第一詔の解にいへる如く、例多かるを、遠我皇^{トホスロ}い
 ふとは、例もこころわりもなし、又我皇^{ワガホキミ}天皇^{ミコ}詔玉^{ミコノタマ}へる例は多かれど、それもこころにはよしなし、かにかくに我皇^{トホスロ}二
 字は、衍なるべし、治字は、始の誤なるべし、さて考るに、下の文に、天坐^{アメイマス}神地坐^{カミツチイマス}神乃^{カミノ}、相宇豆^{サウマヅ}奉^{ホウ}、佐根^{サネ}奉^{ホウ}、又天
 皇御靈^{スメラミコノミタマ}多乃^{タノ}惠賜^{メタマヒ}云々、こあるを照して思へば、こころは、遠天皇^{トホスロ}始^{ハジメ}、御世^{ミヨノヨ}御世^{ミヨノヨ}天皇^{ミコ}御靈^{ミタマ}奉^{ホウ}、なご有りけむが、亂
 れ脱誤れるなるべし、故に姑くかく訓て、後の考へをまつ也、また世治^{ヨシツチ}の三字、靈^{ミタマ}知^チの誤にて、遠天皇^{トホスロ}の御靈^{ミタマ}たちを拜、
 ならむかこも思ひしかき、さては遠天皇^{トホスロ}の御靈^{ミタマ}のみを拜^{ホウ}玉^{タマ}ひて、近き御世^{ミヨノヨ}の御靈^{ミタマ}、あづかり給はねば、いかゞ也、
 ○仕奉心^{シホウシン}、仕字は、作を誤れるなるべし、たごひ仕奉^{シホウ}にても、作^{サス}奉^{ホウ}意也、心^{ココロ}は、此大佛を造り給ふ意趣は也、○善
 成、成は借字也、ヨクナリ訓べし、禍の止^{トメ}て、なほるをいふ也、ヨキコトナリも訓べられども、次の全^{マツクヒラガム}平
 の對なれば、これも用言なるべき也、○危^{ヤシ}は、體言にて、危^{ヤシ}事也、○不成^{ナシ}は、此事いたく大造なれば、成^{ナリ}がた
 からむか疑ふ也、○金少^{カネセウ}、少は、スクナケム訓べし、すくなくならむの意也、金は、皇國には出ず、異國より渡り來
 るばかりなれば、足^{タラ}じとなり、朝野群載に、此大佛の大きなき記せる處に、用ひたる鍊金、一萬四百三十六兩あり、
 ○夢^{ユメ}、都々、一本には門々、一本には川々^{カガ}作たり、○大御言^{オホミコトノリ}、蒙^{モウ}は、此度黄金の出たる也、佛の説に、國家
 を護り、福をあたふるを説たる、其職を得玉へるよし也、○撫賜^{ヌタマヒ}、夫^ウ字、本もに、天に誤^ア、今改む、さて夫^ウ字は、
 古事記万葉なきには、必^{カナラ}濁音にのみ用ひたるを、此紀には、清音にも多く用ひたり、○事依^{コトヨ}、依^ヨ字、印本又一本に
 は、從^{ヨリ}作り、今は一本に依^ヨ、○顯^{アカ}示^シ給^{タマ}物^{モノ}在^アは、黄金の事也、物は辭也、其黄金をさしていふにはあらず、○念召^{ネノボ}
 印本、波字を脱せり今は一本に依^ヨ、○受賜^{ウケタマヒ}、歡^{ウレ}字、一本に觀^ミ作るは誤也、○所念^{ソノネ}は、

思^{オモ}召^{ノボ}にこいふ意也、上の畏^{オソ}恐^{コソ}利^リにて、語を切^キべし、云々^{カク}恐^{コソ}まりて、此事を思ふに、こいふ意なり、○天下^{テンカ}、遠^{トホ}字、一本
 裳^{カサ}に誤れり、○理^リ層^{ソウ}坐^サ君^{キミ}は、理^リのどくにかなひ玉へる君也、○可在^キ物^{モノ}は、かゝる貴き寶の始めて出る事は也、○多
 豆^{タマ}何^{ナニ}後^{ノチ}は、こころより外には見えぬ言也、拙^{ツツ}劣^{セウ}しなき、同意の言^{コト}聞^クゆ、たごりなきこいふこころならむか、物をよ
 く思ひめぐらすを、たごるこいひて、物語書なきに、たごりあり、たごり深し、たごりなしなき、多くいへり、たづき
 をも、たごきこもいへば、こころづこ通ふべし、源氏物語須磨^{スミ}卷^{マキ}、哥^カに、たづがなき雲るにひこりねをぞなくこよめるは、
 たづきなき意によりこ聞ゆれば、こころは意異也、○給^{タマ}禮^{レイ}字、一本に爾^ニ作るは誤也、○朕^{ミコト}一人^{ヒト}云々は、朕
 一人のみ、これを受^{ウケ}べきにはあらずの意也、さて夜波^{ヨシハ}こいふ辭、万葉には、夜母^{ヨシハ}のみ有て、夜波^{ヨシハ}こいふはざるを、こ
 れはめづらし、今一つ、十六詔にも見えたり、○大瑞^{オホスズメ}、黄金の出たるをも、御世の祥瑞^{ミヨノヨシ}とする也、○歡^{ウレ}言^{コト}は、上に令^{タマ}
 字有しが、脱たるなるべし、然らざれば、流^{ナガ}字讀^{ヨミ}がたく、又とわりも令^{タマ}こあるべき也、故^ユ、ヨロコバシムルシ訓
 つ、自は助辭也、○字加賜^{ジカミ}は、同月、丁未、天皇幸^{ミケニヨリ}東大寺^{トウダイジ}云々、改^カ天平二十一年^{ヘイテイニジュウニネン}、爲^{ナリ}天平感寶元年^{ヘイテイカンボウノトシ}、こある是也、
 もこよりの天平に、感寶^{カンボウ}二字を加へ玉ふ也、○御戸代^{ミコドノヨ}は、或人の、御年代也こいへる、よろし、年^{トシ}は稻をいふ、神の御
 稻をつくる料の田也、代は、苗代なきいふ代にて、即^ス田^ノと也、書^シ紀^キに、神田^{カミノタ}、神戶^{カミノウ}田^ノ地^チある、神戶^{カミノウ}を訓るはあた
 らず、○祝部^{イハヒノベ}は、こころは神社に仕奉る、神主禰宜祝部の類を、ひろくいへるなるべし、一本に祝^{イハヒ}字を、兄^{ケイ}作るは誤也、
 兄部^{ケイノベ}こいふともあれど、こころにはよしなし、○墾^{イハヒ}田^ノ地^チ許^{ヨク}奉^{ホウ}は、墾^{イハヒ}田^ノ地^チを占^シるとを、許^{ヨク}し給ふなり、許^{ヨク}
 是は、公より捨賜^{シタマヒ}ふにはあらで、私に、或は買得^{カヒエ}、或は檀越^{ダンゴク}の施入^{セニウ}を受^{ウケ}入^ニなきして、其寺の墾^{イハヒ}田^ノ地^チとするをゆる
 さるゝ也、此年七月乙巳の日、定^サ諸事^{シヨジ}墾^{イハヒ}田^ノ地^チ限^リ、こ有て、各其限の量^{リヤウ}を擧^{アゲ}られたり、其中に、必^{カナラ}擧^{アゲ}べきが、もれたる寺
 寺もあるは、此限を定められざりしなるべし、又それより前^{マヘ}、閏五月癸丑の日、寺々に純綿布^{ジュンメンフ}稻^{イネ}、墾^{イハヒ}田^ノ地^チ一百町づ、を

捨あるは、公より賜へるにて、許あるは別也、故其量、これは皆一百町なるを、かの限を定められたるは、四千町二千町、一千町なき見えて、こよなく多きは、公より賜ふにはあらざるが故也、万葉十八に、天平感寶元年五月五日、聖東大寺之占聖地、使僧平榮等云々あるは、此聖田地を占るとを許されたるにつきての使なるべし、○僧綱は、保字志乃都加佐訓べし、そもく僧官を任されたるとは、推古紀、卅二年より始めて見えたり、其時の僧官は、僧正僧都法頭也、天武紀、十二年三月、任僧正僧都律師、因以勅曰、統領僧尼云々見えて、朱鳥元年の處に、三綱律師ある、三綱これ僧綱にて、僧正僧都小僧都をいへるなるべし、小僧都いふも、同紀かの十二年より先に見えれば也、かの法頭いふ官も、孝徳紀にも見えたれども、そは白衣なれば、三綱には入るべからず、さて後には、僧止僧都律師を僧綱いふ、大寶二年にも、僧正大僧都少僧都律師任されたる事見ゆ、僧尼令に、僧綱謂律師以上見え、義解にも、謂僧綱者、僧正僧都律師也と有、延喜治部省式にいへる僧綱も、僧正大小僧都律師也、さて又續紀よりこなたに、諸寺三綱いふ物有、それは天武紀に、僧綱を三綱いへるは別にして、此三綱いふは、諸寺に有て、おのく其寺の僧尼の事を掌るものにして、僧尼令の義解に、三綱者、上座寺主都維那也、とある是なり、立番式に見えたるも同じ、同式に、凡諸寺、以別當爲長官、以三綱爲任用と有、諸寺の三綱の事は、こゝに用なければ、物のついでに、いさ、かいへる也、○敬問、問は訪ふ也、さて上に許奉りある奉、こゝに敬あるなを以て、佛法を尊み給ひしとの甚しきを知べし、○新造寺、出雲國風土記に、新造院いふ物、多く見えたり、皆寺の事也、これと同じかるべし、○官寺止可成、諸本、官字を脱せり、今補ふ、本のまゝにては、聞えざれば也、○官寺、官字、本に官に誤る、今改む、官は、つねにはツカサミ訓めども、私に對へて、官某いふ類は、オホヤケミ訓べき也、天武紀に、司をも然訓る處有、官寺は、官の治めにあづかる寺をいふ、天武紀に、九年四月、勅、凡諸寺者、自今以後、除爲國大寺二以上以外、官司莫治云々、且以爲飛鳥寺、不可關于司治、然元爲大寺、而官司恒治、復嘗有功、是以猶入官治之例なきあるこゝろば也、○大御陵守、大字、天ミ作る本はわろし、今は一本に依れり、こは陵戸の人をいふなるべし、○當夫、天字、本に久に誤、今改む、○天下奏賜は、天下の政を執り申す也、本に、奏字を、奉に誤、今改む、○侍所は、其寮をいふ也、凡て臣等は、死りにて、墓に葬られて後も、なほ朝廷を護り伺候ふ意もて、侍いへる、おもしろきと也、古事記に、大國主神の、於百不足八十珣手一隱而侍、ミ申給へる侍の意也、持統紀五年に、詔三十八氏上進其祖等墓記、こいふとも有、但し釋には、墓字、寮ミ作り、いづれよけむ、○置表、置字、本に量に誤、今改む、万葉十八の、上に引る長哥の反哥に、大伴能等保追可牟於夜能於久都奇波、之流久之米多底、比等能之流倍久と有、之米多底は、標を建よ也、此哥は、即こゝの詔によりて、よまれたるなるべし、下文に、大伴氏のとも有也、○與天地共は、天地のあらむかぎり、永き世までに也、○不令悔云々は、その墓を也、○高御座乃業止坐事、坐は、此業を尊みたる言にて、止在の意にて、業たるとは也、たるは、こあるの切りたる辭也、○進退退、こは事を二ついふ時にいふ、漢籍語也、皇國語にあらず、○挂畏天皇、こゝはむねこは、大御父文武天皇、又元明天皇元正天皇をさして申給ひ、なほ廣く、御世くの皇祖天皇にもわたるべし、○大御名、十一詔に、祖名こある處にいへる如く、名こは、職業をいひて、天皇の大御名は、即天下を治め給ふ御業也、○婆々大御祖、すべて母を御祖いふと、第五詔にいへるがこし、此天皇の大御母命は、不比等、大臣の御女、文武天皇の夫人、藤原宮子ミ申せし也、後に大皇太后ミ申して、天平勝寶六年七月に薨坐ぬ、光明皇后の御姉命に坐り、○御名平蒙は、子を養育し成長す、これ母の職業なれば、其を蒙り給へるよし也、そもくこゝは、王たちミ、大臣の子孫ミを、治玉ふにつきて詔ふ故に、先己命の御父母の御事を詔玉ふ也、○念坐須、須字、本に流ミ作るは誤也、今改む、オモホシマセルいふべき處に

非れば也、○大臣乃子等、等字、一本に弟、一本に第^カ作り、みなわろし、子等は子孫にて、こはた大臣の子孫也、上の王たちよりつらねての子孫にはあらず、又十一詔に、親王等大臣等乃子等^ミあれば、こゝの王は、ミコミ訓て、親王のミにて、親王の子等、人臣の子等歟^ミも思へど、然にはあらじ、さて大臣は、御世^クの大臣たりし人々也、○治賜伊^イ、伊^イいふ助辭の事、第六詔にいへり、自も助辭なり、伊^イ自^シつらねたる例、下文に、祖乃心成^イ自^シも有、又四十五詔には、持^ホ伊^イ云々捨^ス伊^イ云々もあり、さてこゝの類の自てふ助辭は、いづれも曾^ソいふ意に近くして、重く聞ゆ、○天皇朝は上の挂畏天皇^ミある天皇也、婆々も上なるを申給ふ也、○仕奉^シ可^カ在、かく詔ふすべての意は、朕が御父も、かく天下の大なる御業を、朕に授^ウ玉ひ、御母も、朕を養育成長^ヒし給ひて、朕其御父母の御蔭を受^ウ蒙^モてあれば、朕も又、其御心の如く、御世^クの御後たる王たち、又大臣の子^ミもを、治め恵まむぞ、朕御父母の御靈に、報^ウい仕奉るには有べき也、○加以は、卅三詔に、然^シ乃^カ不在、こゝあるに依て訓り、常には切めて、シカノミナラズ^ミ訓なり、○大命^ミ生^シ、こゝにて語を切^ルべし、此言は、下の朕^ミ自^シ久^クへ係れり、○奈良宮云々天皇は、元正天皇也、洲^シ字、本に州^シ作るは誤也、今改^メ○御世^ク重^シは、天智天皇より、元正天皇まで次々に也、○朕^ミ自^シ久^ク、朕の下に、爾^ニ字あらまほし、元正天皇の朕に詔玉ひし也、さてこゝの語のすべての意は、天智天皇の大命を、天武統文武元明元正^ミ、御世を重ねて、次々に受賜はり傳^ハ來坐て、元正天皇の、これは天智天皇の詔玉へるを、御世^ク傳^ハ坐る大命ぞして、朕に詔玉ひしといふ也、そを約^ツやかに短くよくいひこれるは、古文の勝^カれたる也、さて宜^ヨ久^クいふと他の詔にも多きを、考へわたすに、いづれも皆、當時に詔玉ふにはあらで、過し方の事にいへり、能理多麻比志久^ミ訓べし、志は、過し事をいふ志也、こゝもはやく詔玉ひしよし也、タマハシク^ミ訓べきが如くなれど、そはわろし、廿八詔には、奏^マ久^クもある、それも過し方の事也、仁徳紀に、先^シ皇^ミ謂^フある謂を、ノタウビシク^ミ訓る、ノタウビは、のたまひを、音便言にいへるなるを、シク

ハ古言を失はぬ訓也、さて万葉四に、吾妹子^ミ之、念有^シ四九四、而影^ニ三湯、七に、玉拾^ル之^久、常不^レ所^レ忘、また背向^ル爾宿之^久、今思^フ悔^ム裳、八に、來^ル之^久毛^シ知^ル久、古事記應神^ノ段、太子の御哥に、泥斯^ク久^ク哀^シ斯^ク叙^ル母、これら志久^クいへる例にて、志は皆過し方をいへり、万葉十に、戀^ハ敷^ク者^ハ氣^ハ長^ク物^ハ乎、廿に、故^レ非^レ之^久能^ク於^テ保^ル加^ル流^ル和^ル禮^ル波、この志久^クは、た^シ添^ハたる辭のぞ聞えて、別也、○大臣乃御世^ク重^シは、一人の大臣の、御世を重ねて、仕奉るよしにはあらず、御世^クを重ねたるあひだ、いづれの御世^クでも、其時々の大命の、明^ク淨^ク心を以て、仕奉るに依ての意也、○平安久^クは、多く見えたる中に、十四詔に、天下者^ハ平^ク久^ク安^ク、廿四詔に、天下^ハ平^ク久^ク安^ク、なき有^ルに依て訓べし、○宣^ス大命は元正天皇の也、○恐^ル、今^ノ世の言に、人のいひつくるを、承^ル諾^スて畏^ルまりましたといふも、おのづから通ひて聞ゆるは、本末の合へる也、○三國^ノ真人は、姓氏録に、謚^ス繼^ル蘇^ル皇子、椀^ノ子^ノ王^ノ之後也、○石川^ノ朝臣は、同書に、孝^ノ元^ノ天皇^ノ皇子、彦^ノ太^ノ忍^ノ信^ノ命^ノ之後也^ミあり、建内^ノ宿禰の子、蘇^ノ賀^ノ石^ノ川^ノ宿禰の末也、○鴨^ノ朝臣は、同書に、賀^ノ茂^ノ朝臣、大^ノ神^ノ朝臣^ノ同祖、大^ノ國^ノ主^ノ神^ノ之後也^ミ云、○伊勢^ノ大鹿^ノ首、此姓、古事記敏達^ノ段に見ゆ、姓氏録に、大鹿^ノ首、津^ノ速^ノ魂^ノ命^ノ三世^ノ孫、天^ノ兒^ノ屋^ノ根^ノ命^ノ之後也^ミ有、なほ件の氏々の事、委^クくは、皆古事記傳にいへり、○部^ハは、第五詔に、朝^ノ人^ノ部^ノある處にいへるが如し、○可^ク治賜^ス人^ノ止^ル、件の氏々の人を、殊に治^ル玉ふ事は、いかなる故^レ由^レならむ、知^ラがたし、もしくは御乳母なきのたぐひにもやあらむ、○簡^ク賜^スは、諸の氏人の中より、件の氏々の人を擇^ル出^スて也、又件の氏々の中にて、人を擇^ルてにもあらむか、○縣^ノ犬^ノ養^ノ橘^ノ夫人、姓氏録に、縣^ノ犬^ノ養^ノ宿禰、神^ノ魂^ノ命^ノ八^ノ世^ノ孫、阿^ノ比^ノ太^ノ都^ノ命^ノ之後也^ミ見ゆ、此^ノ夫人は、從^ル四位^ノ下^ノ縣^ノ犬^ノ養^ノ宿禰東人の女にて、名を三千代^ノ申^スせり、敏達天皇の御曾孫^ノ美^ノ奴^ノ王^ノに嫁^ヒて、葛^ノ城^ノ王^ノ佐^ノ爲^ノ王^ノ牟^ノ漏^ノ女^ノ王^ノなきを生^ル給^フへり、又後に藤原^ノ不比^ノ等^ノ公^ノの繼室^ノなりて、光明皇后を生^ル奉^ルり給^フひ、和^ノ銅^ノ元^ノ年に、縣^ノ犬^ノ養^ノ橘^ノ宿禰^ノいふ姓を賜^フはり、天^ノ平^ノ五年^ノ正月^ノに薨^ル玉へる、そこに内命^ノ婦^ノ正^ノ二位^ノ有、天^ノ平^ノ寶^ノ字^ノ四年^ノ八月^ノ、贈^ル正^ノ一位、以^テ爲^ス大^ノ夫人^ノあり、天^ノ平^ノ八年^ノに、葛

城王佐爲王に、橘宿禰姓を賜へるは、此母の賜はり玉へる姓を繼よしにて、請申されし故也、さて此夫人は、宮づかへはし給へれども、たゞ内命婦にて、夫人にはあらざるを、夫人といふは、不比等大臣の室なるを以て也、されば此夫人をば、於保刀自訓べき也、凡て人の家の女主を、刀自といへば、貴人の夫人をば、尊みて大刀自といへりけむ、書紀に、天皇の夫人をば、キサキ訓るはよろしきを、又其をオホトジも多く訓るは、臣家の夫人を然云より、紛ひつるものとおぼしければ、これ臣家の夫人をば、然訓べき據すべし、又万葉八に、天武天皇の藤原夫人五百重娘を注して、字曰大原大刀自、いひ、同世に、同天皇の藤原夫人氷上娘を、字曰氷上大刀自、いへるなごも、尊みてかく申せし也、これらはたゞ字をかく申せしよしにて、夫人の號に關れるにはあらず、思ひまがふべからず、天皇の夫人をばキサキ訓べきと、第七詔にいへるが如し、さてこの夫人を、オホトジ訓むには、右に引る文に、爲大夫人、こあるをば、いかに訓べきぞいふに、大夫人といふは、たゞ文書のうへの號なれば、字音に讀べし、オホオホトジなごは訓べきにあらず、○御世重は、天武天皇より、元正天皇まで、五御世也、○助仕奉、本に、仕の下に、細書の天、字あるは、衍也、今削去、もし天は夫の誤にて、ツカフマツリ歟、と思ふ人もあらむか、そは後世の音便言也、古には然云るとなし、たゞひ然いはむにても、そは音便なれば、字の假字也、夫書べきに非ず、○祖父大臣は、天皇の御外祖父にて、不比等大臣也、○殿門は、家門といふも同じ、家を門といふと、今の世も同じと也、十六詔に、己家々己門々、廿八詔に、氏々門、卅一詔に、先祖門、四十五詔に、門不絶なき有、○守川在、印本には、川々、二字なし、一本にはツ、有、一本には川、有、今は彼此を合せて取つ、さてこの假字に、川を用ひたる例、他の詔にも多し、万葉にも十八に、安我末川君我いふ一有、神樂催馬樂哥、古本には、多く用ひたり、こは水門に湖、字を用ひたる類にて、津に此字を用ひたりし事の有しより、假字にも用ひたるにや、詳ならぬこと也、門、字也とするは、中

中にわろし、在、阿理を延て阿良志といへるにて、立をたしなきいふ格也、下の之は、過し事をいふ辭也、さてこは、養老四年に、不比等大臣薨玉ひしより後、此夫人の、其家をよく守りつゝ、おはせし事也、在、いふは、年月日を経わたる意なれば、川々といふ也、○伊蘇は、勤しみにて、勤しむるをいふ、すべて此伊蘇は、功の切りたる言にて、功しきとする意也、○字牟賀斯、第七詔に出、○孫等は、比古村母訓べし、凡て孫をば、古は比古といへり、さてこは、不比等公の孫にはあらず、此夫人の先の夫の子、橘諸兄公同佐爲宿禰牟漏、女王なきの子ごもをいふなるべし、次の叙位の中に、橘奈良麻呂見たり、○仕奉、まつれるのを延て、らへこいへる也、○子等は、子孫なり、○種々は、しなくさまく、也、○治賜、印本、川、字を脱せり、今は一本に依れり、又一本にはツ、作り、○女は、こは賣乃古訓べし、書紀に、女又女人又婦なき、然訓る處多し、皇極紀に、男子女子をいへる男女を、ヲノコメノコ訓り、○所念は、おもほすにの意也、○父、名、十一詔に、祖、名、こある處に、いへるがこし、○伊婆禮奴物阿禮、いはれぬこは、然らずして取らざるをいふ言にて、こは、女子は父の名を負べき物にあらずして、弃る意也、奴、字、一本に女に誤れり、阿禮夜は、あらめやこいふも同意にて、あらずこいふ意也、女こても、父の名を負ざるべきにはあらず也、○立雙は、男も女も也、○父加久斯麻、云々、かくしまは、如此狀也、佐麻を斯麻といへるは、横さまをも、よこしまといふ例の如し、今の俗言に、ゆくさまかへるさまなきを、いきしななへりしなきいふも、しなは、しまを訛れる也、さてこのすべての語の意は、其父の、子を、かくのどきさまにあればしと思ひて、然教へ趣けたる、おきてをあやまずいふ也、麻、字、本に鹿に誤れり、今は一本に依れり、教部平の部、字は、祢を誤れるなるべし、必けむこ有べき處也、失、字、諸本告に誤れり、今改めつ、第十詔に、趣賜、受被賜持、不忘不失も有、○大伴佐伯宿禰、大伴宿禰は、天忍日命の後に、古事記書紀姓氏錄なきに見えたるが

如し、佐伯、宿禰は、雄略天皇の御代、大伴、室屋、大連の世に、別れて、其子、談、連の末也、姓氏録に見ゆ、なほ此二氏の事、委くは、古事記傳十五の卷にいへり、〇常世云如久、諸本に、如字なくて、語ミコのはず、聞えがたし、故今補へり、天皇の、常々詔玉ふよし也又常に世中にて云々ミコの意にもあるべし、〇顧祭ミコは、己が身命をかへり見ずして、勤しく仕奉るをいふ、万葉世、防守の哥に、祢布與利波、可敵里見奈久豆、意富伎美乃、之許乃美多豆等、伊渥多都和例波、次に引十八の長哥に、可弊里見波、勢自等許等太豆なごあり、顧字、一本に餘に誤れり、伎字、波に誤、今は一本に依、〇汝多知ミコは、此二氏の、現在人々をさして詔玉ふなり、〇祖止世は、世々の祖也、〇云來久は、先祖より世々、云傳へ來る也、〇海行世云々、美豆久は、万葉世に、美豆久白玉も有て、水に漬る也、豆字、本に内に誤る、一本に、門ミ作るは、さかしらなるべし、門字を用ひたる例なし、もしは川字にてもあらむか、今は万葉に依て、豆ミ定めつ、〇草牟須屍は、屍の上に、草の生るをいふ、そもく海にも山にも死なむこいふとを、かくいへるは、めでたき古言也、まといこふるく、先祖よりいひ來つるとなるべし、〇王乃幣は、天皇の方にて、邊の意也、俗に御馬前さいふが如し、さてこの語のすべての意は、天皇の御從に仕奉りて、もし海を行時事に事あらば、天皇の御爲に命をすて、海中にも沈みてむ、山を行時ならば即其山にて、命をすてむこいふ也、〇能杼不死は、事なく安らかに死なじ、にて、いたづらには死なじ、此身命をば、天皇の御爲にこそ捨めの意也、万葉十三に、吹風母、和者不吹、また立浪裳、篋跡丹者不起、さて同十八、家持主の長哥に、大伴能遠都神祖乃、其名乎婆、大來目主登、於比母知豆、都加倍之官、海行者、美都久屍、山行者、草牟須屍、大皇乃、敵爾許會死米、可弊里見波、勢自等許等太豆、大夫乃、伎欲吉彼名乎、伊爾之敵欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敵流、於夜能子等毛會、大伴等、佐伯氏者、人祖乃、立流辭立、人子者、祖名不絶、大君爾、麻都呂布物能等、伊比都雅流、許等能都可佐會云々、〇御世始而、始字、印本に治に誤、今

は一本に依、〇内兵は、字知乃伊久佐訓べし、十七詔にも、又大伴佐伯、宿禰等、自遠天皇御世、内乃兵爲而、仕奉來こあり、兵は、雄略紀欽明紀に、兵士、天智紀に兵、なご有、いくさこは、もこ其人をいふ名也、つはものこいふは、兵器のこにて、其人をいふ名にはあらざるを、漢國にては、其人をも兵こいへるにならひて、後には皇國にても、もはら其人をいふ名こなれり、さて又戦の時ならでも、いくさこはいふ也、万葉世に、伊佐美多流、多家吉道士等、彌多麻比、云々また須米良美久佐、なごあるも、事ある時にはあらず、防人をいくさこいへり、さて大伴佐伯は、神代より、殊に武事をもて、仕奉る氏なるが故に、兵こはいふ也、内こいふは、殊に親み給ふ稱也、内臣、又伊勢、大神宮に、内人こいふあるなご、抑然也、〇心中古止世は、むけに聞えず、誤字也、そは念召古止世なごを、誤れるにや、姑くかく訓て、後の考へをまつ也奈字、一本に大に誤れり、母字、一本に无ミ作るもわろし、〇遣は、使ひ給ふ也、遣字にかはるべからず、人を使ふこいふと、第七詔に出、〇成古止世は、伊は助辭、上にいへり、自は助辭ながら、會こいふ勢に近し、祖心古止世を成すこは、父の欲思へりし心の如く、其を成就果すをいふ、上の、父我加久斯麻云々こある語ミ、思ひ合すべし、〇子古止世可古止世在は、まここの子こいふ物なるべしの意也、〇此心不古止世失は、祖の心を成すべき義を失はず也、これかの、世の祖の、海行者云々、こいひ來れる志を成すべしとの意也、〇并古止世は、男女并て也、并て一二こつゞくにはあらず、本に、並ミ作るは誤也、今改む、さてこれまでは、大伴佐伯氏の事也、次の叙位の中に、大伴氏、男には、牛養稻君家持なご、女には、三原、佐伯氏は、男には、淨麻呂常人毛人鞆鞆なご、女には美努麻女見えたり、そもくこらの氏氏の中に、大伴佐伯を、かくこり分て治給ふとは、上代よりの例なるべし、〇五位已上子等、これよりは、諸氏なべての事也、ここの子等は、直の子なり、子孫にはあらず、〇六位已下云々、六位以下は、位を一階上給ふに、五位以上は、然らざる故は、五位以上は、やゝ貴くして、一階こいへさもたやすからざれば也、さる故に、いつこても、六位

以下に一階を給ふ時も、五位以上は、其かほりに、物を給ひなきする例也、○東大寺造^ル人等、諸本、造字を脱せり、今補ふ、十五詔の次に、預^レ造^ル東大寺^二人、隨^テ勞^ニ叙^ス位、有^レ差、また十八の卷の始めつかたにも、造^ル東大寺^二官人^一已下、優婆塞已上、一等三十三人、叙^ス位^三階、二等二百四人^二階、三等四百三十四人^一階、なきあるをもて知べし、さて東大寺といふ名は、音に讀ても有^レべけれ、書紀に、百濟、大寺高市、大寺大官、大寺國、大寺なき見えたれば、これも其例に、ヒムカシノオホテラミ訓べき也、寺號は別にある也、○子一人云々、上に五位以上には、子等^ニあるは、子^ニも皆なるを、これは、たゞ一人づゝ也、さて又上に六位以下には、子^をいはず、其身の位を上^テ玉^フを、其中に正六位上のみは、其身を上^テけずして、子一人治^テ玉^フとは、上にいへる如く、五位はや、貴くして、たやすからざるに、正六位上を、一階上せば、五位になるを、五位までは、たやすく上^テまじきが故に、其かほりに、子一人を上^テ玉^フ也、いつこても然る例也、其身をも上せたるうへに、又其子をも上すにはあらず、上の六位已下云々の次に、東大寺云々の事は隔^テたれども、正六位上^ニあるは、いへる爾波は、六位已下云々を承^テたる辭にて、其六位已下の中に、正六位上の人にはいへる也、○皇親、此訓、古書に見あたらす、美字賀良ミ訓べし、天武紀に親、万葉五に親族なき、ウガラミ訓り、神代紀に、族の訓注にも字我^ニ進^ミ有、さて皇親^ニは、五世までの諸王をいひて、天皇の御親族のよし也、天皇の御子^を、一世^ニ申し、御孫^を二世、御曾孫^を三世、御玄孫^を四世、御來孫^を五世^ニいふ也、繼嗣令に、凡皇兄弟皇子、皆爲^レ親王、以外並^ニ爲^レ諸王、自^レ親王^ニ五世、雖得^レ王名、不在^レ皇親之限、有、然るに慶雲三年二月、制^ス七條事^ニ中に、准^ス令、五世之王、雖得^レ王名、不在^レ皇親之限、今五世之王、雖有^レ王名、已絶^レ皇親之籍、遂入^レ諸臣之例、願^ニ念^ス親^ニ々之恩、不^レ勝^レ絶^レ籍之痛、自^レ今以後、五世王在^レ皇親之限、其承^レ嫡^ニ者、相承^レ爲^レ王、自餘如^レ令、○年十三已上、祿令にも、凡皇親年十三以上、皆給^レ時服料云々^ニ見ゆ、○无位大舍人、まづ舍人^ニいふ物は、上代より有て、天皇及王たちの、親しく使ひ玉ふ物也、

その委き事は、古事記傳卅三の卷にいへり、かくて大舍人^ニいふ稱は、雄略紀に始めて見えたり、これ天皇の使ひ給ふ舍人を、分て大^ニはいふ也、天武紀二年に、詔^シ公卿大夫、及諸臣連、并伴造等^ニ曰、夫初^ニ出身^ニ者、先令^レ仕^テ大舍人^ニ然後選^ニ簡^ニ才能^ニ、以充^ニ當^ニ職^ニ、見^レえ、職員令に、大舍人八百人^ニあり、又文武天皇、大寶元年より、別に内舍人^ニいふ物をも置れて、職員令に、其員九十人^ニ有て、掌^ニ帶^ニ刀宿衛、供奉雜使、若駕行、分^ニ衛、前後^ニ有、こは思ふに、大舍人は數もい^ニ多くして、いつこなく外さまになりて、親^ニしからざる故に、別に又武勇^ニ人^ニをえりて、此職を置て、近^ニく衛護^ニ奉^レる物^ニせられたるなるべし、内^ニいふは、親^ニしみ玉ふよし也、中昔までも、内舍人には、武勇^ニの人^ニをえりて、なされし也、さて大舍人も内舍人も、賤き者にはあらず、良家の子弟これに補せられし多し、さてこゝに无位^ニあるは、大舍人の中にも、位あるは、上の六位已下云々の内にて、位階を賜へば、これは其^ニ餘也、○諸司^ニ仕^テ丁^ニ、仕^テ丁^ニは、都加^ニ間^ニ與^ニ保^ニ呂^ニミ^ニ訓、賦役令に、凡^ニ仕^テ丁^ニ者、每^ニ五十^ニ戸^ニ二人^ニ、以^ニ一人^ニ充^ニ三^ニ丁^ニ、三年^ニ一^ニ替^ニ云々^ニ見えて、諸國の民、五十戸毎に、其内より、二人づゝ京に上りて、諸の官司に役はる^ニ者也、職員令に、もろくの官司に、直^ニ丁^ニ驅使^ニ丁^ニあり、其もの是也、猶委きとは、古事記傳卅六にいへり、さて右の賦役令の本注に、以^ニ一人^ニ云々^ニあるは、以^ニの上に、十人の二字落たる也、或人のいへる、然るべし、十人の中に、一人を以て也、剛丁は、義解に、給^ニ使^ニ於^ニ汲^ニ炊^ニ也^ニ有て、其十人の中の汲炊なきに役ふ也、○大御手物賜、此下に、同月戊申、大臣以下、諸司仕^テ丁^ニ以上、賜^ニ祿、各有^レ差^ニ見ゆ、○高年人は、八十歳以上なるべし、續後紀一の詔にも、天下^ニ給^ニ侍^ニ高年^ニ給^ニ御物^ニ布^ニ有、給^ニ侍^ニは、八十歳以上なれば也、戸令に見ゆ、○困乏人、四十八詔にも見えたり、五十詔 五十五詔 六十一詔なきには、窮乏^ニあり、同じ也、マ^ニグシキヒト^ニ訓べし、持統紀に困乏^ニ有、又此下に、五月庚寅、饑寡孤獨、及疾疹之徒、不^レ能^ニ自^レ存^ニ者、給^ニ穀^ニ五斗^ニ、孝子順孫云々^ニあれば、右のたぐひの、不^レ能^ニ自^レ存^ニ者^ニをいへるならば、タシナメルヒト^ニ訓べし、書紀に、辛^ニ苦^ニ劬^ニ勞^ニ困、

苦なきを、然訓り、又タヅキナキヒトとも訓べし、○孝義、凡て漢國の名目を、取用ひられたる中に、此方の言には讀がたきもあるを、強て訓めば、中々にこころ明らかならざると有、此孝義なき然也 徳、字孝、字なき、正しく當れる訓なし、さればこゝなきも、たゞ音讀にすべき也、孝義有る人は、戸令に、孝子順孫義夫節婦、ある類をいふ、○其事は、課役をいふ、そもく孝子順孫義夫節婦は、賦役令に、表、其門閭、同籍悉免課役、あれば、免されたるは、本よりのとなるべきに、かく更に分て擧るるは、既に門閭に表て、それ定まれるをいふにはあらで、又新にさるたぐひの聞えある者をえり出で、免さるゝなるべし、○力田、これも字音に讀べし、漢國より取れる名目也、力は勤也、田の事に勤功ある者をいふ、此下に、五月庚寅云々、孝子順孫云々、力田、人者、无位叙一位一階、ある是也、天平十九年五月、力田外從五位下前部、實公、授外從五位上、其妻久米舍人妹女外少初位上、續後紀一の詔に、力田之輩、其業超衆者、賜爵一階、布、同二に、安藝國言、力田佐伯郡、人、伊福部、五百足、同姓豊公、若櫻部、繼常等、所耕作、田、各卅町已上、貯積之稻、亦各四萬束已上、並立性寛厚、周施困乏、往還糧絶、風雨寄宿之輩、皆得頼焉、詔各叙一階、同十三に、下野國那須郡、大領、外從六位下勳七等、丈部、益野、勸課、農田、二千五百七十一町、増益、戸口、二千四十一人、國司發舉、借外從五位下、文徳實録二に、伊豫國、力田、物部、連道吉、鴨部、首福主等、叙一位一階、道吉等、傾盡私産、賑贖窮民、故有此賞、三代實録六に、和泉國和泉郡、人、白丁川枯、首吉守、叙一位一階、獎、力田也、○罪人赦賜は、次の文に、乙未、大赦天下云々これ也、○王生、王、字は、決く寫誤なり、故今二の考、有、一には、王生歟、凡て王生といふは、御産部にて、御産殿に仕奉る諸部也、さればもさみうぶなるを、畧きてみぶこはいふ也、其よし委くは、古事記傳卅五、仁徳段、定王生部、ある處に、證さをも引ていへり、考見べし、かくてこゝは、當時の天皇の生坐るをりの、御産部なるべし、二には、書の草書あを、又に誤れるにて、書生歟、書生は、學

生也、推古紀に、云々選書生三四人、以傳學習、有、訓は、書紀に、學生を、フムヤワラハミも、モノナラフヒトとも訓る中に、ものならふひこゝは、廣くいふべし、ふむやわらはこゝは、大學寮の學生をいふべし、天智紀に、學職頭を、フムヤヅカサノカミと訓れば也、かくてこゝは、學問する人を、廣くいふにはあらで、大學寮の學生に限るべければ、布牟夜和良波と訓べきなり、職員令に、大學寮に、學生四百人有、わらはこゝは、年十三以上十六以下より、入學する故也、さて物知、人を後に擧て、學生を先に擧たるは、人數の多き故なるべし、さて件の二つの考の内、いづれよけむ、え思ひ定めぬを、今はしばらく、物知、人みつらね擧られたるによりて、書生の方につきて訓つ、なほよき考、をまつものぞ、○知物人等、龍田、風、神、祭、祝詞に、百物知、人等有、さてこゝは、これも世の物知人を廣くいふにはあらで、大學寮の諸博士をいふなるべし、職員令に、大學寮に、博士一人、助教二人、音博士二人、算博士三人なきある類也、○見、出金、人及云々は、次の文に、從五位上百濟、王敬福、從三位を授られ、五月庚寅、陸奥國者、免三年調庸、小田郡者、永免、其年限者、待後勅、また閏五月甲辰、陸奥國、介從五位下、佐伯、宿禰全成、鎮守判官從五位下、大野、朝臣横刀、並授從五位上、大掾正六位上、余足人、獲金人、上總國、人、丈部、大麻呂、並從五位下云々、出金、山、神主、小田郡、目下部、深淵、外少初位下、あり、郡司の事は見えず、郡司の訓は、西宮記に、大領、古保乃見ヤツ古、北山抄には、古本乃ミヤツコ、又大古本乃ミヤツコ、領、古本乃ミヤツ古、○天下乃百姓云々は、上件の五月庚寅、小田郡者云々の次に、自餘、諸國者、國別、一年免二郡調庸、毎年相替、周、盡諸郡、又咸免天下今年田租、ある是也、

續紀歷朝詔詞解三卷

本居宣長解

第十四詔

十七の卷に、天平勝寶元年秋七月甲午、皇太子受禪即位於大極殿詔曰、有、皇太子は、孝謙天皇也、これよりさき閏五月丙辰、天皇遷御藥師寺宮、爲御在所、有、又同月それよりさき、癸丑、日の御願文にはやく、太上天皇沙彌勝滿、さあるはいふかし、御讓位はそれよりさきに有けるにや、

現神止御宇倭根子天皇御命宣御命衆聞食宣高
 天原神積坐皇親神魯伎神魯美命以吾孫乃命將知食國天
 下止言依奉乃隨遠皇祖御世始而天皇御世御世聞看來食國
 天川日嗣高御座乃業止奈母隨神所念行佐久止勅天皇我御命乎
 衆聞食勅平城乃宮御宇之天皇乃賜挂畏近江大津乃
 宮附御宇之天皇乃不改自常典等初賜比定賜部流法隨斯天

日嗣高御座乃業者御命坐伊夜嗣奈賀御命聞看止勅
 夫御命乎畏自物受賜坐食國天下乎惠賜比治賜布間
 萬機密久多志天御身不敢賜有禮隨法天日嗣高御座乃業者
 朕子王授賜止勅天皇御命親王等王臣等百官人等天下
 乃公民衆聞食宣又天皇御命長末止勅命衆聞食宣挂畏我
 皇天皇斯天日嗣高御座乃業乎受賜仕奉止負賜間頂爾受
 賜理恐末里進毛不知退毛不知爾恐美坐久止宣天皇御命乎衆聞
 食勅故是以御命坐勅久朕者拙劣雖在親王等乎始而王等臣
 等諸天皇朝廷立賜部留食國乃政乎戴持而明淨心以誤落言無
 助仕奉爾依豆天下者平久安久治賜比惠賜布間支物爾有止奈毛
 神隨所念坐久止勅天皇御命乎衆聞食宣

此詔は、聖武天皇の御讓位の詔に、孝謙天皇の御即位の詔を、つらねて宣れるにて、はじめのほごは、聖武天皇の詔也、

○天皇一本には可字なし ○神魯伎、印本に、魯の下に美字あるは、衍也、又一本には、伎字を棄き作り、○吾孫乃命乃、下の乃字、印本に天に誤る、今は一本に依、○奉乃隨、かく用言の下に、乃云々といふと、例有、廿三詔にも、事依奉乃任、廿九詔に、立乃後、卅一詔に、教賜乃未仁々々、三代實錄二の詔に、其仕奉乃隨なき有、さて云々、隨聞、看來、ミツゞく語也、○天日嗣川字、印本なきにはなし、今は一本に依れり、又一本には、ツミ作り、次々なるにも皆川字はなれども、こゝはあるに依れり、○所念行佐字、本ももに波に誤れり、今例によりて改、○平城乃宮云云は、元正天皇也、○詔之は、昔聖武天皇に詔玉ひし也、此之久の事、上にいへり、○不改、自字は、乃の誤、歟といふと、第三詔の處にいへるがどし、又思ふに、自伎の伎の落たるにも有べし、○定賜、部字、本ももに都ミ作るは誤也、都流ミはいふまじき語なれば也、故今第三第五なきの詔なる例に依て改めつ、○御命坐世、世字、本に止に誤、今改む、此語の事、第三詔の下に委く云り、○伊夜嗣嗣字、印本副に誤、今は一本に依、○奈御命は、汝命也、古事記に多く見ゆ、御字は、添へて書るのみ也、建内宿禰の哥に、汝が王も有、さてこゝは、聖武天皇をさして詔玉ひし也、○勅命命は、元正天皇の也、○畏自物は、第六詔に出たり、○受賜は、聖武天皇の也、○萬機は、用明紀に、ヨロヅノマツリゴトミ訓り、○不取賜有、不取は不堪に同じ、卅六詔に、太政大臣乃官授末都流亡方、敢多比奈事可等奈毛念、四十一詔に、今乃身不取阿流、物なき、敢は皆堪也、さて有禮の禮字、本に良に誤、今は一本に依、有禮婆の意にて、婆を省きていはざる格也、此例、十二詔に、念有處にいへり、○朕子王は、孝謙天皇をさして詔玉ふ也、○天皇人命、はじめよりこれまで、聖武天皇の詔也、○又天皇御命、これよりは、孝謙天皇の詔にて、上ミは別なるを、引つゞけて宣れる也、又ミは、上件の聖武天皇の詔に對へて、又新天皇の人命といへる也、○我皇天皇ミは、聖武天皇をさして申給ふ也、○高御座乃業、こゝにて姑く語を切べし受賜へはつゞかず、○受賜云云は、孝謙天皇

に、受被賜て仕奉れきて、斯業を負せ給へり也、○負賜は、負賜へばの意也、○拙劣は、第五詔に、拙劣而、廿六詔に、怯劣、○天皇、朝廷、これも直に天皇をさして、朝廷ミは申給へる也、○戴持而は、たふさみ重みして、持つ也、戴字、本に載に誤、今改、○御命衆、本には乎字なし、今は一本に依れり、

第十五詔

同年十一月辛卯朔己酉、八幡大神託宣向京、甲寅、遣參議從四位上石川朝臣年足、侍從從五位下藤原朝臣魚名等、以爲迎神使、路次諸國、差發兵士二百人以上、前後駈除、又所歴之國、禁斷殺生、其從人供給、不用酒肉、道路清掃、不令汚穢、十二月戊寅、遣五位十人、散位二十人、六衛府舍人各二十人、迎八幡神於平群郡、是日入京、即於宮南梨原宮、造新殿、以爲神宮、請僧四十口、悔過七日、有て、さて同月丁亥、大神禰宣、尼大神朝臣社女、其興紫色一、同乘輿二、拜東大寺、天皇太上天皇太后、同亦行幸、是日、百官及諸氏人等、咸會於寺、請僧五千、禮佛讀經、作大唐渤海吳樂、五箇田儻久米儻、因奉大神一品、比咩神二品、左大臣橘宿禰諸兄、奉詔白神曰、ミて此詔あり、八幡大神は、豊前國宇佐大神也、託宣は、京に上給はむこの託宣也、此詔の中に見えたる託宣のこゝには、あらず、大神禰宣は、此八幡大神の禰宣也、尼大神朝臣社女は、本に神字を脱せるを、今は一本に依て引り、尼字、本に左に誤れり、こゝの詔の次の文に、尼社女ミあるに依て、今改めつ、尼にして禰宣に仕奉らむとは、かけても有まじきわざなれども、此御世のころは、さるたぐひのまがと、めづらしからず、此社女は、これよりさき十一月朔、八幡

大神禰宜、外從五位下、大神社女、主神司從八位下、大神田麻呂二人、賜大神朝臣之姓、有、さて社女は、モリメ
ミ訓べし、廿七の卷に、毛理實ミ書れたり、白神は、八幡大神に白也、神の上に、大、字脱たる歟、さて上件の文の趣
を思ふに、此日、此大神をも東大寺に幸さしめ奉り給へりけむを、其事は、紀の文にもれたり、

天皇 我ガ 御命 爾ニ 坐申賜 止 申 久ク 去辰年河内國大縣郡 乃 智識寺
爾ニ 坐盧舍那佛 遠 禮奉 天 則朕 欲奉造 止 思 得不爲 間
豐前國宇佐郡 爾ニ 坐廣幡 乃 八幡大神 爾ニ 申賜 閉止 勅 久ク 神我天神
地祇 乎 率伊左奈比 天 必成奉 元 事立不有銅湯 乎 水 止 成我身
遠 草木土 爾ニ 交 障事無 久ク 奈佐 牟止 勅賜 奈我良 成 奴 禮波 歡 美 貴 美
念食 須 然猶止事不得爲 天 恐 家禮登毛 御冠獻事 乎 恐 美 恐 美 申
賜 久止 申

申賜申久、すべて神に白給ふ詔は、尊みて、申スミ詔玉ふ也、さて此詔は、太上天皇の詔也、○去辰年は、天平十二年
也、○大縣郡は、和名抄、河内國の郡名に、大縣於保加多、○智識寺、天平勝寶元年十月、行幸河内國、智識
寺、同八歲二月戊申、行幸難波、是日至河内國、御智識寺南行宮、云々、天平神護元年閏十月、捨弓削寺
食封二百戸、智識寺五十戸、なご見ゆ、又三代實錄に、貞觀八年閏三月、以河内守從五位下菅野朝臣豐持、爲下修理

知識寺佛像、別當、○禮奉天、禮は、テログミミ訓べし、佛書には、拜むとを、禮拜頂禮なごいふ故に、此字を書る也、さ
てかの辰年には、智識寺に幸の事は、紀に見えざれども、其年二月に、難波宮に幸の事見えたれば、その路次に、幸し
しなるべし、かの勝寶八歲に、難波に幸の度も、此寺に幸し、と、上に引る文の如くなれば也、○欲奉造、欲字は、
字書に、將也ミ注したる意にて用ひたり、其例は、五十九詔に、御體欲養、止、所念、又三代實錄廿九に、彌高、仕奉、欲
繼、思、慎、なご有、此字をば、必スホリスミのみ訓、と、心得たるは、ひがと也、○思、是、思ひしかごもこいふべきが
如くなれども、次の不爲之の之までつよけて、思ひしかごもの意なるなり、さて上の則は、其時に、即、速に、造
奉む思召し意也、こは禮奉天の次にいふべかりしを、忘れてこゝにはいへる也、○豐前は國、字あれば音にも讀まべ
れごなほ古言に訓べし、和名抄に豐前、止、與久邇乃美知乃久知、○廣幡乃八幡、大神は、神名帳に、豐前、國宇佐、郡、八幡
大菩薩宇佐宮、名神大、有、をも、こは聖武天皇孝謙天皇の御世には、さばかりいみしく佛を尊み給ひて、神をば、佛の
奴のおぼせしが如くなれども、なほ此大神を、大菩薩ミ申せるとは、なかりしおぼしくて、此紀には見えたるとな
きを、いつの御世よりかは、さるまがくしき御號は、負せ奉り給ひけむ、いこくゆ、しき御事なり、さて此大神を、
廣幡乃ミ申すは、いごめでたくみやびたる御號なるに、後には、此御號はかくれて、世にしれる人もなきが如し、又八幡
ミ申すをも、たゞ字音にのみ唱奉りて、やはたこいふは、たゞ此大神を祭れる社のある地、名にのみ、こゝかしこにの
これる、それはた皆、はを音便にまかせて、和ミ唱ふると、木幡なごの如し、これは幡によれる御號なれば、はを正し
く、葉なごの如く唱奉りて、さてかのまがくしき號をやめて、古のどく、廣幡の八はたの大神ミ、正しく申し奉
らまほしきわざなりかし、○爾申賜、此五字、こゝにはさらにはかなはず、文の亂れたる物見えたり、かく有ては、上
よりのつゞきも聞えず、次の神我にもかなはず、又申賜、こゝには、其下も必ス申久ミ有べき例なるに、勅久ミあるは、

申す勅たがひて、語ミのはず、さればこゝは、此五字を除きて、八幡大神勅さつげば、こゝもなく聞ゆる也、故今は然定めて訓つ、但し猶いはゞ、豊前國云々いふとは、はじめにこそ有べきに、初にはなくして、こゝにあるは、穩ならず、即其大神に對ひて、申給ふ御言には、よそけに聞ゆる也、故もろくの祝詞、又他紀ごもに見えたる、此類の詔さものに依て、今こゝろみにいはゞ、天皇御命坐、豊前國宇佐郡坐、廣幡乃八幡大神申賜止申入、去辰、年云々、得不爲之間、大神乃勅、神我云々、こあるべき文也、○神我は、天皇の皇朕詔玉ふ同じにて、神の御みづからの御事を、かくのたまふ也、天平勝寶七年三月、八幡大神託宣曰、神吾不願三矯託神命云々、○必成奉は天皇の造玉ふ大佛像を、必成就せしめ奉む也、○事立不有は、第三詔の下にいへるが如し、但しこゝは、異なるともなしこいふ意に聞ゆ、○銅湯ま云々は、本文なき有歟、そはいまだ考へざれども、意は聞えたり、銅をさらかしかしたる湯は、殊に熱さのすぐれたる物なるを、それをも忽ちに、冷水になさむこいへるにて、いかに難き事なりとも、たやすく成し得むのたごへ也、○我身遠云々は、いかなる艱難をしてなりこもの意也、交は、草木土等も、交天の下に、毛字脱たるか、なくとも其意は聞ゆる也、○障事無は、たゞ次の成さむへ係りたるのみ也、上をうけたる言にはあらず、○勅賜は、かく勅諭し給へるまゝに也、○成は、大佛像成就せしをいふ、○歡は、うれしこぶ心を、たゞにいふ言、よろこぶこは、うれしく思ふよしをいふ言也、○念食、須字、本に流に誤、今改、○然は、佐豆訓べし、佐は、志加の切りたる言にて、佐豆は、然して然ありてこいふ意也、此外然を佐こいふ類、常に多し、そもく佐豆こいふ言は、古言めかざるが如くなれども、奈良のころより有けむかし、此紀の詔さものに、然字多ある中に、佐豆訓むより外は、訓べきやうなきぞ多かる、○猶は、字は借字にて、默也、此言の事、第八詔にいへり、なほやむは、たゞに止也、廿五詔にも、默在爲止、止事不得見ゆ、○恐は、此大神は、なべての神社は異にして、天皇祖の御靈に坐が故也、故獻り給ふ御冠も、一位にはあらで、一品也、○御冠獻は、はじめに引る文に見えたるがどし、○恐は、上の美字、本に毛に誤、今改、又類聚國史に、美字二にも、无ミ作るは、正しからず、○此詔につゞきて、尼社女授從四位下、主神大神朝臣田麻呂外從五位下、施東大寺封四千戸、奴百人、婢百人、又預造東大寺人、隨榮叙位、有差有、そもく此詔の、有ける事のよしを考るに、まづ天平二十年八月、八幡大神祝部、從八位上、大神宅女、從八位上、大神社女、並授外從五位下見え、今年十一月朔に、大神朝臣、姓を賜へるなき皆、此詔に見えたる託宣を奏せし故の賞なるべし、然るに天平勝寶六年十一月甲申藥師寺僧行信、與八幡神宮主神大神多麻呂等、同意厭魅、下所司推勘、罪合遠流、於是云々、以行信配下野藥師寺、丁亥、從四位下大神朝臣社女、外從五位下大神朝臣多麻呂、並除名、從本姓、社女配於日向國、多麻呂於多嶺嶋、因更擇他人、補神宮禰宜祝、其封戸位田、并雜物一事已上、令太宰檢知焉、さて天平神護二年十月、授無位大神朝臣田麻呂、外從五位下、爲豐後員外掾、田麻呂者、本は八幡大神宮、この間に、主神也叙の四字有しが、脱たるなるべし、禰宜大神朝臣毛理賣時、授以五位、任神宮司、及毛理賣詳覺、俱遷日向、至是復本姓、こあるを見れば、かの厭魅の事、田麻呂は宛にて、たゞ行信社女がしわざにぞ有ける、かれば社女は、いこいこ穢惡き奴也けり、これによりて思へば、此詔に見えたる、八幡大神の託宣も、又京に向はむ有し託宣も、共に此社女が、詐偽て造りしこにぞ有けらし、なほ又尼にして禰宜になれりしも例の託宣なきにこそありけめ、すべて此ころの御世には、かの行基僧が、伊勢大神の託宣を偽造りて、朝廷を詐欺奉りて、まがとを行ひたりしぐひの事多かりしぞかし、あなかしこ、

第十六詔

二十の卷に、天平寶字元年六月甲辰、先是、去勝寶七歲冬十一月、太上天皇不豫、時、左大臣橘朝臣諸兄、祇承人、佐味宮守告云、大臣飲酒之庭、言辭無禮、稍有反狀云々、天皇優容不咎、大臣知之、後歲致仕、既而勅召、越前守從五位下佐伯宿禰美濃麻呂、問識此語、耶、美濃麻呂言曰、臣未嘗聞、但慮佐伯全成應、知於是將勸問、全成、大后懇懇固請、由是事遂寢焉、語具田村記、至是從四位上山背王、復告橘奈良麻呂備兵器、謀圍田村宮、正四位下大伴、宿禰古麻呂、亦知其情、秋七月戊申、詔曰、此詔あり、戊申は二日也、橘諸兄大臣は、大后の異父同母の御兄なるが故に、固請ひ玉ひて、勸問事寢て有し也、奈良麻呂は、諸兄公の第一男にて、母は藤原氏、不比等、大臣の女、從三位多比能なり、天平十二年五月、天皇幸右大臣相樂別業、宴飲酣暢、授大臣男无位奈良麻呂從五位下、天平寶字元年七月、爲參議、寶字元年六月、爲左大辨、この時位は、正四位下也、大伴古麻呂は、父祖いまだ考へ得ず、天平十七年正月、從五位下、勝寶二年、遣唐副使、そのち官、左大辨、陸奥鎮守將軍、陸奥國、按察使、位、正四位下に至る、此度謀反の事によりて、擄問せられて、みまかれり、万葉四又十九に、胡麻呂ある、此人也、

今宣 頃者王等臣等乃中無禮久逆在人而計家良久
大宮 將圍止云而私兵備聞看而加遍加遍所念誰
奴加朕朝背而然爲人一人母在將所念隨法不治
賜雖然一事數人重奏賜倍波可問賜物將夜波將在所念茲

政者行 安爲 此事者天下難事 在者狂迷 頑奈 奴心
慈悟 正賜 物在 所念看 如此宣 此狀悟而人乃
見可咎事 和射 奈世曾 如此宣 大命 不從將在人 波 朕一人極而
慈賜 國法不得已成 已家家已門門祖名不失勤仕奉 宣
天皇大命 衆聞食 止 宣

今宣久、はじめにかくある例、廿一詔、卅六詔、卅八詔、四十詔、四十一詔、四十六詔、四十七詔なき也、又はじめぬ所には、五十六詔に有、○無禮久、古事記景行、段に、不伏无禮人等、又繼躰、段にも見え、他の詔にも多かり、多くは、朝廷を恐奉らず、あしきわざをするをいへり、皇極紀に、蘇我臣、專擅國政、多行無禮、さあるがごこし、又不敬無敬なきをも、キヤナシニ訓り、万葉十二には、無禮を、ナメシニ訓たれども、廿九詔に、无禮之徒不從、奈賣久在奉さあれば、さは訓べからず、○逆在、これも朝廷に背奉るをいへり、十九詔に、惡逆在、廿八詔に、逆、○計、家久、家字、本に奈に誤れり、今例に依て改、卅詔又四十三詔に、謀、家久、有、○大宮は、皇宮也、こゝは當時の御在所、田村宮をいへり、上文に、將圍田村宮、ある是也、いにし五月、天皇移御田村宮、爲改修大宮也、こゝあり、田村は、奈良の内なる地名にて、此宮は、藤原仲麻呂の家也、これより先にも、勝寶四年四月にも、御大納言藤原朝臣仲麻呂田村第、以爲御在所、さいふと有き、○圍は、加久牟さいふぞ古言なる、仁德紀皇后、御哥に、箇句彌、万葉廿に、可久美なきあり、○加遍、加遍云々は、いく度も、うちかへしく、さまざま思ひ見玉へきも也、○

誰奴は、多禮志乃夜都古加訓べし、万葉十一に、誰之能人毛有、又孰云人毛もあり、繼體紀哥には、厥例夜矢比等母ももあり、卅二詔に、誰人可、さてこは、朝廷を背奉る者は、かけてもあるべきとにあらざりて、つよく詔玉へる御言也、○隨法云々は、法のまゝに勅問にて、對ひ玉ふべきなれども、さる逆なる事は、かけても有べきにあらず、實にては有まじこおもほす故に、勅問玉ふとなし也、○一事は、同じ事を也、○可問賜、問字は、闇を誤れるなるべし、佐志於伎訓べし、さるは闇字に、その義はなれども、皇國にては、然用ひならへり、食物を置所を、闇といふとあれば、置、こいふ意より、借り用ひたるにや、それも後世のとめきたれども、三代實錄四十七に、權僧正遍照、辭職上表勅答に、自今闇筆、勿傷朕懷、有、なほこれより古くも有しやうにおぼゆれども、さだかにおぼえず、○茲政者、茲字は、慈を誤れるなるべし、次なる慈悟の慈をも、茲に誤れり、茲政にては、次なる此事者こかけ合はず、○行番安爲は、人を慈むわざは、人の歡ぶとなれば、たこひ誤りても、害なければ、行ひ易きよし也、○此事者は、謀反の人を討ふ事也、○難事は、上の安爲の反にて、大事こいはむがどし、○狂迷、狂は、多夫禮訓べし、十九詔に、惡逆在奴、久奈多夫禮麻度比、奈良麻呂古麻呂、万葉十七に、多夫禮多流、之許都於吉奈乃なき見ゆ、齊明紀に、狂心、三代實錄十三の詔に、若狂人乃國家手止謀留事、謀反する者を、狂といふ也、迷も同じ、すべて朝廷を傾奉む謀るは、正しき現心にはあらず、狂れ惑へるものこする也、○頑奴、四十五詔に、頑無禮、心念、横謀、皇極紀に愚癡、天智紀に癡、奴なき見ゆ、奴こいふも、謀反する人を、惡み賤しめていへる也、右に引る十九詔の詞、又廿八詔にも、逆穢、奴仲麻呂有、○慈悟は、かへりてあはれみおぼしめして、諭し正して、直さしめむ物ぞ也、慈字、印本、茲に誤、今は一本に依、○如此宣布は、上に、云々隨法、不治賜、詔玉へると也、○此狀悟而は、上件の趣をよく心得て也、此狀は、カクノサマ訓べきと、第一詔の處に

いへるが如し、○人乃見可、答事射、卅五詔に、無禮見答、不知之も有、事も和射も一つ也、五十六詔に、驚畏之、事行、世會、こある行も、こゝにならひて、和射訓べし、古今集、序に、人の世にある、こゝわさしけき物なれば、こあるも同じ、奈世會は、勿爲也、○極而は、至りて深くにて、いかばかりめぐみおぼしめすも、こいはむがこしし、

第十七詔

上件の詔につきて、詔畢、更召入、右大臣以下群臣、皇太后詔曰、こあり、皇太后は、天皇の大御母命、光明皇后也、

汝諸者吾近姪、又豎子卿等者、天皇大命以汝召而屢
 詔、朕後大后能仕奉、助奉、又大伴佐伯宿禰等
 自遠天皇御世、内乃兵爲而仕奉來、又大伴宿禰等、吾族
 在諸同心、爲而皇朝、助仕奉、時、如是醜事者、聞、汝
 不能、依、如是、在、諸以明清心、皇朝、助仕奉、宣

近姪は、甥をいふ姪字は、めひなれども、又甥をも姪こいふと有、さてこゝは、近こあるを味ふに、必しも甥のみに
 も限らず、甥の列なる人々を、廣く詔玉ふこ聞えたり、此時、右大臣豐成公、紫微内相仲麻呂、共に武智麻呂公の子也、中

納言永手卿も、房前公の子なれば、皆此大后の御甥たちなり、又その外にも御甥のつらなる人々、諸臣の中に多ければ、かく詔玉ふ也、○豎子卿、豎字本に豎に誤、今改む、からぶみ周禮に、内豎いふ官名有て、注に、豎未冠者之官名こあり、故皇朝にても、童にて仕奉る人を、豎子といひて、ワラハミ訓り、安閑紀に僮豎なごも有、和名抄に、内豎三百人、俗云、知比佐和良波こ有、本に、豎を監に、和を利に誤れり、万葉二十に、二年春正月三日、召侍從、豎子王臣等、令侍於内裏之東屋垣下、即賜玉簪、肆宴云々なき見ゆ、大御許近く仕奉る者也、卿こは、即チ豎子を詔玉へる也、良家の子弟もあれば也、さるは此豎子こいふものは、必しも童子のみにはあらず、成長たる人の、なほ童の形にて仕奉るもある歟、はた大御前近く仕奉る人々を、豎子になすらへて、豎子卿こいふにもあるべし、○天皇、これは聖武天皇ヲ申給ふ也、○汝多知、これは豎子卿等をさして詔玉ふ也、○詔玉は、先に聖武天皇の詔玉ひしよし也、○朕後崩は、崩坐なむ後に也、○大后こは、其時の御言のまゝにて、皇后のよし也、古は皇后を大后こ申せしと、上にいへるが如し、奈良の御世のころまでも、口語には、皇后を大后こ申せしなり、御母后を申す、漢文さまの太后にはあらず、字も大也、太にはあらず、さてこは、皇太后御みづからの御事也、○詔玉、これまで、聖武天皇の、豎子卿等に詔玉ひしよし也、○吾族會在、卅四の卷に、大和守從三位大伴宿禰古慈斐斐、そこに傳有て、贈太政大臣藤原朝臣不比等、以女妻之、こ見えれば、此御族なるべし、此外にも御縁あるか、そはいまだ考へ得ず、さて此古慈斐、卿も、此度事にかゝりて、土左守たりしを、任國に流されたりき、○諸同心爲而は、大伴佐伯の氏人、諸、一に心を合せてなり、○助仕奉時國は、諸同心にして、助仕奉むには然る時にはの意也、○醜事は、謀反をいふ、○聞、此下に、然るにかゝる醜事の聞ゆるは、あるは、こいふ語を添て心得べし、○汝多知は、大伴佐伯の氏人等也、○不能依是こは、此氏人の中に、醜事の聞ゆるは、同氏の人々もろく、心を一に合さず、わろきに依てぞこ也、此度大伴古麻呂の、謀反せしによりて、かく詔玉ふ也、な

ほ古麻呂の外にも、大伴佐伯氏の人々、此謀反にくみせし、これかれ下文に見えたり、○宣此詔は、皇太后の詔なるが故に、はじめこ終のさま、他詔こは異にして、此宣は、太后の詔玉ふよし也、故ノリタマフこ訓べし、次の詔も然也、

第十八詔

上件の詔につゞきて、是、日、夕、中衛舍人從八位上、上道、臣斐太都、告、内相云、今日未時、備前國、前守小野、東人、喚斐太都、謂云、有王臣謀殺皇子及内相、汝能從乎、斐太都問云、王臣者、爲誰等耶、東人答云、黃文王、安宿王、橘、奈良麻呂、大伴古麻呂等、徒衆甚多、斐太都又問云、衆所謀者、將若耶、東人答云、所謀有二人、一者、驅卒精兵四百、將圍田村宮、二者、陸奥將軍大伴古麻呂、今向任所、行至美濃關、詐稱病、請欲相見、一、親情、蒙官聽許、仍即塞關、斐太都良久答云、不敢違命、先是去六月、右大辨巨勢朝臣堺麻呂密奏、爲問、藥方、詣答本忠節宅、忠節目語云、大伴古麻呂、告小野東人云、有二人欲劫内相、汝從乎、東人答云、從命、忠節聞斯語、以告右大臣、大臣答云、大納言年少也、吾加教誨、宜莫殺之、是日、内相藤原朝臣仲麻呂、具奏其狀、警衛内外諸門、乃遣高麗朝臣福信等、卒兵追捕、小野東人答本忠節等、皆捉獲、禁著左衛士府、又遣兵、圍道祖王於右京宅、已酉、勅右大臣藤原朝臣豐成、中納言藤原朝臣永手等八人、就左衛士府、勸問東人等、東人確導無之、即日、夕、内相仲麻呂、侍御在所、召鹽燒王、安宿王、黃文王、橘、奈良麻呂、大伴古麻呂五人、傳太

鹽燒等五人 人告謀反汝等爲吾近人一 吾可怨事者不
 所念汝等 皇朝者己己太久高治賜 何怨所 然將
 爲不有 所念是以汝等罪者免賜今往前然莫爲 宣

五人は、上に引る文に出たる五人也、此内奈良麻呂古麻呂の事は、既に十六詔の處にいへり、三人の王の事は、十九詔に四王ある所にいふべし、○謀反は、古書にも、ミカドカタブケムトスミ訓り、○吾近人とは、吾が近き族の人也、鹽燒王は、其室、不破内親王にて、聖武天皇の御女也、此御ゆかり歟、又藤原氏にも縁あるか、そはまた考へず、安宿王黃文王は、其母、不比等公の女なれば、御甥也、奈良麻呂も御甥なると、上にいへるがどし、古麻呂は、いかなる御族にか、いまだ考へず、古慈斐卿につきたる御族歟、もし古慈斐卿の兄弟かと思へき、万葉四に、旅人卿の姪のよし見えたれば、然にはあらじ、又五人の内、此人一人は、御族ならずとも有らむ、○一は、一事も也、もし一人の人の字の脱たるかと思へき、然にはあらじ、○不所念、こゝはオモホエズ訓べし、俗言に、おぼえぬこいふにあたり、近き人々なれば、殊にめぐみ給へば、怨みられむ事は、さらにおぼえず也、○己々太久は、第七詔に、許貴太斯伎あるに、同言にて、彼處にいへるが如し、いかばかりかといはむが如し、○然將爲は、然る醜事はせむ也、○不有は、謀反すに、人は告つれども、よもさる事は有べきにあらざれば、然にはあらじかと思召す也、○罪者免賜、それをはなれし、太后の御族なるによりて、まづ免されたる也、○今往前は、今より後也、廿詔に、自今往前、卅二詔に、今由久前、卅五詔に、從今往前、○然莫爲は、然る醜事するとなかれ也、○此詔の次に、詔訖、五人退出、南門外、稽首謝恩あり、

第十九詔

同月庚戌、詔更遣中納言藤原朝臣永手等、窮問東人等歟云、每事實也、無異斐太都語、去六月中、則會謀事、三度始於奈良麻呂家、次於圖書藏邊庭、後於太政官院庭、其衆者、安宿王、黃文王、橘奈良麻呂、大伴古麻呂、多治比禮養、多治比禮麻呂、大伴池主、多治比鷹主、大伴兄人、自餘衆者、聞裏不見其面、庭中禮拜天地四方、共飲鹽汁、誓曰、將以七月二日、開頭發兵、圍內相宅、殺劫、即圍大殿、退皇太子、次傾皇太后宮、而取鈴屋、即召右大臣、將使號令、然後廢帝、簡四王中、立以爲君、於是追被告人等、隨來悉禁着、各置別處、一勸問、始問安宿、歟云、云々、又問黃文奈良麻呂古麻呂多治比禮養等、辭雖頗異、畧皆大同、勅使又問奈良麻呂云、逆謀緣何而起、歟云、内相行政、甚多無道、故先發兵、請得其人、後將陳狀、又問云々、於是奈良麻呂辭屈而服、又問佐伯古比奈、歟云、云々、於是一皆下獄、又分遣諸衛、掩捕逆黨、更遣出雲守從三位百濟王敬福、太宰帥正四位下船王等五人、卒諸衛人等、防衛獄囚、拷掠窮問、黃文【改名多夫禮】道祖【改名麻呂比】大伴古麻呂多治比禮養小野東人賀茂角足【改姓乃呂志】等、並杖下死、安宿王及妻子、配流佐度、信濃國守佐伯大成、土左國守大伴古慈斐二人、並便流任國、其與黨人、或死獄中、自外悉依法配流、云々、又勅陸奥國令勸問守佐伯全成、歟云、去天平十七年、先帝陛下幸難波、寢疇罪宜、于時奈良麻呂謂全成曰、陛下枕席不安、殆至大漸、然猶無立皇嗣、恐有變乎、願卒多治比禮養小野東人、立黃文而爲君、以答百姓之望、大伴佐伯之族、隨於此舉、前將無敵、方今天下憂苦、居宅無定、乘路哭叫、怨歎實多、緣是議謀、事可必成、相隨以否、全成答曰、云々、又去年四月、全成資金入京、是時奈良麻呂云、願與汝欲相見古麻呂、共至辨官曹司、相見語話良久、奈

麻呂云、聖體乖宜、多住歳序、闕看消息、不過二日、今天下亂、人心無定、若有他氏立王者、吾族徒將滅亡、願卒大伴佐宿禰、立黃文而爲君、以先他氏爲万世基、古麻呂曰云々、全成曰云々、言畢歸去、奈良麻呂古麻呂、便留彼曹、不問後語、勘問畢而自經、見たる、此七月は、朔丁未にて、十六詔十七詔は、戊申、日なれば二日也、十八詔は、己酉の日なれば、三日也、かくて此庚戌は、四日なれば、件の太后の、五人の人の罪を免し給へる詔の、翌日なるに、忽變りて、更に又件の人々を、勘問、れしは、小野、東人の歎せるころ、明らかにして、疑なれば、かの五人も、猶ゆるしがたき趣になれるにやあらむ、並杖下死は、痛く拷掠窮問せられて、件の六人は、命え堪ずなりぬる也、杖を以て打て、せめ問事なるが故に、杖下死はいへり、さて奈良麻呂は、いかになられけむ、其終りの見えざるは、漏たる歟、はたよし有て、記されざる歟、いふかし、公卿補任に、天平勝寶九年七月二日、謀反伏誅、或説遠流者如何、有、まことに配流はおぼえず、續後紀に、承和十年八月、詔曰、无位橘朝臣奈良麻呂、倚伏難測、既屬三夜臺、悼福祿之不長、悲忠貞之未遂、宜下寬典式、責幽墳、可贈從三位、同十四月、詔贈大納言從三位橘朝臣奈良麻呂、更贈太政大臣正一位、崇帝威也、此見ゆ、これは、天皇仁明の大御母橘太后は、此奈良麻呂公の男、贈太政大臣清友公の女におはしまして、奈良麻呂公は、天皇の御外會祖父なりしが故に、かくのよし、悲忠貞之未遂は、此度の謀反は、内相仲麻呂がほしまゝなるを、憤りてのしわざなりしに、其事遂ざりしを、悲しみ玉ふよし也、さて同月甲寅云々、勅曰、比者頑奴潛圖反逆云々、又勅曰云々、乙卯、遣中納言藤原朝臣永手、左衛士督坂上忌寸犬養等、就右大臣藤原朝臣豐成第二、宣勅曰、汝男乙繩、關免逆之事、宜禁進者、即加肱禁、寄勅使進、戊午云々、勅曰、右大臣豐成者、事君不忠、爲臣不義、私附賊黨、潛忌内相、知構大亂、無敢奏上、及三事發覺、亦不肯究、若怠延日、殆滅三太宗、嗚乎宰輔之任、豈合如此、宜停右大臣任、左降大宰員外帥、是日、御

南院、追集諸司、並京畿内百姓、村長以上、而詔曰、あり、

明神大八洲所知倭根子天皇大命 宣大命 親王王臣百
 官人等天下公民衆聞宣高天原神積坐 皇親神魯岐神魯彌
 命乃定賜來 流天日嗣高御座次 加蘇 毘 奪將盜 止爲而惡逆
 在奴久奈多夫禮麻度比奈良麻呂古麻呂等 逆黨 伊射奈
 比率而先内相家 圍而其 殺而即大殿 圍而皇太子 退
 而次者皇太后朝 傾鈴印契 取而召右大臣而天下 號令
 使爲 然後廢帝四王之中 簡而爲君 謀而六月二十九日
 夜入太政官坊而飲鹽汁而誓禮天地四方而七月二日發兵
 牟止 謀定而二日未時小野東人喚中衛舍人備前國上道郡人
 上道朝臣斐太都而誂云 此事俱佐西 伊射奈 依而俱佐
 西 牟止 事者許而其日亥時具奏賜 由此勘問賜 每事實 止申

而皆罪ニ伏シ奴ノ是以勘法ニ皆當死罪如此雖在慈賜ト爲而一ヒト
 等輕賜而姓名易而遠流罪ニ治賜ト此誠天地神ノ乃慈賜ト比護マ
 賜ト比挂畏開闢已來御宇天皇大御靈ト多知乃穢奴等ト伎良ト賜ト
 奔賜ト依リ又盧舍那如來觀世音菩薩護法梵王帝釋四大天ト
 王ト乃不可思議威神之力ト依リ此逆在惡奴等者顯出而悉罪ト
 伏シ奴ノ莫志止奈母ト神ト奈賀良毛ト所念行ト須止ト宣天皇大命ト衆聞食宣事別宣ト
 久奈多夫禮ト所註誤百姓ト波ト京土履ト事穢ト出羽國小勝ト
 村ト乃柵戸ト移賜ト久止ト宣天皇大命ト衆聞食宣ト

宣賜來後、天照大御神高御產巢日命の命以て、豐葦原中國は、吾御孫命のしらすむ國也と、事依し給へる、これ天津日嗣を定め給へる也、來後は、祗流に訓べし、これは辭也、來るにはあらず、○次は、第一詔に、天皇御子之阿禮坐半彌繼々爾、大八嶋國將知次云々、こあるに同じ、○加蘇是は、掠に同言也、廿八詔に、皇位掠天こあるも、こゝに効て、カソヒテ訓べし、繼體紀に、捉こあるも、同言に聞ゆ、但しかれば、人を捕をいへるなれど、こゝの意は一也、又持統紀に、僞兵こある訓は、いかなる言か、いまだ考へず、○惡逆在は、キクナクサカシマナルに訓べし、下の文に、穢奴、

また逆在惡奴、廿八詔に、逆穢奴、四十三詔に、岐多奈惡奴、なごある例をも合せて、訓を定むべし、さてさかしまはさかさま也、よこしまよこさま同じきが如し、さまこしまこ通へると、十三詔、加久斯麻こある處にいへるがごこし、天武紀に、近江群臣、元有謀心、必害天下、○久奈多夫禮麻度比、久奈は、かたくなのくなにて、即頑の意也、多夫禮は、狂にて、十六詔にいへるがどし、合せ考ふべし、さてこは、久奈多夫禮も、麻度比も、體言にて、頑、狂たる人、惑へる人いふ意也此上に引たる文に、黃文、王の名を多夫禮、道祖、王の名を麻度比につけられたるも、此意也、○等伊、伊字、印本に伴に誤る、今は一本に依、○逆黨、黨はトモガラに訓べし、書紀に、徒黨類屬類なき、皆然訓り、○大殿は、皇太子の坐宮なるべし、○皇太子は、大炊ノ王也、今年【天平寶字元年】四月辛巳云々、迎大炊王、立爲皇太子、こ見ゆ、後に廢られ給へる帝也、○皇太后は、於保美於夜に訓べし、天皇の大御母命を、おほみおやこ申奉ると、第五詔の下に、委くいへり、考ふべし、かの皇太夫人を、語には大御祖に申せこあれば、皇太后をも、然申奉るべきと、准へて知べし、皇太后皇太夫人なご別つは、漢文のうへのとにこそあれ、常の語には、共到大御祖にぞ申しけむ、かの皇極天皇は、天皇に坐をす、皇祖母尊に申せしをや、○鈴は、驛、鈴なり、○印は、天武紀にオシテ訓り、押手の意也、古は、印といふ物はなく、みな手掌を押して、信させる、そをやがて印の訓としたる也、今の世に、手形といふ名の残れるも、此よし也、さて公式令に、内印方三寸、五位以上位記、及下諸國公文則印、外印方二寸半、六位以下位記、及太政官文案則印、諸司印、云々、諸國印、云々、職員令、太政官少納言の處に、掌外宣、小事、請進、鈴印傳符、進、付、飛驒函鈴、兼監官印、また公式令に、凡給驛傳馬、皆依鈴傳符、數云々、○契は、孝德紀に、シルシに訓り、同紀に、大化二年正月、宣改新之詔、曰云々、其二曰、初云々、造鈴契云々、凡諸國及關給鈴契云々、こ見ゆ、鈴契、此時よりぞ始まりけむ、但し驛鈴の事は、はやく顯宗天皇の大御歌にも見えた

り、公式令に、三關國、各給關契二枚、義解に、謂其作契之形制者、須有別式、また同令に、凡車駕巡幸京師、留守官給鈴契、なき有、江家次第、固關使儀に、云々木契三枚、【長サ三寸方一寸】函三合、以上木工寮以檜木作進之内記、云々、大臣執筆、各書木契、一面云、賜伊勢國、賜近江國、賜美濃國、書畢、即給内記、令割之、内記各自字中央割之、惣六片、如故相合、進之於上卿云々、なほ委し、此事貞觀儀式にも見えたり、さてこは、その二に割たる一片をば、まづ其國司に給ひ、一片を固關使に給ひて、其國に到りて、相合せてしるしする物にて、俗にはゆる割符也、契の事、まづ件の如くなれども、なほ疑はしきよし有、そは事長ければ、こにははぶきぬ、さて又後世に、内侍所に、御寶物として安置る、大刀契といふ物あり、そはたゞ大刀にして、契にはあらず、此物の事、大刀契は別也とも、一なりともいひて、さまぐ説有て、さだかならざれども、今思ふに、なほ一物也、禁秘御抄に、節刀可在此外、記させ給へれども、これ即節刀にて、節刀といふは、出征に給ふ時の名にて、を常には、大刀契といふなるべし、これその信として給ふ物なるが故に、大刀なれども、契はいふならむ、さればいづれの説にも、たゞ刀の事のみ見えて、別に契といふ物の事は、見えたとなし、これ別物にあらざるが故也、此大刀契の事は、たゞついでにいへる也、○取而は、奪取也、此物もこらむはかるは、もろくの號令を出すに、信なくてはかなはざる故也、○右大臣は、藤原豐成公也、○號令使爲は、ノリコトセシムム訓べし、天武紀に、命高市皇子、號令軍衆、○帝は、美加度ミ訓べし、此字は、昔より世にも然訓來れり、上にいへるこく、直に天皇を、朝廷申せし事、これかれ見えたり、○廢は、志叙氣豆ミ訓べし、○四王は、鹽燒王、道祖王、安宿王、黃文王なり、鹽燒王は、天武天皇の御孫、新田部親王の御子なり、道祖王の兄のよし、廿八詔に見ゆ、聖武天皇の御女、不破内親王を室せられたり、天平五年三月に、无位より、從四位下に叙、其後官、中務卿大藏卿なきを經、天平寶字元年八月に、氷上真人

姓を賜、同二年八月、從三位に叙し、同六年十二月、中納言に任、同八年九月、惠美押勝謀反の時、近江國にして、此人を僞立て、今帝す、同月十八日、湖邊にして、押勝共ニ斬殺されぬ、道祖王は、鹽燒王の弟也、天平九年九月、无位より從四位下に叙、天平勝寶八歲五月、聖武天皇崩坐時、遺詔、以中務卿從四位上道祖王、爲皇太子、天平寶字元年三月、廢皇太子、同年七月この度、奈良廢謀反の事によりて、拷問せられて斃、上に見えたるが如し、万葉十九に、此王の哥有、安宿王は、天武天皇の御曾孫、高市皇子尊の御孫、左大臣從二位長屋王の子也、母は藤原氏、不比等大臣の女也、廿四の卷、藤原弟貞卿の傳に見えたり、天平元年、御父長屋王謀反のよしにて、殺され給へりし時、此王又黃文王なきは、不比等公の女の所生なりしをもて、命ゆるされたりき、同九年九月、无位より從五位下に叙、官は玄蕃、頭治部卿中務、大輔内匠、頭、位は正四位下に至る、天平寶字元年七月、此度の事によりて、佐度國に配流、上に引る文に見えたるがどし、かくて此後、京にめしかへされたるとは見えずして、寶龜四年十月、賜姓高階真人、見えたり、黃文王は、安宿王の同母弟也、天平九年九月、无位より從五位下に叙、官は散位、頭、位は從四位上に至る、此度の事によりて、拷問せられて、卒られし事、上の文の如し、さてそのかみ凡て親王諸王たちの御名は、みなその乳母の姓を取れる例にて、此四王の名も然也、鹽燒といふ姓は、物に見あたられざれども、此姓も有しなるべし、道祖は、道祖史といふ姓有、こは布那斗訓と也、孝德紀に、鯛魚戸直といふ姓も見ゆ、安宿は、飛鳥戸造、飛鳥部なきいふ姓あり、和名抄に、河内國安宿郡、【安須加倍】、これを雄略紀には、飛鳥戸郡と書り、此地によれる姓也、万葉廿に、安宿王等、集於安宿奈村麻呂之家、宴歌あるは、奈村麻呂は、此王の乳母の族にやありけむ、黃文は、黃文、連といふ姓有、○太政官、坊、上に引る文には、太政官、院庭も、院内も有、卅一の卷卅六の卷にも、太政官、院といふと見ゆ、又宮衛令に、兵庫大藏、院内もあり、院内は、その構の内をいへる也、さればこに坊もあるも、其意にて、

た、太政官の構の内いふと也、故レウチニ訓つ、さて此時、奈良麻呂左大辨也、古麻呂も、今年六月まで、左大辨なりしかば、太政官の内は、手附ありし所也、和名抄に、太政官、於保伊万豆利古止乃官、○飲鹽汁而は、そのかみ世中に、誓盟にせしわざなるべし、○禮天地四方も同じ、天地を拜み、四方を拜むと、古意にはあらず、からぶり也、皇極紀に、元年八月朔、天皇幸南淵河上、饗拜四方仰天而祈云々、雨を祈り玉へる也、○謀定而、先内相家園而、こいふより、これまでの事さも、上に引る庚戌日、小野、東人を窮問せしに、欺云々同じ、又同時、安宿王歎云、去六月廿九日黄昏云々、庚戌は七月四日也、○二日未時云々は、十七詔の次に、是日夕、中衛舍人云々、ある是也、其文上に引り、今日こいへる、二日のと也、かくて其日に即小野、東人等捕へられたり、かねては、七月二日の夜、兵を發さむと約しつれさも、其日に事覺はれたる也、○小野、東人、小野朝臣は、姓氏錄に孝昭天皇、皇子、天足彦國押人、命之後也と見ゆ、東人は、誰子ならむ、いまだ考得ず、天平九年九月、正六位上より、外從五位下に叙、其後從五位上に至る、官は、兵衛佐治部少輔備前守なごに任、此度拷問せられて卒、上に引る文に見ゆ、○中衛舍人、中衛は、神龜五年八月、勅始置内匠寮云々、又置中衛府、大將一人、【從四位上】少將一人、【正五位上】將監四人【從六位上】將曹四人、【從七位上】府生六人、番長六人、中衛三百人、【號日來舍人】使部已下亦有數、其職掌、常在大内、以備周衛、事並在格こ見たる、これ中衛府の始也、中衛三百人ある、これその舍人なるべし、號日來舍人ある、日來は誤字こ見ゆ、さて中衛の訓は、物に見えざれども、ナカノマモリノツカサミ訓べし、天平勝寶八歲七月、勅、授刀舍人云々、其、中衛舍人、亦以四百爲限、さて紀畧に大同二年四月、詔、近衛府者、爲左近衛、中衛府者、爲右近衛、こ見ゆ、これより中衛の名は停て、左右近衛府となり、○備前國、和名抄に、備前、岐比乃美知乃久知、○上道郡は、同書に、上道、加無豆美知、○上道、朝臣斐太都、古事記に、孝靈天皇の御子、大吉備津日子、命を、

吉備上道、臣之祖也と有、斐太都は、此月辛亥五日に、從八位上より、從四位下に叙し、姓朝臣を賜へり、同月乙卯九日に、爲中衛少將、閏八月、爲吉備國造、かくのごとく、俄にのぼりしは、此度の事を告申せるによりて也、天平神護元年八月に、飛驒守となる、其後の事は見えず、○詭は、アトラヘミ訓べし、○俱佐西、佐字、本さにも倍こ作、一本には位こ作るを、今は又の一本に依れり、次なるも同じ、俱字は、諸本みな同じきを、これも伊を誤れるにて、伊佐西なるべし、次なるも同じ、いざせは、人を誘ふ詞也、万葉十四に、安左乎良乎、遠家爾布須左爾、宇麻受登毛、安須伎西佐米也、伊射西乎騰許爾、此哥、むかしより皆解誤れり、四の句は、明日來せざらめやにて、明日の日の無きにあらず、明日も有をこいへる也、結句は、小床に早く入て寝む、いざなふ也、中昔の詞にも、人をいざなふに、いざせ給へこいへると有、一首の意は、女の夜のわざに、麻をうみ居るを、男の來て、早くねむ、催せるにて、今夜さのみ多く麻筒に麻をうますこも有べし、明日の日のなからむにこそ、明日の日もあれば、麻は明日又いくらもうみ玉へこよひは早く小床に入て寝む、いざせ給へこいへる也、今もこれに依て、いざせ訓つ、さきには、俱西なるべし、西はせよの意也、思へりしかさも、俱にせよこいふ言いか也、猶俱は伊の誤なるべし、此事、上文斐太都が告たる處には、汝能從乎と有、○俱佐西、これも俱字は、伊の誤なるべきと、上に同じ、さてこは、彼方よりいざせこいへるを承て、やがて其言を以て許諾たるにて、いへるこくせむの意也、○事者云々、事は借字にて、言也、言には許諾て、實は然らざるよし也、上文に、不致違命こいへる是也、万葉七に、事聽屋毛打橋渡、○其日、亥時は、上文には、是日夕あり、○具奏は、上文には、告内相云々有、○實止申而は、奈良麻呂古麻呂等の申せる也、○罪伏、すべて罪に伏こいふは、も漢文訓にて、もよりの皇國言にはあらず、されど既くさるたぐひ、つねのこいなれば、字のまに訓べし、○勸法、法は律をいふ、○死罪は、コロスツミ訓べし、允恭紀に、死刑こある

訓よろし、其外、極刑大辟罪なき、シムルツミミ訓るはいかゞ、これらもコロスツミミぞ訓べき、律に、謀反は八虐の第一也、さて死罪に、絞ミ斬ミの二有て、絞は軽く、斬は重し、賊盜律に、凡謀反及大逆ノ者ハ皆斬ミ見ゆ、○姓名易而は、上の文に、黄文改ミ名多夫禮ニ云々のたぐひ、又姓を易戸をおこさるゝ類也、○遠流罪、凡そ罪有て流す事は、古事記尤恭、段に、輕、太子者、流於伊余湯ミ有、此流、字は、ハナツミ訓べし、然云々古言なるべき、そのよしは傳卅九の卷にいへり、然れども奈良のころは、既く漢國の名目のまゝに、流罪は、ナガスミぞ訓けむ、天武紀にも然訓り、さて遠流は、神龜元年三月定諸流配之程、伊豆安房常陸佐渡隱岐土左六國、爲遠、諏方伊豫、爲中、越前安藝、爲近、見ゆ、諏方は、信濃の諏方也、そのかみ國に建られて有しほき也、刑部式に見えたる遠中近流の定めも、右のどし、獄令に、凡流人應配者、依罪輕重、各配三流、【謂近中遠處】○天地神々、一本に、乃の上に、多知の二字あり、四十二詔四十三詔なきにも、然あれば、それもよろし、○開闢已來は、たゞ神代よりこなたの意なり、○伎良比賜、神代紀に、乘物ミある乘に、此云岐羅毘ミ、訓注ある、此意にて弃賜ミ同じこ也、廿八詔に、先捨岐良比賜之、卅五詔に、罪乘比給岐良比給、四十三詔に、法末爾々々岐良比給在、なきなほ有、○護法は佛法を護るよしにて四大天王までに係れり、○梵王は、色界の初禪天の主を、大梵天王といふ、是也、これ娑婆世界の主なりといへり、色界ミは、世界を三に分て、欲界色界無色界といふ、これはゆる三界也、欲界は下に在、其上、色界、其上、無色界也、初禪天ミは、色界を四に分て、初禪二禪三禪四禪といへり、○帝釋は、釋提桓因といひて、初利天の主也、初利天は、三十三天ミ譯して、須彌山の頂上に在、帝釋の天は、欲界の最上也、印本には釋字を脱せり、今は一本に依れり、○四大天王は、須彌山の半腹の四方に居て、東方なるを、持國天王、南方なるを、增長天王、西方なるを、廣目天王、北方なるを、多聞天王といふ、多聞天王は、世人のよく知れる、毘沙門也、毘沙門は梵語、多聞は、漢國の譯の名也、右梵王よりこなたのとゞも、佛ぶみミ

もにいへるさまを、一わたり注せる也、そもく、聖武天皇高野、天皇の御世のほきは、宣命にさへ、かゝる佛ミも、多くまじれるは、いこもうるさく、ふさはぬわざになむ、天照大御神を始め奉りて、もろくの天、神國、神の御護に、何のあかぬと有てかは、かゝるよしなき我國の神ミもをば、頼み給ひけむ、○不可思議威神之力は、佛書ミもに、つねにいへる言也、○顯出は、謀反のあらはれたると也、○神カミ印本には、此五字なし、今は一本又の一本なきに依、○所註誤は、持統記に、爲皇子大津、所註誤ミある訓に依て訓べし、○穢彌字、本に禰に誤、今は一本に依、きたなみは、きたなさにいはいむがどし、○出羽は、和名抄に、以天波ミあり、其外も昔の物には、皆然あるを、今いを省きて、てはいふは、鄙言也、○小勝、印本に、小字を脱し、勝字を膝に誤り、一本にも、小膝ミ有、今は又の一本に依れり、和名抄に、雄勝郡、乎加知、有城謂之答合ミ見え、雄勝、郷も有、答合は、誤字なるべし、○柵戸は、紀閉ミ訓べし、柵は城也、城ミ柵ミ、分て記せる處もあれども、此雄勝、柵も、城ミもあり、皇極紀に、城柵ミつらねてもいへり、さて此雄勝、柵は、和銅二年七月、令諸國運送兵器於出羽、爲征蝦狄也ミある、これ其なるべし、天平五年十二月、出羽柵遷置於秋田、村高清水、又於雄勝村、建郡居民焉、天平寶字二年十二月、徵發坂東騎兵鎮兵役夫、及夷俘等、造桃生城小勝柵、五道俱入、並就功役、同三年九月、勅造陸奥國桃生城、出羽國雄勝城、所役云云、同四年正月、勅日云々、昔先帝數降明詔、造雄勝城、其事難成、前將既困、然今云々、造成既畢、云々、紀畧に、延曆廿一年正月、越後國、米、一万六百斛、佐渡國、鹽、一百二十斛、毎年運送、出羽、雄勝城、爲鎮兵、三代實錄卅四に、其雄勝城、承三十道之大衝也、國之要害、尤在此地、なき見えたり、すべて陸奥出羽越後なきにある、所々の城柵は、みな蝦夷の背叛む時の備也、さて柵戸といふは、柵に屬たる民戸也、孝德紀に、大化三年、造淳足柵、置柵戸、同四年、治磐舟柵、以備蝦夷、遂選越與信濃之民、始置柵戸、なきある、磐舟淳足は、共に越後國也、和

銅七年、勅割尾張上野信濃越後等國民二百戶、配出羽柵戸、養老元年、以信濃上野越前越後四國百姓、各一百戶、配出羽柵戸焉、同三年、遷東海東山北陸三道民二百戶、配出羽柵戸焉、天平寶字二年、發陸奥國浮浪人、造桃生城、既而復其調庸、便即占着、又浮岩之徒、貫爲柵戸、同三年九月、遷坂東八國、并越前能登越後等四國浮浪人二千人、以爲雄勝柵戸、同四年三月、沒官奴二百卅三人、婢二百七十七人、配雄勝柵戸、並從良人、同七年九月、河内國人、尋來津公關麻呂、坐殺母、配出羽國小勝柵戸、なき見えたり、近く造れる柵にて、其戸足らざる故に、かくくさぐさ、外より遷して、其せられしなり、

第二十詔

同月、癸酉詔曰、こあり、

鹽燒王者雖預四王之列然不會謀庭亦不被告而緣道祖王者應配遠流罪然其父新田部親王以清明心仕奉親王也可絕其家門爲此般罪免給自今往前者以明直心仕奉朝廷詔

四王、上に出たり、その列に預るは、四王の中を立む謀りし、其中なるをいふ、○不會謀庭は、書ま漢文ふりなれば、字のまゝには訓べからず、コトハカレルトコロニマジラズ訓べし、かの太政官の院内にて、謀れりしころ

也、○不被告は、此度此王の事は、告たることなき也、十八詔に、鹽燒等五人告謀反、こあるは、此王のとを告たるにはあらざれども、四王の列なる故に、五人の内に入れて、召れたるを、此王、五人の中の上首なるを以て、此名をば擧られたるのみ也、さて告字の下なる而字も、シカレドモ訓べし、近く上にも次にも、然こ有て、あまり同じ言の重なるは、いかどなれども、必然訓べき語の意也、○道祖王は、鹽燒王の弟にて、上に出、さて此名、布那斗訓べき事を、なほいと、まづ古事記に、船戸神あるを、書紀には、岐神有て、口決纂疏なきに、これを道祖神也と注せられたり、道祖の字は、漢國の名を以て、當たるにて、まことに船戸神にあたり、されば古より、此神名の布那斗を、道祖も書たりし也、和名抄には、岐神は別に擧て、道祖神をば、さへのかみこしるせれども、岐神と同じと也、かくて上にいへる道祖史いふ姓は、いかなるよしにて負けるかしらねどももしくは地名ならむか、そはいかにもあれ、かならずふなき訓べきとは、かの孝徳紀の鯉魚戸直に准へてもしるべき也、○縁は、加々流訓べし、親族なきの罪に坐るにて、これを縁坐いふ、俗にいほゆるかゝりあひの罪也、繼體紀に、筑紫君葛子、恐坐父誅、孝徳紀に、坐蘇我山田大臣、而被戮者云々等、凡十四人、被絞者九人、被流者十五人、持統紀に、從者當坐皇子大津者、皆赦之、なきある是也、○遠流、賊盜律に、凡謀反及大逆者、皆斬云々、祖孫兄弟、皆配遠流、こ見ゆ、○配は、乎佐牟訓べし、十九詔に、遠流罪治賜有、○新田部親王は、天武天皇の第七の御子にて、御母は、藤原氏、鎌足大臣の女、五百重娘也、一品にて、天平七年九月晦日薨坐ぬ、

第廿一詔

同年、八月庚辰詔曰、

今宣 久 奈良麻呂 兵起 被雇 秦等 遠流賜 今遺秦
等者 惡心無而清明心 持而仕奉 宣

秦等、應神天皇の御世に、から國の秦、始皇が後なる、弓月、君といへる人、百廿七縣の秦民を率て、歸化たりしを、仁德天皇の御世に、波陀といふ姓を賜ひて、國々に分ち置給ふ、即ち秦字を書て、波陀と訓り、かくて雄略天皇の御世に、諸國に在ける秦等、合せて一万八千六百七十人有けるを、秦君酒をして、これを領しめ給へり、酒は、弓月、君の子孫也、さて天平廿年、秦民の京畿内に在る者は、みな伊美吉の戸を給へり、件の趣は、書紀姓氏錄に依て、要を摘ていへり、委き事は、古事記傳、應神、段、卅三の卷にいへり、こゝに見えたるは、京に在る秦等なるべし、○遺秦等云々、此度の謀反に雇はれたるが、多く有し故に、其餘の秦等をも、かくこりわきて詔玉へる也、○惡心は、キタナキコ、ロミ訓べし、古事記に穢邪心、神代紀に穢心濁心、天武紀に謀心、みな然訓り、卅四詔四十三詔に、逆心、卅五詔に、逆穢心なごあるも、同じ訓なるべし、なほ十九詔に、惡逆 在 奴ある下をも、考へ合すべし、

第廿二詔

件の詔につゞきて、又詔曰、

此遍 乃 政明淨 仕奉 依而治賜人 在 又愛盛 一 二人
等 冠位上賜治賜 宣

此遍乃政は、奈良麻呂等の謀反の事につゞきての、こりはからひをいふ、○明淨仕奉は、朝廷に忠義なりしよし也、○愛盛は、米傳乃佐加利と訓べし、万葉五に、神奈我良、愛盛爾、天下、奏多麻比志、家子等、撰多麻比云々、さあるも同じ、メグミノサカリと訓るはわろし、又此万葉なる愛盛は、撰たまひへ係れり、天下云々へ係ていへるにはあらず、さて此詞、類聚國史、天長四年の詔にも、御意愛盛、治賜人亦在、文德實錄三にも、又御意乃愛盛、治賜人、一、二、在、貞觀儀式、踐祚大嘗祭儀、また正月七日、儀、なごの條の宣命にも見えたり、又三代實錄八の詔に、又御意、感治賜人、一、二、在、あるは、例に依るに、感の下に盛字脱、爾字は、乃を誤れるか、そはいかにもあれ、これも愛盛あるに、同意の語なるに、感字を書るを以ても、愛をめてと訓べきことをしるべし、

第廿三詔

廿一の卷に、天平寶字二年八月庚子朔、高野、天皇禪位於皇太子、詔曰、

現神御宇天皇詔旨良麻止宣勅平親王諸王諸臣百官人等衆聞
 食宣高天原神積坐皇親神魯弃神魯美命吾孫知食國天下止
 事依奉乃任爾遠皇祖御世始且天皇御世御世聞看來天日嗣
 高御座乃業止隨神所念行久止宣天皇勅衆聞食宣加久聞看
 來天日嗣高御座乃業波天坐神地坐祇乃相宇豆奈比奉相扶
 奉事爾依且之此座平安御坐且天下者所知物爾在良自止奈母隨神
 所念行須然皇止坐且天下政平聞看事者勞岐重奔事爾在家利
 年長久日多久此座坐波荷重力弱之不堪負荷加以掛畏朕婆
 婆皇太后朝爾母子之理爾不得定省波朕情母日夜不安是以
 此位避且間乃人爾在且之如理婆爾仕奉倍自止所念行且奈母日
 嗣止定賜繁流皇太子爾授賜久止宣天皇御命衆聞食宣
 神魯美命、命の下に、以字なきと、第五詔の處にいへり、○事依奉乃任、此乃の例、十四詔に有、○天日嗣高御座、こ

の天日嗣の三字を、諸本に食國ミ作り、そは十四詔に、食國天日嗣高御座乃業止とあるによらば、下に天日嗣の三字を脱
 せるか、こも思へども、第一詔十三詔廿四詔四十八詔六十一詔なきの例によるに、食國は、天日嗣を誤れるなり、
 故今は然定めて改めつ、かにかくに食國高御座ミつゞくこは、例もこもわりもなければ也、又座字も、印本に原に
 誤、今は一本に依、○加久間看來、看字、一本には者に誤れり、來字、印本に事に誤る、今は一本に依、○相宇豆奈
 是は、第四詔に出、○此座の下に、爾波ミ讀付べし、四十八詔に、者字ある例に依、○御坐是は、オホマシノテミ訓
 べし、大坐々も、御坐々も、於保麻志麻須も書る、皆同じ例也、○然是、佐豆ミ訓べし、此訓の事、十五詔にいへり、
 ○日多は、比麻彌久ミ訓べし、まねくの事、第三詔にいへり、久字、太に天に誤、今は一本に依れり、○皇太后は、
 オホミオヤミ訓べし、そのよしは、十九詔にいへるがこし、十三詔に、婆々大御祖ミ有、さてこは光明皇后也、○人
 子之理は、人子の、父母につかふるこもわりのどくにも意也、○不得定省は、エツカヘマツラネバミ訓べし、次の
 文に、如理、婆々仕奉信ミあるミ照して知べし、定省の字は、からぶみ禮記に、昏定晨省ミいへる、これ親に事ふる
 さま也、注に、定其枉席、省其安否ミ有、そのかみ物知人、宣命にさへ、かゝる漢文字を好みてつかひたる、いこ
 あぢきなく、こゝろづきなきわざ也、さてかく詔玉ふは、天皇の御位に坐しましては、萬機の政しげく、御身も重しくお
 はしませば、こゝわりのどくにも、え仕奉給はぬよしなり、○間乃人爾在は、間ある人にて在也、間は、伊登麻ミ訓
 べし、さていこまこいふ言の意は、いこなみま也、萬のいこなみの隙をいふ、○皇太子は、こゝはた美古ミ訓べし、上
 に日嗣云々あれば、ヒツギノミコミは訓べきにあらず、

續紀歷朝詔詞解四卷

本居宣長解

第廿四詔

廿一の卷、廿三詔につゞきて、是日、皇太子、受禪即天皇位於太極殿、詔曰、有、廢帝の、御位に即給へるをりの詔也、

明神大八洲所知天皇詔旨
 宣勅親王諸王諸臣百官人等
 天下公民衆聞食宣掛畏現神坐倭根子天皇我皇此天日嗣高
 御座之業拙劣朕被賜且仕奉止仰賜比授賜頂爾受賜
 利恐美受賜懼進不知退不知恐美坐久止宣天皇勅
 衆聞食宣然皇坐天下治賜君者賢人乃能臣乎得天下
 平安久治物在天下治賜君者賢人乃能臣乎得天下
 弱親王始王臣等乃相穴奉利相扶奉事依此之仰賜

比授賜夫食國天下之政者平安久仕奉倍之止奈母所念行是
 無諂欺之心以忠赤之誠食國天下之政者衆助仕奉止宣天皇
 勅衆聞食宣辭別且宣仕奉人等中爾自仕奉狀隨且一二
 人等冠位上賜比治賜夫百官職事已上及大神宮始且諸社
 禰宜祝大御物賜僧綱始且諸寺師位僧尼等爾物布施賜
 布又百官司人等諸國兵士鎮兵傳驛戶等今年田租免賜且止
 宣天皇勅衆聞食宣

掛畏云々我皇は、孝謙天皇を申し給ふ也、○高御座、諸本に、御字を脱せり、今は一本に依、此御字を裏きて書る
 例なければ也、万葉哥の枕詞には、高座もよめれど、詔なきには、さるとなし、○朕爾被賜云々は、朕爾讀切べし、
 こは、仰賜に依れり、朕に賜ふいふにはあらず、被賜仕奉、朕爾仰賜の意也、○授賜、諸本に、問の下に波字あり、今
 は一本に無きに依れり、十四詔に、云々負賜、頂云々あるに、上下も同じ語なるに、波字はなし、こは賜へさい
 ひて、賜へばの意なると、十二詔に、云々有止念爾、さある處にいへるがごとし、さればこも、波字あるは、後の人の、
 さかしらに加へたるなるべし、○頂、頂字、一本に項と作るは、誤也、○進、進云々、第五詔に出、○恐、坐久、久字、本
 に之に誤、今改、○治、賜君、治字、本に詔に誤、今は一本に依れり、○賢人乃能臣は、賢く能人なる臣いふとに

て、一つなるを、かく二に分ていふは、古言にて、其例万葉六に、丹管士乃、將薰時能、櫻花、將開時爾みあるなきも、丹つゝじのほひ、櫻花の咲なむ時さいへる也、祝詞に、八束穂能伊加志穂、安幣能足幣なきいふ類も、同じ格也、第六詔には、賢臣さばかりも見え、四十八詔には、賢臣能人にも有、六十一詔には、このごこく有、○天下賜字脱たるかと思へき、四十八詔六十一詔なき、このご同じつゞきの語にて、みな賜字はなし、○相穴、第三詔に出、○授賜、一本に、夫字を天に誤れり、又一本には、此三字を脱せり、○詔欺之心、六十一詔にも見ゆ、廿八詔には、詐奸心以天、また奸諂詔天、四十四詔には、奸偽詔曲心無、之なきも有、こゝには之字を添て書るは、漢文さま也、○忠赤之誠、六十一詔に、以忠明之誠あり、繼躰紀孝徳紀統統紀に、忠誠をマメゴ、ロミ訓り、○衆助、衆は、はじめに、親王云々百官人等みある衆なり、○辭別宣、印本に、辭久別宣之誤れり、一本には、辭別宣久作り、印本の辭の下の久は、別の下に天有しを、誤りて上に書るなるべし、但し此詔、テにはみな且字をのみ用ひたるに従ひて、今改つ、○自何は、其之なり六十一詔にも、このつゞきのどく有、廿八詔に、先上之奏、事かこも有、此言、古事記の哥、万葉哥なきに多し、委きこは、古事記傳卅六卷、御哥の所にいへり、○職事は、訓は物に見あたらす、字音に讀て有べし、公式令に、凡内外諸司、有執掌者、爲職事官、無執掌者、爲散官、み見えたり、有執掌者とは、職員令もろくの官司に、各長官をはじめ次々、掌云々事、こいふ文ある者をいふ其例を神祇官にていは、伯より次、皆件の文有て、少史一人、掌同大史、こいふまで、これ職事官也、其次、神部下部使部直丁なきは、件の文なし、これ散官也、餘の官司も、これに准ふべし、後宮職事令に、十二司を擧て、右諸司、掌以上、皆爲職事、自餘爲散事、こあるにても知べし、掌以上は、内侍司にては、掌侍これ掌也、藏司にては掌藏これ掌也、さて各掌より下に擧

たる者は、散事也、散事散官同じ、○大御物賜、一本に夫字なし、○僧綱、十三詔に出、○諸寺師位、天武紀に、三綱律師、及四寺、和上知事、并現有師位、僧等、施御衣御被各一具、三代實錄八に、僧位之制、本有三階、滿位法師位大法師位是也、み見えたり、師位は、法師位大法師位をいふなり、紀十七の卷に、私度、沙彌、丸子、連宮麻呂、授法名、應寶、入師位、さて僧尼みあれば、尼にも、師位なるがあるなるべし、僧尼令、集解に、養老四年二月四日、格問、大聖明法博士越知直廣江等答、凡僧尼給公驗、其數有三、初、度給一、受戒給二、入師位給三、こゝにも凡僧尼みいひて、入師位みあれば也、尼に位階を賜へる、たしかなる例は見えざれども、紀廿九に、法戒法均二人の尼を、大尼記されたり、これ大法師位を賜へる尼を、然云るにやあらむ、なほ尋ぬべし、○百官司人等は、もろくの詔につねに、百官人等みあるは異にして、これは諸の官司に屬たる人等こいふにて、其色は、くさく有べし、賦役令に、凡舍人史生伴部兵衛衛士仕丁云々、並免課役みある、これらの類也、此類、課役はつねに免されてあれども、田租はつねには輸すを、今年は殊に免さるゝ也、○諸國兵士、諸國に軍團こいふもの有、其職員は、大毅一人、少毅二人、主帳二人、校尉五人、旅師十人、隊正二十人、かくのどく有て、その隊正一人どに、兵士五十人づゝ屬て、一國に合せて千人づゝの兵士有、軍防令に、凡軍團、大毅領一千人、みある是也、但し國によりて、人數は多少ある也、かくてその兵士は、百姓の中より簡び定めて、常に置るゝものにて、衛士防人なきにも、此兵士の中より、上番て差遣こも也、又征討の事あれば、從ひ行也、なほ軍防令に委し、雄畧紀に、物部、兵士こいふも見えたり、訓は此雄畧紀のに依べし、○鎮兵は、陸奥出羽なごの、邊城の備へにまうけ置るゝ兵也、紀廿九に、陸奥國言、兵士之設云々、而比年諸國、差入鎮兵云々、今檢舊例、前守從三位百濟王敬福之時、停止他國鎮兵、點加當國兵士、望請、依此舊例、點加兵士四千人、以停止他國鎮兵二千五百人、また陸奥國言、他國鎮兵、今現在戊者、三千餘人、就中二千五百人、被官符解却已訖、其所遺

五百餘人、伏乞、暫留鎮所、以守諸塞、卅三に、出羽國言、蝦夷餘燼、猶未平殄、三年之間、請鎮兵九百九十六人、且鎮要害、且遷國府、勅差三相模武藏上野下野四國兵士發遣、なき見えたるによりて見れば、鎮兵も、兵士の内より差遣る物也、兵部式には、凡鎮兵、陸奥國五百人、出羽國六百五十人、有、これは事なく靜なるをりの定めなるべし、人數は、その時々さまによるべき也、さて訓は、物に見えざれども、於佐間乃伊久佐に訓てよろしかるべし、万葉世に、之良奴比、筑紫國波、安多麻毛流、於佐倍乃城會等云々、これ正しく鎮之城の意に聞ゆればなり、但し兵士もこれも、字音に讀ても有べし、○傳驛戸は、驛の民戸也、諸國驛傳馬の事、兵部式に見ゆ、賦役令に、驛長は、課役を免す中に出、驛子は、徭役を免す中に出たり、いづれも田租は、常には免されざる也、○田租は、書紀に、租をタチカラミ訓り、田令に、段租二束二把、町租二十二束見えて、田一町より、稻廿二束づゝ出すなり、さて口分田にて、男は二段づ、賜ひ、女は男の三分の一を減じて賜ふなれば、男一人の口分田の租、四束四把づゝ也、かくて義解に、段、地、得、稻五十束、束、稻、春得米五升、こあれば、男一人の口分田より、米五石を得る、其内より、一斗一升づゝ、租を納る也、さて租と税とは、一物にして、名くるところに差別ある、其差別は、神祇令、義解に、新輪日租、經貯日税見えて、民より納るころを、租といひ、既に納めたるを、貯へ置、ころにては、そを税といふなり、

第廿五詔

廿二の卷に、同天保三年六月庚戌、帝御内安殿、喚諸司、主典已上、詔曰、あり、

現神大八洲所知倭根子天皇詔旨宣親王王臣百官
 人等天下公民衆聞食宣比來太皇太后御命以朕語宣久
 太政之始波人心未定在可波吾子爲皇太子止定先奉昇於
 君位畢且諸意靜了奈奉後傍上平波宣奉止爲抑在然今
 波君坐且御宇事日月重奴是以先考追皇止爲親母大人止
 爲兄弟姉妹親王爲與止仰給夫貴岐御命平頂受給歡備貴美
 懼知恐利且掛畏我皇聖太上天皇御所爾奏給倍波奏世教宣朕
 一人平昇賜比治賜部流厚恩平母朕世酬盡奉事難之生子乃八
 十都岐爾自仕奉報倍久在真之止夜晝恐麻里侍乎伊夜益須益爾朕私
 父母波良何良爾至麻且爾可在狀任止上賜比治賜夫事甚恐自
 受賜事不得止奏世止宣夫朕又念久前聖武天皇乃皇太子定賜
 比且天日嗣高御座乃坐爾昇賜物乎伊何爾可恐久私父母兄弟

爾及事得^{オヨフコト}甚恐^{イトカシコ}進^{シム}母^モ不知^{シラ}退^{シク}母^モ不知^{シラ}伊奈^{イナ}奏^{マツ}雖然^{シカレドモ}多^タ比^ヒ
 重^{カサネ}宣^{ノリタマハク}吾^{アガ}加^カ久^ク不^マ申^{ナリ}成^{ナリ}敢^{アヘ}申^{マツ}人^{ヒト}者^ハ不^{アラ}在^ジ凡^{オホカタヒト}人^{ヒト}子^コ去^{ノリ}禍^{ハヒナリ}蒙^{ケル}
 福^{カフ}欲^{ホリ}爲^ス流^ル事^{コト}波^ハ爲^{オヤ}親^タ附^ニ止^{ナリ}奈^{ナリ}利^リ此^{コノ}大^{オホキ}福^{フク}取^ト取^リ總^{スベ}持^{モチ}親^コ王^ノ送^{オクリ}奉^{マツル}
 教^{ヲシ}部^ヘ宣^{ノリタマフ}夫^フ御^{コト}命^ノ受^{ウケ}給^{タマハリ}利^リ且^{ナリ}奈^{ナリ}母^モ加^カ久^ク爲^ス流^ル故^{カレ}是^{コト}以^{モテ}自^ミ今^{イマ}以^{ヨリ}後^{ノチ}追^{オク}皇^{ノミ}
 舍^{コト}人^{ヒト}親^{マフ}王^ヲ宜^ス稱^{ウジ}崇^ム道^ウ盡^ツ敬^ウ皇^ミ帝^ノ當^{マシ}麻^マ夫^フ人^{ヒト}稱^ウ大^{オホキ}夫^フ人^{ヒト}兄^ケ弟^ケ姉^ケ妹^ケ悉^ス
 稱^{イコト}親^{マフ}王^ヲ止^ト宣^{ノリタマフ}夫^フ御^{コト}命^ノ衆^{モロク}聞^ク食^シ宣^{ノリタマフ}辭^{ハク}別^{ワケ}宣^{ノリタマフ}久^ク朕^{アレ}一^{ヒト}人^{ヒト}乃^ナ未^ミ也^ヤ慶^{ヨロコボシキ}之^ノ岐^ノ貴^キ
 御^{コト}命^ノ受^{ウケ}賜^{タマハ}幸^ム卿^{マフ}等^ノ庶^{モロク}母^モ共^{トモ}喜^{ヨロコボ}止^ト爲^シ且^{ナリ}奈^{ナリ}母^モ一^{ヒト}二^ニ治^ツ賜^{タマフ}倍^{ベキ}家^{イヘ}家^{カド}門^{カド}門^{カド}
 人^{ヒト}等^ノ冠^{カウ}位^リ上^{アゲ}賜^{タマフ}比^ヒ治^ツ賜^{タマフ}久^ク止^ト宣^{ノリタマフ}夫^フ御^{コト}命^ノ衆^{モロク}聞^ク食^シ宣^{ノリタマフ}又^{マタ}御^{コト}命^ノ坐^マ世^セ
 宣^{ノリタマフ}久^ク大^{オホキ}保^{ホウ}乎^フ波^ハ多^タ他^タ仁^ニ卿^{マフ}止^ト能^ノ味^ミ波^ハ不^{オモ}念^{ホサズ}朕^{アガ}父^チ止^ト復^{マツ}藤^フ原^{ハラ}伊^イ良^ラ豆^ツ賣^ツ婆^ハ
 婆^ハ止^ト奈^{ナリ}母^モ念^{オモホス}是^{コト}以^{モテ}治^ツ賜^{タマフ}武^ム等^ノ勅^{ノリタマフ}倍^{ベキ}止^ト遍^{タビ}重^{カサネ}天^テ辭^{ハク}備^ビ申^{マツ}仁^ニ依^{ヨリ}天^テ默^{ナホ}在^{アラ}幸^ム止^ト爲^シ禮^レ
 止^ト事^{コト}不^ズ得^ズ然^{ナリ}此^{コノ}家^{イヘ}乃^ナ子^コ止^ト毛^モ波^ハ朕^{アガ}波^ハ良^ラ何^カ良^ラ仁^ニ在^{アル}物^{モノ}親^コ王^ノ多^タ知^チ治^ツ
 賜^{タマフ}夫^フ日^ヒ仁^ニ治^ツ不^ズ賜^{タマフ}在^{アラ}幸^ム止^ト爲^シ且^{ナリ}奈^{ナリ}母^モ汝^ニ仁^ニ冠^{カウ}位^リ上^{アゲ}賜^{タマフ}治^ツ賜^{タマフ}夫^フ又^{マタ}此^{コノ}家^{イヘ}自^ジ

藤原 乃卿等 掛畏聖天皇御世重 於母自 人乃自門 波
 慈賜 上賜來 家奈利 今又無過仕奉人 平波 慈賜 比 治賜 比 不忘
 賜 宣 天皇御命衆聞食宣

太皇太后は、オホキオホミオヤミ訓べし、天皇の御母を、皇太后と申し、御祖母を、太皇太后と申す、こゝは光明皇后にて、孝謙天皇の御母に坐すが故に、廢帝には御祖母也、○御命以、且字、一本に天ミ作り、○語宣久字、一本に之に誤れり、○太政之始は、此廢帝の御世の始を詔玉へる也、當代の御事をば、かくいふ例にぞ有けむ、○人心云々、去天平寶字元年三月、皇太子道祖王を廢給ひて後、同四月に、誰王を立て、皇嗣とせむと、卿たちに議り給へるに、鹽燒王を立てむといふ人もあり、池田王をいふ人も有、群臣の心、さりとてなりしを、つひに大炊王【廢帝】と定まりしに、同六月、さらに橘奈良麻呂なき、ひそかに謀りて、鹽燒王なき四王の内を立てむとせられしなき、これ人の心の定まらざりし也、さて件の事どもは、いまだ此廢帝の御世にはあらざるを、太政之始を詔玉へるは、下に諸意靜了、後、いふに對へて、先詔玉へるにて、既に此御世になりても、始のほきは、件の事どものなごりにて、なほいまだ人の心定まり了ざりしよしなり、さればこは、太政の始、まてはこいふ意也、不定、こいはずして、未定、こいへるも、其ころばへ也、○吾子は、阿碁訓べし、帝をさして詔玉へる也、○爲は、某をして云々せしむと常にいふして也、是を人みな漢文よみの辭このみ心得ためれき、然らず、古語にもをりくある辭也、○皇太子定、上に太政之始あるも、事の次第、たがひたる如くなれども、然らず、上の太政の始云々は、はじめ道祖王の廢られ給ひし程より、此廢帝の御世の始、つかたまでの事なるを、これはその始の事より詔玉ふ也、○先は、次の文に、後、傍、上、手、さ、こいふに

對へて也、○畢ヒは、人の心定まらざりしをりなれば、皇太子に立タ給ひても、なほたしかならざりしを、即位ありては、たしかに事定まるよし也、○諸意は衆人の心也、○靜シ了、靜シは、定まりに同じ、彼に此に思ふ心の止トをいふ、了は波ハ豆マ訓べし、凡てはていふ言は、たこへば、花の一も残れるなく、こころく散たるを、散チはてたりこいふ、それにならひて知べし、こ、は君位に昇奉りて、人の心も、大かた定まりつれども、なほよく靜シまり了マむ後に、しやしらすらひ玉ひよし也、○傍ハ上は、先マ天皇の御位を定めて、それに付たる其餘のうへ也、○抑ヨ字、留めてにて、此追皇等の事今まで延ヒめおき給へりよし也、抑ヨ字、一本に柳に誤り、川カ字、一本に津ツあり、津は例なき故に、例多きにつきて、今は川カある本に依ル、○月日重ツ、去年の八月、受禪有しより、十箇月を経たり、○先考は、知チ々美古ミ訓べし、天皇の大御父命、舍人親王也、○追オ、すべてかくさまの追オいふ言は、漢文によれる言なり、○親母は、波ハ訓べし、六十一詔にもかく書り、其外も古書には、母を親母ニ書ると多し、さて母をば、みおやニ申せる例なれども、こ、なごは、御考ニならべて申せる處なれば、然は訓べからず、さてこは、天皇の大御母命にて、當麻氏、上總守從五位上老の女、御名は山背ニ申せり、帝受禪之日、授ニ正三位、後尊曰ク大夫人ニ有、○大夫人は於保美於夜ニ訓べし、其由は、第五詔にいへるがごとし、○兄弟姉妹、兄は阿爾ニ訓べし、このかみこいふは、はじめの子一人をいふ名也、弟は於登ニ、妹は伊毛ニ訓べし、和名抄に、おこニいもうニ、あれニも、そは弟人妹人にて、後のと也、○貴御命は、太皇太后の也、○頂受給リ、こは十四詔に、頂受賜リあるに、同じ例なれば、頂爾ニ訓べし、第五詔にも、爾を畧シて書り、○我皇聖太上天皇は、孝謙天皇を申給ふ也、○奏給ハは、件の太皇太后の御命の趣を、天皇の申給へば也、○奏ニ教宣ハは、太皇太后へかく奏せし、太上天皇の、天皇に教へ玉へるよし也、○朕一人は、天皇の朕也、一人ニは、次に出る御父母兄弟に對へて也、○昇賜ニ云々は、天皇になし給へると也、○生子ニ云々、神代紀に、子孫八十連屬、八十連屬、此云ニ野素豆々企ニ、敏達紀に、子々孫々、古語云ニ生兒八十綿連ニ、雄略紀にも見ゆ、○夜晝、晝ニ字、一本に晝に誤、

屬、此云ニ野素豆々企ニ、敏達紀に、子々孫々、古語云ニ生兒八十綿連ニ、雄略紀にも見ゆ、○夜晝、晝ニ字、一本に晝に誤、
 ○伊夜益ニ益ニは、朕一人だにあるに、又それがうへの意なり、○私ニは、今は聖武天皇太皇太后太上天皇を、御父母ニ頂ニ給ニふに對へて詔玉ふ也、○可在狀任ニは、天皇の、御父は天皇、御母は大御祖、御兄弟は親王ニ申す、定まりのまゝにこいふ也、○奏ニ宣ハは、上ニ件ニのどく、太皇太后へ申せし、太上天皇の、天皇に教へ玉へるよし也、○念ニ久ニ字、印本に之に誤りて、大書にせり、一本には、そを細書にせり、今は又の一本に依れり、○前聖武天皇ニ云々、前ニは、故こいふニ同じくて、既に崩坐セりし故にいふか、はた太上天皇に對へて歟、さて神武天皇よりはじめ奉りて、御世ノの漢様の御謚は皆、桓武天皇の御時に、追ヒて着奉り給へるを、此聖武天皇ニ申す御名のみは、去年「天平寶字二年」八月に、勝寶感神聖武皇帝ニ奉り給へり、是漢ニさまの御謚の始ニ也、又同月それより先ニに、高野天皇を、寶字稱德孝謙皇帝、皇太后を、天平應真仁正皇太后ニ稱し奉る、これは二柱共に、世に坐ませるほごにて、御追謚にはあらず、さてこの文の意は、孝謙天皇は姫尊ニに坐スが故に、此廢帝を以て、聖武天皇の皇太子ニして、立タ給へりよし也、さるは聖武天皇は、はやく崩坐セて後の事なれば、聖武天皇の立タ給へりこいふにはあらず、讀マがふるとなかれ、さてかく分て御名を擧て詔玉ふは、聖武天皇の御子ニして、立タ給へる朕なれば、伊何爾ニ加ニ云々也、○及ハは、榮福の往ニ及ニ也、○甚恐ニ、甚字、本に其に誤、今は一本に依、○伊奈ニ奏ハは、太上天皇の教へ給へると、又御みづからの所念せる趣を以て、太皇太后へ辭ヒ申給へる也、そも上件ノの文はたゞ、太上天皇の教へ玉へる御言、又御みづからの御心におもほせるとのみなるに、其をやがて、辭ヒ申給へる御語ニなして、かくいへるは、言ハたらず、おもほせる御心ニ、奏ヒ給へる御語ニ、一ニに混ズて、いかどなるやうなれども、同じとのや、長きを、二たびいひては、煩はしき故に、かく行越スしていふと、古文の例ニおほしくて、古事記なきにも、かゝるさまのと、をりく見えたり、○吾加久ニ云々、これより又太皇太后の詔玉へる也、

加久カクは、先マに詔玉ミコタマへるとをさして也、久ク字、一本には之に誤れり、○不申成ウマシナシは、終マツに申さずして止トなばの意也、す
 べてかくさまのなりは、皆其意也、○敢カは、堪タてにて、人は得申さじの意也、敢ていふ言、廿六詔四十二詔四十四
 詔ミコトコトなきにも有、皆同意也、○爲ナ親ミヤコ、凡て人の子の禍ワ福フクは、即スその親の禍福也、されば禍を去、福を得むコト願ふも、た
 だに已がためのみにはあらず、親のためなれば、福を得ては、いたづらに己のみ受べきにはあらず、かならず親に及
 ぼすべきものぞ也、此語の例、六十一詔の處に引べし、○此大福オホフクは、天皇ミカドなり坐て、天下をしろしめすをいふ、
 ○取トル々、二字のうち一は衍マなるべし、取トル持モ持モは、天皇は、天下の萬の福を、包カ籠カて持玉ミコタマをいふ、それにマりて、
 此コノや彼カノの意にて、取トル々々はいへるかカも思へシ、猶然にはあらず、○親王ミヤノミコは、御父舍人ミコノチノヒト、親王也、○送奉オウホウは、人に物を贈
 遺オクのおくる也、贈官位オクシの贈の意にはあらず、取トル總ソウ持モ給タマへる大福の内を分て、贈遺オクまるらせ給へ也、○敬オホ部ベ、諸本
 江に誤れるは、終マツ草書似たる故なるべし、故、今部イマベとして改めつ、江にては、假字違ひ、又例もなき字なれば也、さて
 上件の趣は、太上天皇の教へ玉ふべき事なるに、太皇太后の教へ玉へるは、聖武天皇の御子として、立タ給へる故にやあ
 らむ、吾加久ワカク不フ申成マシナシなば云々詔玉へるも、さる故にこそ、○加久カク爲ナは、追皇オヒミカドは、タ、ヘ
 マツリテ訓べし、○當麻トウマ夫人は、大御母命也、當麻は、古事記に、當麻トウマあるに依て訓べし、たいまといふは、後
 の音便言也、さてこは舍人親王の御室なるをもて、夫人ハツメは申せるなれば、此夫人は、オホトジオホトジ訓べし、其よしは、
 十三詔縣ミナト、犬養イヌキヤウ橘キナ夫人の處にいへるが如し、○養稱ヤウシヨウ親王ミヤノミコ、此詔のつとぎに、從三位船王、池田王、並ナ授タテマツ三品云々、
 從四位下室、王飛鳥田王、並四品見ゆ、船池田王、二王は、天皇の御兄也、此二王の御事、三十詔に見ゆ、件の四王み
 な、親王になり給へるを以て、三位四位を改めて、三品四品になし給へる也、室、王飛鳥田王は女王也、同年十一月、
 四品室、内親王薨、一品舍人、親王之女也見え、寶龜四年三月、復タガ無位飛鳥田女王、本位從四位下ミあるは、天皇の

廢シラられ給ひし時此内親王も、貶シされ玉へりしなるべし、それより先、天平寶字五年の紀には、四品飛鳥田、内親王見え
 たり、かくて延暦元年六月、從四位下飛鳥田女王卒シ有、さて此天皇の御兄弟は、猶あまたおはしけるに、たゞ此四王
 の事のみ見えたるは、餘の王たちは、既スかくれ給へりしなるべし、○喜、一本には嘉カ作り、○大保は、藤原仲麻呂
 が此時の官也、天平寶字二年八月、以シテ紫微内相藤原朝臣仲麻呂、任シ大保、勅ミコトノコト曰イハ云々、自レ今以後、宣シ姓ナ中加ナカ惠美ヱミ二字、
 云々、名曰イハ押勝オシカチ云々、字稱ナリ尙舅シヤウキウ云々、是日云々、奉タテマツ勅改キ易官號イハシメ、大政官改キ爲シ乾政官、太政大臣曰イハ大師オホウヂ、左大臣
 曰イハ大傳オホツタヘ、右大臣曰イハ大保、大納言曰イハ御史大夫云々見ゆ、そもく、此天皇を皇太子に定め奉りしより始めて、すべて
 此はコノ政は、何事もみな、此仲麻呂奴が、心のまに申行へりし也、此奴は、殊に漢學を好みけるまに、此はコノ
 は、よろづからめきたる事コトに多く、官名をさへに、かくひたぶるにからにはなせるなり、故、此後、同八年九月、此
 穢ケガレ奴ヤク誅コロされて、同月に、勅、逆人仲麻呂執ツク政、奏改官名、宜復イハシメ舊號キウガウ有、大師大傳大保オホウヂオホツタヘオホホリいふは、もろこしの
 國の周の代の三公也、又唐の代には、是を三師サンシといひて、三公の上ウヘにたてたりき、○朕父オレノチチ、此下に、おもほしオモいふ
 言を添ソて心得べし、次なる念オモに、これをも承ウケたり、○復、一本に後ノチ作カるは誤也、○藤原伊良豆賣フジノハライラマシは、仲麻呂が妻
 を詔玉へる也、仲麻呂が妻は、房前公の女也、伊良豆賣は、其名にはあらず、郎女ロウメを書て、女人をほめたる稱也、○默
 在カ、此言の事、第八詔にいへり、○此家コノ子コノ止毛トモは、仲麻呂が子コも也、此詔の次に、藤原真美、朝臣眞光、同久須麻
 呂、同朝狩、同小弓麻呂、同薩雄、同兄從イハなき、叙位シヨウの事見えたる、皆此子コノも也、○朕、波良何良、仲麻呂を父チチおもほ
 せば、其子等コノは兄弟イハぞ也、はらからコノいふは、もコノ同母の兄弟イハに局カれる名なれシも、こノなシは、たゞひろく兄弟を
 詔玉ふ也、○親王ミヤノミコ治賜チキは、御兄弟たちを、親王になし給へると也、知字、本ノにカに誤、今イマ一本に依、夫コノ字、一
 本ノに天に誤、○治不賜チキ在カは、上の物モノ夜ヨを、こノへ受ウケて見べし、治チ給はずやはあらむ、必治カナラシ給ふべきとシして

也、仲麻呂夫婦を治、賜はむすれども、かたく辭申すを、さて止事得ず、故子等を治、賜ふよし也、○汝は、仲麻呂が子等を詔玉ふ也、汝等三有けむ、等、字脱たるにや、○此家自久母、此家は、上なる三同じく、仲麻呂が家也、こゝは殊に、藤原氏の凡て、對へて見べし、自久母は、万葉十九に、立わかれ君がいまさば、しきしまの人は我自久いはひて待む、こある自久三同じ、中昔の物語書に、女めきたるを、女しくこいへるは、今の俗言に、女らしくこいふにありて、すべて某らしくこいふは、めくこいふにい三近き意也、されば右の万葉のわれじくも、我らしくの意にて、大和國の人は、たれもく、君を、我身のこころしく、祝ひて待む也、こゝも其意にて、藤原氏をば、なべてみな、仲麻呂が家らしく、同じとにおぼしめさるよしの言也、下の今又こいふへ係て心得べし、○藤原氏卿等は、仲まろが家に對へて、藤原氏の總てをいへり、○御世重は、慈賜へ係れり、於母自久へはつとかず、且、字を一本には之に誤れり、○於母自久人は、重しき人なるべし、鎌足公不比等公を詔玉へる也、此大臣たちを、重みし給ふとは、いはむもさらなり、さて常には重きこいふを、古はかくおもしろきもいへりしなるべし、淡きをあはしき、嚴きをいかしきもいふ類なるべし、又この自岐の自上の自久の自なきの類、常には清きも、これも古は濁れるも有しなるべし、萬葉にも自、字を書れば也、○自門、自、字は、氏を誤れるなるべし、氏門こいふと、五十九詔に見え、廿八詔に、氏々、門も有、なほ家を門こいふと、十三詔に殿門三有處にいへり、波、字は、止を誤れるなるべし、必止三あるべき三ころ也、重しき人の氏門にして、慈賜也、○家、利は、藤原氏をいふ、○無過云々は、藤原氏の人々也、

第廿六詔

同四年正月癸亥朔内寅高野天皇及帝、御内安殿、授大保從二位藤原惠美朝臣押勝從一位、云々、事畢、高野天皇口勅、曰、有、口勅は、此、詔詞を、大御口づから讀、聞せ給ふ也、

乾政官大臣 仁方 敢 仕奉 人無時 波空 置 在官 爾阿利 然今
 大保 方 必可仕奉 之止 所念 坐 世 多 能 遍重 天 勅 止 敢 末之時 止 爲 臣 辭
 備 申 豆 良 久 可受賜物 奈利世波 祖父 仕奉 天 麻 自 然 有物 乎 知 所 毛 無 久
 怯 劣 岐 押勝 我 得 仕奉 官 爾波 不在 恐 申 可 久 申 須 乎 皆 人 仁
 之毛 辭 止 申 仁 依 且 此 官 授 不 給 止 令 知 事 不 得 又 祖父 大臣
 乃 明 久 淨 岐 心 以 且 御 世 累 且 天 下 申 給 比 朝 廷 助 仕 奉 利 多 夫 事
 乎 字 牟 我 自 彌 辱 念 行 且 掛 久 毛 畏 聖 天 皇 朝 太 政 大 臣 止 之 且
 仕 奉 止 勅 部 禮 止 數 數 辭 申 多 夫 仁 依 受 賜 多 婆 受 成 事 毛 悔 止
 念 賀 故 仁 今 此 藤 原 惠 美 朝 臣 能 大 保 平 大 師 乃 官 仁 上 奉 止 授

賜 夫 天皇御命衆聞食宣

乾政官、大臣は、卅六詔に、太政官、大臣とあるに同くて、太政大臣なり、去、二年官名改まりて、太政官を乾政官、太政大臣を大師とせられたると、廿五詔に引たる文のどし、〇敢、天、仕、奉、信、殿、は、其、任、に、堪、べ、き、也、岐、字、一、本、に、は、伎、也、〇空、置、在、官、は、職、員、令、に、太、政、大、臣、云、々、無、其、人、則、闕、其、有、是、也、こ、は、唐、開、元、令、に、太、師、太、傅、太、保、右、三、師、師、範、一、人、儀、刑、四、海、太、尉、司、徒、司、空、右、三、公、經、邦、論、道、變、理、陰、陽、自、三、師、以、下、無、其、人、則、闕、こ、い、へ、る、を、合、せて、取、ら、れ、た、る、文、也、〇必、可、仕、奉、之、止、は、乾、政、官、大、臣、と、な、る、に、堪、た、る、也、止、字、一、本、に、上、に、誤、れ、り、三、代、實、錄、卅、八、に、藤、原、基、經、公、を、太、政、大、臣、と、せ、ら、る、時、の、詔、に、太、上、天、皇、乃、詔、旨、云、々、太、政、官、乃、其、人、最、此、卿、可、謂、止、勅、御、命、所、念、世、坐、坐、婆、の、意、也、此、格、の、事、十、二、詔、に、い、へ、り、〇勅、是、是、乾、政、官、大、臣、に、な、さ、む、詔、玉、へ、さ、も、也、止、字、一、本、上、に、誤、れ、り、〇敢、天、仕、奉、之、止、は、堪、べ、か、ら、ず、也、敢、は、常、に、は、ア、ヘ、テ、ミ、の、み、訓、め、ば、こ、も、ア、ヘ、マ、ジ、と、訓、べ、く、思、ふ、人、も、有、べ、け、れ、き、そ、は、俗、言、の、格、也、こ、は、問、は、下、へ、の、つ、と、き、に、よ、り、て、布、活、く、と、堪、同、格、の、言、な、れ、ば、こ、は、阿、布、訓、べ、き、也、又、麻、自、い、ふ、辭、は、麻、自、伎、は、活、け、き、も、麻、自、志、は、活、か、ず、凡、て、あ、し、く、な、し、く、や、し、く、な、し、い、ふ、類、志、こ、い、ふ、は、皆、俗、言、也、さ、れ、ば、こ、に、末、之、時、と、ある、は、雅、言、の、格、に、違、へ、る、が、こ、く、聞、ゆ、れ、き、も、然、ら、ず、五、十、八、詔、に、例、有、な、ほ、彼、處、に、論、ふ、べ、し、〇申、豆、良、久、本、ご、も、に、豆、良、久、を、復、に、誤、り、大、書、に、せ、り、一、本、に、は、又、後、に、も、誤、れ、り、こ、は、誤、を、大、書、の、復、の、一、字、と、見、誤、れ、る、也、心、す、つ、ら、く、有、べ、き、處、な、る、故、に、今、改、め、つ、其、辭、の、例、は、第、三、詔、に、答、曰、豆、良、久、第、五、詔、に、詔、賜、都、良、久、又、勅、豆、良、久、な、ご、猶、多、し、〇可、受、賜、乾、政、官、大、臣、に、任、給、大、命、承、諾、ひ、奉、る、べ、き、物、な、ら、ば、也、〇祖、父、は、不、比、等、公、也、〇仕、奉、天、皇、自、は、不、比、等、公、と、そ、太、政、大、臣、に、任、ず、べ、か、り、け、れ、彼、大、臣、す、ら、い、な、び、申、せ、し、物、を、也、〇劣、岐、字、一、本、波、に、誤、〇得、仕、奉、信、殿、岐、字、一、本、に、伎、と、作、り、〇恐、止、申、可、受、賜、云、々、より、恐、ま、て、押、勝、が、申、せ、し、よ、し、の、語、也、〇皆、人

は、下、の、令、知、事、不、得、係、れ、り、〇申、依、此、官、一、本、に、豆、字、を、天、婆、字、を、波、と、作、り、此、官、は、乾、政、官、大、臣、を、い、ふ、〇令、知、事、不、得、は、皆、人、に、さ、や、う、に、知、ら、し、め、て、授、け、ず、て、は、え、あ、ら、ず、い、ふ、也、〇又、は、又、一、つ、に、は、の、意、也、〇明、々、印、本、に、今、一、明、々、と、ある、は、衍、也、餘、本、に、は、な、し、〇心、以、豆、字、一、本、に、之、に、誤、〇御、世、累、不、比、等、公、は、天、武、天、皇、の、御、世、より、仕、へ、て、元、明、天、皇、の、和、銅、元、年、に、右、大、臣、に、な、り、給、ひ、元、正、天、皇、の、養、老、四、年、ま、で、五、御、世、に、仕、奉、た、ま、へ、り、〇助、仕、奉、利、多、夫、は、賜、也、雄、略、紀、に、人、名、香、賜、い、ふ、に、此、云、柯、拖、夫、と、見、え、万、葉、世、に、の、た、ま、は、く、を、乃、多、婆、久、と、有、此、活、用、は、た、ま、ひ、を、た、び、た、ま、は、む、を、た、び、た、ま、へ、を、た、べ、た、ま、は、る、を、た、ば、る、と、い、ふ、也、さ、て、此、詔、に、た、ま、ふ、こ、い、は、ず、し、て、か、く、た、ぶ、こ、い、へ、る、は、作、者、の、心、也、卅、六、詔、四、十、一、詔、に、も、例、有、其、他、に、は、な、し、〇字、牟、我、自、第、七、詔、に、見、ゆ、〇辱、彌、字、諸、本、止、に、誤、今、例、に、依、て、改、此、言、第、四、詔、に、出、〇聖、天、皇、朝、は、元、正、天、皇、を、申、給、ふ、な、る、べ、し、さ、て、是、も、天、皇、が、即、朝、と、申、給、へ、る、也、〇太、政、大、臣、は、於、保、伎、麻、都、理、基、登、乃、於、保、於、美、と、訓、べ、し、和、名、抄、に、は、於、保、万、豆、利、古、止、乃、於、保、万、豆、岐、美、と、し、る、し、物、語、書、な、ご、に、は、お、ほ、き、お、こ、と、こ、い、へ、れ、き、も、そ、れ、ら、は、や、後、の、と、に、て、凡、て、大、臣、は、お、ほ、お、み、こ、い、ふ、ぞ、古、なる、〇勅、部、字、本、ご、も、に、部、と、作、り、今、は、一、本、に、依、〇數、辭、部、此、事、紀、に、は、見、え、ず、公、卿、補、任、藤、原、氏、系、圖、な、ご、に、養、老、二、年、月、日、雖、被、任、太、政、大、臣、固、辭、不、受、有、〇受、賜、成、成、是、は、終、に、太、政、大、臣、に、は、任、せ、ら、れ、ず、し、て、や、み、に、し、也、多、婆、受、は、賜、は、ず、也、婆、字、一、本、に、は、波、と、作、り、〇惠、美、朝、臣、一、本、に、朝、臣、二、字、な、し、〇大、師、は、太、政、大、臣、を、か、く、改、め、ら、れ、し、と、上、に、い、へ、る、が、こ、し、〇上、奉、止、授、賜、授、字、は、詔、も、し、く、は、敕、字、を、誤、れ、る、な、る、べ、し、詔、又、勅、な、ご、に、賜、字、を、添、て、書、る、例、第、五、詔、其、外、に、も、有、授、賜、に、て、は、語、の、つ、と、き、例、も、な、く、こ、こ、わ、り、も、穩、な、ら、ざ、る、也、夫、字、も、一、本、に、は、天、に、誤、れ、り、

第廿七詔

廿四の卷に、同六年五月辛丑、高野天皇與帝有隙、於是車駕還平城宮、帝御于中宮院、高野天皇御于法華寺、六月庚戌、喚集五位已上於朝堂、詔曰、此詔は、高野天皇の詔なれば朝堂は、法華寺宮の朝堂か、はたつねのどく、大極殿をいへるか、

太上オホキス天皇スミコノミコ御命ミコトモチ以テ且マ卿等ヘフキミタチ諸語シロコト宣ノリタマハク朕アカ御祖ミオヤ大皇后オホキサキ乃ノ御命ミコトモチ以テ且マ朕アレ告ツク之シ久ク岡宮オカノミヤ御宇ミコトノ天皇スミコノミコ乃ヒ日繼ツギ加久カク絶タエ奈牟ナム止ト爲ス女子メノコ能ノ繼ツギ爾波ニハ在アレ止母ドモ欲令ツクガシメム嗣シ宣ノリタマヒ且マ此政行給コノマツリゴトオコシタマヒ加久カク爲シ且マ今帝イマノミカド止ト立タテ且マ須ス麻マ比ヒ久ク流ル間アヒダ爾ニ宇夜ウヤ宇夜ウヤ相アヒ從シタガフ事コト無ナシ且マ斗卑等トヒナ乃ノ仇イ能ノ在アレ言コト期キ等ト久ク不イ言フ岐キ辭コト母モ言フ奴ヌ不ス爲ジ伎キ行ワデ母モ爲シ且マ凡オホカタ加久カク伊波イハ流ル倍ベ枳キ朕アレ爾波ニハ不在アラズ別宮コトミヤ爾ニ御坐坐オホマシマサ牟ム時トキ自加得言シカエハメ也ヤ此コ波ハ朕劣アガラナキ爾ニ依ヨリ且マ之シ加久カク言フ哀アラ之シ止ト念オモホシメセ波ハ愧ハツカシ自ミ彌ミ伊等保イトホ自彌シ奈母ナモ念オモホ須ス又マタ一ヒトツ爾波ニハ朕應發アガヒヤク菩提心緣ボツテイシンヅク爾ニ在アル哀アラ之シ止ト奈母オモホ念オモホ須ス是以出家コトモテイヘライデ且マ佛弟子ホトノシ止ト成ナリ奴ヌ但政事タシマツリゴト波ハ常禮ツネマツ利リ伊イササキキコトコト

波ハ今イマノ帝行給ミカドノコトヒタマヒ部ヘ國家大事賞罰二柄キカノダイジシヤウバチフツノモト波ハ朕行アレ加久カク能ノ狀聞食悟サマシキコト
 止ト宣御命衆聞食宣ノリタマフオホキコトヲモロクシメサヘトノル

太上天皇は、高野天皇也、○卿字、印本に御に誤、今は一本に依れり、○朕御祖は、光明皇后也、御母を御祖いひしと、上にいへるが如し、○大皇后は、漢文さまの皇太后は異にして、古當御世の皇后を、大后と申せし、その意にて、大字を添て書る也、前には、皇太后と有しを、下上に寫し誤れるかと思ひしか、然にはあらず、四十五詔にも、この如く書り、○告は、告の下に給、字脱たるか、又此告は、乃流も訓字なる故に、詔字なきの例に、給、字をば添へざるにて、ノリタマヒと訓べきかと思へ、猶ツゲタマヒなるべし、之久のとは、十三詔に、宣、久とある處にいへり、久字を、本に爾に誤、今改めつ、さては、昔、聖武天皇の詔玉ひしとを、光明皇后の、高野天皇に告給ひしよし也、○岡宮云々は、天武天皇の皇太子、草壁皇子尊也、天平寶字二年八月、勅、日並知皇子命、天下未レ稱、天皇追崇尊號、古今恒典、自今以後、宜奉稱、岡宮御宇天皇と有、○日嗣加久、一本に、波、字、且、字を落せり、御後を日嗣は、天皇と稱奉らる、からなるべし、此皇子尊の御子文武天皇、其御子聖武天皇にて、御後の絶ぬべきよし也、文武天皇を舉奉らずして、此皇子をしも舉給へるは、此皇子尊よりこなたの御後の絶玉ふべき故也、○女子能繼、聖武天皇、男皇子おはしまさずなりぬれば、高野天皇は、姫御子にはまませごも也、○欲令嗣、令、字、一本に命に誤る、嗣字、諸本副に誤る今改、○止宣、印本止字を脱せり、今は一本に依れり、さて岡宮云々よりこゝまで、むかし聖武天皇のかく詔玉ひて、孝謙天皇を立給へりしよしなれば、此宣は、聖武天皇の詔玉へる也、さて其を孝謙天皇に告給へりしは、大皇后なれば、大皇后の、かくのどく告給へりしよしの、結びの言も有べきに、其言なければ、宣、こゝ

ふと、大皇后の宣給へるに混ひて聞ゆるを、こは例の行越していへる文也、其よしは猶次にはむ、○此政行給は、孝謙天皇の、御みづからの御事にて、朕、天皇ミ立て、此天下の政を行ひ玉ひき、詔玉へる也、上文宣よりのつときを以て見れば、聖武天皇の、孝謙天皇を立て、天皇ミなし給へる事を、かくいへる如く聞ゆれども、然らず、さては此政さいふ言、穩ならず、何事をさして詔玉へりとも辨へがたし、そもく、此ころの語は、いふべき言を多く省きて、前へ行越したる文にて、それを今具にいはず、はやく大皇后の、朕に告聞せ給へるやう、むかし聖武天皇の、云々宣ノリケツヒツへ行越したる文にて、それを今具にいはず、はやく大皇后の、朕に告聞せ給へるやう、むかし聖武天皇の、云々宣ノリケツヒツ汝命を立て、位を授給へりしぞ、告聞せ給へり、朕は、件のゆゑよしを以て、天皇ミなりて、年ごろ此天下の政を行給ひしぞ、詔へる也、○加久爲は、件のごとくに在て也、○今帝止立は、今帝止立ミ有しを、帝の二字を脱せるか、さかしらに削れるか、はた止字は、乎を誤れる歟、いづれにまれ、本のまゝにては、止字聞えず、○須麻比久は、住ひ来るにて、年月を経来るをいふ、住ひは、在アツにいふに同じ、○宇夜字夜久は、常に恭字を訓て、禮々しく也、敬をも、るやまふともいふ、皆もこは同言也、○相從事云々は、今帝の、太上天皇に従ひ玉はぬ也、相は、ただ軽く附たる言也、○斗卑等乃仇在言等久、卑字、印本には星ミ作るを、今は餘の本共にみな卑ミ作るに依、期字、一本に斯に誤、久字、印本に之に誤、今は一本に依、さて此處の文、斗卑等は、第七詔に、刀比止麻タビシマいふとある、似たる故に、相照して考ふれども、かれミ同じかるべきよしも、思ひ得ず、此處すべていさく、意得がたきを、かくもやこ、いさくか思ひよれるとを、例のころみには、上に麻字の落たるにて、麻斗卑等か、麻斗卑マトヒは、謀反せる人を、賤しめ置ていふとにて、十九詔に、久奈多夫禮麻度比クナタフレルマデヒある處にいへるがどし、仇は賊の意にて、即麻斗卑等マトヒをいへる也、在言は、言在を下上に誤れる歟、凡ての意は、謀反するものごもの、朝廷天皇の御うへを、あしさまに申す如くさいふ也、さてもし然らば、言ごこく有べきに、言在イハムをどくあるは、有し事を指たるいひさまなれば、往年謀反

せし、かの橘、奈良麻呂の黨の、さると申せるとの有しをさして、詔玉へるにもあるべし、此考へいかゞあらむ、猶よき考へを待つものぞ、○不言は、イフマジキミ訓べし、○不爲は、スマジキミ訓べし、今の帝の、孝謙天皇に對ひ奉て、言まじき无禮きをいひ、爲まじき无禮きわざをし給へり也、○加久伊波カクイハ云々は、然无禮きナクイハを、被言ハルセウ爲べき朕にはあらずなり、根字、本に具に誤れり、今は一本に依、○別宮御坐々ワカミヤノミカドニイハ時云々、こはいかなる事なりけむ、詳ならざるを、つらく考るに、これよりさきに、去年十月より、太上天皇今帝共に、近江國の保良宮に坐まして、今年五月、車駕還平城宮云々、上に引るがごし、かくて卅二の卷に、道鏡僧が死たるを記せる處に、寶字五年、從幸保良時、侍看病、稍被寵幸、廢帝常以爲言、與天皇不ヒ相中得、天皇乃還平城、別宮而居焉、ある、此文、廢帝常以云々の處、いさくか詳ならざるを、こゝの詔の語ミ、件の文ごもを合せて、考るに、かの保良宮にしばらく坐まし、間は、高野天皇今帝、一宮におはし坐しけむ、其時高野天皇の、道鏡を寵愛し給ふさまを、今帝のいかゞおほしめして、諫申給ひしとなき有し歟、或はよそながら譏り申給ひしことなき有しを、高野天皇怒らせ給ひ、道鏡も怒りて、高野天皇に、今帝を讒し申せしとなきも有けむかし、されば言まじき辭、爲まじき行は、道鏡を寵愛し給ふとを、申給へりしとなごなるべし、さて別宮云々は、かの保良宮にては、一宮におはしましつるからに、馴々しくて、たやすくおぼし侮りて、さる无禮きナクイハごもいひつらむ、各別なる宮に、離れておはしまさむ時には、よも然る无禮きとは得いはじさいふなるべし、さてかの卅二の卷に、還平城別宮ヘンペイジョウワカミヤある別宮は、法華寺宮をいへるにて、こゝの別宮は、彼ミは異也、思ひ混ふるとなけれ、○自加は、然にて、上の不言辭也、○朕劣依ミコノチヨクヨ云は、然馴侮りて、无禮きをいふも、朕がをぢなき故ぞ也、○念召、召字、一本に占に誤る、○愧伊等保イタクイトウホ伊字、一本に保に誤り、上の彌字、印本に彌に誤、下の彌字も、一本に彌に誤れり、○朕應發善提心緣云々、是

以云々、此御言につきても、かの不言辭をいへり詔玉へるは、道鏡を寵愛し給ふとを、物し給へり三問ゆる也、○在
 皇之正統、本に止の下にも母ノ字あるは、衍也、今は餘の本さもになきに依て削、○常禮、禮字は、祀を誤れるなるべし、○
 小事は、雄畧紀に、イサ、ケキコトも、イサ、カナルコトも訓り、推古紀に、無二大少二あるは、大の訓の脱たる
 也、○二柄は、フタツノモトニ訓べし、廿八詔に、政乃柄執、も有、柄さいふは、柄を執り持て、その器物を、心のま
 まにつかふにたこへたる、漢文也、二は、賞罰ニ二也、○加久無狀、第一詔に、如此之狀、聞食悟而、

第廿八詔

廿五の卷に、同八年九月乙巳、太師藤原惠美朝臣押勝、逆謀阻泄云々、勅曰、太師正一位藤原惠美朝臣押勝、并子孫、起
 兵作逆、仍解免官位、并除藤原姓字、已畢、其職分功封等雜物、宜悉収之、云々、是夜、押勝走近江官軍追討、
 云々、丙午、高野天皇勅云々、壬子、軍士石村村主石楯、斬押勝、傳首京師、押勝者、近江朝内大臣藤原朝臣鎌足曾
 孫、平城朝贈太政大臣武智麻呂之第二子也、云々、樞機之政、獨出掌握、由是豪宗右族、皆妬其勢、寶字元年、橘奈
 良麻呂等、謀欲除之、事涉廢立、反爲所滅、云々、遂起兵、及其夜、相招黨與、遁自宇治、奔據近江、云々、不
 比等、大臣を、追て淡海公ニ號し、近江國を以て封じたるは、かつて例なきと也、これ押勝曰、此國に據むための、かね
 てのはかりとにぞありけむ、官軍攻撃之、押勝衆潰、獨與妻子三四人、乘船浮江、石楯獲而斬之、及其妻子從
 黨四十四人、皆斬之於江頭、云々、甲寅云々、是日、討賊將軍從五位下藤原朝臣藏下麻呂等、凱旋獻捷、詔曰、あり、

逆 穢 奴 仲 末 呂 詐 奸 心 以 兵 發 朝 庭 傾 動
 之 天 鈴 印 奪 復 皇 位 掠 先 捨 岐 良 賜 道 祖 兄 鹽 燒
 平 皇 位 定 止 云 天 官 印 押 天 下 乃 諸 國 仁 書 散 天 告 知
 之 米 復 云 久 今 乃 勅 平 承 用 與 先 仁 詐 天 勅 止 稱 天 在 事 承 用 流
 已 止 不 得 止 云 天 諸 人 乃 心 乎 惑 亂 三 關 使 乎 遣 天 竊 仁 關 閉
 一 二 乃 國 仁 軍 丁 乎 乞 兵 發 之 武 此 乎 見 流 仁 仲 末 呂 可 心 乃 逆 仁 惡
 狀 方 知 奴 然 先 仁 之 我 奏 之 事 每 事 仁 奸 美 諂 天 在 家 利 此 乎 念
 方 唯 己 獨 乃 未 朝 庭 乃 勢 力 乎 得 天 賞 罰 事 乎 一 仁 己 可 欲 末 仁 行 止
 念 天 兄 豐 成 朝 臣 乎 詐 天 讒 治 奏 賜 依 天 位 退 多 末 比 天 是 乃 年
 乃 年 已 呂 在 都 然 今 方 明 仁 仲 末 呂 可 詐 仁 在 家 利 止 知 天 本 乃 大
 臣 乃 位 仁 仕 奉 之 武 流 乎 事 乎 諸 聞 食 止 宣 復 勅 久 惡 奸 奴 乃 政
 柄 乎 執 天 奏 多 末 不 事 乎 以 天 諸 氏 氏 人 等 乎 進 都 可 方 須 已 止 理

乃如不在阿利都是以今與利後仕奉相乃末仁末仁進用賜然
 之我奏此禪師乃晝夜朝庭護仕奉見先祖乃大臣止之
 天仕奉之位名繼念天在人奈利止云退賜止奏之可止毛此禪
 師乃行乎見爾至淨久佛乃御法繼隆念行朕乎導護
 末須己師多夜須退念在然朕髮會利佛乃
 御袈裟服在正毛國家乃政不行阿流已止不得佛毛經仁勅久
 國王伊王位坐時方菩薩乃淨戒乎受與止勅天在此仁依天念
 倍方出家天毛政乎行仁豈障倍物仁不在故是以帝乃出家之天伊
 未須世仁方出家之天在大臣毛在倍之止念樂末須位仁方阿良禰止毛此
 道鏡禪師乎大臣禪師止方授末都流事乎諸聞食止宣復勅久
 天下乃人誰君乃臣仁不在安良武心淨久之天仕奉長武此之實能
 朕臣仁方在武夫人止之天己先祖乃名乎興繼比呂米武止不念阿流

方ハ不在是以天明久淨岐心以仕奉氏氏門絶多末方須治賜
 止トノリヲマフホミトモレクキコシメサヘノルマタリヲマフカヘマフルサマニシタガヒカエフリクラキアグクマヒヲサメタマハ
 久止ノル宣

仲末呂伊字、一本に可三作るは、此伊いふ助辭をしらず、いふかりて、さかしらに改めたるひがと也、可にては、
 中々に穩ならず、此伊の事、第六詔にいへり、○奸は、加陀米流に訓べし、欽明紀に、奸倭又奸心、推古紀に、奸
 また倭、孝徳紀に、奸なご有、下文に、奸美詔天、また悪久、奸奴なご見ゆ、○傾動武生矣、卅三詔にも、朝廷チ動之傾無正
 謀、卅四詔にも朝廷チ動傾生矣なご有、卅三詔には、動ノ字を別て讀たれき、なほ二字を、カタブケに訓て有べし、○
 鈴印チ奪は、上に引る文に、逆謀願泄ある次に、高野天皇、遣少納言山村王、収中宮院鈴印、押勝聞之、令其男
 訓儒麻呂等、遊而奪之云々、また同月癸亥、日の勅にも、乃今月十一日、起兵作逆掠奪鈴印、ある是也、鈴印の事
 は、十九詔の處にいへり、○掠は、加蘇比に訓べし、十九詔に、高御座次チ加蘇比奪、○捨岐良比、十九詔に、伎良比賜
 弃賜而依、○道祖、天平寶字元年三月丁丑、皇太子道祖王云々、是日、廢皇太子、以王歸第、ある是也、此王の
 事、十九詔の處にいへり、○鹽燒云々は、上に引る、押勝が近江國に走りたる、ある文のつゞきに、偽立鹽燒、爲
 今帝、有、又同月癸亥、日の勅にも、竊立氷上鹽燒、爲今皇、見ゆ、此王の事も、十九詔にいへり、○官印手押天、乾
 政官の印也、此月丙午日、高野天皇の勅に、今聞、逆臣惠美仲麻呂、盜取官印、已逃去者、有、此印を、近江に賣
 下りて在し也、○書手散天、散は、阿加知に訓べし、繼勢紀に、散置諸縣、有、書は官符也、これを偽造て、頒ちたる也、

癸亥日の勅に、造_リ偽_リ乾_リ政_リ官_リ符_リ發_リ兵_リ三_リ關_リ諸_リ國_リ、奔_リ據_リ近_リ江_リ國_リ、見_レの、天_ノ字、本_もに乎_に誤、今_改む、〇告知_ルは、鹽_ノ燒_ノ王_ヲを立て、帝_ニしたるよしを也、〇復_ク云_フ、印_本には、久_ク字_ナし、今_一本_に依、〇今_乃勅_マ云_々は、此_度立_ラたる今、帝_ノ勅_ヲを也、〇先_ニ詐_シ云_々は、詳_ナらざれども、強_テい_ハ、押_勝、逆_謀い_マだ顯_ハれざりし程に、國_々へ勅_有し事_モも、皆_己が心_にはありしかども、其中_に、今_は己_がため_に利_カらざる事_モも、有_ル故_に、それ_ヲば、詐_ナりし_レぞ令_シなるべし、〇不_レ得_ハ、此_不得_ハ、漢_文言_ニて、制_令に常_に多_シ、そ_は云_々する_レ勿_レれい_ふさは、い_さ、か心_ばへ異_トして、今_、世_俗言_に、云_々する_レこ_こならぬ_レい_ひ、命_令の文_書に、不_レ相_成い_ふに當_レり、〇三_關、軍_防令_に、凡_置關_應守_固者_、並_置配_兵士_、分_番上_下、其_三關_者、設_鼓吹_車器_、國_司分_當守_固、所_配兵_士之_數、依_別式_ニ見_エて、三_關は、義_解に、伊_勢鈴_鹿、美_濃不_破、越_前愛_發是_也有_、本_に、愛_字を受_ニ誤_レり、天_平神_護元_年三_月勅_に、伊_勢美_濃越_前者_、是_守關_之國_也見_エ、固_關使_は、件_の三_國に遣_ハしたると、紀_中に見_エたり、越_前の愛_發を除_キて、近_江の逢_坂を加_へて、三_關せ_られしは、後_の事_也、さて愛_發は、阿_良知_ミ訓_べし、萬_葉十_に、有_乳山_峯の沫_雪寒_くふるらし、こ_よめる所_にて、敦_賀郡_也、類_聚國_史に、天_長九_年に、越_前國_荒道_山、道_ヲ作_ルい_ふと見_エたるは、修_理せしをい_ふなるべし、始_めて開_{ける}よしにはあらず、さて藤_原内_麻呂_公の子_に、愛_發卿_いふ_が有_しも、此_地名_也、然_るをチ_カナリヨシ_アキラな_き訓_るは、み_だり_也、さて此_三關_は、思_ふに、天_智天_皇の大_津宮_の御_時の定_めに_ぞ有_けむ、三_處みな、近_江國_の堺_なれば_也、もし大_倭の京_{の時}、定_められ_むには、伊_賀を經_て、伊_勢へ下_る堺_なき_のも、入_ルべきと_{なる}に、彼_、道_なき_のは入_ラされ_ば也、さて近_江の堺_にこ_りて、西_方なる_は、此_數に入_ラずして、三_關みな東_方なる_は、東_方の國_々を_ば、殊_に嚴_に警_らる_、よし_ぞ有_けむ、かく_て延_曆八_年七_月、勅_伊勢_美濃_越前_等國_ニ置_關之_設、本_備非常_、今_正朔_所施_、區_宇無_外云_々、宜_其三_國之_關、一_切停_廢、所_有兵_器糧_糈、運_收於_國府_、自_外館_舍、移_建於_便

郡_いさて後_紀に、同_二十_五年_三月_遣使_、固_守伊_勢美_濃越_前三_國故_關、_こある_は、非_常の_時に臨_みては、な_ほ使_ヲ遣_シて、故_關を_守らしめ給_ひし也、又_同紀_に、弘_仁元_年九_月云_々、仍_遣使_、鎮_固伊_勢近_江美_濃等_三國_府并_故關_、こ_{ある}は、此_ほぎ越_前の故_關を_ば除_{きて}、か_、る非_常の_をりも、近_江の逢_坂の故_關を加_へて、守_{らしめ}給_へる也、さ_るはい_かなるよし_{にて}、然_改められ_けむ、し_らね_きも、思_ふに、越_前は_ほぎ遠_くして、使_ヲ遣_すに煩_{ある}故_に、ち_かき逢_坂に_かへて、古_の三_關の例_ヲを遣_{され}たる_にや、此_ほぎは_はやく、故_關を_守る_こい_ふも、た_古の例_によ_らる、儀_式の_みの如_くにて、實_に守_{らし}む_るにはあ_らざ_りけ_む故_に、か_くはな_るなるべし、もし然_らずは、山_城の京_{より}は、逢_坂は、鈴_鹿不_破の關_ニ、二_隔に重_{なり}て、いた_らなる_をや、〇一_万國_は、何_れの國_{なら}む、詳_{ならず}、〇軍_丁は、兵_士を軍_にた_、する_をい_ふ、持_統紀_に、軍_丁筑_紫國_上、陽_呼郡_大伴_部博_麻呂_云々、還_至筑_紫云_々、詔_博麻_呂曰_、於_天豐_財重_日足_姬天_皇七_年、救_百濟_之役_、汝_爲唐_軍一_見虜_云々、汝_獨淹_滯他_界、於_今三_十年_癸云_々、これ_にて其_やう_を知_べし、〇之_我は、其_が也、上_に見_ゆ、本_に、之_字を脱_せり、今_一本_に依、〇一_仁は、ヒ_タブル_ニ訓_べし、〇欲_來仁_は、常_{にい}ふ_ほしい_ま、に_也、ま_にく_を、ま_にこ_のみ_いへ_る例_、万_葉四_に、天_皇之_行幸_乃隨_意、六_にも、天_皇之_行幸_之隨_こ有_、此_處、一_本又_一本_{には}、末_仁末_仁作_れき、件_の例_有、故_に、今_は印_本又_一本_なき_のま_にに_舉つ、〇豐_成朝_臣は、天_平神_護元_年十_一月_戊午_朔甲_申、右_大臣_從一_位藤_原朝_臣豐_成薨_ス見_エて、そ_こに傳_{あり}、武_智麻_呂公_の長_子也、薨_時六_十二_歳なり_き、〇讒_は、志_許遲_ニ訓_べし、字_鏡に、譖_、讒_也、志_己豆_、また_讒、與_己須_ニ見_え、書_紀に_も、ヨ_コス_ニ訓_り、こ_は治_字あ_{れば}、さ_は訓_がた_し、孝_德紀_に、蘇_我臣_{日向}、譖_倉山_田大_臣於_皇太_子曰_、云_々、將_反其_不久_、〇位_ヲ退_、古_は官_をも_位い_ひし_は、常_の事_也、こ_はか_の天_平實_字元_年、橘_奈良_麻呂_卿の_事の_時、七_月乙_卯、遣_中納_言藤_原朝_臣永_手、左_衛土_督坂_上忌_寸犬_養等_、就_右大_臣藤_原朝_臣豐_成第_一宣_、勅_曰、汝_男乙_繩、關_免逆_之事_、宜_禁進_者、即_加三_肱

禁、寄勅使進云々、勅曰、右大臣豐成者、事君不忠、爲臣不義、私附賊黨、潛忌內相、知構大亂、無敢奏上、及事發覺、亦不肯究、若怠延日、殆滅天宗、嗚呼宰輔之任、豈合如此、宣停右大臣任、左降太宰員外帥、此見たり、これ押勝が讒によりて也、○本乃大臣乃位云々、此月〔寶字八年九月〕戊申、以太宰員外帥正二位藤原朝臣豐成、復爲右大臣、賜帶刀四十人、甲寅、授從一位、また廿六卷、かの傳に、其弟大納言仲滿、執政專權、勢傾大臣、大臣天資弘厚、時望攸歸、仲滿每欲中傷、未得其隙、大臣第三子乙繩、平生與橋奈良麻呂相善、由是奈良麻呂等事覺之日、仲滿誣以黨逆、左遷日向掾、促令之官、而左降大臣、爲太宰員外、大臣到難波別業、稱病不去、居八歲仲滿謀反伏誅、即日復本官見たり、○惡久軒奴は、仲麻呂をいふ、○奏多末事は、仲麻呂が奏せる言也、○進は、官位を進め昇す也、○都可方頭は、使ひ玉ふなり、○仕奉良相乃末末云々、今までは、仲麻呂が政を執行へると、邪曲にありし故に、何事も、理のごとくならざりしを、今よりは、その人々の、仕奉らむ狀にしたがひて、こまわりの如く、進めつかひ玉はむ也、相字も、サマ訓べけれども、なほ狀を誤れるならむか、狀相も、草書はや、似たり、卅二詔に、其仕奉隨狀治賜人存在なご有、印本に、上の仁字を落せり、今は餘の本ごもに依、○之は、其がにて、仲麻呂をいへり、○奏之は、マナシク訓べし、此之久の事、十三詔にいへり、一本に久字を、天ミ作るはひがとなり、○此禪師は、道鏡をいへり、此僧が事は、四十一詔の處に、委くいふべし、さて禪師は、ひろく僧のをいへるにはあらず、そのかみかきいふ職有し也、卅二の卷、此道鏡が傳に、入内道場、列爲禪師、見たり、又同卷に、禪師某々、十人を舉て、當時稱爲三十禪師、其後有闕、擇清行者補之有、後に内供奉十禪師いふもの是也、○先祖乃大臣、道鏡は、弓削連氏也、姓氏錄に、弓削宿禰四腹見たる中に、左京師別上に出たるは、石上同祖ある、此同姓なるべし、石上は、古の物部氏也、三代實錄卅二にも、弓削連、神髓速日命之後

也、こいふ見えたり、さて先祖乃大臣は、守屋大連をいへるなるべし、かの大連を、物部、弓削、大連いへればなり、石上同祖ある弓削氏は、此大連の末にぞありけむ、さて大連を大臣いへるは、古の大連も、今の大臣にあたる職なれば也、古物部氏の人の、大臣になれりしとはなし、もこより弓削氏に大臣あるとなし、○位名、名は職業也、上にいへるがどし、○繼念天は、先祖の大臣の位名を繼て、大臣にならむ欲する人也となり、○退賜奏之、上文、押勝が傳を記されたる中に、獨擅權威、情放日甚、時道鏡常侍禁掖、甚被寵愛、押勝患之、懷不自安云々、こある如くなれば、これを退け給ふべきよしを、奏せしなるべし、○至天淨々、かくさまにいふ至ては、もこ皇國言にあらず、漢文言也、久字、本に之に誤れり、○繼隆隆、隆は、比呂米訓べし、下文に、繼比呂米武止、こある同意也、○已師手改は、朕師をや也、夜は、夜波の意也、○多夜須久は、憚るべき事を、はからず、軽々しく物するをいふ、古今集序に、位高き人は、たやすきやうなればいれず、こいへるたやすき同じ、夜字、印本に衣に誤、今は一本に依れり、○念天在部は、押勝は、退け給へし申つれども、朕は然思ひて、退けずして在つこ也、○髮手曾利云々、廿七詔にも、是以前出家、佛弟子成就見えたり、或書に、天平寶字六年六月、出家、法諱法基尼有、此事紀にはもれたり、○國家乃政手云々、廿七詔に、但政事、云々、國家大事、賞罰二柄、朕行有き、○國王云々は、梵網經に、若佛子、欲受國王位、時、受轉輪王位、時、百官受位時、應先受菩薩戒、一切鬼神、救護王身、百官之身、諸佛歡喜云々、こいへるを、少し文をかへて、引れたるなるべし、王字、一本に主ミ作るはわろし、○菩薩淨戒、卅八詔にも、朕佛御弟子等、菩薩戒手受賜天在、こ見えたり、法苑珠林一百七、受戒篇、三聚部に、夫十善五戒、必須形受、菩薩淨戒、可三以心成、故戒法理曠事深、在家出家、平等而受云々、また、云々、受得菩薩三聚淨戒、其三是何、一者攝律儀戒、二者攝善法戒、三者攝衆生戒云々云り、これ菩薩戒は、大乘の戒なれば、殊に受行ふ行はなくして、た心のう

への戒也、可_レ以_レ心成_レこいへる是也、續後紀世に、是日天皇落_レ筋入_レ道、誓受_レ清戒、三代實錄八、圓仁傳に、天安二年云々、明年、天皇屈_レ圓仁於_レ内裏、受_レ菩薩戒、また貞觀二年、淳和太后云々、請留_レ圓仁、受_レ菩薩大戒、三年太皇太后藤原氏云々、受_レ菩薩大戒三昧耶戒及壇灌頂、○此_レ依_レ天、すべて語の頭に、仍_レ因_レなきいふと、漢文には常のとなれども、皇國言には、さるこなきし、語の頭なれば、必_レこ、のどく、これによりてこいへり、然るを續後紀三代實錄なきの宣命に、頭に因_レこいへるとあるは、漢文にうつりて、古語の格を失へり、今世の人、文をかくに、これによりてこいはむは、煩はしと思ひて、たよりてこいふを、簡にして雅たりこ心得て書は、此わきためをしらざるひがと也、○豈云々、卅八詔に、豈障事_レ不在_レ、四十二詔に、豈敢_レ云々事_レ無_レ仁德紀大后の御哥に、阿_レ瑪_レ區_レ望_レ阿_レ羅_レ備_レ、万葉四に、豈不_レ益_レ歟なき有_レ、古言の豈は、漢文のいひざまこは、いさゝかかはれり、萬葉十六に、豈_レ不_レ在_レもあるは、何の論もあらず也、師のいはれし、其意也、さてこ、にかく説玉へる意は、菩薩戒を受ても、王位に在_レべきと、かの經の文のどくなれば、今朕_レ出家の身ながらも、政を行はむに、なてふこかあらむ、さはるとあらじ也、○帝_レ字、一本に常に誤れり、○出家_レ在_レ、印本に此下に、細書の天字あるは、誤也、今は一本又一本なきに、無きに依れり、天は、もしくは无_レを誤れるにもあらむか、○樂は、五教反音ゲウにて、願ふこ也、佛書に多くつかへる字也、四十一詔にも、世間_レ位_レ手_レ求_レ多_レ布_レ事_レ都_レ天_レ無_レ、また世間_レ乃_レ位_レ冠_レ事_レ不_レ樂_レなきあり、○大臣禪師_レ止、此詔につゞきて、又勅、以_レ道_レ鏡_レ禪_レ師_レ爲_レ大臣禪師、所_レ宜_レ下_レ知_レ此_レ狀_レ、職分封戸、准_レ大臣_レ施行_レ有_レ、○誰_レ曾_レ字、本に河_レ作_レるは、何を誤れるなるべし、されま今は、一本又一本なきに、曾_レあるに依れり、凡_レたれかこいふとを、古語には、たれぞこいへる多し、古事記雄略天皇の大御哥に、多_レ禮_レ曾_レ意_レ富_レ麻_レ幣_レ爾_レ麻_レ衰_レ須_レ、色葉哥に、わが世たれぞつねならむ、此外万葉又さいばらの淺水哥なきにも有_レ、○君_レ乃_レ臣、この臣は、夜_レ都_レ古_レ訓_レべし、書紀にも、君に對_レていふ意の臣は、みながら訓り、おみこいふは、朝廷に

仕奉る人を、敬ひていふ稱也、○仕奉_レ此_レ、此所、かくても聞えぬにはあらざれども、穩ならず、此_レ字は衍にて、仕奉_レなり、之_レ字、印本なきには、曾_レ作り、其もあしからざれども、今は例多きに依て、一本又一本なきに從へり、○朕_レ臣、この臣は、おみこ訓べし、○夫_レ、すべてかくさまに、語のはじめに夫_レいひ出るは、皇國言にあらず、漢文言也、然るに四十四詔四十五詔なきにも、此言有_レ、又五十四詔に、其高御座云々もあるも、字は其_レ書_レたれども、夫_レの意也、此_レほきは、やうく漢文讀_レのうつりて、かゝるたぐひ、及_レ所_レなき、これかれまじれり、○名_レ字は、職業を也、○仕奉_レ狀_レ隨_レ天_レ云々、上は、ひろくゆくさままでをかけて詔玉ひ、これは、此度行_レひ給ふとを詔玉ふ也、故_レ別_レて又宣_レこいへり、さて此詔は、今_レ帝の御にはあらず、高野_レ天皇の詔也、

第廿九詔

同年十月壬申、高野_レ天皇、遣_レ兵部卿和氣王、左兵衛督山村王、外衛大將百濟王敬福等、率_レ兵數百、圍_レ中宮院、時帝邊而不_レ及_レ衣履、使者促_レ之、數輩侍衛奔散、無_レ人可_レ從、僅_レ與_レ母家三兩人、步_レ到_レ圖書寮西北、立_レ地、山村王宣_レ詔曰_レあり、

掛_レ末_レ久_レ毛_レ、畏_レ朕_レ、我_レ天_レ先_レ帝_レ、乃_レ御_レ命_レ以_レ、天_レ朕_レ、仁_レ勅_レ之_レ久_レ、天_レ下_レ、朕_レ子_レ伊_レ末_レ之_レ仁_レ、授_レ給_レ事_レ乎_レ之_レ、云_レ方_レ王_レ乎_レヲ、奴_レ止_レト、成_レ止_レト、奴_レ乎_レヲ、王_レ止_レト、云_レ止_レト、汝_レ乃_レ、爲_レ奉_レ末_レ仁_レ末_レ仁_レ。

假令後帝立在人立後汝無禮不從奈賣
 在人帝位置不得又君臣乃理從貞久淨
 心以助奉侍帝在已方得止勅可久在御命朕
 又一二乃豎子等侍聞食在然今帝侍人此年己
 呂見其位不堪是乃味仁不在今聞仲麻呂同心竊朕
 掃謀又竊六千乃兵發等等乃比又七人乃味之天關仁
 入牟止毛謀精兵乎之天押之非天壞亂罰滅止云故是以帝位
 退賜親王乃位賜淡路國乃公止退賜止勅御命聞食
 止宣

天先帝は、聖武天皇を申給へる也、四十五詔にも、天乃御門帝皇^{スラガ}こあるも同じ、猶天のみかきこ申奉ると、彼處に云べし、○伊末之は、汝にて、高野天皇をさして詔玉ふ也、本に、伊末仁^ミこ、細書にせるはわろし、字の次第は、横に讀例に書る也、○授給にて、語絶たり、○事之云方、乎字は、止を誤れる也、事あらむにはこいはむが如し、万葉四に、事之有者、火爾毛水爾毛、吾莫七國、○王乎奴生云々、此奴は、臣也、良に對へる奴婢にはあらず、字にか、はるべ

からず、古は王臣^{ミヤノミ}分云て、諸王臣下^{ミヤノミ}は、尊卑きけちめ、こよなかりき、此御世のころになりては、さもあらずりしかも、猶古の定まりの意はのこりて、王は尊く、臣は卑き物として、かくは詔玉へるなり、○王生云^ミ、王は、降して臣にもなすべきものなるが故に、成生^ミこいへるを、臣は、王になるとは、かけてもかなはぬ物なる故に、成生^ミこいはて、云^ミ生^ミこいへり、心をつくべし、○末仁末仁は、こにて語絶たり、汝の心のま、にせよの意なり、下の仁字、おほくの本に、爾^ミ作り、今は一本に依、○後仁は、今より後に也、○立^ミ後仁、かく用言の下を、之^ミ承る例、十四詔にいへるが如し、立て後にこいふに同じ、○奈賣、賣字、本に壹に誤、今改めつ、一本に未^ミ作るは、米を誤れる歟、なめくも、るやなく同意にして、無禮^ミ書り、かく同意の言を重ねいふは、古の常也、万葉十二に、妹登^ミ日者、無禮恐、繼體紀に輕、安閑紀に輕、中昔の物語書にも、なめけ^ミ有、○君臣乃理^ミ從天^ミは、帝^ミ立^ミてありとも、汝^ミ高野天皇^ミをば、君のぞく尊み、みづからは臣の如く仕奉れ^ミ也、君臣の義により從ふ也、○助奉侍^ミ之、高野天皇を助奉也、牟の下に、人^ミこいふとを加へて心得べし、さてつかへまつるを奉侍^ミ書る例、卅一詔卅二詔四十詔なきにもあり、○得^ミ止は、上の不得に對へては、延與^ミ訓^ミべけれき、なほ延^ミ止^ミ訓^ミむぞ穩ならむ、○勅^ミ、件^ミのここく聖武天皇の詔玉ひよし也、○可久在、本^ミきもに、在^ミ字脱たり、今は一本に依れり、○豎子^ミは、十七詔に出たり、止は與也、○侍^ミ天^ミは、聖武天皇の大御前に也、○聞食^ミ天^ミは、御みづから詔玉ふ也、○今帝^ミは、今^ミ讀て、帝^ミ讀べし、又廿七詔にも、今帝^ミあれば、こも然訓^ミむも、あしからじ、帝^ミ字、一本に命に誤れり、○是乃^ミ不在^ミは、加^ミ以^ミこあるも同じ、乃^ミ字、印本に可^ミに誤、今^ミ一本に依、○同心^ミ之笑は、コ、ロヲカハシテ^ミ訓^ミべし、廿三詔に、仲末呂^ミ同心^ミ笑^ミこあるも同じ、又十七詔に、諸同心^ミ爲而、四十一詔に、同心^ミ手^ミ以^ミ天^ミなきあるは、字のま、に訓^ミべし、○掃^ミは、退^ミけ除^ミく意也、古事記書紀万葉に、退^ミ撥^ミ除^ミ掃^ミ平^ミなきあるは、不服人^ミをはらひ除^ミくにて、言は^ミ一^ミ也、○又竊^ミ、竊^ミは、下^ミの謀^ミ利^ミへ係れり、○

發之、之字、諸本に止に誤、今改、○等々乃此、こは兵ミミのふるなれば、等々乃倍ミ有べきに、比字は、寫誤なるべし、四十五詔に、心等々能倍ミあるぞ正しき、此言は、集ひ集へ、幸ひ幸へなきに、同じ格の言にて、比ミ倍ミ、自他の差別あれば也、さてミ、のへは、呼集めてそふる也、万葉二に、御軍士乎、安騰毛比賜、齊流、鼓之音者、三に、網子調流、海人之呼聲、十に、左男壯鹿之、妻整登、鳴音之、廿に、安佐奈藝爾、可故等々能倍なき有、○又七人乃味矣、關仁入止毛、此處の文、心得がたきを、強てこ、ろみにいは、七字は、土の誤、味字は、狀の誤にて、土人乃狀矣歟、然云意は、發さむ謀る兵は、關より彼方の國の兵なるを、關を入るに、そのあたり近き郷民の狀に詳りて、越しめむこいへるにや、あらむ、いづれにまれ入牟は、イレムミ訓べし、さて件の意ミしては、又字いかなるやうなれきも、兵を發さむ謀り、又其兵の、關を入るべきやうをも謀れるよし也、又思ふには、關字、關なきの誤歟、舒明紀に、關門をウチツミカドミ訓れば、高野天皇のまします宮の、内つ御門をいへるにて、發したる兵の内、其間にはたゞ七人のみをして、ひそかに入らしめむこいへる歟、さるにては、七人ミ數を限れるこも、いかなるなれば、なほ七字は誤りか、かにかくに思ひ定めがたし、なほ後のよき考へをこそため、○精兵は、トキイタサミ訓べし、仲哀紀に、シラケツハモノミ訓るは、ひがと也、またトキツハモノミ訓る、トキはよろし、○押之天、之非は、強には有べからざれば、誤字なるべし、其字いまだ考得ず、○尉字は、討を誤れるなるべし、○云案利、上の竊朕云々よりこれまで、云々非謀案利、云々非謀案利、云々非謀案利、いくつにも別て舉たるは、數人の告奏したる事きをも、おのゝ別に舉たるなるべし、其中に、謀けりこいふは、然謀玉ひよしを聞食して也、云案利は、然云給ひよしを聞食して也、○淡路國乃公は、古の肥君上毛野君下毛野君なきの類は、異にして、皇國に例なき號なれば、漢國の諸侯の中の、公こいふ爵の例聞えたり、藤原不比等大臣を、追以近江國十二郡封爲淡海公、ミあるに同じ、○退賜は、淡路國に退去

やり給ふ意也、位號を退け給ふとは、上に退賜天こあれば也、○此詔につゞきて、事畢將公及其母、到小子門、庸道路鞍馬一騎之、右兵衛督藤原朝臣藏下麻呂、衛送配所、幽于一院、勅曰、以淡路國、賜大炊親王、國內所有官物調庸等類、任其所用、但出舉官稻、一依常例、見えたり、

第三十詔

上件の文の次に、又詔曰、こあり、

船親王 九月五日 仲麻呂 二人 謀書 作朝庭 咎
 計將進 謀又仲麻呂 家物計書 中仲麻呂 通
 謀文有是以親王 名波下諸王 成隱岐國 流賜
 又池田親王 此夏馬多集 事謀所聞 如是 在事阿麻
 多太比所奏 是以親王 名波下賜 諸王等 志豆 土左國 流賜
 詔大命 聞食 止 宣

船親王、次なる池田親王と共に、廢帝の御兄王にて、天平寶字三年六月、親王になり給へりしと、廿五詔の處に見えたるがどし、○九月五日は、仲麻呂が謀反の、いまだ覺れざりしほご也、かの顯れたるは、同月乙巳にて、十一日也、○書作云々は、朝廷の政道の、よろしからざるともを、かぞへたて、條々して、その書をたてまつらむ謀る也、咎は、失いはむが如し、さてこは、廢帝の御世なれども、政は、高野天皇の行はせ給へば、朝廷の咎いふも、かの天皇の御事也、○家物計書は、仲麻呂滅びたる時、それが家のあらゆる物を、檢へて計へ舉たる中に也、今の俗言に、帳につけたたるさいふと也、印本には、流爾二字を脱せり、一本には、流字を留作り、今は又の一本に依れり、次にも流字を用ひたれば也、○書中書は、かの家に有し文書ものの中に也、○通書は、船親王の也、○所奏は、人の告奏せる也、○下賜、下字、一本に不に誤れり、

第卅一詔

同月丁丑、詔曰、こあり、

諸奉侍上中下人等念良久國鎮止方皇太子置定天心
 安於多比仁在止常人乃念云所仁在然今乃間此太子乎
 定不賜在故方人乃能家武止念定流毛必能不在天乃不授所

得在人方受全坐物不在後壞故是以念人
 授流爾依毛不得力以天競物不在猶天乃由流授
 乃方在真辛止念定不賜在故方人乃能家武止念定流毛必能不在天乃不授所
 後乃繼乎不定止仁方不在今之紀乃間方念見定天乃授賜方牟所
 方漸漸現奈武止念天奈毛定不賜勅御命乎諸聞食止勅復勅久人
 人己比岐比岐此人乎立天我功成止念天君位謀竊仁心乎
 通天人伊佐奈比須須辛己止莫己可衣之不成事謀先祖乃
 門滅繼毛絶自今以後仁方明仁貞心乎以天可仁可久仁止念
 佐末多久事奈久之天教賜乃末仁末仁奉侍止勅御命乎諸聞食止勅

念良久、五十四詔にも、云々能念、良願久能恥、志、有、末久は、牟を延たる言也、○國乃鎮、万葉三に、不盡、山をよめる哥に、日本之、山跡國乃、鎮十方、座神可聞、有、○置定、置字、一本に量に誤、○於多比仁は、穩に也、此言、卅八詔四十五詔五十一詔なきにも出、○常人乃は、常に人の也、常の人にはあらず、○今乃間は、俗言に當分さいふ意也、○人乃は、次に出たる天乃に對へていへる人也、○定、流字、一本に漏に誤れり、○能、之字は、久の誤りにても有べし、○天

乃不授所^手、所^ノ字は、作者は、漢文のとく、トコロニ訓べき心にて書たらめきも猶意を得て、三字をサツケザルニ訓べし、さて世中の萬事は、もこより神の御しわざなる中にも、殊に天津日嗣の御位の御事なきは、天照大御神の御心なるべきは、論なきに、其をば忘れて、たゞ漢意によりて、かく天のしわざにいひなせる、物知り人の心は、いかなる心ぞや、これらは道の大本に關りて、いみじき禍言也、なほざりにな思ひ過しそ、○後には、始に對へていへるのみにて、輕し、さて天乃云々より、壞まては、廢帝の御事を、御心に持て詔玉へる也、○不^レ得^レは、全く持つとあたはずして、壞る、は、まことに得たるには非る故にいふ、○力^手以^天云々は、己が力を以て、あらそひて得べきにもあらず也、○定不賜^ヲ、印本には、不賜の二字なきを、今は一本に依れり、前後の例みな、此二字あれば也、但しさては、奴^ノ字あまれるが如くなれども、かゝる例多し、不知爾なき書る爾^ノ字のたぐひ也、○今^レ新^レ間^方、之紀は、添^レたる辭^ニ聞^レゆ、今^レ之^レもいへり、さればこれも、上に今^レ間^ニあると同じ也、萬葉七に、今^レ數^者、見^レ目^屋跡^念之、これもたゞ今^レ者^ノ意也、本に此數を、シクニ訓たれど、こゝに照して、シキニ訓べし、○念^見定^無、考へてよく見定めむ、その間にいふ也、○所^カ、これもトコロハニ訓べき心にて書るには有べけれど、なほ意を得て、ヒトハニ訓べし、○漸々は、夜々夜々爾^ニ訓べし、俗言に、そろ／＼ニ次第にいふ意也、萬葉五に、漸々、加多知都久保里、これをヤウヤクニニ訓るはわろし、又七に、奥津梶、漸々志夫乎、これもシバ／＼ニ訓るはひがと也、又志夫乎は、尔^水手^ヲを誤れる也、さてつねに漸をやうやういふは、や／＼の、音便に類れたる也、又やうやくいふは、やうやうの下^ノうを、よくあしくなきの類のくを、ういふ格^ニ心得て、そは正しからずし、く^ニ云^ヲを正しと思ひて、さかしらにいひ出たるにて、いよくわろし、○現象は、俗言に、知れて來^ウ出^テ來^ウいふにあたり、○己^比岐^々、卅三詔にも、己^可心^乃比^岐々々、四十五詔にも、己^比岐^婢企、萬葉十四に、己^許呂^妣吉、十九に、あらたまの年のを長くあひ見てし彼^心引^將忘^也毛、○此人^手は、某

人^手の意なるを、然思ふ者の志^志す^ニころにつきて、此人^ニはいへる也、○須々^止莫、こはみづから進むをいふにあらず、人を勧むるをいふ言なれば、卒の下に、流^字おちたるかとおほゆれど、萬葉に、流る、某^いふ^{べき}を、流る某^いへる類、これかれあれば、古言には、かくもいひしこそ、○己^可成^不成^事、衣^之、心得がたし、誤字歟、又は之は助辭にて、衣は得歟、もし然らば、得成すまじき事也、なほよく考ふべし、○謀^謀は、謀るにてぞ也、○繼^手絶^繼は、世繼にて、子孫いふ、さて人々いふより、これまでは、かの橘、奈良麻呂等の謀反の事、又仲麻呂が事なきを、御心に持て、詔玉へる也、故^次に、自今以後^方有^仁方^ハ、簡別^辭也、○可^仁可^久仁^ハ、萬葉に左右^ニ書^リ、彼^ニ此^也、○念^佐末^多久^流有^必き^ニ、流^字なきは、上の須々卒己止^同格也、さて念^妨く^は次^の教^賜、乃^末仁^末仁^ニあるに、逆^ひたる心にて、此御教への趣を、心の内に思ひ妨げて、受^從はざる意也、○教^賜乃^末仁^末仁^ハ、今此詔に教^玉ふま^ニに従^ひ奉^りて也、印本に、上の仁字を脱せり、今は一本に依、○藤原仲麻呂滅びてより後は、萬の政、又道鏡が申すま^ニに、行^ひ玉^へり^ニおほしくて、廢帝を退^給ひしも、皇太子を立^給はぬも、此天皇の再^御位^ニつかせ給へるも、みな此髮長奴が、下心に、時を候て、つひに己^レ位^ヲを得てむ^ニ、窺^へるからにぞ有^けむ、されば此詔も、此奴が、よさまに奏しす^レめ奉^れるま^ニに、かくは詔^玉へるなるべし、

續紀歷朝詔詞解五卷

本居宣長解

第卅二詔

二十六の卷に、天平神護元年正月癸巳朔己亥、改元天平神護、勅曰云々、又詔曰こあり、

天皇 何ガ 大御命 良麻止 勅大御命 衆聞食 止 勅仕奉人等中 爾其
 仕奉 隨狀 治給人 毛 在 又 御軍 爾 仕奉 禮留爾 依 豆 治給人 毛 在 然
 此多 比 賜位 冠 常 與 利 方 異 仁 在 可 久 賜 故 方 平 伎 時 仁 奉 侍 已 止
 方 誰 人 可 不 奉 侍 在 卒 如 此 久 宇 治 方 夜 伎 時 仁 身 命 乎 奉 侍 已 止
 貞 久 淨 心 乎 以 天 庭 乎 護 奉 侍 流 人 等 乎 已 曾 治 賜 比 哀 賜 倍 伎 物
 爾 在 止 奈 毛 念 故 是 以 今 由 久 前 仁 毛 緩 怠 事 無 之 天 諸 能 劣 家 奉 人 等 乎 毛
 教 伊 佐 奈 比 進 常 與 利 毛 益 須 益 須 勤 結 奉 侍 止 之 天 奈 毛 冠 位 上 給

治給 久止 宣御命 諸聞食 止 宣

其仕奉、本も、仕字を脱せり、今補、○御軍云々は、去年九月、藤原仲麻呂を討玉ひし時の事也、此上なる漢文の勅に、其從去九月十一日、至十八日、職事及諸司番上、六位已下、供事者、宜亦加一階、唯正六位上、依例賜物、こあるは、御軍士の外なるべし、○位冠、常に冠位いふを、又かくうちかへしてもいへる例、卅七詔四十一詔なごにも有、○異仁は、氣爾訓べし、異なるを、氣いへると多し、万葉十三に、常從異鳴、○誰人云々は、易ければ、誰こても、みなよく仕奉るこごぞ也、○宇治方夜伎、宇字、印本に牟に誤、今は一本に依れり、此言の意、師の冠辭考、ちはやぶるの條に見えたり、但し此宇治、稜威を、一つにいはれたるは然らず、稜威はもこより別也、うぢはやくは、いははやくもいひ、頭のいを省きて、ちはやくるこもいへり、源比物語、卷に、后の御心いちはやくて、こいへるなごも、同言にて、意も同じ、こは仲麻呂が反逆によりて、乱し有し事をいふ也、○貞淨心、貞字、一本に眞こ作るは、誤なり、又一本には、久の下に、明久の二字有、○勤結、第一詔に出たり、

第卅三詔

同年三月丙申、勅云々、復詔曰こ有、

天下政 君 乃 勅 仁 在 乎 己 可 心 乃 比 岐 比 岐 太 子 乎 立 止 念 天

欲^{ホリ}物^{モノ}不在^{ニハ}然^{ラズ}此^{コノ}位^チ天^{アメ}地^{ツチ}乃^ノ置^{オキ}賜^{タマフ}授^{サツク}賜^{タマフ}位^チ在^{アリ}故^{コト}是以^{シテ}
 朕^{ミコ}天^{アメ}地^{ツチ}乃^ノ明^{アカラフ}奇^{クシ}徵^{シルシ}乃^ノ授^{サツク}賜^{タマフ}人^{ヒト}出^{イデ}奈^ナ止^ト念^{オモヒ}在^{アリ}猶^{ナホ}今^{イマ}乃^ノ間^マ
 明^{アカラフ}仁^ニ淨^{キヨ}岐^キ心^{ココロ}以^{モチ}天^{アメ}人^{ヒト}伊^イ佐^サ奈^ナ方^ハ禮^レ須^ズ人^{ヒト}乎^ナ毛^モ止^ト毛^モ奈^ナ方^ハ須^ズ之^ノ天^{アメ}於^オ乃^ノ
 於^オ乃^ノ貞^{サダカ}仁^ニ能^{アキ}久^ク淨^{キヨ}心^{ココロ}以^{モチ}天^{アメ}奉^{ツカヘ}仕^シ詔^{シク}已^ト止^ト乎^ナ諸^{シロク}聞^ク食^シ倍^ヘ止^ト詔^{シク}
 復^マ有^{アル}人^{ヒト}淡^{アハ}路^ガ仁^ニ侍^{ハハリ}坐^マ流^ス人^{ヒト}乎^ナ率^{キテ}來^キ佐^サ良^ラ仁^ニ帝^{ミカド}止^ト立^{タテ}天^{アメ}下^ノ乎^ナ
 治^{ラサム}之^シ米^メ無^ム等^ト念^{オモヒ}在^{アル}人^{ヒト}在^{アル}真^{マコト}之^ノ止^ト奈^ナ毛^モ念^{オモヒ}然^シ其^ノ人^{ヒト}方^ハ天^{アメ}地^{ツチ}乃^ノ宇^ウ倍^ベ奈^ナ彌^ヒ由^ユ
 流^ル授^{サツク}賜^{タマフ}人^{ヒト}仁^ニ毛^モ不^{アル}在^{アル}何^{ナニ}以^{モチ}天^{アメ}知^{シル}止^ト奈^ナ良^ラ方^ハ志^シ愚^コ仁^ニ心^{ココロ}不^{アル}善^シ之^ノ天^{アメ}下^ノ乎^ナ
 治^{ラサム}仁^ニ不^{アル}足^ズ然^シ乃^ノ味^ミ仁^ニ不^{アル}在^{アル}逆^{サカ}惡^ク仲^{ナカ}末^マ呂^ロ止^ト同^{ドウ}心^{ココロ}之^ノ天^{アメ}朝^{チカド}廷^{テイ}乎^ナ動^{ウカ}之^ノ
 傾^{カク}無^ム止^ト謀^{マカ}在^{アル}人^{ヒト}仁^ニ在^{アル}何^{ナニ}此^{コノ}人^{ヒト}乎^ナ復^マ立^{タテ}無^ム止^ト念^{オモヒ}自^{イマ}今^{イマ}以^{ヨリ}後^ノ仁^ニ如^カ此^カ
 念^{オモヒ}謀^{マカ}已^ト止^ト等^ト詔^{シク}大^{オホ}命^ノ乎^ナ聞^ク食^シ倍^ヘ止^ト宣^{ノル}

比較比較、本にも、比較二字を落せり、今は一本に依れり、此言、卅一詔に出、○欲須は、念天三重なりて、穩ならず聞ゆ、もしくは誤字にはあらざる歟、○天地乃置賜云々、此ほごの物しり人は、皇國の書きては、神代紀をだに讀むにしにや、神代紀よみたらば、よもかくまで、古傳にそむけるこはいはじをや、○故是以、こは本にも、故是位方

作り、それも聞えられ、今は一本にかく有るがまさされるに依れり、位方は、上文より紛れつるものなるべし、○朕は、下の念天係れり、○天地乃明云々は、明かに奇き祥瑞を現はして、天地の授け給ふ人いふと也、○今乃聞方、此言、下に承るころなけれも、太子を立む思ふ心なくてあれいふ意を、次々の言にこめていへる也、○人仁云々は、たひ心のひきく、太子を立むして、いざなひすむる人有るも、いざなはるゝとなかれ也、○止毛奈もなふは、いざ共にせむ、誘ふ意にて、いざなふ同じこなるを、言をかへていへる也、○於乃毛、つねにいふ各は、己己なるを、それに毛を添ていへるにて、各誰もく皆いはいむが如し、○貞能、貞は、貞久貞なごあるをば、タダシクタシキ訓るを、こには仁字あれば、さは訓がたければ、同字を異に訓むは、いかゞなれも、佐陀加爾に訓べし、さだかは、釋名に、貞定也、精定不三動惑也、ミ注せる如き意也、能字は、明を誤れる也、かゝる處に、能久いへる例はなし、卅一詔に、明仁貞心以天、卅七詔に、貞明仁心以天、四十四詔に、淨久貞心以天、なごある例を以て知べし、○淡路左侍坐人は、廢帝也、流字は、須を誤れる也、今の人は、凡て此類を、ますいふも、ませるこいふも、同じご心得て、差あるとをしらず、みづからの文にも、相誤るとつねなるを、古は此けじめさだかにして、混ふとなかりき、こはませるこいふべき處にあらず、必ますこいふべき處也、○佐良仁は、更に、て、復々再也、○字倍奈は、諾也、比を、古は彌もいひしなるべし、○授賜は、帝位を也、○治上不足、すべて云々するにたらずこいふは、或書言也、○朝廷云々、そもく仲麻呂が返逆し時は、此廢帝の御世なれば、其朝廷をこそ、朝廷こはいふべきに、其をおきて、別に高野天皇を、朝廷こは、いかゞなり、意は仲麻呂が方に係ていへるにも有べけれ、語のつき、廢帝にかゝれるをや、○何云々は、此人を復立立むは、念ふべきこにあらずの意也、○謀は、廢帝を再立立む、念謀る也、○止は、夜米に訓て、やめよの意也、○聞食、此上に、諸字脱たる歟、

第卅四詔

同年八月庚申朔、從三位和氣王、坐謀反誅、詔曰、あり、さて此詔の次に、和氣者、一品舍人親王之孫、正三位御原王之子也、勝寶七歲、賜姓岡真人、任因幡掾、寶字二年、【一は三の誤なり】追尊舍人親王、曰崇道靈敬皇帝、至是復屬籍、授從四位下、八年、至參議從三位兵部卿、于時皇統無嗣、未有其人、紀朝臣益女、以巫鬼著、得幸、和氣心挾窺竊、厚賂幣物、參議從四位下近衛員外中將兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守粟田朝臣道麻呂、兵部大輔兼美作守從四位上天津宿禰大浦、式部員外少輔從五位下石川朝臣永年等、與和氣善、數飲其宅、道麻呂時與和氣密語、而道麻呂佩刀、觸門屏折、和氣即遺以裝刀、於是人等心疑、頗泄其事、和氣知之、其夜逃竄、索獲於率河社中、流伊豆國、到于山背國相樂郡、絞之埋于狛野、又絞益女於綴喜郡松井村、あり、復屬籍、是岡真人の姓を停て、諸王に復されしをいふ、以巫より、賂幣物まての文、いさゝか心得がたし、落字なき有歟、さて卅一の卷、藤原永手大臣傳に、道鏡因播磨恩、私勢振内外、自廢帝、點宗室有重望者、多羅非辜、日嗣之位、遂且絶矣、道鏡自以寵愛隆渥、日夜僥倖非望、ある、寶龜二年九月、和氣王男女、大伴王長岡王名草王山階王米女王、並復屬籍、あるを、合せて思へば、この和氣王を、謀反いひなして、かく罪におこせしも、道鏡奴が、誣たるしわざにぞ有けらし、

今和氣勅先奈良麻呂等謀反乃事起在時仲
麻呂忠臣止之天侍然後逆心以朝廷動傾止之天兵

備流時和氣申在此依官位昇賜治賜可久
方阿禮止毛仲麻呂和氣後猶逆心以在復己先靈仁
祈願幣流書見流仁云在天在己我心念求流事成給尊靈
乃子孫乃遠流在天在京都仁召上臣止成云利復己怨男
女二人在此殺賜幣止云在天在是書見謀反乃心阿利止方明仁
見都是以天法乃末仁末仁治賜止宣

謀反乃、こゝは乃字あれば、音に讀べし、此謀反の事は、十六詔より、廿二詔までに出、○仲麻呂伊、伊字、一本に可ミ作るは、ひがと也、可にては、語ミのはす、○傾其矣、一本に、之字なし、ひがと也、○和氣伊云々、伊字、一本に何ミ作るは、例のさかしらのひがと也、何にては叶はず、さて仲麻呂が謀反を、此王の告奏されし事、紀には見えざれども、仲麻呂誅されたりし時の詔の次に、此王從四位上より、從三位に叙せられ、又此年【神護元年】三月に、功田五十町を賜へる事なきあるは、告奏されし故に聞ゆ、○官位云々、位の事は、右のごとく、其時從三位になされたるよし見えて、任官の事は、もれたるを、此はじめに引る文に、寶字八年、至參議從三位兵部卿、見えたり、○仲麻呂和氣云々、仲麻呂が逆心の事は、既に上に見えたるに、又かくあるは、事重なりて、いかゞなるを、こは思ふに、此和氣も、かの仲麻呂、同じやうに後には、こいふ意なるべし、○後上猶、猶は、はじめは善かりしかども猶也、又これも仲

麻呂と同じく、こいふ意も、おのづから含みて聞ゆ、○復已_レ毛_ハ、可_クを誤れるか、又は之_レにて大書歟、いづれにま
 れ、必_ズがこ有_ルべき所也、○先靈は、於_テ夜乃美多麻_ニ訓べし、祖父舍人親王、又父御原王なきの御靈也、○見_レ、一
 本、仁_ノ字を脱せり、○云_テ天在_ル久_ク、其祈の書に、書_テ有_ルしやうはこ也、あらくは、あるを延たるにて、いふをいはくこい
 ふこ、同格也、○口_ニ心は吾_ノ心也、○成_レ給_ル天_ニ、天波は、たらばの意也、波_ノ字濁りて讀べし、○尊靈は、其靈に對ひて、申
 す言なる故に、尊_{コト}いへり、○子孫は、こ_ハ古_ノ母_ニ訓べし、子_{コト}いへば、子孫にもわたるなり、こ_ハウミノコな
 る訓_ハむはわろし、○遠流_ハ天在_ル手_ニ、流_ハ天は、波_ノ夫_ニ理_ト且_ニ訓べし、古事記に、輕_ノ太子の、伊豫國に流_レたれ給_ル時の御哥に、
 意_ハ富岐美_ニ、斯_レ麻爾波_ニ夫_ニ良_ニ婆_ニ有_ル、放_レ溢_ル也、放_レ棄_ル遺_ル意也、万葉十九に、四方_ノ之人_ニ乎_ニ母_ニ、安_レ夫_ニ左_ニ波_ニ受_ル、はふるこあふ
 る_ニ同じ、五十一詔に、彌_レ麻_ノ之_ニ大_ニ臣_ニ之_ニ家_ニ内_ニ子_ニ等_ニ、波_ノ布_ニ理_ニ不_レ賜_ル、失_レ不_レ賜_ル、慈_レ賜_ル等_ニあり、舍人親王の御子たち、船
 王は隱岐國に、池田王は、土左國に流_レされ玉ひしと、卅詔に見えたるがこし、此_ニ二王の子たちもあらば、それらを
 も包_カたるべし、廢帝は、下文に依_ルに、此内には入_レからず、さて在乎_ニ毛_ニあるべき語の勢ひに聞ゆれば、乎_ノ方_ノ字
 は、毛_ノを誤れるか、但し吾_ハ天皇_ニなり、云々乎_ノ方_ノ云々せむこ、對_テいへる意に見れば、乎_ノ方_ノにてもよろし、○召上
 万葉五に奈_レ良_ニ能_ニ美_ニ夜_ニ故_ニ爾_ニ、呼_レ佐_ニ宜_ニ多_ニ麻_ニ波_ニ禰_ニ、○臣_ニ成_レ也、本_ニ、无_レ止_ニ二字_ニなし、一本には、无_レ字_ニありて、止_ノ字_ニなし、
 今は又の一本に依_ルり、さて此_ニ臣_ニいへるは、上代に、八十_ノ伴_ノ緒_ノの中に、京_ニ侍_テ、殊_ニにしたしく仕奉_ルるを、臣_ニ連_ニい
 へる、その臣_ノの心ばへにて、朝廷に近く仕奉_ルる人_ニなさむこいふとなるべし、王臣_ニ王_ニ對_テいふ臣_ニにはあらじ、かの
 船_ノ王_ニ池田_ノ王_ニなき、親王をばおされ玉へれし、諸王になされしかば、猶_ニ王_ニなるを、臣_ニになさむは、いよくおこすし
 わざ也、臣_ハ、王_ノより卑_シければ也、○己_ハ怨_ル男女_ニ二人_ニは、高野_ノ天皇_ニ道_ニ鏡_ニなるべし、怨_ハ、ウラメシキ_ニも訓べ
 けれしも、假_レ字_ニ添_レざれば、阿_ノ多_ニなるべし、こはあたし申_ルべきよしはなけれしも、己_ハ天皇_ニならむ_ニ望_ルむには、妨_レな

ればいふ也、○殺_レ賜_ル、これまで祈_リの書にいへるよし也、一本に、此下_ニ今_ニ一つ_ニ殺_レ賜_ル、二字_ニあるは行_也、○謀_レ反_ル心_ハ阿_ノ利_ニ止_レ、
 阿_ノ利_ニ二字_ニ、一本_ニ在_レこ作り、

第卅五詔

上に引たる文につゞきて、是_レ日_ニ又_ニ下_ニ詔_ニあり、

粟_ハ田_ノ道_ノ麻_ノ呂_ノ大_ノ津_ノ大_ノ浦_ノ石_ノ川_ノ長_ノ年_ノ等_ノ勅_ニ久_ク朕_ハ師_ニ大_ノ臣_ニ禪_ニ師_ニ乃_ニ宣_ル
 久_ク愚_ク癡_ク仁_ニ在_ル奴_ノガ思_ハ和_ク久_ク事_ト毛_モ無_ク人_ノ乃_ニ不_レ當_ル無_ク禮_ト止_レ見_レ咎_ル幸_ニ流_ル乎_モ
 不_レ知_ル之_ニ天_ニ惡_ク友_ト爾_ニ所_ニ引_ル率_ル物_ニ在_ル是_ニ以_テ此_ノ奴_ノ等_ト毛_モ如_ク是_ク久_ク逆_レ穢_ル心_ト乎_モ
 發_ル在_ル計_ニ利_ニ止_レ方_ト斯_レテ_ニア_ニキ_ラカ_ニ仁_ニ知_ル由_レ此_ノ天_ニ理_ト波_ハ乃_ニ末_ニ爾_ニ末_ニ爾_ニ治_レ給_ル倍_ニ久_ク在_ル然_ニ此_ト
 遍_ル方_ニ猶_ニ道_ニ鏡_ニ伊_ニ所_ニ賜_ル天_ニ彼_ノ等_ト我_ガ惑_ル心_ト乎_モ教_レ導_ル天_ニ貞_ク久_ク淨_ク伎_ハ心_ト乎_モ以_テ
 天_ニ朝_レ庭_ニ乃_ニ御_ニ奴_ニ止_レ奉_レ仕_ル之_ニ米_ニ无_レ止_レ宣_ル爾_ニ依_ル天_ニ汝_ノ等_ト我_ガ罪_ト方_ニ免_レ給_ル但_ニ官_ニ方_ニ
 解_レ給_ル不_レ散_ル位_ト止_レ之_ニ天_ニ奉_レ仕_ル止_レ勅_ニ御_ニ命_ニ乎_モ聞_ル食_レ倍_ニ止_レ宣_ル又_ニ勅_ニ久_ク從_レ今_ニ往_ル前_ト

仁ニイサキ小過ケキアトマチモ在人アラムヒト所率イザナハル流止ルシ之シ所聞シノサ波カサスリ必法ノ乃未爾末仁ノマニマニ罪ツミ奈比ナヒ給岐良ヲヒ比ヒ

給タマハムト止ト勅御命ノリノミコト平ヒラ聞食キコシメサ倍止ヘト宣ノル

粟田道麻呂、粟田朝臣は、姓氏録に、天足彦國押人命三世孫、彦國尊命之後也。見ゆ、國押人命は、孝昭天皇の第一の御子なり、道麻呂は誰が子にかあらむ、詳ならず、官位は、卅四詔のはじめに引る文に見えたるがごとし、大津、大浦、大津、宿禰姓氏録に見えず、此姓いまだ考得ず、もこ連なりしを、天平寶字八年九月、此大浦に、宿禰の姓を賜へり、大浦は、誰が子にか詳ならず、寶龜六年五月、從四位上陰陽頭兼安藝守大津連大浦卒、大浦者、世習陰陽、仲滿其信之、問以三事之吉凶、大浦知其指意涉於逆謀、恐禍及己、密告其事、居未幾、仲滿果反其年授從四位上、賜三姓宿禰、拜兵部大輔兼美作守、神護元年、以黨和氣王、除宿禰姓、左遷日向守、尋解見任、即留彼國、寶龜初、原罪入京、任陰陽頭、俄兼安藝守、卒於官、○石川長年、石川朝臣は、姓氏録に、孝元天皇皇子、彦太忍信命之後也。見ゆ、建内宿禰の末也、長年は、誰が子にか、詳ならず、天平寶字八年十月、從五位下に叙し、同月式部、大輔に任ず、そこに年字を誤りて、手ご作り、さて件の三人、和氣王に同心せしこの事、卅四詔のはじめに引る文のどし、○大臣禪師乃宣は、道鏡なり、廿八詔に見ゆ、さて此奴がいへることをしも、かく天皇皇后なきの大命と同じさまに詔玉へるは、甚しきと也、○愚癡はカタクナミ訓べし、天智紀に癡奴、○人乃、本もに此二字なし、今是一本に依、○不當は、廿九詔に、無禮之不從、奈賣在人、人乃、あるつゞきを思ふに、那賣久ミ訓べき也、萬葉十二に、妹登日者無禮、恐いへるなごも、不當の意あり、○見答、十六詔に、人乃可ニ見答ニ事、和射、○所引率は、イザナハルミ訓べし、いざなふと、詔もに多かる中に、卅三詔に、人乃伊佐奈、假字書有、○此奴等は、上、件の三

人をいへり、○逆穢心手發は、人にいざなはれて也、○道鏡所賜天は、俗言に、もらひていふに全同じ、○朝庭御奴、御奴は、御臣也、官奴といふ物にはあらず、散位にしてあるにて知べし、さて御臣ならば、分て朝庭方といふに及ぶまじきとなれども、こは道鏡所賜天あれば、道鏡が領たる私の人なる意をもて、分てかくはいふ也、○奉仕、奉仕、無字、本に天に誤、今是一本に依、○宣、宣、依天は、道鏡がかくいふによりて也、○解は、登理ミ訓べし、六十二詔に、解官、取冠、官云々、官冠取賜云々、取冠罪免賜、官解賜云々、天武紀に、官位盡追、追字は、逐斥の意也、○散位、此訓おほえず、刀禰ミ訓る歟、おほゆれき、たしかにはおほえざれば、姑く音に讀り、さて散位は、官なくして、位のみなるをいへり、○從今往前、一本に、今の下に、波の細字あるは衍也、○必法、本もに必字なし、今是一本に依、○岐良給、十九詔に出、○件の如く詔は有つれども、次の文に、居十餘日、以道麻呂、爲飛騨員外、以其怨家從四位下、道朝臣斐太都、爲守、斐太都到任、即幽道麻呂夫婦於一院、不通往來、積三月餘日、並死二院中、從四位上、大津連大浦、爲日向守、奪其位封、從五位下、石川朝臣永年、爲隱岐員外、到任數年、自縊而死、有、

第卅六詔

同年閏十月庚寅、詔曰、此よりさき十月に、紀伊國に幸の御かへるさ、弓削行宮に到坐し、弓削寺にも幸して、佛を禮玉ふこ有、此詔は、弓削行宮におはします間の事也、弓削は、河内國若江郡にて、道鏡が郷也、

今勅イマノリクマハク久ク太政官オホマツリゴトノカサ能ノ大臣オホオミ方ハ奉仕ツカヘ人ヒト乃ノ侍坐時ハベリマス仁方ニハ必其官カナラズツノ平ヒラ授賜サツケタマフ

○詔詞解五

物^{モノ}仁^ニ在^{アリ}是以^{モテ}朕^{アガ}師^シ大臣^{オホ}禪^{ゼム}師^シ能^ノ朕^{アレ}守^{マリ}助^{タス}賜^{タフ}見^ミ内外^{ウチ}二種^{フタタ}
 乃^ノ人^{ヒト}等^{トモ}置^{オキ}其^{ソノ}理^{コトワリ}仁^ニ慈^{ウツクシ}哀^シ過^ア無^マ奉^{マツラ}仕^シ之^シ米^メ天^{テン}志^シ可^カ等^ト念^{オモ}保^ホ之^シ米^メ之^シ天^{テン}可^カ
 多^タ良^ラ能^ノ利^リ言^{コト}聞^キ久^ク仁^ニ是^{コト}能^ノ太^{オホ}政^{マツリゴト}大^{オホ}臣^{オホ}乃^ノ官^{ツカサ}授^{サツケ}末^{マツル}都^ツ流^ル仁^ニ方^ハ敢^ヘ多^タ比^ヒ
 奈^ナ牟^ム可^カ等^ト奈^ナ毛^モ念^{オモ}故^{コト}是以^{モテ}太^{オホ}政^{マツリゴト}大^{オホ}臣^{オホ}禪^{ゼム}師^シ能^ノ位^{クラキ}授^{サツケ}末^{マツル}都^ツ留^{ルト}止^ト乃^ノ御^ミ命^{ミコト}乎^ハ諸^{モロ}聞^ク
 食^{イハ}止^ト宣^{ノル}復^{マツリ}勅^{タマハ}久^ク是^{コト}位^{クラキ}授^{サツケ}末^{マツル}都^ツ良^ラ牟^ム等^ト申^{マツ}左^サ方^ハ必^{カナラ}不^ズ敢^ヘ伊^イ奈^ナ等^ト宣^{ノル}御^ミ命^{ミコト}乎^ハ諸^{モロ}聞^ク
 之^シ天^{テン}奈^ナ毛^モ不^ズ申^{マツ}之^シ天^{テン}是^{コト}能^ノ太^{オホ}政^{マツリゴト}大^{オホ}臣^{オホ}禪^{ゼム}師^シ乃^ノ御^ミ位^{クラキ}授^{サツケ}末^{マツル}都^ツ流^ル等^ト勅^{ノリ}御^ミ命^{ミコト}乎^ハ諸^{モロ}聞^ク
 食^{イハ}等^ト宣^{ノル}

奉仕^{奉仕}後^後人^人乃^乃云^云々^々は、無^無其人^{其人}則^則闕^闕あるにつきて、かくは詔玉^{詔玉}へる也、其人有^{其人有}ミ^ミきは任^任ス^スいふ文^文はなし、○守^守比^比は、守^守リ賜^賜ひ也、次^次々^々なる多^多比^比多^多布^布な同^同じ、○見^見方^方は、其^其状^状を見れば也、○内^内外^外二^二種^種乃^乃人^人等^等は出^出家^家ミ在^在家^家ミの^の人^人をいふ、すへて佛^佛法^法にては、佛^佛書^書を内^内典^典いひ、其^其餘^餘の書^書を外^外典^典いふとく、僧^僧を内^内ミし白^白衣^衣を外^外ミしたる也、こは皆^皆佛^佛家^家の私^私事^事なるが廣^廣まりて、常^常の^の人^人も然^然いふは、い^い有^有まじきと也、但^但し此^此天^天皇^皇なごは、いたくかの法^法を尊^尊み給^給ひて、出^出家^家し給^給へれば、此^此御^御言^言、あやしむべきにあらず、○置^置誤^誤は、於^於なり、○其^其理^理は、僧^僧は僧^僧、白^白衣^衣は白^白衣^衣ミ、各^各其^其こ^こわりにした^{した}が^がひて也、一^一本^本に其^其字^字を、甚^甚に誤^誤れり、○奉^奉仕^仕之^之天^天志^志可^可等^等、天^天志^志可^可は、てし^{てし}が^がな^なにて、願^願ふ辭^辭也、万^万葉^葉九^九に、見^見而^而師^師香^香跡^跡、悞^悞憤^憤時^時之^之なご、猶^猶多^多し、印^印本^本に、天^天志^志可^可を志^志可^可天^天ミ誤^誤れり、今^今は一^一本^本に依^依、○念^念之^之天^天、米^米字^字、多^多くの本^本に末^末ミ作^作り、そ

れも例^例多^多ければ、あしからず、され^{され}今^今は一^一本^本に依^依、○能^能利^利者^者は、宣^宣賜^賜也、道^道鏡^鏡が也、○敢^敢多^多比^比奈^奈牟^牟可^可等^等は、堪^堪賜^賜ひなむ賦^賦也、多^多比^比奈^奈牟^牟可^可を、一^一本^本に多^多可^可比^比奈^奈牟^牟ミ誤^誤れり、○伊^伊奈^奈は、否^否にて、辭^辭む言^言也、○念^念之^之天^天奈^奈毛^毛、一^一本^本に、天^天字^字を脱^脱せり、○御^御位^位、御^御字^字、道^道鏡^鏡を尊^尊み給^給へる也、めづらし、○此^此詔^詔につきて、詔^詔文武^{文武}百^百官^官、令^令拜^拜賀^賀太^太政^政大^大臣^臣禪^禪師^師、事^事畢^畢幸^幸三^三弓^弓削^削寺^寺禮^禮佛^佛、奏^奏唐^唐高^高麗^麗樂^樂、及^及黑^黑山^山爾^爾師^師部^部儻^儻、施^施太^太政^政大^大臣^臣綿^綿一^一千^千屯^屯、僧^僧綱^綱及^及百^百官^官番^番上^上已^已上^上、至^至直^直丁^丁擔^擔夫^夫、各^各有^有差^差、内^内暨^暨衛^衛府^府、特^特賜^賜新^新錢^錢、亦^亦有^有差^差、有^有擔^擔夫^夫の下^下、脱^脱文^文あるべし、また同^同月^月内^内申^申、留^留守^守百^百官^官、拜^拜賀^賀太^太政^政大^大臣^臣禪^禪師^師、賜^賜五^五位^位已^已上^上綿^綿人^人、三十^{三十}屯^屯、有^有、これ^{これ}は京^京にかへらせ給^給ひての事^事也、

第卅七詔

同年十一月癸酉、先是廢帝既遷淡路、天皇童臨三方機、於是更行大嘗之事、以美濃國爲由機、越前國爲須伎、庚辰詔曰云々、又詔曰云々、

由^ユ紀^キ須^ス伎^キ二^ニ國^{クニ}守^シ等^ト仁^ニ命^{ミコト}久^ク汝^ニ多^タ知^チ方^ハ貞^{サダ}明^{アカ}心^{ココロ}乎^ハ以^{モテ}朝^{アサヒ}庭^ニ能^ノ
 護^{モリ}等^ト之^シ天^{テン}關^{セキ}仁^ニ奉^{マツ}供^{ツカヘ}禮^レ方^ハ之^シ曾^{ソノ}國^{クニ}方^ハ多^タ久^ク在^{アレドモ}止^ト美^ミ濃^ノ止^ト越^{コシ}前^ノ止^ト御^ミ占^{ウラ}仁^ニ合^{アヒ}
 天^テ大^{オホ}嘗^ホ乃^ノ政^{マツリ}事^{コト}乎^ハ取^{トリ}以^{モテ}天^{テン}奉^{マツ}供^{ツカヘ}良^ラ之^シ止^ト念^{オモ}行^{ハシ}天^{テン}奈^ナ毛^モ位^{クラキ}冠^{クラナカ}賜^{タマハ}久^ク止^ト宣^{ノル}

關^關奉^奉供^供禮^禮方^方之^之曾^曾、此^此度^度由^由紀^紀の美^美濃^濃國^國に不^不破^破關^關、須^須伎^伎の越^越前^前國^國に愛^愛發^發關^關あり、そのかみ三^三關^關の國^國は、關^關國^國にて、重^重くせられ

しと也、三關はもこより國司分當守固、ミ軍防令に見えたる如くなれば、關に奉仕るこは詔給へる也、なほ三關の事、廿八詔にいへり、之字、一本に己ミ作り、それもあしからず、されど今は多くの本に依つ、之は助辭也、○美濃は、正しくは美怒ミ訓べきなれども、此紀の詔、古怒ミいへる言、みな後世のどく、乃ミあれば、今も然訓つ、○越前は、和名抄に、古之乃三知乃久知ミ有、○御占合是は、由紀須伎の國郡を定めらる、事、先神祇官に仰せて、御卜ありて、合へる國郡を以て、定めらる、こも也、○大嘗の事は、古事記傳八の卷に委く云り、○取以天奉供具之正、神祇令に、凡大嘗者、毎世一度、國司行事ミ有て、由紀須伎にあたる國司、京に參上りて、此事に奉仕る、そのこまかなる事は、貞觀儀式なごに見えたり、上件すべての意は、國はしも多かるに、美濃ミ越前ミ、由紀須伎にあたるは、汝たちの、明き心をもちて、關を守り仕奉るが故にぞあるらしの意也、本ごもに、天ノ字なし、今は一本に依、○念行天奉毛、毛字、一本に奉ミ作るはわろし、○位冠賜、賜の上に、上字なき落たるにはあらざる歟、此詔の次に、授美濃守正五位下小野朝臣竹良、從四位下、介正六位上藤原朝臣家依、從五位下、越前守從五位上藤原朝臣繼繩從四位下、介從五位下弓削宿禰牛養、從五位上、ミあり、

第卅八詔

件の文につきて、又詔曰、有、

今勅久 今日 大新嘗 乃 猶良比 能 豐明聞行日 仁 在然此遍 能

常 別 在 故 朕 佛 御 弟子 等 天 菩薩 戒 受 賜 在
 此 依 上 都 方 波 三 寶 仁 供 奉 次 天 社 國 社 乃 神 等 乎 毛 爲 夜
 備 末 都 利 次 仁 方 奉 留 親 王 多 知 臣 多 知 百 官 能 人 等 天 下 能 人 民 諸 乎 毛 爲 夜
 賜 慈 賜 幸 等 念 天 奈 毛 還 天 復 天 下 乎 治 賜 故 汝 等 毛 安 久 於 多 比 仁
 侍 天 由 紀 須 伎 二 國 乃 獻 禮 留 黑 紀 白 紀 能 御 酒 乎 赤 丹 乃 保 仁 多
 未 倍 惠 良 伎 常 賜 酒 幣 乃 物 賜 方 利 以 天 退 止 爲 天 奈 毛 御 物 賜
 方 久 止 宣 復 勅 久 神 等 乎 三 寶 離 天 不 觸 物 曾 止 奈 毛 人 能 念 天 在 然
 經 乎 見 末 都 禮 方 佛 能 御 法 乎 護 末 都 利 尊 末 都 流 方 諸 乃 神 多 知 仁 伊 末 志 家 利
 故 是 以 出 家 人 毛 白 衣 毛 相 雜 天 供 奉 仁 豈 障 事 波 不 在 止 念 天
 毛 本 忌 之 可 如 久 方 不 忌 之 天 此 乃 大 嘗 方 聞 行 止 宣 御 命 乎 諸 聞 食 止

大新嘗、大嘗ミ同じと也、○猶良比、猶は借字にて、直會にて、奈保理阿比の切れる也、直るこは、齋をゆるべて、平常

に復る意也、そもく大嘗の齋、神祇令に、散齋一月、致齋三日有て、義解に、散齋、謂仲冬之月、自朔至晦、致齋、謂自丑至卯、其辰日以後、即爲散齋、見え、大嘗祭式にもかく見ゆ、儀式にも、致齋三日、從丑至卯見えたり、卯日に、大嘗宮に御て、神にも祭給ひ、天皇御みづからも聞食て、大嘗の事畢るに依て、辰日よりは、豐樂院に御て、致齋をゆるべうちさけて、歡ひ集會意の名也、解齋の舞、又脫齋服復常、なごいふとは、午日の儀式畢てあるこなれども、卯日の儀式の終るも、致齋の解るなれば、同じ心ばへ也、江次第には、辰日朝、主水司、供解齋御粥、見えたり、さて諸社の神事にいふ直會も、神祭畢て後に行ふわざにて、同じ意也、○豐明、豐は、ゆたかなる意、明は、酒を飲て、顔の赤らむ意にて、酒宴をいふ也、豐明爾明坐、なごいひ、又此次の文に、赤丹乃保上云、云、こもあるにて知べし、猶くはしくは、古事記傳冊二の卷にいへり、○常利別在は、例の大嘗會の時こは、異なるをいふ、○御弟子等、諸本に、之字なし、今例に依て補へり、凡て古言に、こてこいへるとなし、さて此天皇は、廿七詔に、出家、佛弟子止成、有、そもく御飭をおろし給ひて、天津日嗣の御位に昇り坐ると、神世より今に至るまで、たぐひなく、いこもくゆ、しくかしこき御事也、○菩薩戒、廿八詔に、菩薩乃淨戒あり、○三寶は、ホトケを訓べし、○次云々、三寶を上方に詔玉ひて、神等を、次に詔玉へるは、佛書のみだり説にのみ惑ひ玉へる、いこもゆ、しきまがと也、○爲夜は、禮びにて、敬、同じ、四十一詔に、謹禮比仕奉りもあり、○還は、再御位に復り即給へるよし也、○安久於多比侍天は、今日の宴會の御席に也、於多比は、今世の俗言に、ゆるりこ、いふにあたり、○二國乃獻、一國の齋郡の内に、拔穂田にて、卜、定めたる、其田の稻を、拔穂いふ、其を持上りて、京の齋場院に於て、黒紀白紀に醸造て、献る也、其間くさくの行事有、委き事は、貞觀儀式、延喜大嘗祭式なごに見えたり、さて辰日の儀に、辨大夫就、版、奏、兩國所、献多米都物色目、其詞云、悠紀乃供奉、其國官姓名等、進、雜物、合若干荷、

就中献物、黒木御酒若干、白木御酒若干、云々、主基乃供奉、其國云々、進、申賜久止奏、○黒紀白紀、万葉十九、新嘗會肆宴の哥、天地與、久万氏爾、万代爾、都可倍麻都良牟、黒酒白酒乎、有、こは色の黒き白き、二種の酒也、上代の酒の名にぞ有けむ、其造法を考るに、儀式に、以、藥灰、和、御酒、五斗和、内院、白黒二酒、五斗和、大多米院、白黒二酒、見えたる、藥灰いふ物は、灰燒て、此灰を燒く役人有て、山に入て、燒得ると也、さて件、文に依に、此藥灰、白酒にするこ、黒酒にするこ、二種有て、各其を和すに依て、其色白黒こになると聞えたり、然るを造酒式には、新嘗會、白黒二酒料云々、其造酒者云々、熟後、以、久佐木灰三升、和、三合、一、是稱、黒貴、其、一、不、和、是稱、白貴、こあるは、かの儀式の、黒白共に、灰を和す異也、式の如きは、白酒は、灰を和さざる、尋常の酒聞えたり、世々を経るまに、變りぬるにや、又中原康富記には、二酒共に醴酒也して、白者、自其色也、黒者、上聊振、烏麻粉、こいへるは、又後の事にて、いさ、か其色を見せたるのみ也、○赤丹乃保は、酒を飲て、顔色の榮えて、赤くなるをいへり、豐明、こいふ明り是也、中臣、壽詞に、悠紀主基乃黒木白木乃大御酒云々、赤丹乃穂上所聞食、豐明、明御坐、こ有、又事は異なれど、万葉哥に多く、丹穂而、又狹丹、つらふなごいへるも、顔の紅なるをいへるは同じ、○多末倍は、たべにて、酒をのむをいへり、四十六詔に、こ、こ同じつ、きの語を、食、こ書り、今世の言にも、物を食ふと、酒をのむとを、たべるこいふ是也、○惠良は、古事記石屋戸段に、歡喜咲樂、こある字の意也、これを書紀には、噺樂、また歡喜盈、懷なき書れたり、なほ記の傳八の卷にいへるがこし、○常賜は、大嘗會の豐明には、いつも例にて賜ふよし也、○酒幣は、佐加麻比、こ訓べし、サカミテグラ、こ訓は非也、みてぐらこは、神に奉る物をこそいへ、君の臣に賜ふ物を、いかでか然はいはむ、字に依て、言を誤るとなかれ、麻比は、すべて神に奉る物にても、人に贈る物にても、下たる者に賜ふ物にても、通はしいふ言也、まひなひこいふも、まひこ同じ、然るを後世には、まひなひこいふは、正しからぬ賄賂